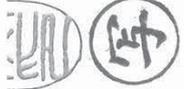


2. 資料編



(1) 諮問書 (写)

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」への諮問書
(写) を参考までに添付する。



印 環 第 3 6 9 号
平成 2 7 年 5 月 2 0 日

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会委員長 様



印西地区環境整備事業組合
管理者 板 倉 正

諮問書

次期中間処理施設整備事業に関する地域振興策について、下記の事項を諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 地域振興策の抽出に関すること。
- (2) 抽出された地域振興策の基本構想の検討及び評価に関すること。
- (3) その他、地域振興策において必要と認められる事項に関すること。

2. 諮問の趣旨

次期中間処理施設用地検討委員会による最終答申書の結果を踏まえ、当組合の管理者・副管理者により、応募のあった候補地の現地踏査及び建設候補地の選定会議を重ねた結果、平成26年11月28日に印西市内の「吉田地区」を次期中間処理施設の建設候補地として選定いたしました。

選定後については、建設候補地の地元町内会である「吉田区」を対象に、住民説明会や先進地視察を実施し、清掃工場に対する理解をさらに深めていただきました。

その結果、「吉田区」と「当組合」は本事業を推進するにあたり、双方の役割や今後の協議の進め方など、基本的な事項について確認・合意に至り、平成27年3月3日に「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」の締結に至りました。

今後、基本協定書に基づき、住民参加型の取り組みにより、吉田地区周辺地域の将来を見据えた地域振興策を考察するため、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第1号）により、貴検討委員会を設置させていただきます。

つきましては、全3項目からなる上記の諮問事項について、貴検討委員会のご意見を頂戴したく、お諮りするものです。

3. 地域振興策の定義

吉田地区周辺地域における地域特性及び潜在的需要に応じた排熱利用策、生活利便性向上策、雇用創出策及び集客策等の地域活性化へ寄与する策の各案。

4. 答申の時期

- (1) 上記の諮問事項のうち、(1)及び(2)については、平成28年3月を目途に答申をお願いいたします。
- (2) 上記の諮問事項のうち、(3)については、必要に応じて答申をお願いいたします。

(2) これまでの経緯

次期中間処理施設整備事業 これまでの経緯

年度	経緯
昭和61年度	印西クリーンセンター稼働開始（1・2号炉、粗大ごみ処理施設）
平成5年度	温水センター運営開始
平成8年度	地域冷暖房システムへの余熱（蒸気）供給開始
平成10年度	3号焼却炉増設工事竣工
平成11年度	印西地区一般廃棄物最終処分場業務開始
平成20年度	現在地内の建替用地（テニスコート部）での次期施設整備を管理者・副管理者に説明する。 組合議会及び関係市町村議会から、現在地ありきではなく、他の場所も検討すべきとの意見が示される。
平成21年度	【次期中間処理施設整備検討委員会】を設置する。 組合関係市町村より5箇所が抽出され、現在地を加えた計6箇所を比較検討地とする。 （印西市：8住区、9住区、現在地 白井市：平塚 印旛村：岩戸 本埜村：みどり台三丁目） 市町村合併により組合関係市町が印西市、白井市及び栄町の3団体となる。
平成22年度	【次期中間処理施設整備検討委員会】が、比較検討地における評点合計の上位3箇所を管理者へ報告する。（8住区、9住区、現在地） 管理者・副管理者会議にて、上位3箇所を候補地とすることを決定し、当該3箇所を行政区域内に持つ印西市へ意見照会したところ、9住区又は現在地が望ましいとの回答がある。 【次期中間処理施設整備検討委員会】が、次期中間処理施設整備基本計画（案）を管理者へ報告する。
平成23年度	管理者・副管理者会議にて、9住区がより望ましいと合意し、建設予定地として決定する。 建設予定地を9住区とした住民説明会を計11回開催する。
平成24年度	板倉新印西市長が管理者に就任 印西市長から管理者へ、「現計画の白紙撤回」が申し入れされる。 【次期中間処理施設整備事業用地検討委員会】を設置する。
平成25年度	【次期中間処理施設整備事業用地検討委員会】が、候補地選定方法に関する中間答申書を管理者へ提出する。 【次期中間処理施設整備事業用地検討委員会】が、候補地を印西地区内から広く募集【資料編(4)参照】し、6箇所の応募を受理する。 （岩戸地区、草深地区、滝地区、武西地区①、武西地区②、吉田地区） ※後に草深地区と武西地区①は辞退
平成26年度	【次期中間処理施設整備事業用地検討委員会】が、最終的な応募地4箇所に現在地を加えた5箇所を候補地として位置付け、比較評価する。 候補地の一つである吉田地区の地元町内会（吉田区）から、同意書が提出される。【資料編(5)参照】 【次期中間処理施設整備事業用地検討委員会】が、候補地の比較評価結果に関する最終答申書を管理者へ提出する。【資料編(6)参照】 管理者・副管理者会議（建設候補地選定会議）にて、吉田地区を建設候補地として選定する。【資料編(7)参照】 【次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会】と【次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会】を設置する。【資料編(29)参照】 地元町内会である吉田区と組合で、吉田地区を建設候補地として決定したことを確認及び両者の役割等を定めた基本協定を締結する。【資料編(8)参照】
平成27年度	【次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会】が、施設整備基本計画に関する答申書を管理者へ提出する。 【次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会】が、地域振興策に関する答申書を管理者へ提出する。

(3) 印西地区ごみ処理基本計画 (写・抜粋)

印西地区ごみ処理基本計画

(写・抜粋)



平成26年3月

印西市 白井市 栄町

印西地区環境整備事業組合

1. 計画策定

(1) 計画の目的

近年、環境問題の中でも取り分け地球温暖化が叫ばれる中、大量生産・大量消費・大量廃棄という使い捨て型の社会から持続可能な循環型社会を目指すとともに、深刻化する地球温暖化問題に対応するため、温室効果ガスの排出を抑える低炭素社会づくりの実現を目指して取り組みを進めています。加えて、天然資源の枯渇が懸念されており、この点からもごみ処理システムの見直しについて、検討が必要となっています。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、未曾有の被害と共に大量な災害廃棄物の発生や廃棄物の処理における放射能汚染をもたらし、印西地区の廃棄物処理にも想定外の大きな影響と不安を与えました。

こうした状況を受け、国では、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物の量に加えて循環の質にも着目した循環型社会の形成や国際的取り組みの推進、東日本大震災の反省点を踏まえた震災廃棄物対策の必要性について示しています。

さらに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の施行に伴い、平成25年6月に「ごみ処理基本計画策定指針」を改定しています。

印西地区環境整備事業組合及び、組合を構成する印西市、白井市及び栄町では、これまでに収集運搬業務を始めとしたごみ処理システムの一元化に取り組むとともに、ごみの発生抑制や減量化・資源化を図り、循環型社会の形成に努め、また、余剰蒸気を周辺地域の地域冷暖房等への熱源として供給し、エネルギーの有効利用を図って参りました。

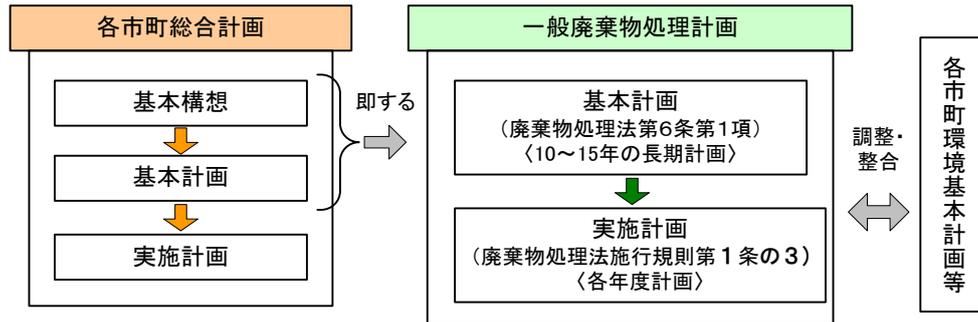
今後はさらなるごみ処理システムの低炭素化を視野に入れてごみ問題に取り組んでいくことはもとより、ごみ処理の安全・安定を維持し、今後の震災への十分な備えを計画していく等、新たな視点で計画を策定する必要があります。

組合と構成2市1町では、こうしたごみを取り巻く現状を踏まえ、長期的視野に立ち、平成21年3月に策定した「印西地区ごみ処理基本計画」を見直し、総合的かつ計画的にごみ処理を推進して参ります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき「一般廃棄物処理計画」として策定するものであり、印西地区共通の計画として、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

なお、本計画では、より実効性の高い計画策定を目指し、構成市町及び組合が実施する具体的な施策についても定めるものとします。



(3) 計画期間

本計画の計画目標年次については、平成26年度を計画初年度とし、計画目標年次を15年後の平成40年度とします。また、ごみ処理を取り巻く大きな変化があった場合、随時見直していくものとします。



(3) 中間処理計画

1) 既存施設における安定処理の確保と環境保全

①焼却処理施設

衛生的な生活環境の保全と公衆衛生の向上には、施設の安全・安定処理が不可欠であり、施設の延命化対策を含めて、各機器の予防保全としての定期点検と維持補修を計画的に実施していきます。

また、周辺環境に配慮して、安定した施設運転を継続していきます。さらには、省エネルギーと地球温暖化対策としての熱エネルギーの有効活用について、調査研究を継続していきます。

②粗大ごみ処理施設

安全・安定処理の確保及び施設の延命化対策として、各機器の定期点検と維持補修を計画的に実施していきます。

また、施設の安全性向上を目指し、施設改良、分別基準の見直し及び住民へ啓発を徹底していきます。

2) 次期中間処理施設整備事業の推進

①基本方針

「第三次循環型社会形成推進基本計画」(循環型社会形成推進基本法 15 条の 7 平成 25 年 5 月閣議決定)の基本理念及び「廃棄物処理施設整備計画」(廃掃法 5 条の 3 平成 25 年 5 月閣議決定)の「2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施」に基づき、粗大ごみ処理施設を含む次期中間処理施設の基本方針を以下に示します。

(1) 市町の一般廃棄物処理システムを通じた 3R 推進

【国の基本方針】

- ① 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用
- ② 資源の有効利用、温暖化効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減
- ③ 廃棄物の地域特性及び技術進歩の考慮
- ④ 地域振興、雇用創出、環境教育等の効果について考慮

【本計画における基本方針案】

廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて地域特性と最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境学習、福祉等の向上にも効果がある施設を整備します。

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

【国の基本方針】

- ① 住民や事業者に対して、施設の安全性、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源の有効活用、温暖化効果ガスの排出抑制等環境負荷低減、地域振興、雇用創出、環境教育に関する情報を明確に説明し、理解と協力を得られるよう努める。

【本計画における基本方針案】

情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。また、整備に当たっては、住民参加を重視して行います。

(3) 長期的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

【国の基本方針】

- ① 広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化を進めるべき。
- ② 既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ③ P F I 等の手法により、施設設計段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるように努める。

【本計画における基本方針案】

30年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していきます。また、経済性を考慮した廃棄物処理システムを構築します。

(4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

【国の基本方針】

- ① 廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進める。
- ② 地域の廃棄物処理システム全体で温暖化効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図っていくことが重要。
- ③ 地域特性を踏まえて回収エネルギーを熱供給により地域に還元する。
- ④ 温暖化効果ガスの排出抑制に努める。

【本計画における基本方針案】

ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、高効率な発電や地域特性に応じた熱供給などによる地域還元に取り組みます。

(5) 災害対策の強化

【国の基本方針】

- ① 大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要。
- ② 地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- ③ 大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割が期待できる。
- ④ 震災等により発生した災害廃棄物を保管するためのストックヤード整備を推進する。

【本計画における基本方針案】

大規模災害時にも稼働を確保し、その役割を継続できる強固な施設とします。また、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。

(6) 廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化

【国の基本方針】

- ① 入札・契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を目的として総合評価落札方式の導入を推進する。
- ② 温暖化効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。

【本計画における基本方針案】

入札・契約に際し、総合評価方式を導入し、透明性の確保・競争性の向上に努めます。

②施設整備における重要な事項

・ 公害防止に関わること

現印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進設備事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとします。

・ 施設の性能及び役割に関わること

- ① 環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん、その循環利用を十分に行える施設とするため地域特性と近隣市等の処理実績を踏まえ、最新技術を導入した施設整備とします。
- ② 安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムの構築を目指し、大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とします。
- ③ 廃棄物処理だけでなく広く環境に係る情報発信拠点の機能及び環境教育にも効果がある施設とします。

・ 事業方式に関わること

建設から運営までを含めて民間事業者へ委託する事業方式（PFI、DBO、包括的運営管理委託など）の採用を積極的に検討し、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した効率的かつ経済的な公共サービスの提供を目指します。

・ 住民参加に関わること

地域住民にとっての廃棄物処理施設となるよう、透明性・公平性を確保し、環境汚染への懸念を払拭し、事業主体への信頼を得られるよう、施設整備から運営のすべての段階において住民参加の機会を設け、住民とともに計画・管理していきます。

③整備する施設規模の見込み

・新・焼却処理施設

減量目標達成時（平成 40 年度）における下記焼却対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とします。ただし、直近の実績処理量を基に最終調整します。

減量目標達成時（平成 40 年度）の焼却処理量	37,893.96 t
災害ごみ・その他	4,000.00 t
（合 計）	41,893.96 t

・新・粗大ごみ処理施設

減量目標達成時（平成 40 年度）における下記処理対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とします。ただし、直近の実績処理量を基に最終調整します。

減量目標達成時（平成 40 年度）の破碎・選別処理量	3,389.07 t
----------------------------	------------

(4) 候補地の募集要項 (写)

印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地を募集します

土地所有者の皆さま

印西市・白井市・栄町住民の皆さま

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会 委員長 寺 嶋 均

印西市・白井市・栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、「ごみ処理施設」である印西クリーンセンターを昭和61年から稼働開始し、今年で28年目を迎えました。

これまで、事故や公害などの問題が生じることもなく、安定・安全な操業を継続してきましたが、施設の老朽化に伴い、次期中間処理施設（新たなごみ焼却施設及びリサイクルセンター）の整備事業を進めています。

次期中間処理施設を整備する候補地の選定にあたりましては、住民の皆さまのご意見を反映させ、積極的な情報公開を行うなど、透明性と公平性が強く求められていることから、公募等により選任された住民（11名）と学識経験者（4名）の計15名で構成される「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が設置されました。

検討委員会での協議内容等は、逐次情報を公開するとともに、住民の皆さまのご意見等を申し受け、会議での協議事項の参考としてまいりました。

ごみ処理施設は、皆さまの生活に必要な不可欠な施設であるにもかかわらず、未だにごみ処理という一面だけで迷惑施設と考えておられる方々もおり、建設候補地の地元合意形成を図ることは容易ではありません。

最新のごみ焼却施設は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減が図られるとともに、安全性にも十分配慮された施設です。また、単にごみを焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを活用する発電施設であり、環境学習にも活用されるなど地域の特性に応じた「地域活性化」への寄与が大きく期待できる施設でもあります。

こうしたことから検討委員会では、皆さまのご協力を得て次期中間処理施設の整備を進めるため、候補地を広く募集することといたしました。

次期中間処理施設の整備は、印西市・白井市・栄町にとって重要かつ喫緊の課題であることをご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

1) 施設整備基本方針

施設整備の基本方針は以下のとおりです。また、具体的な施設の内容は、建設候補地が決定した後に、用地の特性を考慮して計画します。

(1) 市町の一般廃棄物処理システムを通じた3R推進

廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて廃棄物の地域特性を考慮、また最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境学習・福祉等の向上にも効果がある施設を整備します。

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。また、整備・運営に当たっては、住民参加を重視して行います。

(3) 長期的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

30年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していくことと合わせ、経済性を考慮した廃棄物処理システムを構築します。

(4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、高効率な発電や地域特性に応じた熱供給などによる地域還元に取り組みます。

(5) 災害対策の強化

大規模災害時にも稼働を確保しその役割を継続できる強固な施設とし、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。

(6) 廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化

入札・契約に際し、総合評価方式^{※1}を導入し、透明性の確保・競争性の向上に努めます。

※1 総合評価方式

価格と価格以外の要素として、維持管理費を含む総合的なコスト削減、廃棄物処理施設の性能・機能の向上、資源循環、エネルギー回収、CO₂対策等の社会的要請への対応等の事項を含めて総合評価して落札者を決定する方式。

2) 施設整備における重要な事項

(1) 公害防止に関わること

現印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進施設事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとします。

(2) 施設の性能及び役割に関わること

- ①環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん、その循環利用を十分に行える施設とするため地域特性と近隣市等の処理実績を踏まえ、最新技術を導入した施設整備とします。
- ②安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムの構築を目ざし、大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とします。
- ③廃棄物処理だけでなく広く環境に係る情報発信拠点の機能及び環境学習にも効果がある施設とします。

(3) 事業方式に関わること

建設から運営までを含めて民間事業者へ委託する事業方式（PFI^{※1}、DBO^{※2}、包括的運営管理委託^{※3}など）の採用を積極的に検討し、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した効率的かつ経済的な公共サービスの提供を目指します。

(4) 住民参加に関わること

地域住民にとって親しみのある廃棄物処理施設となるよう、透明性・公平性を確保し、環境汚染への懸念を払拭し、かつ事業主体への信頼を得られるよう、施設整備から運営のすべての段階において住民参加の機会を設け、地域住民とともに計画・管理していきます。

※1 PFI (Private Finance Initiative)

民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用し、事業全体のリスク管理が効果的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる。

※2 DBO (Design Build Operate)

PFI方式の一つのパターンであり、民間事業者が施設設計(Design)、施設を建設(Build)、施設を維持管理・運営(Operate)を行う。ただし公共が資金調達を行い、設計・建設に関与し、施設を所有する。

※3 包括的運営管理委託

施設の運転方法など詳細については、民間事業者の裁量に任せることとして、運営・消耗品の調達・施設の整備などを単年度ではなく、長期的に包括的に委託する方式。

3) 整備する施設の概要

(1) 整備する施設の種類

高効率ごみ発電施設としてのごみ焼却施設及びリサイクルセンターとします。

(2) 整備する施設規模の見込み

	現中間処理施設 (印西クリーンセンター)	次期中間処理施設
ごみ焼却施設の規模	300 t/日	156 t/日程度
リサイクルセンターの規模	50 t/日	15 t/日程度

※各施設の規模は、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が推計した平成40年度における減量目標ごみ量を基に見込んでいますが、実際の整備に当たっては施設整備時の直近の実績処理量及び将来推計ごみ量を基に最終調整します。

※ごみ焼却施設は24時間連続運転、リサイクルセンターは1日5時間運転を想定しています。

(3) 施設概要

①ごみ焼却施設

可燃ごみの受け入れ設備、燃焼設備、排ガス処理設備、熱回収設備、排水処理設備、灰出し設備、発電設備、計装設備、通風設備運転制御室等

②リサイクルセンター

不燃ごみや粗大ごみの受け入れ設備、破碎・選別処理、貯留設備、運転制御室等

③管理プラザ

管理及び環境に関する学習や啓発を行うプラザ

※地域活性化へ寄与する地域振興については、建設候補地の決定後に周辺住民の皆さまと協議してまいります。

4) 募集要項

(1) 応募条件

土地所有者（個人及び法人等）または、町内会・自治会等の会長が応募できます。

- ①土地所有者が応募する場合、土地が属する町内会・自治会等の同意は必要ありません。
なお、土地所有者が複数の場合は、全員の連名により応募してください。
- ②町内会・自治会等の会長が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られていることが条件となります。なお、土地が複数の町内会・自治会等にまたがる場合、該当する全ての町内会・自治会等の会長の連名により応募してください。

(2) 用地条件

印西市・白井市・栄町の区域内の土地で、以下の条件に適合していることとします。

- ①2.5ha(25,000㎡)程度の土地が確保できること。ただし、防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性があります。また、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、除外されます。
- ②洪水浸水地域（市町の洪水ハザードマップにおいて注意喚起がされている地域）に指定されている土地ではないこと。
(土地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外されます)
- ③県立印旛手賀自然公園に指定されている土地ではないこと。
(土地の一部が県立印旛手賀自然公園であっても、除外されます)
- ④活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路（幅員7m以上を想定）の確保が困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地ではないこと。
※現在、印西市・白井市・栄町の区域内で活断層は確認されていません。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと。

(3) 募集期間

平成26年1月6日～平成26年3月31日

(4) 応募書類

- ①応募申込書（応募の意志をお伝えいただいた時にお渡しします）
- ②候補地位置図

(5) 説明の実施

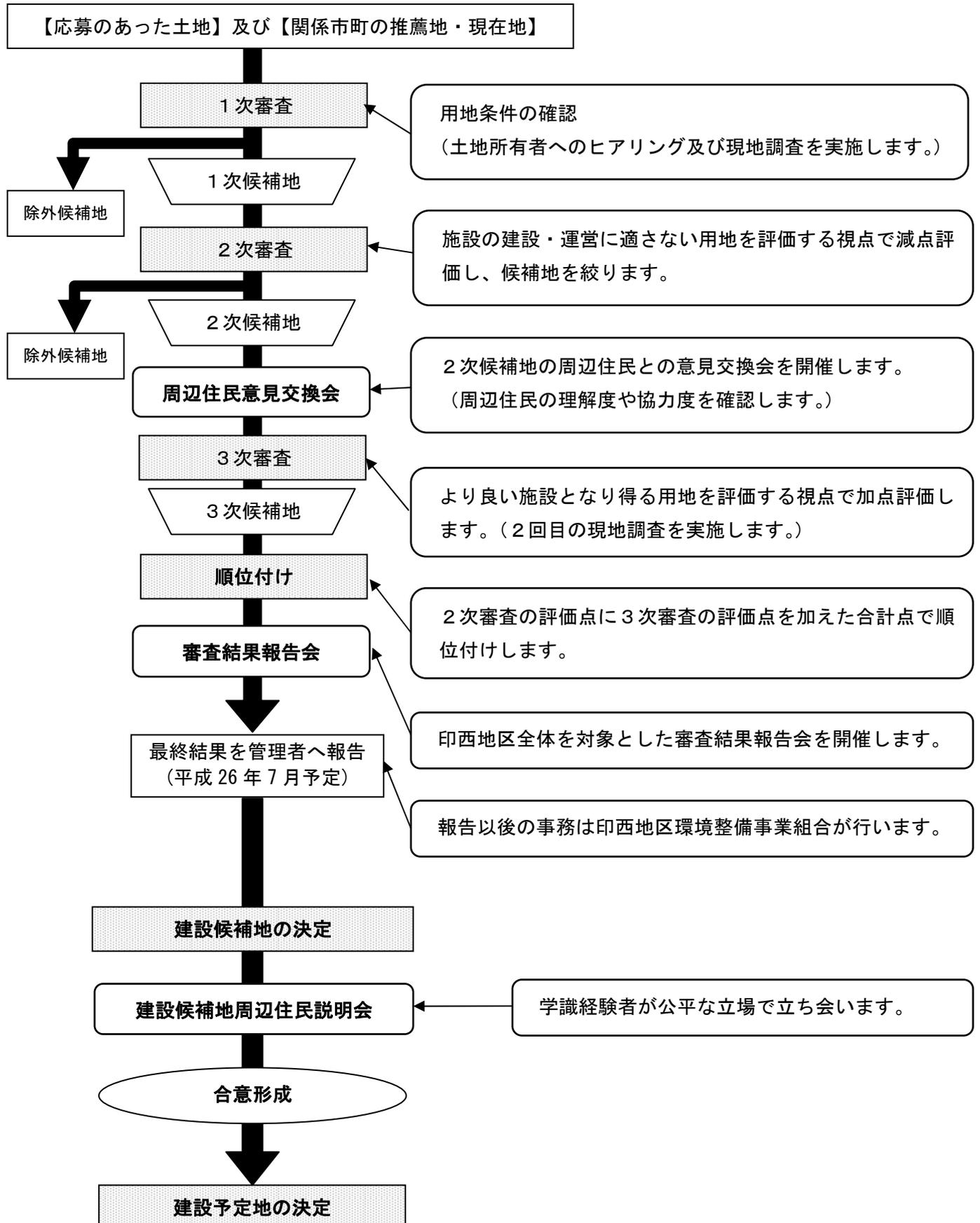
応募の検討にあたり、説明等の希望がありましたら、ご連絡をいただければ必要な対応をいたします。

(6) その他

- ①応募された方の住所・氏名等の個人情報は、用地検討委員会事務局が印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例（平成17年10月12日条例第5号）に基づき適切に取り扱います。
- ②候補地として比較評価するにあたり、必要に応じて現地の写真撮影、不動産鑑定及びボーリング調査等を行います。また、これらの調査結果は公表します。
- ③平成26年4月上旬に、応募された土地が属する町内会・自治会等の会長に、応募があったことをお知らせします。
- ④町内会・自治会等の同意書及び同意の状況を確認できる書類が添付されている場合、後述する3次審査で評価します。なお、当該書類は、応募後であっても3次審査の前であれば提出が可能です。
- ⑤地域活性化への寄与に関するご提案があれば、3次審査で評価します。なお、当該ご提案は応募後であっても3次審査の前であれば提出が可能です。

5) 建設予定地決定までの流れ

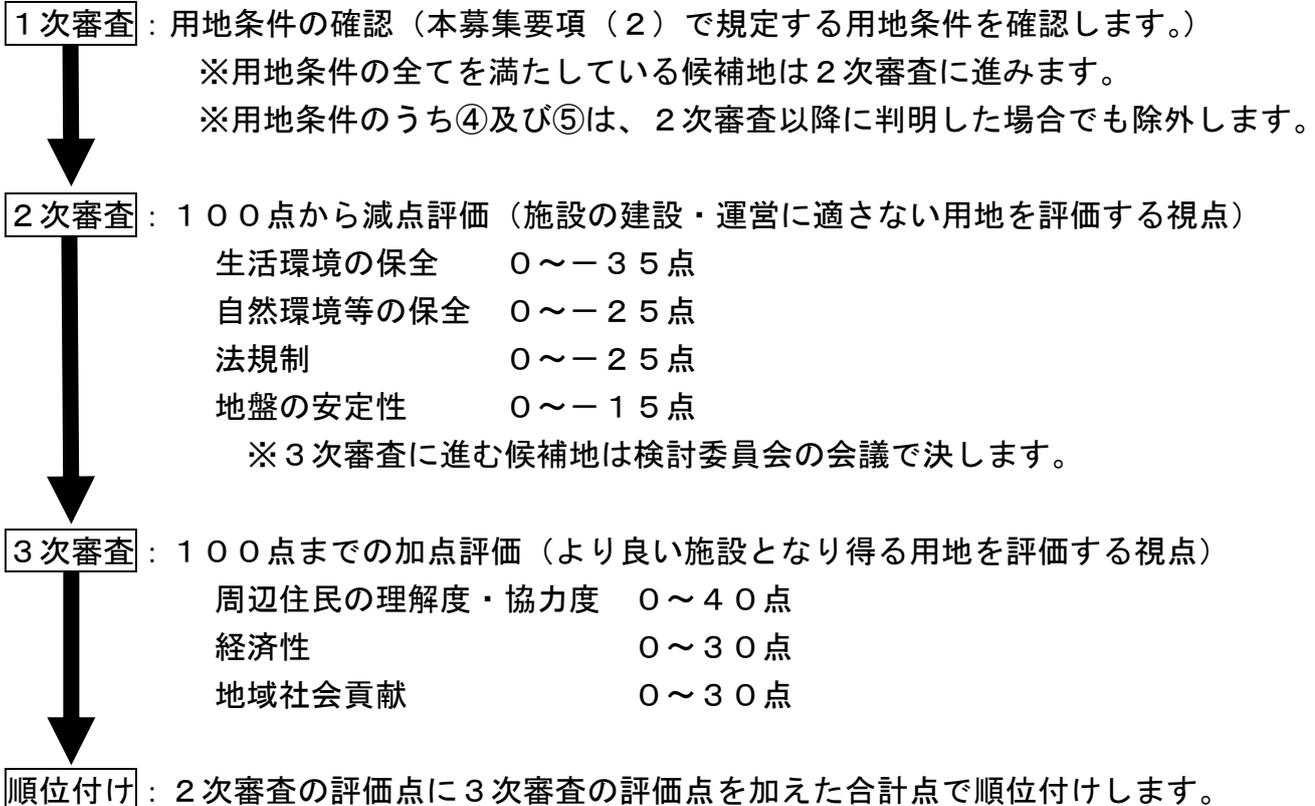
「応募のあった土地」に「関係市町の推薦地」と「現在地」を加えた全ての候補地を用地検討委員会の会議（原則として公開会議）で3段階審査し、比較評価・選定します。なお、候補地の場所は1次審査の段階で公表し、以後、各段階で審査結果を公表します。



6) 評価・選定基準の概要

評価・選定に用いる基準の概要は以下のとおりです。

なお、評価・選定に関する詳細事項は、末尾記載の組合ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



7) 問い合わせ・提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会事務局（技術班内）（平日9時～17時）
電話：0476-46-2734
FAX：0476-47-1765
E-mail：youchi@inkan-jk.or.jp
ホームページ <http://www.inkan-jk.or.jp>

(5) 吉田区の同意書 (写)

資料	頁
同意書（ブレインストーミング結果等を含む）	2-（5）-1
クリーンセンターアンケート集計結果	2-（5）-15
クリーンセンター情報提供	2-（5）-23

(写)

平成26年7月5日

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会
委員長 寺島 均 様

同意書

吉田区地権者グループより応募がなされた次期中間処理施設候補地
について、貴組合が最も適地と判断された場合、吉田区が希望・提
案する地域振興策を真摯に受け止め、協議の上両者の妥当な合意を
見だし、これを担保することを条件に受け入れに同意する。

吉田区 区長

大谷 芳 未

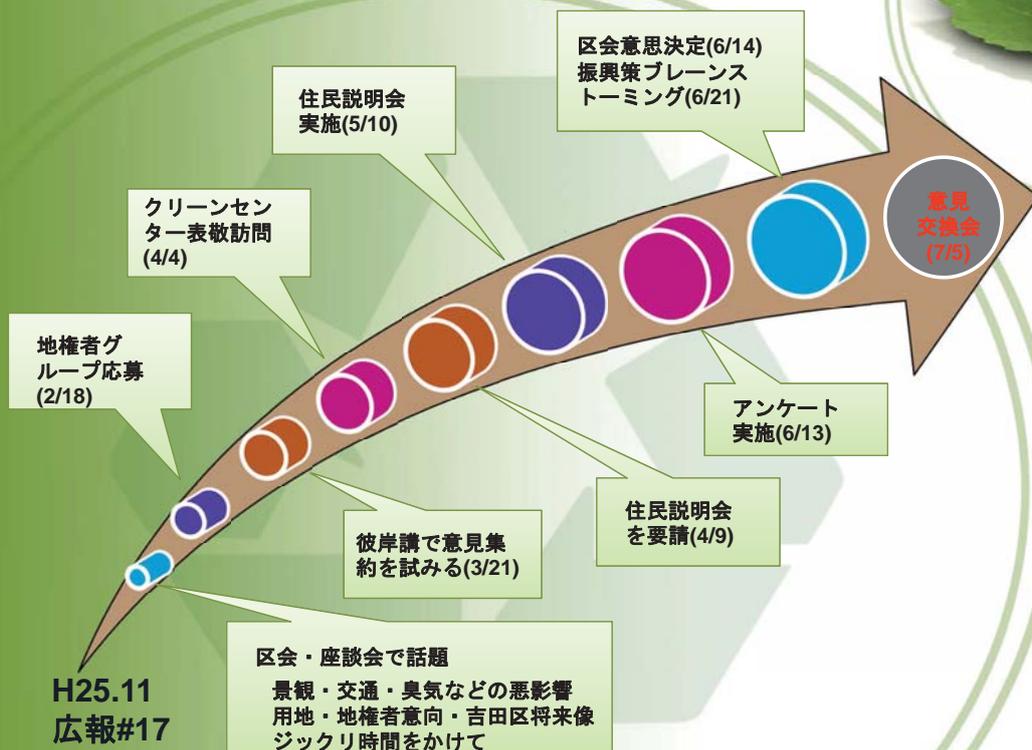


Welcome to Yoshida

吉田区



吉田区の歩んで来た道



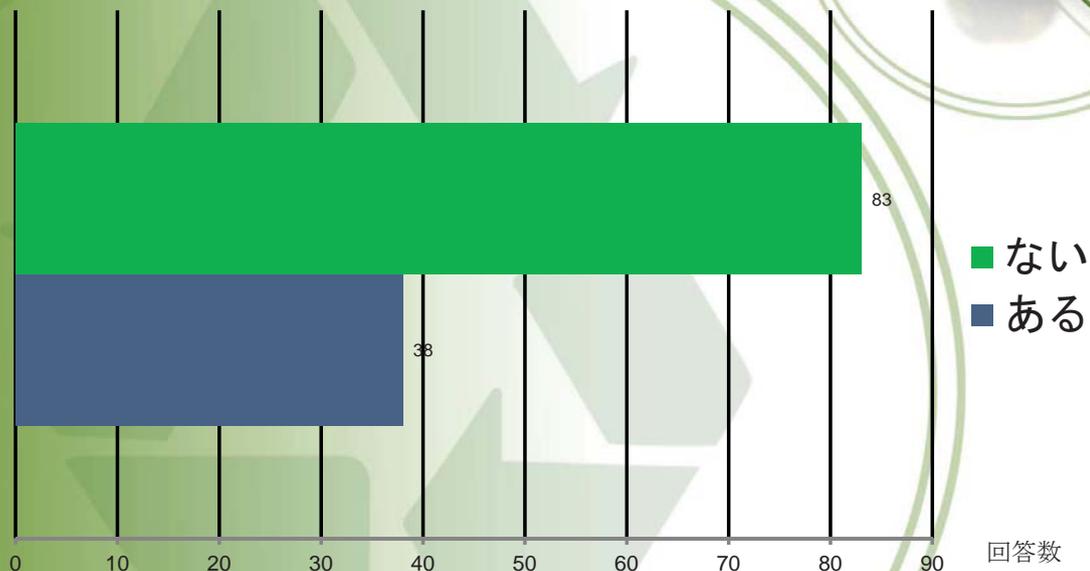
クリーンセンター アンケート



- 調査期間 : 5月30日
~6月13日
- アンケート対象 : 吉田区全戸
(130世帯)
- 記名方式 : 無記名
- 回収結果 : 124世帯
(回収率 : 95.3%)

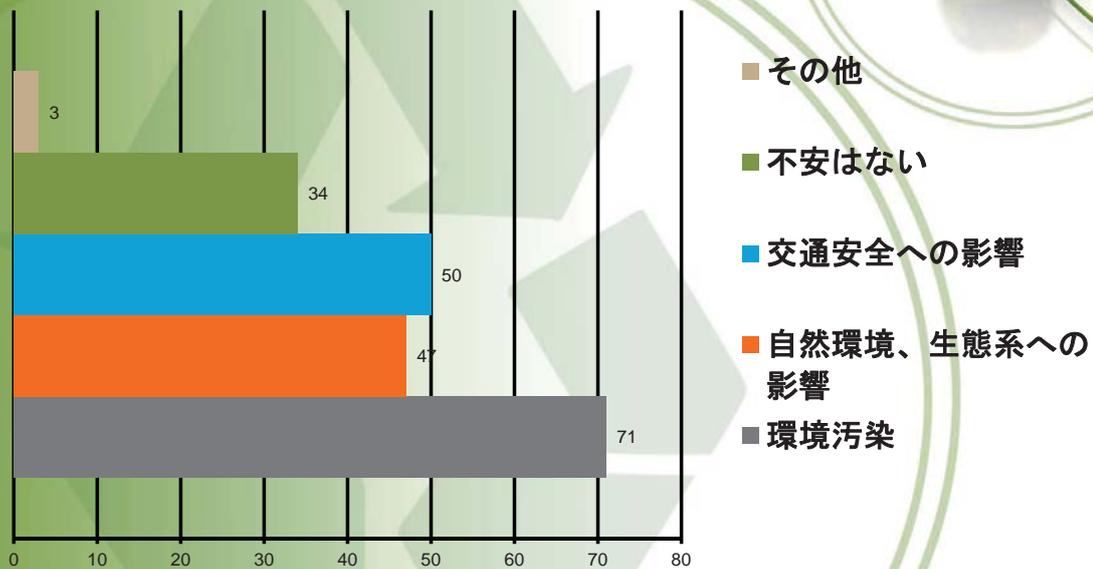


見学やゴミの直接搬入などでクリーンセンターへ行ったことがありますか？



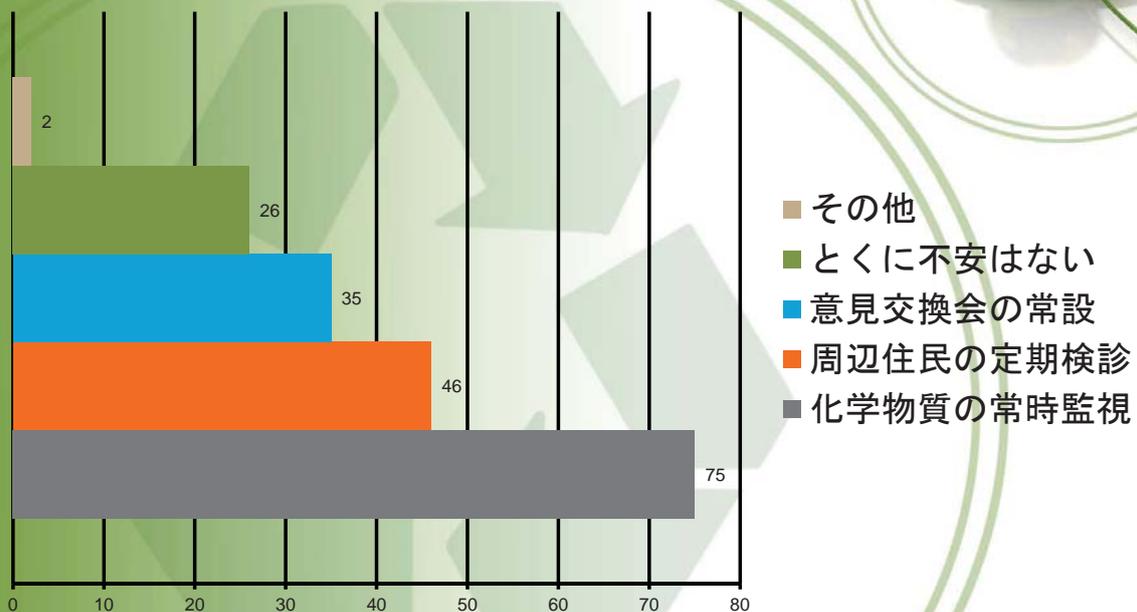
クリーンセンター体感者の割合

もし吉田区に施設を建設することになった場合、どの様な不安がありますか？



受け入れると答えた人々も含め多くの人が不安感を持っている

不安を解消するためには、どのような対処が必要ですか？



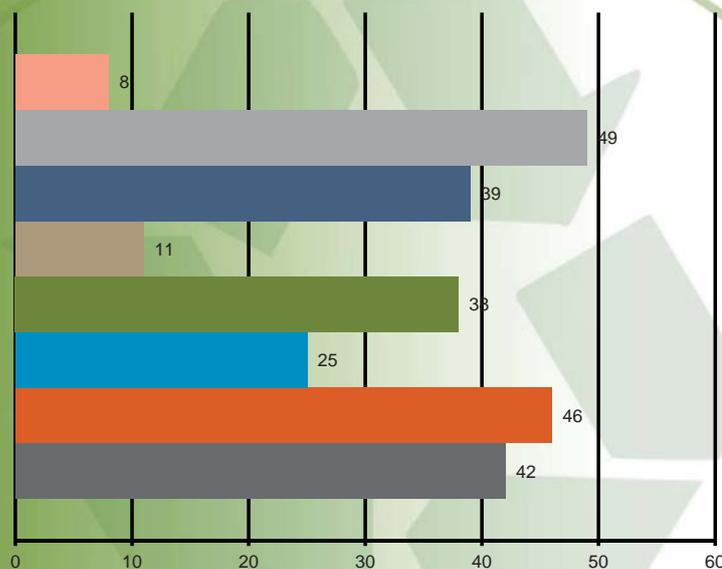
万全な安全対策を望んでいる

地域還元策の必要性はどのようにお考えですか？



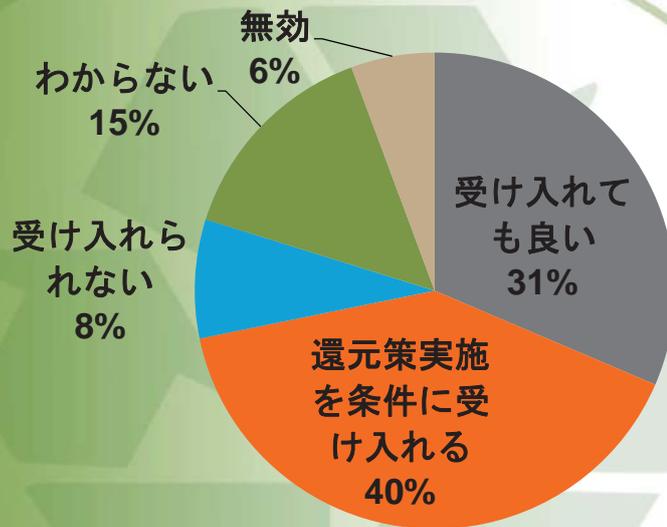
- その他
- どちらでもよい
- 必要である
- 必要ない

還元策で妥当なものは何でしょうか？



- その他
- 雇用の創出
- 防災拠点
- 植物園
- 運動施設
- 農業振興施設
- 福祉センター
- コミュニティーセンター

吉田区が建設適地と選定された場合、受け入れについてお聞かせ下さい。



回答例	受け入れても良い	還元策実施を条件に受け入れる	受け入れられない	わからない	無効
回答数	39	50	10	18	7

ご意見自由欄



- | | |
|---|---|
| 1 吉田区の発展の為にクリーンセンターは絶対必要です。 | 14 他の地域にした方が良いのでは？ |
| 2 吉田区発展の為に、クリーンセンターは必要だと思う。バス等の交通機関も検討してもらいたい。 | 空いている場所は他にも有るのでは？ |
| 3 印西市の一地区として是非受け入れるべきと思う。 | ゴルフ場がある場所では無理なのでは？ |
| 4 地域活性化のため、有っても良いのでは・・・と思う。 | 15 自然豊かな場所を壊す必要性はない と思います。 |
| 5 長文レター (別添) | 確かにゴミ施設などはとても大事な問題ですが、今のままの吉田をもっと大事にしてもらいたいと思います。 |
| 6 地域住民の理解を極力得て、進めて下さい。インフラ整備を望む。 | 16 進入路が狭くて危険。生活道路とは別に進入路を！！ |
| 7 吉田区には市の建築物がないので一つくらいは市の役に立ちたいと思います。 | 17 環境、その他数多くの問題あり。 何故受け入れられない地域が多いのか を問題として考えることが先ではないのか？ |
| 8 あまり積極的に誘致に動かず、請われて応じる形を望みます。なお、還元策の実現は必須条件である。(協定書の締結) | 18 賛成でも反対でもない。あまりよいと思わない。 |
| 9 地主以外の方から地元の方の土地なので反対できない。地主で無いから意見を言っても重みが無い。反対したら人間関係が悪くなるか心配。などと多数聞きました。泉CCのように区費として間接的でも全ての住民にメリットが有るよう進めるべきです。開発する事を第一に考えたら民間の開発有りきになってしまいます。 | 19 他の地域でクリーンセンターの周囲に生活している人々にメリット・デメリットを聞かないと分からないのでは？施設を作ると色々な人達が来るので問題がおきるのでは？ |
| 10 煙突の高さでどの地点にダイオキシンがふりそそぐのか？ | 20 アンケートの中に不安という言葉が出ましたが他県等でその様な問題があるのでしょうか？有るのであれば、もっとも 議論をして頂いた上で納得してYES/NOにしたい。 |
| 11 建設用地を拡大して欲しい | 土地が掛かった人はもちろん、他の人でなんらかこの施設に携わってほしい良いのでは(要望) |
| 12 地域還元とは地区・区分か半径何km径か？ | |
| 地域還元の区分の定義は？ | |
| 還元とは継続的なもの？ | |
| 13 吉田区民にプラスになればぜひ協力したいです。 | |

区会での意思決定



- 6月14日開催区会にて受け入れ方針を決議しました。（役員全員合意に至る）
- 同時に少数派ご意見の方々への継続的ケアを決定しました。

地域社会貢献策検討プロジェクト



- 受け入れ方針決定を受け、あるべき地域振興・還元策を協議する目的でプロジェクト結成されました。
- ブレインストーミング実施（6／21）

ブレインストーミング結果 (1/6)

大分類	中分類	小分類・具体的事業	排熱利用	防災機能	情報発信	産業振興	差別化	管理負担
観光	印旛沼周辺のレジャー拠点施設	サイクル駐輪場、ロードサービス(道の駅併設)				○	○	
		田んぼの自然公園						
		蛍自生池と観覧場						
		バナナ園	○					
		パラグライダー				○	○	
		足湯	○					
		印旛沼水族館(環境学習兼ねる)			○		○	×
		大きな動物公園						×
		ドッグラン						

サイクル駐輪場・ロードサービス



パラグライダー



ブレインストーミング結果 2 / 6



大分類	中分類	小分類・具体的事業	排熱利用	防災機能	情報発信	産業振興	差別化	管理負担
健康増進施設	スパ	サンセットスパ (素晴らしい夕日)	○				○	
		富士山、スカイツリーを同時に望む 露天風呂	○				○	
		岩盤浴	○					
	温水プール		○					×
	スポーツジム		○					×

サンセットスパ



サンセットスパ



掲載写真は、作成者の意向により
削除いたしました。

印西市・白井市・栄町の憩いの場、周辺市町村からも集客可。

ブレインストーミング結果 (3 / 6)



大分類	中分類	小分類・具体的事業	排熱利用	防災機能	情報発信	産業振興	差別化	管理負担
吉田区還元	排熱発電電力の地域供給		○					
	トランスヒートコンテナ		○				○	
	吉田区区費を負担頂く							
	余熱の権利を吉田区に		○					
	太陽光発電設備を張り巡らし吉田へ還元							
	温水の吉田区配布		○					
	振興策施設・サービスの無料化							

ブレインストーミング結果 (4 / 6)



大分類	中分類	小分類・具体的事業	排熱利用	防災機能	情報発信	産業振興	差別化	管理負担
公共施設	給食センターの次期候補地		○				○	
	リハビリセンター (湯治、怪我治療、障害回復の温浴施設)		○		○		○	
	シルバーセンター							
	調整池							
	コミュニティーセンター			○	○			
農業振興	温室ハウス	先進農業 (LED水耕全自動工場など)	○			○		
		高付加価値農業 (マンゴー、蘭、高級トマトなど)	○			○		

ブレインストーミング結果 (5 / 6)



大分類	中分類	小分類・具体的事業	排熱利用	防災機能	情報発信	産業振興	差別化	管理負担
産業	野菜工場		○			○		×
	温水洗車場		○			○	○	
	熱エネルギーを要する産業の誘致	チップ、エノキ、コンクリ再生、養魚場、堆肥、など	○			○	○	×
		国産うなぎ養殖場	○			○	○	×
	馬の調教施設（プール付き）		○			○	○	×
	道の駅または産直	スパ、プールなどのフロントを兼ねる	○			○		
		房の駅誘致	○			○		
防災	防災訓練所	一般向け	○	○	○			
		防災訓練自衛隊基地	○	○	○			
	防災拠点	多目的機能をもたせた広域避難所	○	○	○			

ブレインストーミング結果 (6 / 6)



大分類	中分類	小分類・具体的事業	排熱利用	防災機能	情報発信	産業振興	差別化	管理負担
青少年育成	スポーツ振興	シンクロなど日本代表を育てる基地	○				○	
		サッカー場、野球場、体育館	○					
		上記利用学生向け合宿所	○					
人口維持	季美の森の吉田版（ゴルフ場を生かす）	クリーンエネルギー完備宅地	○			○		×
インフラ	上下水道					○		
	吉田区内道路整備			○				
	バス運行	吉田・松崎経由駅・病院・商業施設行き						

吉田区が希望する未来形の グリーンセンター



- 家庭ごみと言わず、資源の言葉に変えること。
- ごみ処理場と言わず、資源循環センターに変えること。
- グリーンセンターと呼ばず、発電所にする事。
- 原発依存度・化石燃料輸入を下げることに少しでも貢献。
- 分別強化された大地の恵みの残り物はCO2として還元し、豊かな自然に返すこと。（生命の好循環に寄与）
- 同時に化石燃料からくるCO2削減に貢献。
- 巨大なグリーン掃除機（大気清浄機）にすること。
- DisposerからCreationへ。
- 資源循環センターに係わる人々のモチベーションを上げること。
（人間社会にとって必須・且つ大事な公共事業です）

同意書



吉田区地権者グループより応募がなされた次期中間処理施設候補地について、貴組合が最も適地と判断された場合、吉田区が希望・提案する地域振興策を真摯に受け止め、協議の上両者の妥当な合意を見いだし、これを担保することを条件に、受け入れに同意する。

吉田区 区長 大谷芳末

Welcome Clean Center



平成26年6月14日

クリーンセンター アンケート集計結果

調査期間 : 5月30日～6月13日

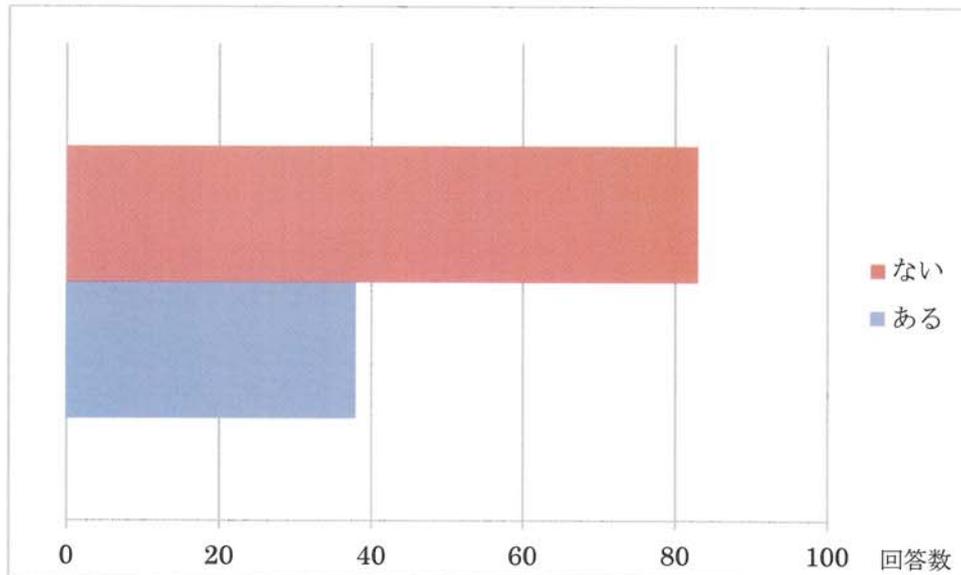
アンケート対象 : 吉田区全戸 (130世帯)

記名方式 : 無記名

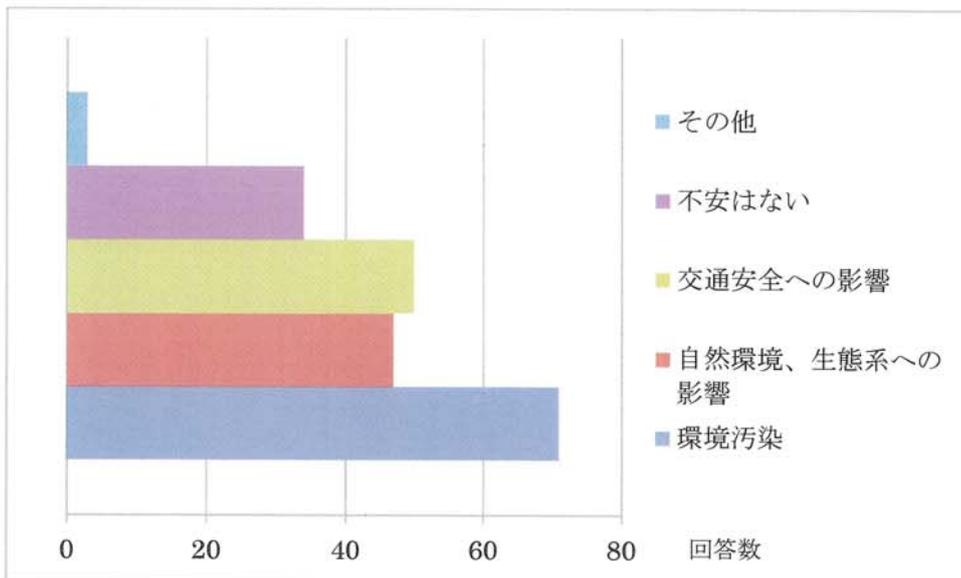
回収結果 : 124世帯 (回収率 : 95.3%)

作成 : 吉田区役員広報

見学やゴミの直接搬入などでクリーンセンターへ行ったことがありますか？



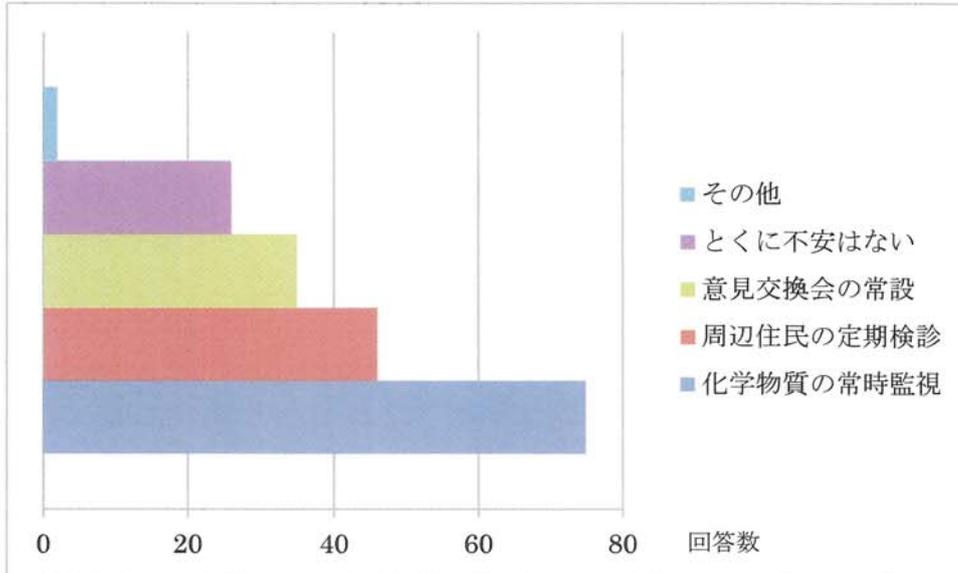
もし吉田区に施設を建設することになった場合、どのような不安がありますか？



<その他>

- 1 不安がないとは言い切れない。なってみないと問題点はまだ出て来ると思う。
- 2 景観の悪さをイメージ。
- 3 周囲の地価下落

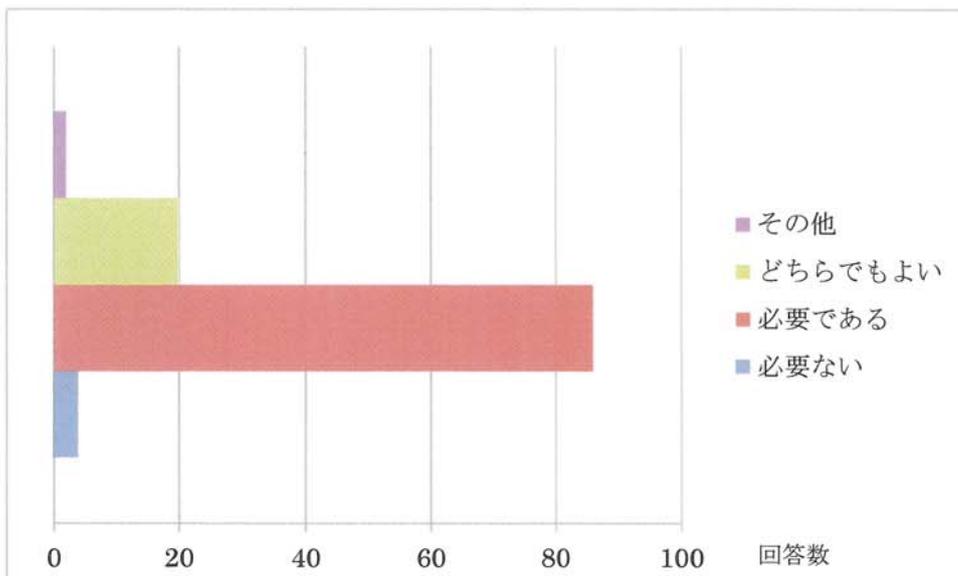
不安を解消するためには、どのような対処が必要ですか？



<その他>

- 1 道路の整備(渋滞・事故防止)
- 2 建物なるべく下げ木を植えたりする。
- 3 ばい煙等の定期検査報告

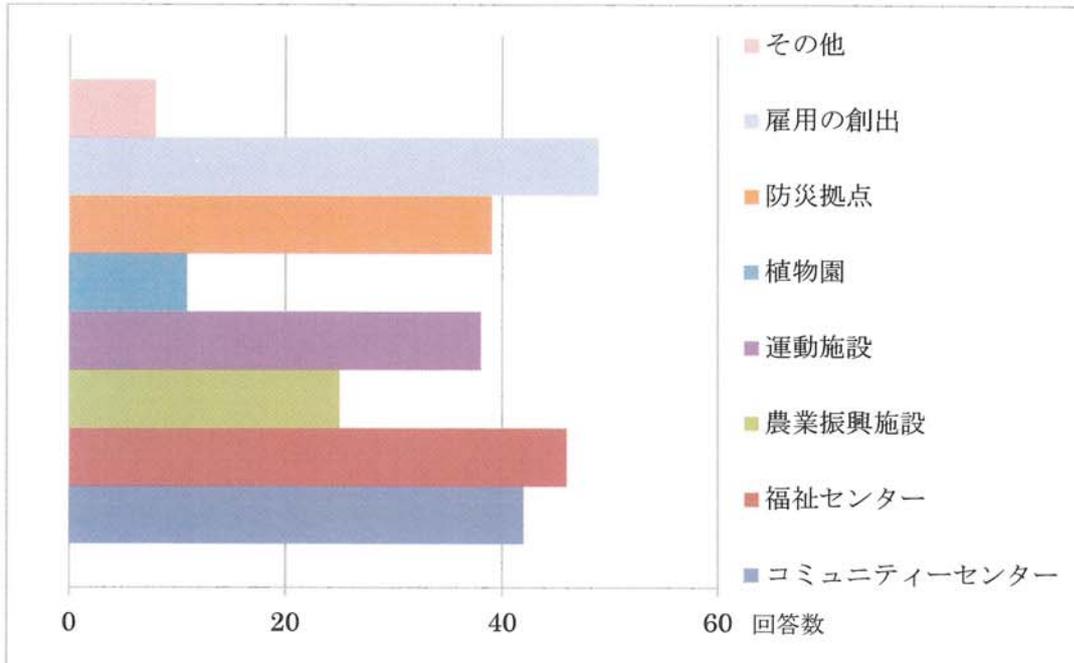
地域還元策の必要性はどのようにお考えですか？



<その他>

- 1 泉 CC のような全ての住民に何らかのメリットが欲しい。
- 2 上下水道整備、工事終了後舗装の打替え、加入申込料金工事業者持ちで。

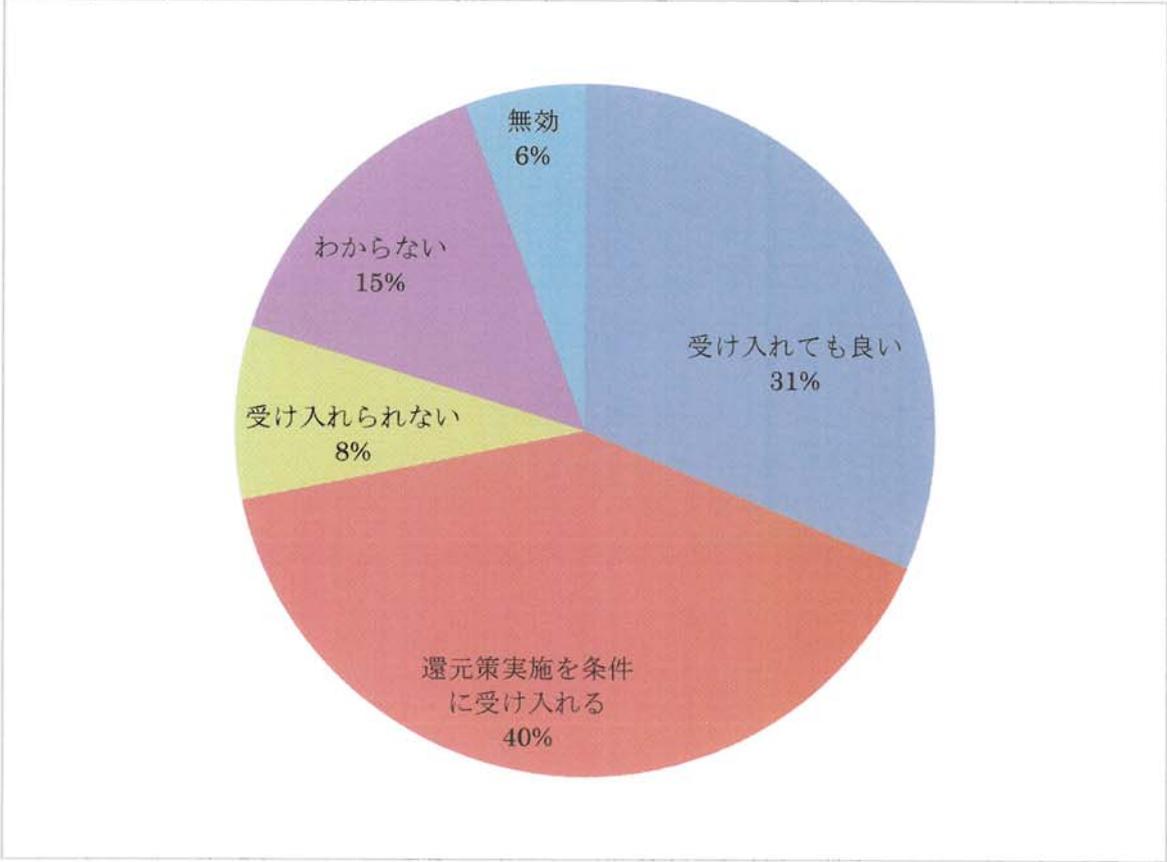
還元策で妥当なものは何でしょうか？



<その他>

- 1 上下水道の完備
- 2 印旛沼の水族館のような学習施設
- 3 スパ、道の駅(産直)
- 4 道路、水道、下水道
- 5 上記の物はあたりまえの策であえて記入しなくてもよい。何か沢山あります。
- 6 設問例について管理費等経費を考えた方がよろしいのでは！
ゴミ焼却時に発生する熱で発電し地元へ還元。
吉田区への毎年助成金(泉 CC のように)
- 7 集落内の道路整備
- 8 学生宿泊・合宿所

吉田区が建設適地と選定された場合、受け入れについてお聞かせ下さい。



回答例	受け入れても良い	還元策実施を条件に受け入れる	受け入れられない	わからない	無効
回答数	39	50	10	18	7

<注>無効データー

白紙回答や、受け入れる／受け入れないの両方に○で判別不能なもの。

<ご意見自由欄>

- 1 吉田区の発展の為にクリーンセンターは絶対必要です。
- 2 吉田区発展の為に、クリーンセンターは必要だと思う。
バス等の交通機関も検討してもらいたい。
- 3 印西市の一地区として是非受け入れるべきと思う。
- 4 地域活性化のため、有っても良いのでは・・・と思う。
- 5 長文レター(別添)
- 6 地域住民の理解を極力得て、進めて下さい。インフラ整備を望む。
- 7 吉田区には市の建築物がないので一つくらいは市の役に立ちたいと思います。
- 8 あまり積極的に誘致に動かず、請われて応じる形を望みます。なお、還元策の実現は必須条件である。(協定書の締結)
- 9 地主以外の方から地元の方の土地なので反対できない。
地主で無いから意見を言っても重みが無い。
反対したら人間関係が悪くなるか心配。
などと多数聞きました。
泉 CC のように区費として間接的でも全ての住民にメリットが有るよう進めるべきです。
開発する事を第一に考えたら民間の開発有りきになってしまいます。
行政と2市1町の政治が絡むので十分な議論が必要と思う。
このアンケート内容は誰が作りましたか？
- 10 煙突の高さでどの地点にダイオキシンがふりそそぐのか？
- 11 建設用地を拡大して欲しい
- 12 地域還元とは地区・区分か半径何 km 径か？
地域還元の区分の定義は？
還元とは継続的なもの？
- 13 吉田区民にプラスになればぜひ協力したいです。
- 14 他の地域にした方が良いのでは？
空いている場所は他にも有るのでは？
ゴルフ場がある場所では無理なのでは？
- 15 自然豊かな場所を壊す必要性はないと思います。
確かにゴミ施設などはとても大事な問題ですが、今のままの吉田をもっと大事にしてもらいたいと思います。
- 16 進入路が狭くて危険。生活道路とは別に進入路を！！
- 17 環境、その他数多くの問題あり。何故受け入れられない地域が多いのかを問題として考えることが先ではないのか？

- 18 賛成でも反対でもない。あまりよいと思わない。
- 19 他の地域でクリーンセンターの周囲に生活している人々にメリット・デメリットを聞かないと分からないのでは？
施設を作ると色々な人達が来るので問題がおきるのでは？
- 20 アンケートの中に不安という言葉が出ましたが他県等でその様な問題があるのでしょうか？
有るのであれば、もっともっと議論をして頂いた上で納得して YES / NO にしたい。
土地が掛かった人はもちろん、他の人でなんらかこの施設に携わっていければ良いのでは
(要望)

<長文レターの内容>

私の名前はゴミである。でもこの名前はきに入らない。でも、人間が付けたから仕方が無いかもしれない。

人間の家族にはファミリーという言葉があるそう？　せめて私たちにもゴミと言わずゴミリーとでも言ってもらいたい。

私達の故郷は宇宙で、父は太陽で、母は地球です。地球は青く輝いて美しい母です。私達ゴミリーは父の光を浴びながら、母のミルク（水）を一杯飲んで。

草木は青々として酸素を出し、空気と水を綺麗にしております。

お兄さん、お姉さんは父母の愛情に包まれて、地下深くに休んでいる。人間は父である太陽の光と、母である地球の水と酸素など色々な物を利用して生きている。野菜や果物とか、海川で育った魚、海藻、肉と色々な物を食べて生活している。

又、地下深くに休んでいる兄さん、姉さん達を掘り出して地下資源として建物や自動車、船など色々な物に利用して人間の為に使っている。

食べ物・地下資源など利用した残り物を私達ゴミとして厄介者扱いしてしまう。私達は悲しい。他のゴミリーは心ない人達によって道路に捨てられて車などに轢かれ散りばらになりながら自然に帰るしかないのです。その他、日本の美しい山川海に捨てられてしまい、大自然が側にあるのに、なかなか帰れなくて悪い脂汗とか、いやな臭いを出しながらもがき苦しい。その為、人々達にいやな思いをさせているのです。

私達ゴミリーは穏やかな気持ちで自然に帰りたいのです。お願いします。母の元、地球の大自然の中に返して下さい。

印西市、白井市、栄町の住人達は良い人達で、私達ゴミリーを分別して頂き、ゴミリーの友達同士で車に乗せられ、今度新しく出来る印西クリーンセンターに行くのです。場所は北総台地の高台にあり、見渡せばあちらこちらに里山があり、四季折々の化粧をして私の方が綺麗と競い合っ姿を見たいよ。目を凝らして下の方を見ると田んぼが色々な模様で光り輝きながら色々な口を開いて歌の合唱をかなでているよ。耳を澄まして聞いていると心がなごみます。そう思いながらゴミリー達は自然に帰れるのです。

帰る時にお湯を沸かし憩いの場に使います。電気など発電して市民の為に使います。

空には父である太陽が私達を見守ります。夕方西の空はオレンジ色で、すごく綺麗で輝いている。今日一日ご苦労さんと話しかけてくれながら西の空へ沈んで行きます。又明日ねと。

そう言う場所の印西クリーンセンターで私達ゴミリー家族は喜び、楽しみながらお母さんの地球の大自然に帰れます。

いずれまた、人類のお役に立てるでしょう。

ゴミリーのつぶやき

平成26年6月25日

クリーンセンター 情報提供

本書は吉田区の皆様によりの確な情報提供する
為に作成されました。先に行われたアンケートには
多数の貴重なご意見を頂いた中で、まだまだ情報が
行き届いて無い為に判断の迷いが少数派の中に散見
されました。より熟考頂いて多くの方がご納得頂く
ご判断・意思表示にご活用されることを望みます。

作成：吉田区区長 大谷芳末

<ご意見自由欄>お寄せ頂いた要件について、吉田区会に集まっている情報、討議されている考え方をお伝えする形でまとめてあります。

★地域還元とは地区・区分か半径何 km 径か？地域還元の区分の定義は？還元とは継続的なもの？

印西地区環境整備組合の公募要領には候補地外周半径300mに存在する町内会・自治会と謳われています。よって吉田区候補地の三次審査（住民の理解度・協力度の審査）は吉田区と松崎地区の2ヶ所が対象となっています。

印西地区環境整備組合の公募要領には、『地域活性化に寄与する地域振興については建設候補地決定後に周辺住民の皆様と協議してまいります。』とあります。

とは言っても、先の5月10日に開催された説明会で、同様な質問があり、候補地決定前ではありますが一般論として全国例から『プール、地域暖房、スポーツジム、ハウス、交流センター、音楽教室、料理教室、集会所、防災拠点、環境学習センター、等が考えられます』と環境組合担当者のお答えがありました。

還元の期間については、一時的なものと、永続的なものと両方が考えられます。上記の地域振興の設備などは一時的なものに値しますが、発電に利用した後の排熱は余りある量が排出され、この利用価値をどう扱うかが区会でも話題を占めています。例えばハウスや地域暖房、スパ、プールなどは継続的に無償のエネルギーをクリーンセンターが存在する限り得ることが出来ます。

★煙突の高さでどの地点にダイオキシンがふりそそぐのか？

かつて公害先進国あった我が国は、その後反省を踏まえて公害防止技術先進国に生まれ変わっています。

印西地区環境整備組合は先進クリーンセンターである東京都三鷹市・調布市で構成される『ふじみ衛生組合』を視察しており、次期クリーンセンター導入の手法としています。

ダイオキシンは車の排気ガス、やタバコ・野焼きの煙にも含まれています。

『ふじみ衛生組合』周辺街区の環境のダイオキシン濃度に比べ、煙突出口排煙に含まれるダイオキシン濃度は1/100まで今日の技術レベルは達しています。

煙突排煙の方が、周辺環境大気より低レベルであるのが現実です。

印西地区環境整備組合担当者はクリーン掃除機のように室内空気より掃除機排気の

方が綺麗であることをめざすとお話されました。

他の重金属類も検出限界以下の排煙ですから、近未来は迷惑施設イメージから巨大な空気清浄機と変貌する可能性を秘めた施設となる見込みです。

★環境、その他数多くの問題あり。何故受け入れられない地域が多いのかを問題として考えることが先ではないのか？

区会協議過程で同様な疑問を持つ方も多く、区会では最近報道された四街道ゴミ処理施設の大反対運動では一体何が起きているか？調べてみました。

継続反対・移転要求のみそら自治会（1,320世帯）の言い分

☆もともとクリーンセンターがあったところにみそら住宅団地があとから出来た。施設の最新化整備・地元との協調をしてこなかったのは行政の怠慢である。

☆立て替え用地を別に確保していながら、みそらに留まるとは、何事か？

☆立て替え用地取得に高い税金（5億）を使い、遊ばせておくのはいかがか？

☆広域化の名目で佐倉市や酒々井町になめられている。本当にコスト削減できるのか？

☆佐倉市は、せっかく選別して集積所に置いたのに、まとめて収集車に投げ込んでいる。

☆ゴミ処理の問題は自分たちの市でやるのが基本。

塩谷広域行政組合（矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町の2市2町で組織）自前処理場を検討するに際し全国失敗例を調査・原因を論評

③四街道市（千葉県）

・ゼロベースから市民参加型で用地選定を行ったが、最終的には絞り込みまではいたらなかった。つまり、決定に対して責任を持ち意志決定する人がいなかった。

・地域内のリーダーシップをとれる人がいなかった。

千葉日報ウェブ論評

2015年3月末で地元みそら自治会との協定確認書で約した稼働停止の期限を迎える四街道市のごみ焼却施設。2007年に8年間の稼働延長を自治会が認めた経緯もある。

以下は吉田区区会で話し合われているメッセージです。

- ・上記失敗例は行政と住民の不協和音に端を発している。
- ・とかく公共事業は政争の具になる例が多い。

・ハードウェア（技術）に問題があるとは触れてない。（反対原因ではない）
また、お膝元の印西クリーンセンターは市長交代劇まで起きました。この経緯は身近な皆さんも少なからず見聞きされていると思います。
28年もの間、自分達の排出ゴミを処理して頂きながら、無事故無違反のクリーンセンターに出て行けと言うニュータウンの人々の真の理由は何でしょう？？
問題はクリーンセンターではなく、人間が造り出している様に見えます。
一体何が真実か？見極めることも大事です。

★アンケートの中に不安という言葉が出ましたが他県等でその様な問題があるのでしょうか？有るのであれば、もっともっと議論をして頂いた上で納得して YES / NO にしたい。土地が掛かった人はもちろん、他の人でなんらかこの施設に携わっていければ良いのでは(要望)

アンケートは住民の皆様の意識調査、理解度調査を目的に、全国『一般廃棄物処理施設整備に係るアンケート』事例をもとに草案されました。

印西地区環境整備組合の環境対策は操業以来監視結果をオープンにしており公害防止協定を一度も超過したことはありません。（別添レポートご参照）
また、日々私達が排出する家庭ゴミを28年処理して頂いた中で、健康被害などの事例を一度も耳にしたことはありません。

7月5日の意見交換会ご案内裏面に印西地区環境整備組合の取り組む環境対策が記載されており、当日詳細説明を伺うことが出来ます。

★自然豊かな場所を壊す必要性はないと思います。確かにゴミ施設などはとても大事な問題ですが、今のままの吉田をもっと大事にしてもらいたいと思います。

ご意見は吉田区の多くの方々の思いと同一と思われます。
この自然豊かな住環境をいかに保全・後世に残すかが区会で議論されています。

今年の宗像小学校の新入生は8名で在校生は37名でした。今年度は統廃合の話題が出るのでは？と危惧しています。皆様が通学された1学級30人以上の時代から30～40年経た今日の姿です。1年1年は小さな変化で気づかないものですが、30～40年のスパンでは隔世の感があります。
この間、休耕の田畑も増え続け、山林を所有している地権者の方は管理もままな

らないのが現状です。

今後 30～40 年経たらどうなるか？を想定すると、吉田区世帯数半減し家系が絶えたり、墓守も出来なくなり、区費は半減、区執行事業（消防団、老人会、子供会、祭、環境維持活動等）も規模縮小、廃屋増加、山林・田畑の原野化が進むと考えられます。

5月に報道された日本創成会議（シンクタンク）のレポートでは、このまま無策で行くと全国で523の市町村が消滅すると報告され、政府はやっと少子高齢化対策に乗り出す姿勢を見せました。

少子高齢化の波は全国満遍なくひたひたと押し寄せ吉田区も例外ではありません。

『今のままの吉田をもっと大事にしてもらいたいと思います。』と言うお言葉は大賛成ですが、目的を達成するにはアプローチが必要です。この素晴らしい豊かな環境を保つ為には、維持管理が欠かせません。その為には、最低限の人・物・金をどうやって工面するか？持続させるか？の観点で区会では悩みながら試行錯誤してきました。

次世代、次々世代、代代と先を見据えた時、クリーンセンターは現世代の人々が出来る地域環境維持・振興の起爆剤になろうかと考えています。

ちなみに各種還元策の可能性をさぐってますが、このメリットを受けられるのはあなたを含む私達ではなく、次世代以後末代までの子々孫々に対する贈り物となろうかと考えています。

★地主以外の方から地元の方の土地なので反対できない。地主で無いから意見を言っても重みが無い。反対したら人間関係が悪くなるか心配。などと多数聞きました。

泉 CC のように区費として間接的でも全ての住民にメリットが有るよう進めるべきです。

開発する事を第一に考えたら民間の開発有りきになってしまいます。

行政と2市1町の政治が絡むので十分な議論が必要と思う。

このアンケート内容は誰が作りましたか？

『全ての住民にメリットを』のご意見に大賛成です。

地域社会貢献策プロジェクトで話し合われていることは、正に吉田区にどうやって永続的利益をもたらすかが焦点になっています。例えば

—どうしたら吉田区全戸に冷暖房エネルギーを届けられるか？

—先進ハウスで高付加価値農業事業を吉田区住民がやるにせよ、他から優秀な企業を招くにしろ、いずれにしても無料エネルギーのメリットを生かし収益の一部を吉田区区費として頂戴する。

- 一 排熱発電の電力を吉田区に振り向ける。
- 一 黙ってても出来るだろうスパだけでなく、産直や道の駅をセットにしそこをフロントにしてスパに向かう様にし、収益確保する。同様に収益の一部を区費で頂戴する。 などなど

もし、吉田区が選ばれたならば各戸区費の減額も夢ではありません。
候補地決定後、みなさんの力で交渉し勝ち取るメリットは大きいと考えています。

区会では地主さんへの遠慮は無用と話し合っています。なぜならば、もし吉田区が選定された場合、売買収益が入りますので、素直に『おめでとうございます』と祝ってあげたいと思います。一方、その方一世代、しかも単年度収入にすぎず、我々のめざしているのは後世に渡る永続的利益が目的で、住民全体のメリットは、はるかに大きいと考えています。この場合、住民みなさん全員に『おめでとうございます』となるでしょう。

また、前述したとおり、素晴らしい豊かな環境を保つ為には、維持管理が欠かせず最低限の人・物・金をどうやって工面するかで考えて、最大限のハコモノの助成を勝ち取り、運転収益から永続的区費収入を考えています。

もし反対意見がおありでしたら、その理由をオープンにし、話し合いを重ねることの方が効果的と考えます。情報不足や誤解から来るものでしたら、話し合いの結果、ご本人の納得を得ることが出来ます。反対に問題提起が多くの方にもっともだと言うことだとクリーンセンターが来たいと言っても蹴ることは何時でも出来ます。こうやってコミュニケーションを図ることのほうが、はるかに人間関係を良くすると考えます。

ちなみにアンケートは住民の皆様の意識調査、理解度調査を目的に、全国『一般廃棄物処理施設整備に係るアンケート』事例をもとに区長：大谷が草案し、区会幹部添削を経て発行しました。

★建設用地を拡大して欲しい

現在立候補されてる候補地は印西地区環境整備組合が計画しているごみ焼却施設とリサイクルセンター、30年後の立て替え用地として使用されます。地元還元・振興策については、候補地決定後、協議・具体化し、別途用地を求めることになります。

★進入路が狭くて危険。生活道路とは別に進入路を！！

吉田松崎線を分岐する案と松崎工業団地内道路を延伸する案があり、いずれも大半の運搬車両は松崎ルートを通行し、旧印旛村エリアが吉田区を通行すると思われます。センターへの車両通行は平均1時間20台でその内一部数台が吉田区通過となります。

また、地域社会貢献策プロジェクトで話し合われている中には吉田区内道路整備の案も含まれています。

★他の地域にした方が良いのでは？空いている場所は他にも有るのでは？ゴルフ場がある場所では無理なのでは？

★賛成でも反対でもない。あまりよいと思わない。

無用のものとする立場と、有用なものとする立場で判断が異なると思われる。ひとそれぞれの価値観があります。本書情報提供をご利用の上十分お考え下さい。ちなみに、泉CCには用地選定に立候補していることはお伝え済みで何ら問題は無いご返事を頂いています。支配人はもし吉田で具体化した場合、煙突のデザインを決めるのに参画されたい意向で、排熱利用にも興味を示されていました。

最後に

区会メンバーは吉田区の行く末を念頭に議論を昨年来重ねてきました。
先のクリーンセンター説明会では、住民より『全国に誇れるクリーンセンターにしましょう』との発言がありました。

私達をめざす未来形のクリーンセンターは

- ☆家庭ごみと言わず、資源の言葉に変えること。
- ☆ごみ処理場と言わず、資源循環センターに変えること。
- ☆クリーンセンターではなく、発電所にすること。
- ☆これにより、原発依存度・化石燃料輸入を下げることに少しでも貢献。
- ☆同時に化石燃料からくる CO2 削減に貢献。
- ☆分別された有機資源（動植物または加工品）より排出される CO2 を大地に還元し、豊かな自然に返すこと。（生命の好循環に寄与）
- ☆巨大なクリーン掃除機（大気清浄機）にすること。
- ☆資源循環センターに係わる人々のモチベーションを上げること。
（人間社会にとって必須な廃棄物処分を担う大事な公共事業です）
- ☆先進事例を造り、全国に発信

これらが実現に向かうと、かつての『迷惑施設』から『是非誘致したい施設』に大化けすることになるでしょう。

加えて夢が実現した場合の吉田区への波及効果は、

- ☆地域社会貢献策の実施。
- ☆吉田区の特性を生かした産業を興せる。
- ☆人々の往来が増加する。
- ☆若者に近隣の雇用機会が与えられる。
- ☆当然、出会いの場が増加する。
- ☆住環境も改善される。
- ☆新家庭が生まれたり、新住民希望が増加する。
- ☆人口を維持出来る。

これらの夢を実現するのは、誰かがやってくれるのではなく、現世代のみなさま全員に託されています。

以上

(6) 用地検討委員会最終答申書 (写・抜粋)

用地検討委員会による1次審査結果

※1次審査は全ての候補地を2次審査に進めることで決した。

No.	確認項目	条件	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	備考
1	面積要件	2.5ha(25,000㎡)程度とする。 ※防災調整地が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性もある。	約2.4ha (23,782㎡)	約2.4ha (24,451㎡)	約2.5ha (25,406㎡)	約2.6ha (26,125㎡)	約2.5ha (24,968㎡)	*1 岩戸地区、滝地区は、2.5haまで及ばないが、候補地内に現在地の清掃工場、管理棟、煙突及び建替用地を配置することで施設の設置が可能と判断する。なお、詳細設計においては、擁壁などの整備も考慮した造成計画を立案する。
		宅地	-	-	-	-	約2.5ha	
		畑	-	-	約0.8ha	約1.7ha	-	
		山林	約2.4ha	約2.3ha	約1.7ha	約0.9ha	-	
2	洪水浸水地域	土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	*1 岩戸地区、滝地区は、2.5haまで及ばないが、候補地内に現在地の清掃工場、管理棟、煙突及び建替用地を配置することで施設の設置が可能と判断する。なお、詳細設計においては、擁壁などの整備も考慮した造成計画を立案する。
		判定	○ *1	○ *1	○	○	○	
3	自然公園法で規定する公園	洪水によって浸水する地域を除外する。	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	*1 岩戸地区、滝地区は、2.5haまで及ばないが、候補地内に現在地の清掃工場、管理棟、煙突及び建替用地を配置することで施設の設置が可能と判断する。なお、詳細設計においては、擁壁などの整備も考慮した造成計画を立案する。
		判定	○	○	○	○	○	
4	その他 右記(i)～(vi)など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外する。 ※2次審査以降であっても、右記事項が判明した場合は除外する。	(i) 活断層を含む土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	*2 岩戸地区、吉田地区は、既存の幹線道路に接していないことからアクセス道路の確保が必要となるが、直近に既存の幹線道路が整備済み若しくは甲西市における幹線道路整備計画があること及びアクセス道路ルート(候補地から当該幹線道路までの最短距離 岩戸地区:約200m、吉田地区:約35m) *3 武西地区の土地のうち1筆と吉田地区の土地のうち1筆に、それぞれ所有権移転請求権が仮登記されているが、関係者が所有する書類の確認及びビザリングにより、用地買収時に当該請求権の抹消が可能であることを把握した。よって、左記の条件に該当しないものと考ええる。 *4 本件の具体的な確認は今後の作業となるが、現時点では左記の条件に該当しないものと考ええる。なお、全ての候補地における各土地は、用地買収の際、隣接地との境界確定が必要となる分筆が伴わないことから、公簿面積による買収が可能である。
		(ii) 大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
		(iii) アクセス道路(幅員7m以上を想定)の確保が極めて困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし	*2 該当なし	該当なし	
		(iv) 敷地境界の確定が困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
5	その他 右記(i)～(vi)など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外する。 ※2次審査以降であっても、右記事項が判明した場合は除外する。	(v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし	*3 該当なし	該当なし	*3 武西地区の土地のうち1筆と吉田地区の土地のうち1筆に、それぞれ所有権移転請求権が仮登記されているが、関係者が所有する書類の確認及びビザリングにより、用地買収時に当該請求権の抹消が可能であることを把握した。よって、左記の条件に該当しないものと考ええる。
		(vi) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地。または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
6	その他 右記(i)～(vi)など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外する。 ※2次審査以降であっても、右記事項が判明した場合は除外する。	(vii) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地。または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。	○	○	○	○	○	*3 武西地区の土地のうち1筆と吉田地区の土地のうち1筆に、それぞれ所有権移転請求権が仮登記されているが、関係者が所有する書類の確認及びビザリングにより、用地買収時に当該請求権の抹消が可能であることを把握した。よって、左記の条件に該当しないものと考ええる。
		判定	○	○	○	○	○	

用地検討委員会による2次審査結果

※2次審査は全ての候補地を3次審査に進めることで決した。

2次審査:100点からの減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)

No.	大項目	小項目	評価の考え方	減点		岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	評価基準
				最大減点	減点						
5	生活環境の保全	地域住民の日常生活への影響	地域住民の日常生活への影響が懸念される候補地を減点。	住宅	0点 -5点 -10点	-	-	-	-	-	300m以内に住宅がない。 100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。 100m以内に住宅がある。
				学校等	0点 -5点 -10点	0	-	-	-	-	300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。 100m以内に「学校」、「図書館」のいずれもなく、 100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。 100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。
				病院等	0点 -5点 -10点	0	-	-	-	-	300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。 100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、 100m超から300m以内に「病院」又は、「診療所」又は、「特別養護老人ホーム」がある。 100m以内に「病院」又は、「診療所」又は、「特別養護老人ホーム」がある。
				総合的な評価に当たって想定する着目点 歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響。 (全委員の評点平均)	0~-5点	-1	-3	-1	-2	総合的な評価に当たって想定する着目点 歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響。 (全委員の評点平均)	
6	自然環境等の保全	里地里山の保全	里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。 (総合的な評価)	航空規制	0点 -3点 -5点	-	-	-	-	-	総合的な評価に当たって想定する着目点 森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況。 (専門家のレポートに準拠して評価)
				埋蔵文化財包蔵地	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い。 (専門家のレポートに準拠して評価)
				農用地区域	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い。 (専門家のレポートに準拠して評価)
				生産緑地地区	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	収集運搬車による温室効果ガスの発生量が最大の候補地を「-10点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。-10点×(当該地における温室効果ガス発生量/最多の温室効果ガス発生量)※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。
7	自然環境等の保全	里地里山の保全	里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。 (総合的な評価)	航空規制	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。 高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。 高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。
				埋蔵文化財包蔵地	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。 候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。 候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。
				農用地区域	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に農用地区域がない。 候補地内の50%未満が農用地区域。 候補地内の50%以上が農用地区域。
				生産緑地地区	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に生産緑地地区がない。 候補地内の50%未満が生産緑地地区。 候補地内の50%以上が生産緑地地区。
8	自然環境等の保全	里地里山の保全	里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。 (総合的な評価)	航空規制	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街地調整区域。 第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、 第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域。
				埋蔵文化財包蔵地	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	候補地内は液状化対象外である。 候補地内に液状化しやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。
				農用地区域	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に液状化しやすい土地がある。
				生産緑地地区	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。 候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。
9	自然環境等の保全	里地里山の保全	里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。 (総合的な評価)	航空規制	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。 高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。 高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。
				埋蔵文化財包蔵地	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。 候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。 候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。
				農用地区域	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に農用地区域がない。 候補地内の50%未満が農用地区域。 候補地内の50%以上が農用地区域。
				生産緑地地区	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に生産緑地地区がない。 候補地内の50%未満が生産緑地地区。 候補地内の50%以上が生産緑地地区。
10	法規制	各種規制の状況	各種規制を受ける候補地を減点。	航空規制	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街地調整区域。 第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、 第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域。
				埋蔵文化財包蔵地	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	候補地内は液状化対象外である。 候補地内に液状化しやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。
				農用地区域	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に液状化しやすい土地がある。
				生産緑地地区	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。 候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。
11	法規制	各種規制の状況	各種規制を受ける候補地を減点。	航空規制	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。 高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。 高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。
				埋蔵文化財包蔵地	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。 候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。 候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。
				農用地区域	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に農用地区域がない。 候補地内の50%未満が農用地区域。 候補地内の50%以上が農用地区域。
				生産緑地地区	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に生産緑地地区がない。 候補地内の50%未満が生産緑地地区。 候補地内の50%以上が生産緑地地区。
12	地盤の安定性	液状化予測地域	液状化が懸念される候補地を減点。	航空規制	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街地調整区域。 第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、 第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域。
				埋蔵文化財包蔵地	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	候補地内は液状化対象外である。 候補地内に液状化しやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。
				農用地区域	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に液状化しやすい土地がある。
				生産緑地地区	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。 候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。
13	地盤の安定性	液状化予測地域	液状化が懸念される候補地を減点。	航空規制	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。 高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。 高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。
				埋蔵文化財包蔵地	0点 -3点 -5点	0	-	-	-	-	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。 候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。 候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。
				農用地区域	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に農用地区域がない。 候補地内の50%未満が農用地区域。 候補地内の50%以上が農用地区域。
				生産緑地地区	0点 -3点 -5点	0	0	0	0	0	候補地内に生産緑地地区がない。 候補地内の50%未満が生産緑地地区。 候補地内の50%以上が生産緑地地区。
減点評価結果(最大-100)				-36	-37	-59	-30	-36	-36		
2次審査の評価順位				2	4	5	1	2			

用地検討委員会による3次審査結果

3次審査:100点までの加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)

No.	大項目		小項目	評価の考え方		加点	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	評価基準	
	最大加点	40点		最大加点	40点								
14	40点	周辺住民の理解度・協力度	周辺住民の理解度・協力度の状況	周辺住民の理解度・協力度が高い候補地が望ましい。(総合的な評価)	0~40点	9	6	7	27	7	総合的な評価に当たって想定する着目点 周辺住民意見交換会などにより用地検討委員会が把握した次の状況。①応募者及び町内会・自治会等が行った周辺住民意見の集約方法(アンケート実施及び会議開催等)、②周辺住民の中間処理施設に対する情報把握の正確さ、③周辺住民の中間処理施設に対する理解の深さ、④周辺住民の誘致意欲の高さ、⑤周辺住民の賛成の程度(反対者の割合、反対の理由及び反対の強さも確認)、⑥周辺住民と今後も継続協議が出来る状況か否か。また、その程度、⑦町内会・自治会等の同意等の有無等。 (全委員の評点平均)		
15	30点	経済性	概算事業費	用地取得費用、基盤整備費用及建設費用の合計が安価な候補地が望ましい。	0~30点	29	29	29	29	30	概算事業費が最も安価な候補地を「30点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。 ※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。		
16	30点	地域社会貢献	地域活性化への寄与	地域活性化への寄与が高い候補地が望ましい。(総合的な評価)	0~30点	17	19	19	19	20	総合的な評価に当たって想定する着目点 排熱利用、ごみ焼却施設の利用形態(環境学習・福祉関連・情報発信)、防災機能及び地域振興(雇用創出を含む)に関する効果、優位性及び将来性。 (全委員の評点平均)		
加点評価結果(最大100)							55	54	55	75	57		
3次審査の評価順位							3	5	3	1	2		

用地検討委員会による順位付

2次審査の評価点に3次審査の評価点を加えた合計点で順位付けを行った。

区分	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	備考
	減点評価(施設の建設・運営に適さない、用地を評価する視点)	-36	-37	-59	-30	
A	64	63	41	70	64	
B	55	54	55	75	57	周辺住民の理解度・協力度、経済性及び地域社会貢献の項目で加点評価した。
A+B	119/200	117/200	96/200	145/200	121/200	
総合審査結果	3	4	5	1	2	
総合順位						

用地検討委員会による候補地による候補地の記述評価（建設候補地の検討における留意点）

岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
<p>3位（119/200点）</p> <p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は10/30点で、日常生活への影響は比較的少ないと評価したが、敷地境界から約280mに組合が管理する最終処分場及び同じく約265mに民間の産業廃棄物中間処理場（木質系廃材の破碎処理）が立地していることから、事業効率で優位な点を一部有するものの、廃棄物関係施設の偏在化に拍車がかかると考えられる。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度」の評価についても9/40点と低い。</p>	<p>4位（117/200点）</p> <p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は10/30点で、日常生活への影響は比較的少ないと評価したが、敷地境界から至近距離（約40m）に戸建住宅が立地する。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度」の評価についても6/40点と低い。③周辺町内会の滝野自治会連合会から反対を趣旨とする請願書（署名2,690人）が用地検討委員会のほか関係機関に提出されている。</p>	<p>5位（96/200点）</p> <p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は30/30点で、日常生活への影響が最も大きいと評価した。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度」の評価についても7/40点と低い。</p> <p>【その他の特性】</p> <p>①敷地境界から100m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅計画がある。②候補地面積の約70%が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が比較的大きい。③候補地面積の約85%が埋蔵文化財包蔵地である。</p>	<p>1位（145/200点）</p> <p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は5/30点で、日常生活への影響が最も少ないと評価した。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度」の評価についても27/40点と全候補地中最も高く、更には候補地が属する地元町内会である吉田区からは、事業の受け入れに関する同意書が提出された。③また、候補地の募集要項に記載した求めに応じ、吉田区から唯一、地域振興策の具体的な提案が書面で提出されたが、評価小項目No.16の「地域活性化への寄与」の評価（委員の平均点）は、全候補地の平均点程度にとどまった。これは、アクセス環境等が良好ではない場合、地域振興に資する施設の利用者数及び受益者数の増が期待出来ないことが理由であると考えられる。</p>	<p>2位（121/200点）</p> <p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は15/30点で、日常生活への影響は中程度と評価したが、敷地境界から300m内に高層集合住宅が立地する。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度」の評価についても7/40点と低い。③周辺住民から反対を趣旨とする請願書（署名727人）及び中央北地区自治会町内会連絡会会長有志からも反対を趣旨とする要望書（署名13人）が用地検討委員会のほか関係機関に提出されている。</p>
<p>【その他の特性】</p> <p>候補地の全域が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が比較的大きい。</p>	<p>【課題等】</p> <p>本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明がないこと、②折衝等が求められると考えられる。③本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必要（既存の幹線道路まで最短約200m）となることと合わせ、防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【課題等】</p> <p>本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【その他の特性】</p> <p>①本候補地は唯一、住居系の用途地域（第2種住居地域）に位置する。②里地里山及び生物多様性への減点要素がない。③液状化の注意喚起箇所（液状化がややしやすい）である。④本候補地周辺は、千葉ニュータウンの中心地として、今後も都市機能の発展が予想される。</p>	<p>【その他の特性】</p> <p>①候補地面積の約65%が畑であることから、里地里山の全域が埋蔵文化財包蔵地である。</p> <p>【課題等】</p> <p>施設整備計画が明確化されていない現状で地元町内会から同意書が提出されたことは特筆すべき優位点であり、また、候補地の応募に同意した全28人の土地所有者の内、21人が地元町内会の吉田区に現住していることとも含め、本候補地を建設候補地として決定する場合、以後、円滑な事業推進が大きく期待出来るものと考えられる。ただし、少数意見を尊重する観点及び周辺町内会の松崎区における「周辺住民の理解度・協力度」の評価が低いことを勘案した適切且つ慎重な対応が求められると考えられる。また、本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必要（印西市の計画幹線道路まで最短約235m）となることと合わせ、防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>
<p>【周辺住民意見交換会等で寄せられた住民意見の内、今後、住民に対し、事業主体として十分な説明が必要であると考えられる普遍的な意見】</p> <p>①印西地区では、一般的に迷惑施設と認識される公共施設が多く（印西クリーンセンター、最終処分場、印西斎場、印西霊園等）が印西市内に偏在しており、不公平を感じる。</p> <p>②建設地周辺における不動産価格の低下、健康被害及び農作物への被害（風評被害を含む）を懸念する。</p> <p>③建設地周辺におけるごみ収集車の通行増に伴う排ガス、渋滞及び事故等を懸念する。</p> <p>（以下は、現在地以外を建設候補地として決定する場合に、十分な説明が必要であると考えられる事項）</p> <p>④現在地で操業する印西クリーンセンターは長期的視点で決定された都市計画に基づき公共施設であり、既に建替用地を保有しているにもかかわらず、何故現在地で次期中間処理施設を整備しないのか疑問を感じる。</p> <p>⑤豊かな自然環境（里地里山）の破壊を懸念する。</p>				

(7) 建設候補地の選定結果 (写)

次期中間処理施設の建設候補地の選定結果（管理者・副管理者会議で選定）

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
①用地検討委員会から提出のあった最終答申書における審査結果 ※詳細は別紙の「用地検討委員会による候補地の記述評価」を参照	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。 2次審査(減点評価) 64/100点 3次審査(加点点評価) 55/100点 総合審査結果(2次・3次の合計点) 119/200点 総合順位 第3位	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。 2次審査(減点評価) 63/100点 3次審査(加点点評価) 54/100点 総合審査結果(2次・3次の合計点) 117/200点 総合順位 第4位	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。 2次審査(減点評価) 41/100点 3次審査(加点点評価) 55/100点 総合審査結果(2次・3次の合計点) 96/200点 総合順位 第5位	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。 2次審査(減点評価) 70/100点 3次審査(加点点評価) 75/100点 総合審査結果(2次・3次の合計点) 145/200点 総合順位 第1位	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。 2次審査(減点評価) 64/100点 3次審査(加点点評価) 57/100点 総合審査結果(2次・3次の合計点) 121/200点 総合順位 第2位
	記述評価の一部(主な特性等) ・周辺に組合が管理する最終処分場及び民間の産業廃棄物中間処理場(木質系廃材の破砕処理)が立地していることから、事業効率で優位な点を一部有するものの、廃棄物関連施設の偏在化に拍車がかかると考えられる。 ・里地里山への保全に関する影響が大きい。(全域が樹林地)	記述評価の一部(主な特性等) ・至近距離(約40m)に戸建住宅が立地する。 ・300m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅が立地する。 ・里地里山への保全に関する影響が大きい。(全域が樹林地)	記述評価の一部(主な特性等) ・100m内に特別養護老人ホームと大学が立地及び千葉ニュータウン地区の戸建住宅計画があることから、日常生活への影響が最も大きい。 ・里地里山の保全に関する影響が比較的大きい。(約70%が樹林地)	記述評価の一部(主な特性等) ・地元町内会である吉田区から同意書が提出されたことは特筆すべき優位点であり、また、候補地の応募に同意した全28人の土地所有者の内、21人が吉田区に現住していることも含め、本候補地を建設候補地として決定する場合、以後、円滑な事業推進が大きく期待出来るものと考えられる。	記述評価の一部(主な特性等) ・300m内に高層集合住宅が立地する。 ・住居系の用途地域(第2種住居地域)に位置する。 ・里地里山及び生物多様性への減点要素がない。(周辺も含め樹林地がない) ・液状化の注意喚起箇所(液状化がややしやすい)である。 ・千葉ニュータウンの中心地として、今後も都市機能の発展が予想される。
	公募	公募	公募	公募	公募
	約2.4ha(23,782㎡)	約2.4ha(24,451㎡)	約2.5ha(25,406㎡)	約2.6ha(26,125㎡)	約2.5ha(24,968㎡)
山林(約2.4ha)	山林(約2.3ha) 原野(約0.1ha)	山林(約1.7ha) 畑(約0.8ha)	山林(約0.9ha) 畑(約1.7ha)	宅地(約2.5ha)	
6筆	9筆	13筆	33筆	3筆	
5名	10名	9名	28名	1法人(印西地区環境整備事業組合)	
市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	第2種住居区域	
②候補地の抽出	公募	公募	公募	既に建替用地を保有していることから、候補地の1つとして位置付ける。	
③候補地の公簿面積	約2.4ha(23,782㎡)	約2.4ha(24,451㎡)	約2.5ha(25,406㎡)	約2.6ha(26,125㎡)	約2.5ha(24,968㎡)
④候補地の地目	山林(約2.4ha)	山林(約2.3ha) 原野(約0.1ha)	山林(約1.7ha) 畑(約0.8ha)	山林(約0.9ha) 畑(約1.7ha)	宅地(約2.5ha)
⑤候補地の筆数	6筆	9筆	13筆	33筆	3筆
⑥候補地の土地所有者数	5名	10名	9名	28名	1法人(印西地区環境整備事業組合)
⑦都市計画法で規定する用途地域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	第2種住居区域

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
<p>⑧用地検討委員会が周辺住民意見交換会などにより把握した周辺住民の理解度・協力度の評価結果</p> <p>※意見交換会の対象は、候補地の敷地境界から概ね300m内に位置する町内会等</p> <p>※下線付：候補地が属する地元町内会</p>	<p>理解度・協力度の個別評点 ・岩戸区 7.36/40点 ・造谷区 9.59/40点 ・柏木台 12.83/40点 ・大廻区 8.72/40点</p> <p>理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 9/40点</p> <p>理解度・協力度の順位 第2位</p>	<p>理解度・協力度の個別評点 ・滝 7.42/40点 ・宗甫 5.76/40点 ・滝野自治会連合会 3.97/40点</p> <p>理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 6/40点</p> <p>理解度・協力度の順位 第5位</p> <p>※滝野自治会連合会から反対趣旨の請願書が提出される。</p>	<p>理解度・協力度の個別評点 ・武西 6.16/40点 ・戸神 7.01/40点</p> <p>理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 7/40点</p> <p>理解度・協力度の順位 第3位</p>	<p>理解度・協力度の個別評点 ・吉田区 38.49/40点 ・松崎3 10.55/40点 ・松崎区 7.63/40点</p> <p>理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 27/40点</p> <p>理解度・協力度の順位 第1位</p> <p>※地元町内会である吉田区から同意書が提出される。 ※地元町内会である吉田区から地域振興策の具体的な提案書が提出される。</p>	<p>理解度・協力度の個別評点 ・小倉台ビック21 6.71/40点 ・サカタヤ千葉NT中央 6.51/40点</p> <p>理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 7/40点</p> <p>理解度・協力度の順位 第3位</p> <p>※周辺住民から反対趣旨の請願書が提出される。 ※中央駅北地区自治会町内会連絡会会長有志から反対趣旨の要請書が提出される。 ※現在地は候補地が属する地元町内会がない。</p>
<p>⑨整備スケジュール延伸リスク</p> <p>※(1)～(3)は、事業の実現性を脅かす要因</p>	<p>(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況を考慮すると、早期の合意形成は困難であると考えられる。</p> <p>(2) アクセス道路整備 本候補地に隣接する幹線道路の整備が必要(既存の幹線道路まで最短約200m)である。 よって、周辺住民との対話を重視しながら、複数ルートによる弾力的な検討を早期に着手することが求められる。</p> <p>※注記 ・現時点で買収地権者の同意を得ていない。 ・事業用地の分筆買収が想定され、買収残地も含めた境界確定が必須である。 ・本道路事業用地は環境影響評価の対象地となることから、当該評価手続き後の着工となる。</p>	<p>(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況を考慮すると、早期の合意形成は困難であると考えられる。</p> <p>(2) アクセス道路整備 該当なし。</p>	<p>(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況を考慮すると、早期の合意形成は困難であると考えられる。</p> <p>(2) アクセス道路整備 本候補地に隣接する幹線道路の整備が必要(印西市の計画幹線道路である松崎吉田線まで最短約280m)である。 よって、周辺住民との対話を重視しながら、複数ルートによる弾力的な検討を早期に着手することが求められる。</p> <p>※注記 ・現時点で買収地権者の同意を得ていない。 ・事業用地の分筆買収が想定され、買収残地も含めた境界確定が必須である。 ・本道路事業用地は環境影響評価の対象地となることから、当該評価手続き後の着工となる。</p>	<p>(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び地元町内会である吉田区から同意書及び地域振興策の具体的な提案書が提出されたことを勘案すると、早期の合意形成が期待出来ると考えられる。</p> <p>(2) アクセス道路整備 本候補地に隣接する幹線道路の整備が必要(印西市の計画幹線道路である松崎吉田線まで最短約280m)である。 よって、周辺住民との対話を重視しながら、複数ルートによる弾力的な検討を早期に着手することが求められる。</p> <p>※注記 ・現時点で買収地権者の同意を得ていない。 ・事業用地の分筆買収が想定され、買収残地も含めた境界確定が必須である。 ・本道路事業用地は環境影響評価の対象地となることから、当該評価手続き後の着工となる。</p>	<p>(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書・要望書の提出を勘案すると、早期の合意形成は極めて困難であると考えられる。</p> <p>(2) アクセス道路整備 該当なし。</p>

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
<p>⑨整備スケジュール延伸リスク</p> <p>※(1)～(3)は、事業の実現性を脅かす要因</p>	<p>(3) 地区外水路整備 防災調整池からの雨水排水の関 係で、地区外水路整備が必要となる 可能性を有する。</p> <p>(4) 用地買収 候補地を募集した際、土地所有者 全員の同意を応募条件としたこと から、基本的に買取交渉は円滑に進 むものと見込まれるが、延伸リス クの要因として次の点が挙げられる。 ・交渉価格が未定である。(今後、 不動産鑑定を行う) ・相続等における所有権移転の可能 性がある。 ・代替地希望の可能性がある。</p> <p>(5) 猛禽類 周辺に生息しているオオタカ等 の猛禽類に対する生態調査の実施 を千葉県環境影響評価委員会から 求められる可能性が高い。 その際、環境影響評価における現 地調査期間が通常の12ヶ月から18 ヶ月に延伸される場合がある。 また、生態調査の結果、猛禽類の 繁殖期に施工しないことなどの配 慮を同委員会から求められる可能 性がある。</p> <p>※過年度の現地調査等に基づく専門家の 見解として、本候補地はサシバとオオタ カの高利用域であると思われること。 隣 接地でフクロウの営巣記録があるとの こと。</p> <p>(6) 埋蔵文化財調査 該当なし。</p>	<p>(3) 地区外水路整備 防災調整池からの雨水排水の関 係で、地区外水路整備が必要となる 可能性を有する。</p> <p>(4) 用地買収 候補地を募集した際、土地所有者 全員の同意を応募条件としたこと から、基本的に買取交渉は円滑に進 むものと見込まれるが、延伸リス クの要因として次の点が挙げられる。 ・交渉価格が未定である。(今後、 不動産鑑定を行う) ・相続等における所有権移転の可能 性がある。 ・代替地希望の可能性がある。</p> <p>(5) 猛禽類 周辺に生息しているオオタカ等 の猛禽類に対する生態調査の実施 を千葉県環境影響評価委員会から 求められる可能性が高い。 その際、環境影響評価における現 地調査期間が通常の12ヶ月から18 ヶ月に延伸される場合がある。 また、生態調査の結果、猛禽類の 繁殖期に施工しないことなどの配 慮を同委員会から求められる可能 性がある。</p> <p>※過年度の現地調査等に基づく専門家の 見解として、本候補地はサシバとオオタ カの高利用域であるとのこと。</p> <p>(6) 埋蔵文化財調査 本候補地内における埋蔵文化財 包蔵地(候補地面積の約85%)の 現況は大部分が森林であることか ら、埋蔵文化財調査を実施するにあ たり大規模な樹木の伐採抜根が伴 う。 よって、環境影響評価の手続き後 に埋蔵文化財調査を実施すべきと 考えられる。</p>	<p>(3) 地区外水路整備 防災調整池からの雨水排水の関 係で、地区外水路整備が必要となる 可能性を有する。</p> <p>(4) 用地買収 候補地を募集した際、土地所有者 全員の同意を応募条件としたこと から、基本的に買取交渉は円滑に進 むものと見込まれるが、延伸リス クの要因として次の点が挙げられる。 ・交渉価格が未定である。(今後、 不動産鑑定を行う) ・相続等における所有権移転の可能 性がある。 ・代替地希望の可能性がある。</p> <p>(5) 猛禽類 周辺に生息しているオオタカ等 の猛禽類に対する生態調査の実施 を千葉県環境影響評価委員会から 求められる可能性が高い。 その際、環境影響評価における現 地調査期間が通常の12ヶ月から18 ヶ月に延伸される場合がある。 また、生態調査の結果、猛禽類の 繁殖期に施工しないことなどの配 慮を同委員会から求められる可能 性がある。</p> <p>※過年度の現地調査等に基づく専門家の 見解として、本候補地は、地形及び水生 等から隣接地で猛禽類が営巣している 可能性があるとのこと。</p> <p>(6) 埋蔵文化財調査 本候補地内における埋蔵文化財 包蔵地(候補地面積の約65%)の 現況は全域が畑であることから、埋 蔵文化財調査を実施するにあたり 樹木の伐採抜根が伴わない。 よって、環境影響評価の手続き前 に埋蔵文化財調査を実施すること が可能であると考えられる。</p>	<p>(3) 地区外水路整備 防災調整池からの雨水排水の関 係で、地区外水路整備が必要となる 可能性を有する。</p> <p>(4) 用地買収 候補地を募集した際、土地所有者 全員の同意を応募条件としたこと から、基本的に買取交渉は円滑に進 むものと見込まれるが、延伸リス クの要因として次の点が挙げられる。 ・交渉価格が未定である。(今後、 不動産鑑定を行う) ・相続等における所有権移転の可能 性がある。 ・代替地希望の可能性がある。</p> <p>(5) 猛禽類 周辺に生息しているオオタカ等 の猛禽類に対する生態調査の実施 を千葉県環境影響評価委員会から 求められる可能性が高い。 その際、環境影響評価における現 地調査期間が通常の12ヶ月から18 ヶ月に延伸される場合がある。 また、生態調査の結果、猛禽類の 繁殖期に施工しないことなどの配 慮を同委員会から求められる可能 性がある。</p> <p>※過年度の現地調査等に基づく専門家の 見解として、本候補地は、地形及び水生 等から隣接地で猛禽類が営巣している 可能性があるとのこと。</p> <p>(6) 埋蔵文化財調査 本候補地内における埋蔵文化財 包蔵地(候補地面積の約65%)の 現況は全域が畑であることから、埋 蔵文化財調査を実施するにあたり 樹木の伐採抜根が伴わない。 よって、環境影響評価の手続き前 に埋蔵文化財調査を実施すること が可能であると考えられる。</p>	<p>(3) 地区外水路整備 該当なし。</p> <p>(4) 用地買収 該当なし。</p> <p>(5) 猛禽類 該当なし。</p> <p>(6) 埋蔵文化財調査 該当なし。</p>

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
<p>⑩平成25年度に改定した印西地区ごみ処理基本計画との整合</p>	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書の提出を考慮すると、早期に協力を及ぼし協働体制を構築することは困難であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -10/10点</p> <p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 29/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,577百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p> <p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効</p>	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書の提出を考慮すると、早期に協力を及ぼし協働体制を構築することは困難であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -9/10点</p> <p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 29/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,582百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p> <p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効</p>	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書の提出を考慮すると、早期に協力を及ぼし協働体制を構築することは困難であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -9/10点</p> <p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 29/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,554百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p> <p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効</p>	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書の提出を考慮すると、早期に協力を及ぼし協働体制を構築することは困難であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -10/10点</p> <p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 29/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,692百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p> <p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効</p>	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書の提出を考慮すると、早期に協力を及ぼし協働体制を構築することは極めて困難であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -9/10点</p> <p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 30/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,343百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p> <p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効</p>

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
①中長期的な事業展開	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性</p> <p>現状における周辺住民の理解度・協力度及び廃棄物関連施設の偏在化が懸念されることなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性は認められないと考えられる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性</p> <p>隣接地の大部分が樹林地及び谷津田で構成されていることから、事業用地の拡張にあたり、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が大きき、事業用地拡張における特段の優位性は認められないと考えられる。</p>	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性</p> <p>現状における周辺住民の理解度・協力度、至近距離(約40m)に戸建住宅が立地すること及び300m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅が立地することなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性は認められないと考えられる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性</p> <p>隣接地の大部分が樹林地及び谷津田で構成されていることから、事業用地の拡張にあたり、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が大きき、事業用地拡張における特段の優位性は認められないと考えられる。</p>	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性</p> <p>現状における周辺住民の理解度・協力度及び100m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅計画があることなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性は認められないと考えられる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性</p> <p>隣接地の大部分が樹林地及び谷津田で構成されていることから、事業用地の拡張にあたり、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が大きき、事業用地拡張における特段の優位性は認められないと考えられる。</p>	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性</p> <p>現状における周辺住民の理解度・協力度や、地元町内会である吉田区から同意書及び地域振興策の具体的な提案書が提出されたことなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性が認められる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性</p> <p>隣接地の西側及び北側は樹林地及び谷津田で構成されているものの、東側及び南側にかけて広大な畑が広がっており、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が比較的小さく、事業用地拡張における優位性が認められると考えられる。</p>	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性</p> <p>現状における周辺住民の理解度・協力度、300m内に高層集合住宅が立地すること及び千葉ニュータウンの中心地として、今後も自立した形で都市機能の発展が予想されることなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性は認められないと考えられる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性</p> <p>隣接地は国道464号線を含む道路用地、温水センター用地及び印西市収集センター跡地で構成され、事業用地拡張における物理的な自由度が極めて少ないことと合わせ、千葉ニュータウンの中心地であることから土地取得価格が高額となることが想定され、事業用地拡張における特段の優位性は認められないと考えられる。</p>
②総合評価	<p>次の各点を総合的に勘案し、【吉田地区】を次期中間処理施設の建設候補地として選定する。</p> <p>(1) 次期中間処理施設整備事業に関する用地選定について意見を述べたことを担任事務とする用地検討委員会では、最終的に抽出された全5箇所の候補地について多面的な比較評価を行った。</p> <p>【吉田地区】は用地条件を確認する1次審査を経て、「施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点」における2次審査の得点が70/100点(第1位)、「より良い施設となり得る用地を評価する視点」における3次審査の得点が75/100点(第1位)、2次審査と3次審査の得点を合算した総合得点は145/200点(第1位)であり、2位以下の候補地と総合得点において24点以上の差があることから、相対的に建設地として大きな優位性及び可能性を有していると考えられる。</p> <p>(2) 次期中間処理施設整備事業を進めるうえで最大の課題となる周辺住民との合意形成に関し、【吉田地区】の地元町内会である吉田区から「事業誘致に関する同意書」が提出されたことは、用地検討委員会における記述評価にも記載されているとおり特筆すべき優位点であり、今後、円滑な事業推進が大きく期待出来ると考えられる。</p> <p>(3) 【吉田地区】の地元町内会である吉田区から「事業誘致に関する同意書」及び「地域振興策の具体的な提案書」が提出されたことなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性が認められると考えられる。</p> <p>(4) 【吉田地区】は市街化調整区域に位置するが、候補地面積の約65%が畑であること及び候補地面積以上の広大な畑が隣接していることから、将来的な事業用地拡張の可能性を含め、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が比較的小さいと考えられる。(里地里山を構成する要素のうち、最も重要であると考えられる森林の伐採面積が比較的少ない)</p>				

(8) 基本協定書 (写)



(写)

次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書

吉田区(以下「甲」という。)と印西地区環境整備事業組合(以下「乙」という。)は、次期中間処理施設整備事業(以下「事業」という。)の施行に関して、以下の事項について確認し、ここに基本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が吉田地区(応募のあった印西市吉田546番、他32筆の土地)を建設候補地として決定したことを確認し、両者の役割等について必要な事項を定めるものとする。

(甲の役割)

第2条 甲は、事業が円滑に推進するよう協力するものとする。

(乙の役割)

第3条 乙は、事業が円滑に推進するよう最善を尽くすものとする。

(施設整備)

第4条 甲及び乙は、施設整備基本計画検討委員会による答申を踏まえ、協議のうえ両者が合意する施設整備の基本計画を決定するものとする。

(地域振興)

第5条 甲及び乙は、地域振興策検討委員会による答申を踏まえ、協議のうえ両者が合意する地域振興策を決定するものとする。

(疑義等の協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年3月3日

甲 名称 吉田区
代表者 区長 大谷 芳



乙 所在地 印西市大塚一丁目1番地
名称 印西地区環境整備事業組
代表者 管理者 板倉 正



(9) 次期中間処理施設の概要

次期中間処理施設の概要

項目	概要
1. 整備施設	・焼却施設とリサイクルセンター
2. 敷地面積	・約 2.6ha
3. 処理能力	・焼却施設処理能力：156t/日 ・リサイクルセンター処理能力：15t/日
4. 稼働開始の目標年度	・平成 40 年度
5. 処理対象物	・一般廃棄物の燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
6. 焼却施設の主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受入供給設備 ・燃焼設備（ストーカ方式） ・燃焼ガス冷却設備 ・排ガス処理設備 ・通風設備 ・灰出し設備 ・給水設備 ・排水処理設備 ・電気設備 ・計装設備
7. リサイクルセンターの主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受入供給設備 ・破碎設備 ・選別設備 ・貯留・搬出設備

(10) 建設候補地現地調査の報告

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」による建設候補地現地調査の報告を参考までに添付する。

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
建設候補地現地調査参加者名簿

調査日	平成27年6月28日(日)					
調査場所	建設候補地(吉田地区)					
参加者	学識経験 委員	国立大学法人 千葉大学 名誉教授		委員長	福川 裕一	
		株式会社ちば南房総 取締役		副委員長	加藤 文男	
		株式会社玄 代表取締役		副委員長	政所 利子	
	公募による 関係市町 委員	印西市公募住民		委員	黒須 良治	
		白井市公募住民		委員	渡邊 忠明	
		栄町公募住民		委員	小野 明	
	管理者が必 要と認める 委員	印西市吉田区		委員	大谷 芳末	
		印西市吉田区		委員	齋藤 敏美	
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	杉山 甚一	
		印西クリーンセンター	次期施設推進班		工場長	大須賀 利明
			次期施設推進班		主査	浅倉 郁
			次期施設推進班		主査補	大野 喜弘
	次期施設推進班		主査補	川砂 智行 中野 竜一		
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課		室長	豊田 光広	
		白井市環境建設部環境課		主査 主事	金森 隆 佐藤 和範	
栄町環境課		課長	池田 誠			
コンサルタント	株式会社 エックス都市研究所		統括責任者 担当者 担当者 担当者	中石 一弘 鈴木 修 秦 三和子 村上 友章		

※欠席委員 なし

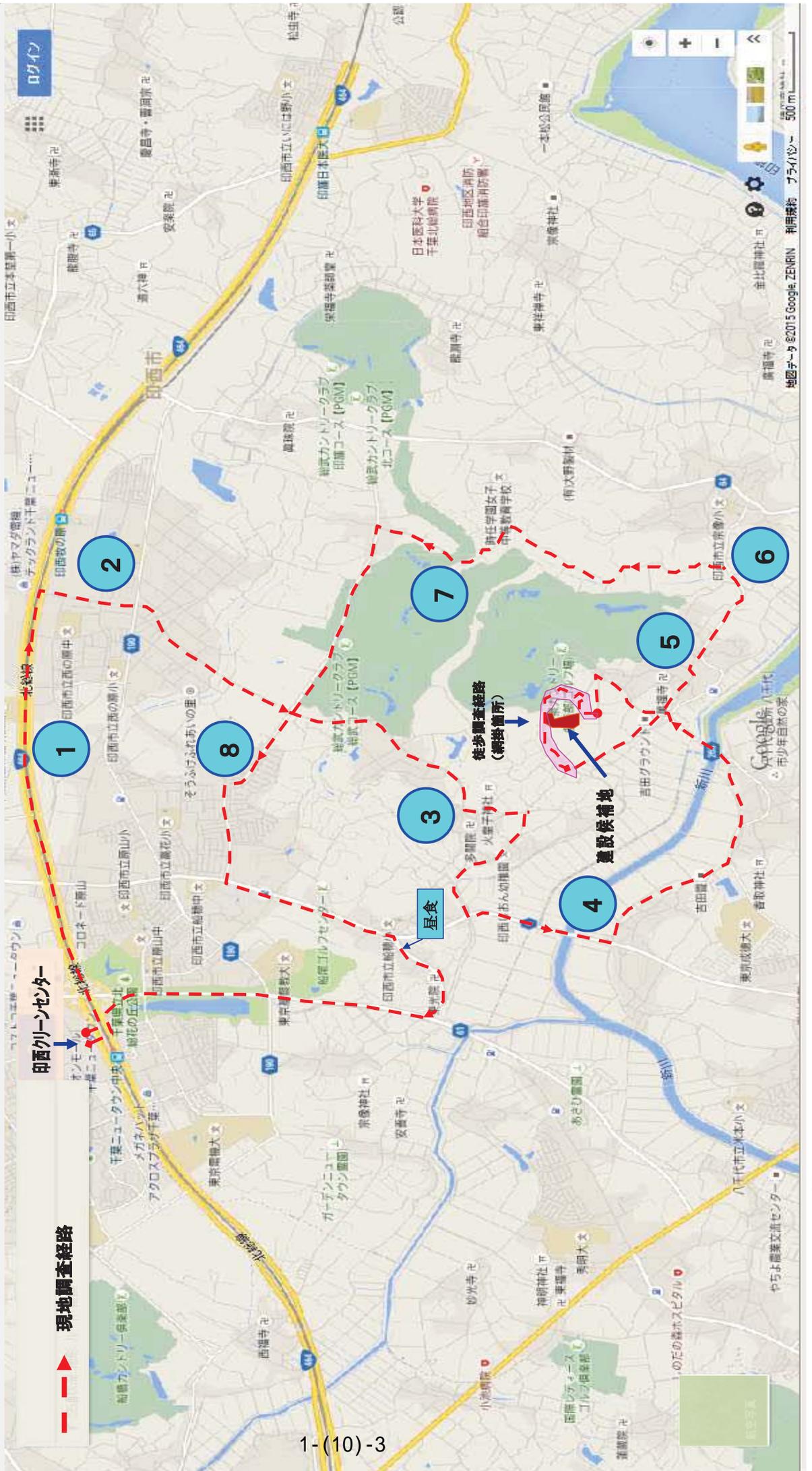
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会 建設候補地現地調査実施行程

日 時：平成27年6月28日（日） 午前10時00分 印西クリンセンター出発（集合時間：午前9時45分）
 調査場所：建設候補地（吉田地区）及び周辺状況
 配 車：マイクログバス（委員8名、事務局4名、関係市町4名、コンサル4名）、公用車（事務局2名）、合計22名予定
 そ の 他：①天気予報：曇時々雨 降水確率50%（雨天決行のため、傘をご持参ください）
 ②徒歩による調査場所の一部が未舗装なので、汚れても構わない靴でお越しください。

時 間	行 程	内 容、移動ルート
9:45	印西クリンセンター集合 ※1階エントランスホール集合	現地調査資料配付 ※受付時、昼食代（¥1,500）をいただきます。
10:00	印西クリンセンター 出発	国道464号（ヤマダ電機右折）⇒松崎工業団地（市計画幹線道路 起点部確認）⇒松崎区内（しおん幼稚園前通過）⇒八千代市側 ⇒吉田地区
10:20 ～11:00	建設候補地（南側）到着 ※バス降車後、東側⇒北側⇒西側（徒歩移動） ※バスは、建設候補地（西側）で待機	徒歩による現地調査 建設候補地敷地境界、太陽光発電施設（隣接地）確認、斜面林、 水路、里地里山、ゴルフ場の隣接など
11:00 ～11:25	建設候補地（西側）出発 ※酢崎材木店前で乗車	⇒吉田区内 ⇒マイクログバスにて建設候補地の東側に広がる谷津 田を確認 ⇒いんば学舎オノロク（印西市草深）⇒総武カントリー クラブ（総武コース）⇒高花地区 ⇒印西市船尾方面 地元の古民家茶房で昼食となります。
11:30 ～12:20	昼食	
12:30	印西クリンセンター到着	

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

建設候補地現地調査全経路



印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

建設候補地現地調査【徒歩経路】



● は確認ポイント

地域振興策検討委員会 現地（徒歩）調査状況写真



建設候補地南側の敷地境界から現地を確認する地域振興策検討委員

地域振興策検討委員会 現地（徒歩）調査状況写真



建設候補地南側の敷地境界から周辺の広大な大地を確認する地域振興策検討委員



建設候補地東側に隣接する周辺状況を確認する地域振興策検討委員

地域振興策検討委員会
現地（徒歩）調査状況写真



建設候補地北東側から周辺施設（泉カントリー倶楽部）や谷津田を確認する
地域振興策検討委員



建設候補地西側の谷津田や猛禽類の飛翔が確認されている対岸の斜面林を
確認する地域振興策検討委員

地域振興策検討委員会
現地（徒歩）調査状況写真



建設候補地北西側の谷津田や周辺の斜面林を確認しながら移動する地域振興策検討委員



建設候補地北西側から印西市の計画幹線道路【（仮称）松崎・吉田線】を確認する地域振興策検討委員

(11) 先進地視察の報告

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」による先進地視察の報告を参考までに添付する。

資料	頁
地域振興策検討委員会 先進地視察報告	2- (11) -1
笠間クラインガルテンパンフレット	2- (11) -14
笠間クラインガルテン説明資料	2- (11) -16
水戸市視察先位置図	2- (11) -24
水戸市植物公園パンフレット	2- (11) -25
水戸市植物公園イベントカレンダー	2- (11) -27
みずほの村市場パンフレット	2- (11) -29

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業

地域振興策検討委員会

先進地視察報告

日 時：平成 28 年 2 月 18 日（木）

訪問先：①笠間ラインガルテン

②水戸市植物公園

③小吹施設園芸組合（温室団地）

④みずほの村市場（農産物直売所）

視察者：地域振興策検討委員会委員：3名、関係市町職員：2名、事務局等職員：8名（コンサル2名含む）、吉田地区参加希望者：3名

1. 笠間クラインガルテン (10:40~11:30)



【説明】

■施設の概要

- 笠間市は、平成 18 年 3 月に合併した。人口は 77,000 人。笠間焼き、美術館などの観光の町。果樹栽培が盛んで、栗の栽培面積と農家数は日本一である。
- 総合計画において「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を掲げ、豊かな恵みを実感できる農林業を振興。グリーンツーリズムなども実施している。
- 観光客が訪れる一方で、人口流出や高齢化、農地の荒廃が進む。地域住民と都市の住民が農業を通して交流し、地域の活性化を図ることを目的に、他地域に先駆けてクラインガルテンを整備した。クラインガルテンとしては、全国で 4 番目、関東では最初に整備された。
- 平成 6 年度に市職員の提案で着手し、7 年かけて農園施設、直売所が開設、平成 14 年に全体オープンした（詳細は添付資料のスライド 4 を参照）。調理設備（楽農工房）も整備しており、教室や、農産物の加工なども行われている。
- 場所は、以前は桑とタバコを栽培していた農地を借地して整備したもの。現在も地目は「農地」であり、宿泊施設も「納屋」の扱いとなっている。このため居住（住民票を置く）ことはできない。
- クラインガルテンは、都市生活のために菜園をもてない人を対象に小規模な菜園付き

の住宅を貸与するもの。人口減少傾向にある市の状況下、クライנגアルテンの利用を機に、移住へとつなげられればと考えている。

■運営状況

- 年間利用料金は、クライングアルテン（宿泊施設付き）が全 50 区画で 1 区画 411,420 円（光熱費は別途、設置されたメーターで各々が支払う）、日帰り市民農園が全 50 区画で 1 区画 10,280 円。堆肥や農機具の修理代はこの中に含まれている。
- 平成 26 年 8 月に常陸農協が指定管理者となった。従業員は 11 名で、60 歳前後が多い。若い人も 2 名程度。全て地元からの雇用である。
- 指定管理の範囲は、クライングアルテン、蕎麦処、直売場の 3 つで、収益はクライングアルテンと日帰り市民農園の利用料金と、蕎麦処、直売場の売上げである。市からの委託費はなく、市の支出は修繕費程度である。

■利用状況

- クライングアルテンの利用規程は以下の通り。
 1. 笠間市民と積極的に交流をもてる者。
 2. 笠間クライングアルテンの年間活動プログラムに参加する意志のある者。
 3. 宿泊を伴う活動により、充実した菜園を目指す意志のある者。
 4. 市民農園区域における公益部分の共同作業（年 4 回程度）に参加できる者。
 5. 3 組以上の家族またはグループでの共同利用ができる者。
 6. 宿泊施設付き市民農園利用規程等を遵守できる者。
- 利用期間は最長 5 年（市民農園法で規定されている期間を採用）。
- クライングアルテンは、現在は全て契約済み。
- コミュニケーションをとることが目的であり、滞在中と引き上げ時は事務所に声をかけることをルールとしている。地元の方の指導による体験実習や、クリスマス会等の年 4 回のイベントと、必ず参加してもらい園内イベントを年 4 回実施。その他に、地元の交流につなげるため、日曜朝のラジオ体操や周辺ウォーキングも毎週実施。農作業のない冬場も教室等を企画して利用を促している。利用者の自主的な活動も活発で、周辺住民を招待したバーベキューや、車で約 10 分のところにゴルフ場でのゴルフコンペなども開催している。

■あいあい農園について

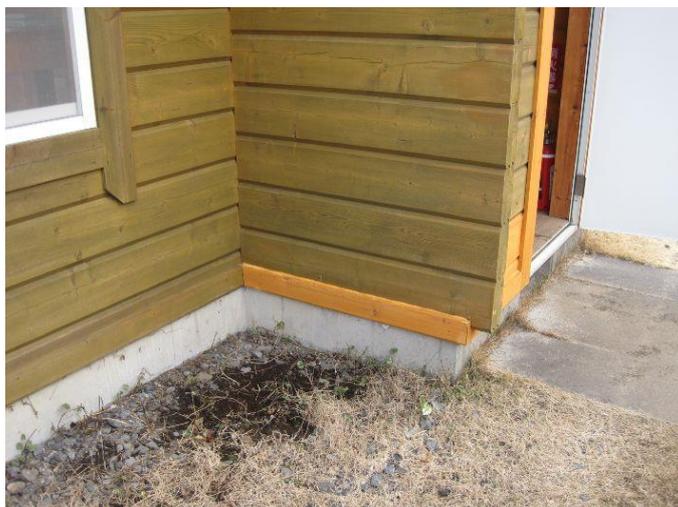
- 平成 23 年には、サポート付きリゾート農園「あいあい農園」が隣にオープンした。管理組合が運営管理する 30 区画の農園で、年間使用料は 1 区画 6 万円。オーナー制で、農作物を管理組合に作ってもらい、収穫だけを楽しむ趣旨。収穫の時期にイベントを開催して、楽しんでもらう。笠間クライングアルテンは協力という関係。

【質疑】



■ 苦勞した点

- 塗装、エアコンの交換等の修繕費がかかる。雨どいがないので、雨の跳ね返りがラウベ（小屋）の腐食の原因になっている。
- 応募の確保が課題。今年は19件の応募があったが、年々減少している。現在は唯一のPRがホームページであるが、その他のPRが必要。近年は東京で開催される移住交流会等に出展している。



■利用者の状況

- 田舎暮らしを紹介するサイトなどから、ホームページで探して来られるようだ。笠間クラインガルテンに決める理由は、東京の人は、交通の便がよいこと（2時間以内）、地域景観（山郷、見晴らし）を気に入って、などが理由となっている。
- クラインガルテンは、現在は各県に1～2個は整備されている。茨城県内にも3つあるため、特徴を出す必要がある。ここでは独自に、「交流」をキーワードに差別化を図っている。退職後のコミュニケーション機会の創出などで、夜のラウベでの飲み会を楽しみに利用している人もいる。
- 介護、転勤等の事情で1～2年で出る人もいるが、5年満了で出る人が多い。利用者の満足は得ているようで、5年以降も、新規と同じ条件で申し込めば利用できるようになっている。現在の住民も5～6組は再申請の人がいる。
- クラインガルテンの利用を機に笠間市を気に入り、貸家を見つけて住みたいという人もいる。しかしながら、借家は50坪程度の大きな家が多く、大きな家はいらぬという理由でまとまらないこともある。空き家バンクもあまり機能していないようである。地元の人の紹介で借りている人が1名いる。

■利用条件の設定理由

- 3組以上の共同利用としたのは、誰も訪れずに放置される期間を少なくするため。力作業も各自でやってもらう必要があるので、夫婦等での応募が望ましい。グループで申し込むことで、周知効果もある。
- 交流が目的なので、出席簿でチェックし、参加してもらえない人や農地の管理状況が悪い人にはイエローカードを出して注意している。具体的には、近隣のゴルフ場の利用を主目的にして、農園を利用しない人などがいた。

■離農・耕作放棄地対策の状況

- 笠間市では、果樹産地強化支援事業（栗苗植栽事業／梨苗植栽事業）を実施。栗、梨の安定生産に向けて、苗の更新、苗木の購入を助成している。
- 国の政策の下、飼料米、営農組織を作って放棄地の解消を勧めているが、クラインガルテンが放棄地対策に貢献できている状況までには至っていない。

■直売場の状況

- 野菜は、地元の生産者が持ち込んでいる。笠間市では、野菜は比較的何でも栽培できる。今はイチゴが多く、組合を作って販売している。ブルーベリー組合もあり、ブルーベリー狩りは笠間クラインガルテン（指定管理者の常陸農業協同組合）が申込窓口となって受け付け、農園を訪問してもらっている。
- 野菜の値段は出荷者が決めている。売れ残りは出荷者が引き取りとなる。

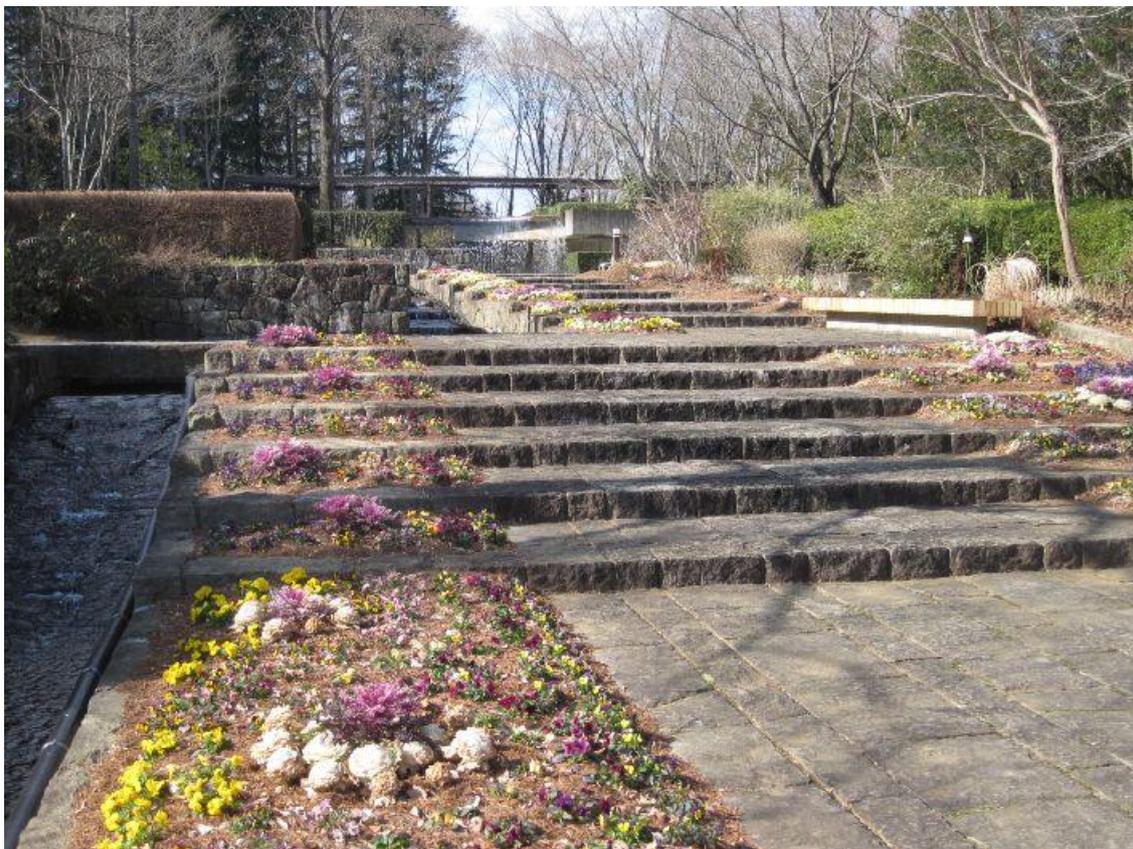
- 楽農工房（調理設備）で作られた季節の農産物を使った加工品も販売している。
- 直売場の利用者は主に周辺の住民で、近隣にある団地の人はスーパーを利用することが多い。車に乗れない近くの人は利用している。連休等にメインの通りが渋滞するため、裏道を通る人が利用したり、たまたま立ち寄る人もいるが、市内の観光ルートからは外れている。市内にも農協の直売場が2件あるのでそちらに行く人が多く、平日は閑散としている。市中心部から離れているので、合併後の市民は存在すら知らない人もいる。
- クラインガルテンで栽培した野菜も、年1回、七夕祭りで販売できる。お祭りに来た人が購入している。



■栽培講習会

- 地元の農家（元学校教諭）に、農業を教えていただいている。

2. 水戸市植物公園 (13:20~14:20)



【小吹清掃工場について】

- 昭和 59 年稼働。処理能力は 390t/日 (130t/日×3 炉)。水戸市ではごみ処理主体を 3 区分しており、そのうち水戸地区として、水戸市民の約 8 割、240,000 人分の可燃ごみ、年間約 118,000 トンを焼却している。
- 回収エネルギーの利用は、場内消費電力の発電と大型熱供給。
- 清掃工場が管理する余熱供給センターで、清掃工場からの低圧蒸気を熱交換器により温水に (105℃) に変換して、各余熱利用施設に供給している。(供給先：温水プール、植物園、大浴場付集会施設、園芸施設、清掃工場事務所)

【説明】

■施設の概要

- 昭和 62 年に開園し、平成 6 年までかけて少しずつ整備していった (昭和 63 年:売店・熱帯果樹温室完成、平成元年:薬草園整備、平成 6 年:植物館開館)。平成 28 年 4 月 29 日で 30 年目を迎える。
- 敷地面積は 8ha で、テラスガーデン、鑑賞大温室、熱帯果樹温室、博物館、芝生園、ロックガーデンなどで構成される洋風庭園。鑑賞大温室は、平成 63 年に日本造園学会賞

を受賞。

- 清掃工場の余熱利用を目的に、温浴施設に続いて整備された。



■運営状況

- 単市の植物園のため予算が少なく、職員 5 人、嘱託 3 人。園内の管理は民間に委託している。
- その他、目的に応じたボランティアを立ち上げている（薬草ボランティア、花と緑のボランティア、イングリッシュローズ手伝い隊など）。楽しく学び、イベントがあり、友達ができるなど、生きがいと学習力を高める工夫が継続のポイントとなっている。
- コンセプトは「植物園＋庭園（ガーデン）」。箱物は作れても、いかにソフトを作るかが重要なポイント。
- 入館者数は 5 万人／年。当初は 15 万人の入館者数を記録したが、県内には植物園も多く、常陸海浜公園などの施設も建設され、そちらに流れている。30 周年を機にイメージチェンジを図り、次の世代につなげたいと考えている。
- 使ってもらえる植物園を目指し、多数のイベント、教室、フリーマーケット等を開催している。植物館では講演会なども開催している。
- 直営（指定管理者制度ではない）。直営の植物園は全国でも 3 箇所くらいしか残っていない少数派だが、直営ならではのサービスができる。

■余熱利用状況

- エロフィン管※により鑑賞大温室、熱帯果樹温室を加温。設置後 30 年経過し、配管の老化が顕著。十分な予算がつきにくい中で、メンテナンスをしながら使用している。万が一のためのバックアップとして、ストーブも準備している。

※エロフィン管：管内に熱源（蒸気・冷水・温水等）を流し、管外の気体（空気）を加熱または冷却するもので、パイプ外面にフィン（リボン）を螺旋状に巻きつけ、伝熱面積を増大させたもの。

- 水戸は寒いので、別世界としての温室はよかったと評価している。地域性を踏まえ、適したものを考え出すことが重要。

- 東日本大震災で余熱供給が中止され、ボイラヤストーブで凌いだ経験を踏まえ、余熱があるからこそ運営できる施設であることを実感している。



3. 小吹施設園芸組合（14:45～15:15）



【説明】

■施設の概要

- 昭和 62 年に 10a (1,000m²) ×10 棟の温室を整備。敷地面積は 1.4ha。現在はトマトの水耕栽培を実施。(なお、余熱を供給しているもう 1 箇所の農業団地 (1.3ha) では、パプリカを生産している。)
- 近隣農家 5 人で組合を設立し、運営している。整備費に関しては、7/10 程度を国の補助で、残りを組合が負担 (約 2 億円)。
- 清掃工場までの距離は直線で約 400m。105℃の温水が清掃工場から配管で送られ、熱交換器を介し、80～65℃の状態各施設に温水として熱を供給している。
- 清掃工場から園芸施設敷地までの供給管を市が整備。施設内の熱交換器や配管は組合が整備。
- 熱の供給量は、「外気温が-11℃のときに 20℃に保てる」ことを条件として計算。
- 清掃工場の定期点検中は、熱供給は止まるが、その時期を夏季にしているため、熱供給が必要ないようになっている。
- 施設内の熱供給管は当初埋設していたが、メンテナンスのしやすさなどから、現在はむき出しにしている。



■ トマト栽培

- 昭和 62 年当時は地植えのメロンとトマトを生産していたが、メロンの連作障害等もあり、平成 18 年からはトマトの水耕栽培のみとした。このため、供給される熱は培養液の加温には利用できないため、灯油を焚いている。
- 8 月に定植し、11 月中旬から翌年 7 月にかけて収穫。室温は、昼間 25℃、夜間 13℃に設定。
- 1 棟の出荷額は年間 400 万円程度。今年は暖冬だったため、他地域の路地物が 11 月まで出回っており、出荷時の価格を低く設定せざるを得なかった。



■ 清掃工場の移転後の予定

- 4 年後の移転に備え、代替の加温設備を入れるか、熱を使わない別の作物にするか検討している。

4. みずほの村市場（16:30～16:45）



■施設の概要

- 味の良い安全な農産物の提供をコンセプトに設立された純民間の農産物直売場。
- 全国直売所甲子園 2013 優勝（農林水産大臣賞受賞）
- 野菜のほか、お肉や加工品、花卉も販売。日常的な食材の種類も豊富に揃っている。
- 価格競争を避けるため、新規出品者は、それ以前の出品者の価格を下回ってはいけないというルールがある。
- 年間利用者数 25 万人。売上高は年間 6 億円。（平成 20 年実績）
- 近隣に大規模なショッピングモールがあるにも係らず、多くの人に利用されている。
- みずほ会員制度を導入。会員数は 1 万三千人（平成 20 年実績）で、概要は以下の通り。
 - ①年会費 1,000 円。
 - ②10%割引：購入金額ごとに 10%のポイントが加算され、1000 ポイントたまると、1000 円割引。
 - ③プレゼント進呈：入会時に 500 円相当のプレゼントを進呈。



体験コーナー

笠間クラインガルテンでは、季節を通してさまざまな体験が出来ます。今度の休日には、ご家族でぜひ体験してみてくださいいかがですか？

春

いちご狩り(1月~5月) **たけのご掘り(4月~5月)**
 地元の生産者が丹精こめて生産した、とちおとめ・女峰などのイチゴ狩りができます。また、地元産イチゴを使用したジャム作り体験もできます。

夏

ブルーベリー摘み取り **ホタル鑑賞(6月~7月)**
 ブルーベリー摘み取り体験もできます。吾国山の麓に「ホタルの里」があり、平家ポタルがたくさん飛んでいます。

秋

りんご狩り(10月~12月) **栗ひろい(9月~10月)**
 多種の品種が揃ってあり、長い期間楽しむことができます。実りの秋、皆さんで味賞を楽しんでみませんか。

通年

感謝祭(年4回開催) **そば打ち**
 日頃の感謝の気持ちをおこめて、野菜果物の特売やももつき大会などのイベントを開催します。職人の指導のもと、おいしいそば作りを体験できます。

バーベキュー施設 **ジャム作り**
 準備は予約のみ。手ぶらでバーベキューが楽しめます。収穫した果物などで、ジャム作りが体験できます。

楽農工房 (農産物加工施設)



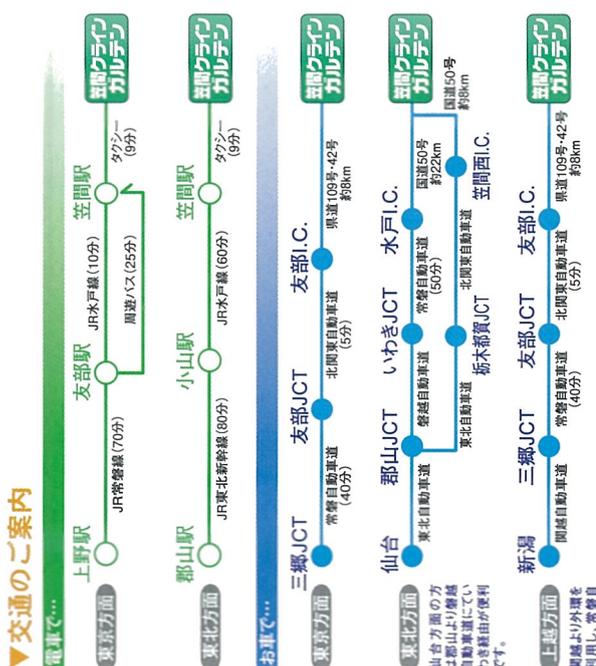
自然のおいしさをつめこみました。
 いちご、うめ、ブルーベリー、りんご、さやさい、ヤーコンともよく、(季節限定)等丹精込めてジャムに加工いたしました。

平成7~26年度農産物加工コンクールで最優秀賞受賞

炭工房 (炭焼き施設)



農村資源の有効活用
 旺盛な繁殖力をもつ竹は、農地や山林に広がりをみせ深刻化しています。この施設には、農村資源の有効活用や竹炭等の普及を図るため、簡易ドラム缶方式による窯を6基備え、どなたでも簡単に体験が楽しめます。



季節と歴史を味わう 笠間 クラインガルテン



田舎暮らしと共生



JA常陸 茨城県笠間市

《管理運営主体》常陸農業協同組合
《お問合せ先》笠間クラインガルテン事務所
 〒309-1633 茨城県笠間市本戸4258 TEL:0296-70-3011 FAX:0296-70-3211
 (URL) <http://www.city.kasama.ig.jp/garten/index.htm>
 (E-mail) k-garten@plala.or.jp

自然と
ふれあう

農村体験



クラインガルテンとは、ドイツ語で「小さな庭」。日本では主に「市民農園」を意味します。ドイツを始めとしたヨーロッパ諸国で、都市生活のために庭をもつことができない市民のために作られた農園です。農園にはラウベと呼ばれる小屋と芝生、花壇、畑などが配置されます。



また、利用者どうしが集うクラブハウスなどが整えられており、単なる菜園ではなく、コミュニティ形成の場として市民生活向上のため重要な役割を担っています。

笠間クラインガルテンは、野菜のおいしさ、つくる喜び、土の香りから生まれる「食」の感動が思い出さることを伝えたい。

笠間は笠間焼に代表される観光と芸術・歴史、300年の大槻と山桜、堂の里など自然と環境に恵まれた土地です。

笠間型のライフスタイルを楽しんでいただくことを提案しております。

利用者の資格

- **宿泊施設付き市民農園**
- ① 宿泊を伴う活動により、充実した菜園を目指す意志のある方
- ② 笠間市民と積極的に交流を持てる方
- ③ 笠間クラインガルテンの年間プログラムに参加する意志のある方
- ④ 市民農園区域における公益部分の共同作業(年に4回程度)に参加できる方
- ⑤ 3組以上の家族またはグループでの共同利用ができる方

日帰り市民農園

- ① 充実した菜園を目指す意志のある方
- ② ③、④は〈宿泊施設付き市民農園〉と同様

利用の申し込み

- 利用希望者は、所定の利用許可申請書及びアンケート用紙に必要事項を記入の上、代表者の履歴書とともに申込むものとする。
(履歴書は市販の物で可)
- 申込みは郵送もしくは持参するものとする。
- 所定の区画の希望はないものとする。

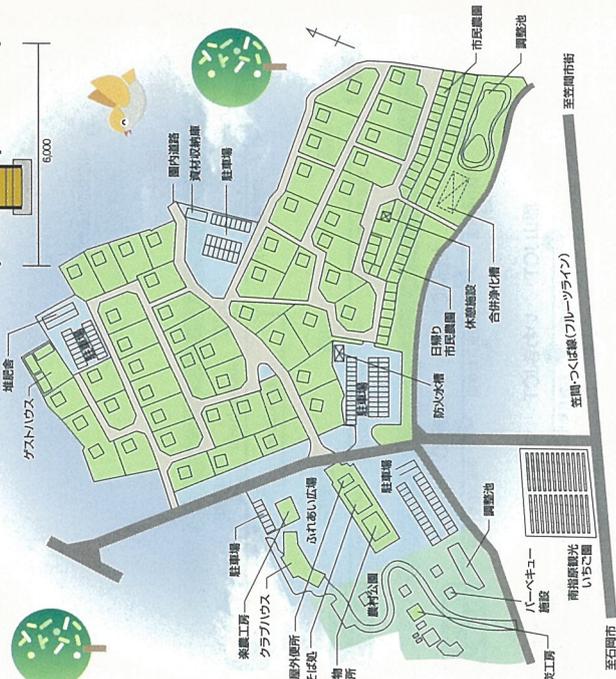
宿泊施設付き市民農園

50区画

- 1区画が約300㎡の土地に約37㎡のラウベ(簡易宿泊施設)と各100㎡の菜園・芝生があります。
- 利用期間は、1年単位(4月～翌3月)で最長5年間利用可能です。
- 年間利用料はお問い合わせください。
- ラウベにはキッチン、風呂、トイレ、ロフトがついています。
- 一般用:49棟
- 身体障害者対応型:1棟
- ガストハウス:3棟
- 農業体験をした方及びガールテン利用者の宿泊施設です。



配置図



平面図



日帰り市民農園

50区画

- 1区画が約30㎡の菜園、施設には水道、休憩所があります。
- 利用料金はお問い合わせください。(利用期間は1年単位)



農産物販売所

(産地形成促進施設)

- 営業時間 8:00～17:00
- 定休日 毎週月曜日
- 地元生産者が生産した朝取りやさい、山菜・果樹・きのこのなどの農産物と、みそ・漬物・もちなどの加工品を販売しています。また、フトクリームも好評です。 ☎0296-70-3133



そば処

(地域食材供給施設)

- 営業時間 11:00～16:00
- 定休日 毎週月曜日
- 笠間産の常陸秋そばを使用した本格的な手打ちそばと旬の山菜、野菜のてんぷらを笠間焼の器でご賞味いただけます。また、そば打ち体験もできます。 ☎0296-70-3022

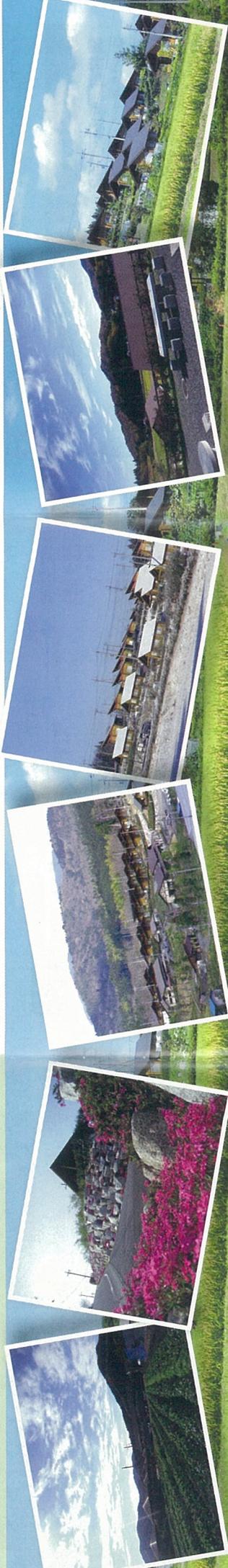


※季節により素材が替わる場合があります。

クラブハウス

(地域農業活性化施設)

- 施設案内・情報提供等を行う管理事務所を中心に、講演会や会議、集会等最大で80人を収容できる多目的ホール。また、ジャム、そば打ち体験などができる調理室。読書コーナーなど笠間クラインガルテンの中核的施設です。 ☎0296-70-3011





1. 笠間市農業の概要

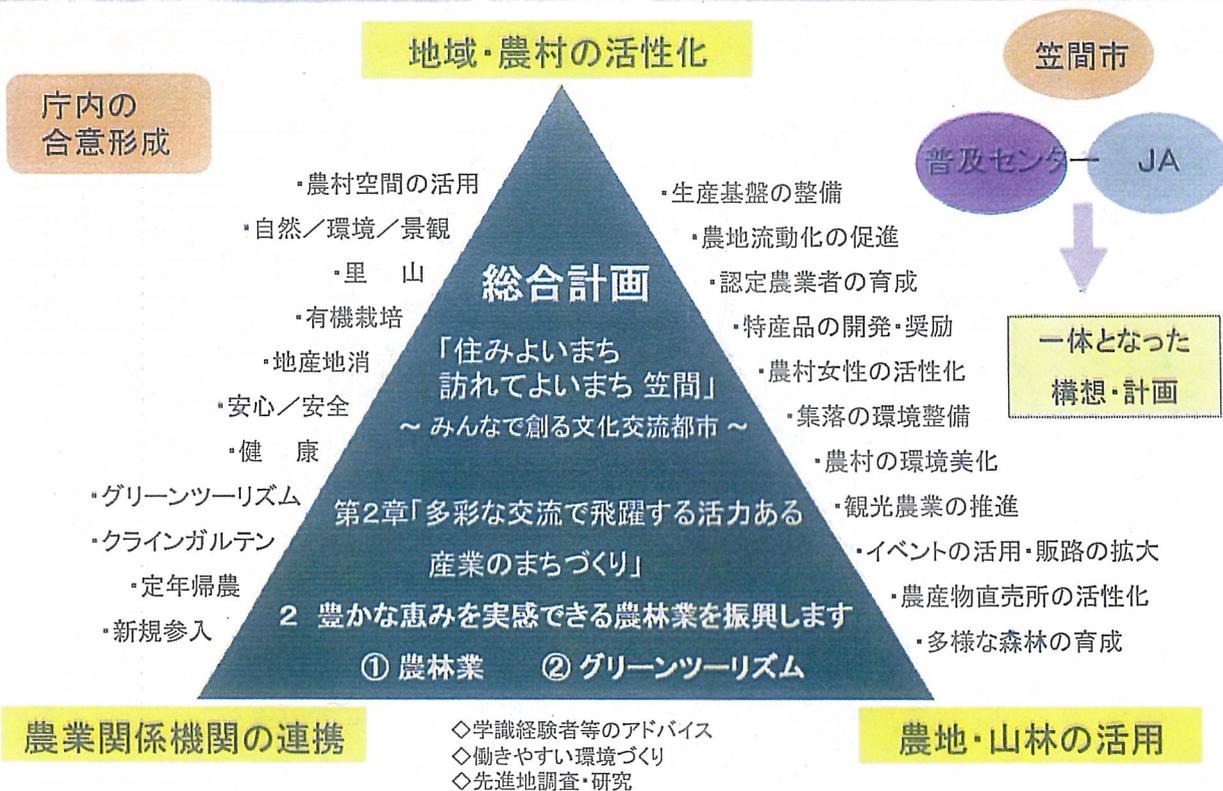
○農業の推移

	農家数	経営耕地面積	耕作放棄地
2000 (H12)	5,043戸	4,538ha	511ha
2005 (H17)	4,669戸	4,170ha	792ha
2010 (H22)	4,374戸	4,051ha	769ha

資料: 農林業センサス



2. 笠間市農政の基本理念



3. 笠間クライングルテン建設の経緯

- 平成6年度 「笠間市農業活性化基本構想」策定 ※都市部との交流
- 平成8年度 「クライングルテン構想」庁議提案
- 平成9年度 「クライングルテン基本計画」策定、「笠間市第4次総合計画」策定
- 平成10年度 農業構造改善事業認可 申請
- 平成11年度～平成12年度
- 農村資源活用農業構造改善事業 実施
- 県北西部いきいき農業推進事業 実施
- 平成13年度 4月 一部オープン(農園施設, 農産物直売所, そば処)
- 中山間総合整備事業 実施(事業主体:茨城県土地改良事務所)
- 平成14年度 4月 全体オープン(クラブハウス, その他)
- 平成17年度 18年3月 指定管理者制度により
- JA茨城中央に管理運営移管(農産物直売所, そば処)
- 平成19年度 4月 " (全体管理運営移管)
- 平成22年度 4月 多目的交流施設(ゲストハウス)利用開始

4. 事業概要

総面積：約4ha

総事業費：約8億4千万円

年度	事業名	整備施設	事業費	補助率
平成 11~12	農村資源活用農業 構造改善事業	宿泊施設付き市民農園50区画 日帰り市民農園50区画 農産物直売所 そば処	約6億円	$\frac{60}{100}$
12~14	中山間地域総合整備 事業 (県土地改良事務所)	クラブハウス 屋外交流広場 農村公園	約2億円	$\frac{85}{100}$
12~13	県北西部いきいき 農業推進事業	炭焼き施設 ジャム加工施設	約3千万円	$\frac{50}{100}$
21	地域活性化・経済危機 対策臨時交付金事業	多目的交流施設(ゲストハウス)	約1千万円	$\frac{100}{100}$

5. 笠間クラインガルテン全体図

総面積：約4ha(3.5ha借地)

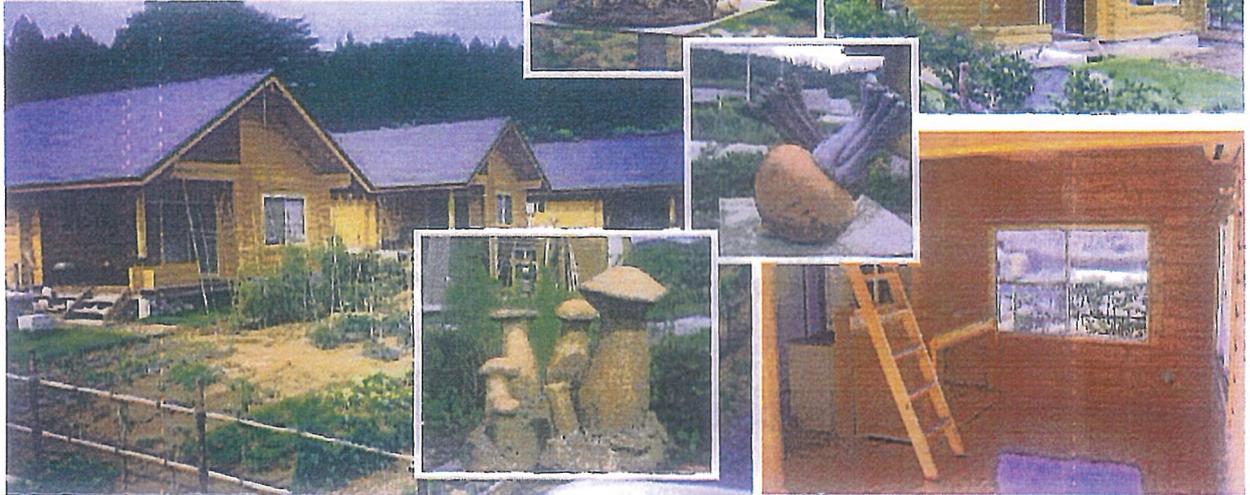


6. 宿泊施設付き市民農園（クラインガルテン）

【宿泊施設付き市民農園】

- ◇全50区画
- ◇1区画約300㎡（ラウベ37㎡）
- ◇利用料金 年間411,420円
- ◇利用期間 最長5年まで更新可能
（契約は1年単位）

各区画に設置された
笠間焼のモニュメント



7. 有機無農薬栽培のサポート

【日帰り市民農園】

- ◇全50区画
- ◇1区画約30㎡
- ◇利用料金 年間10,280円

【栽培講習会】

- ◇毎週日曜日、地元農家による講習会と巡回指導を実施。

【資材収納庫】

- ◇農機具を無料で自由に利用できる。

【堆肥舎】

- ◇ストックされている牛糞堆肥を無料で使用できる。



日帰り市民農園



栽培講習会



堆肥舎



資材収納庫



8. 付帯施設



9. 笠間クラインガルテンの理念

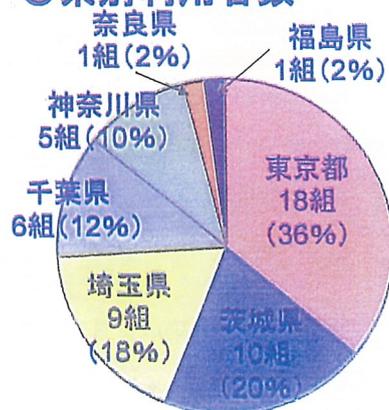
- ①都市住民との交流により、地域の活性化と農業振興を図る。
- ②多様な農村空間（自然・里山・農地等）の利活用を図る。
- ③「農」「土」を介し、地産地消、安全安心、食の展開を図る。
- ④歴史・文化・芸術等、知的資源との融合を図る。



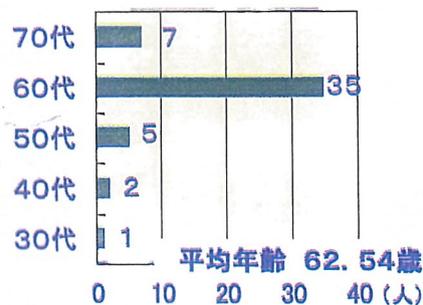
10. 宿泊施設付き市民農園の利用状況

(平成27年4月現在)

○県別利用者数



○利用代表者の年齢層



○利用申込み状況

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
区画数	50	13	6	8	11	18	9	16	6	8	14	12	17	13	13
応募者数	78	38	23	21	16	50	50	37	62	32	34	17	20	17	19
倍率	1.6	2.9	3.8	2.6	1.5	2.8	5.6	2.3	10.3	4.0	2.4	1.4	1.2	1.3	1.5

11. 日本一のクラインガルテンを目指して

●取り組み・工夫

- ①目標設定「日本一のKG」
- ②滞在者表示板
- ③ホームページの更新
- ④周辺資源を活用した農業体験
- ⑤来園者のもてなし
- ⑥園内の装飾・環境整備



0191959



12. 農園利用者対象の様々なイベント

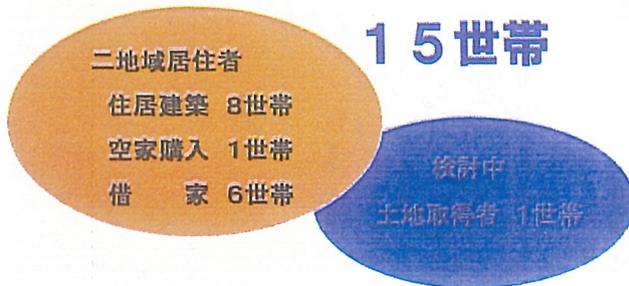


13. 農園利用者の自主的な活動



14. 新たな動き

● 笠間クラインガルテンを利用後の移住等



● 笠間サポート倶楽部を設立



クラインガルテン卒業生を中心に、
笠間市のPRやイベントをサポート
平成25年度 7組



15. 元気な中山間地づくりを目指して

都市から田舎へ

● 人生80年、定年後20年
(ハッピーリタイヤ)...

● 団塊の世代 700万人

田舎の選び方チェックリスト (ふるさと情報館長 佐藤 彰啓)
① 郷里から150km圏内
② 見晴らしの良い場所
③ 寒すぎないこと
④ 星空がくっきり見える
⑤ 敷地面積250坪以上 果樹栽培が可能なこと
⑥ 別荘地ではなく、 集落の中でもない
⑦ 生活環境が整っている
⑧ 土地価格1,500万円以下

都市と農村の交流

☆健康
☆知的鑑賞
☆自然・癒し

笠間市は...
① 首都圏100km圏内
② 里山がある
③ 芸術・文化がある
④ あらゆる作物が栽培可能
⑤ 比較的アクセスがよい

笠間クラインガルテンの
人気の要因

農村地域

- ◆ 農業従事者の高齢化
- ◆ 耕作放棄地の増大
- ◆ 山林・農地の荒廃

《都市住民の活力を生かす》

- 社会貢献、ボランティア意識
- 耕作放棄地、山林対策
- 間伐材の利用促進
- KG入居者のニーズ

携帯電話
アクセスはこちら



■開園時間
AM9:00～PM5:00 (入園はPM4:00まで)

■休園日
毎週月曜日 (祝日または振替休日のときは翌日)
年末年始・12/29～1/3

■入園料

区分	個人	団体 (30人以上)	回数券 (6回券)
・小学生 ・市内高齢者 (本市等に居 住する60歳以上の者)	150円	100円	750円
・一般 (上記以外の者)	300円	250円	1,500円

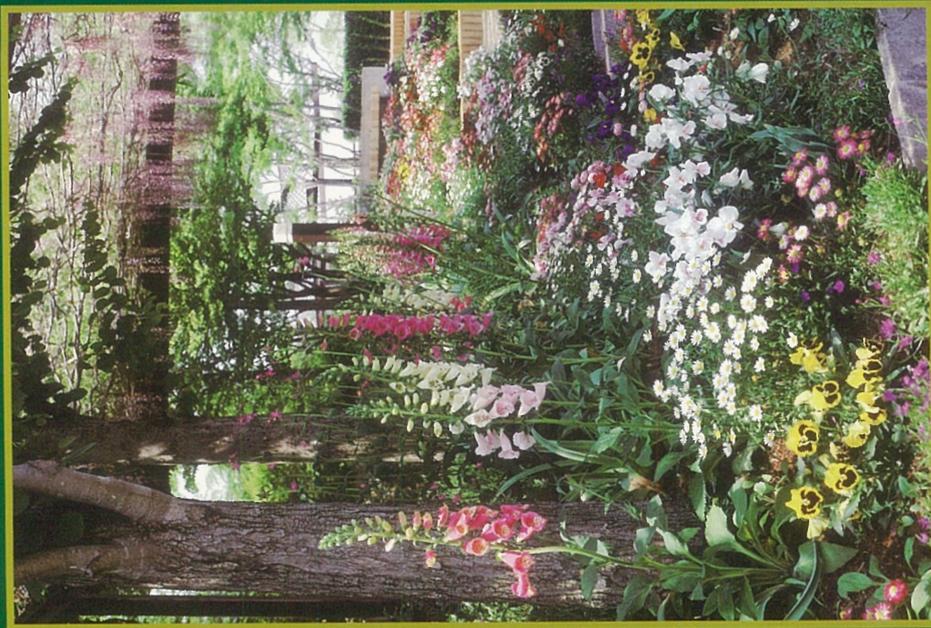
本市等とは、水戸市及び安中市・ひたちなか市・那珂市・茨城町・大洗町・城里町・
東海村の6市町村です。

※ペットを連れての入園、ボール遊びはご遠慮ください。



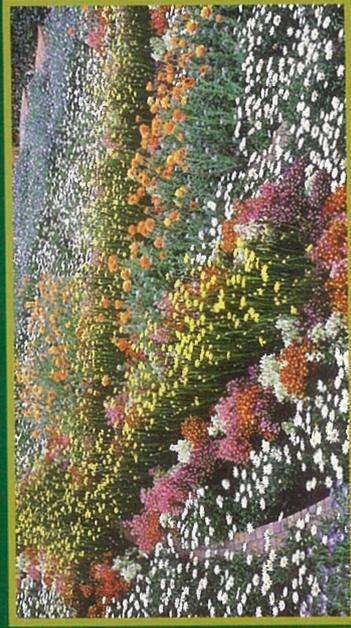
交通機関

- 水戸駅からバスで.....30分
(関東鉄道バス・市立競技場又は植物公園行・植物公園下車)
 - 常磐自動車道水戸I.Cから車で.....15分
 - 北関東自動車道水戸南I.C茨城町東I.C
茨城町西I.Cから車で.....20分
 - 水戸駅及び赤塚駅から車で.....20分 (タクシー料金約2,000円)
 - 徳川博物館から車で.....10分 ●茨城県庁から車で.....5分
 - 偕楽園から車で.....15分 ●大洗海岸から車で.....35分
- ※無料駐車場完備



水戸市植物公園

〒310-0914 茨城県水戸市小吹町504
☎029・243・9311 FAX 029・241・1211
<http://www.mito-botanical-park.com>



植物公園の概要

植物公園は、テラスガーデン・観賞大温室・熱帯果樹温室・植物館・芝生園・ロックガーデンなどから構成された洋風の庭園です。熱帯から亜熱帯までの植物が見られる観賞大温室と熱帯果樹温室、周辺の自然に合わせて野草を植えたり、水面を多く取り入れ、水の流れをつくり出すなど、自然美と人工美の調和した景観が大きな特徴です。

また、観賞大温室等の暖房に清掃工場の余熱を利用していていることも特色の一つです。

- 面積/80,000㎡ ●テラスガーデン/1,500㎡ ●観賞大温室/1,561㎡
- 熱帯果樹温室/342㎡ ●植物館/572㎡ (FLORAL GALLERY)
- 芝生園/8,700㎡ ●湿生花園/2,000㎡ ●水面/7,000㎡
- 樹木/28,000本 ●草花/146,000本 ●温室/15,000本 (500種類)

花ごよみ

春	夏	秋	冬
<p>4~5月</p> <p>ムラサキハナナ フジ ハンカチノキ ジキタリス</p> <p>5~6月</p> <p>クリノキ ナスターチウム ルビナス ハナシヨウブ リシマキア キンシバイ</p>	<p>7月</p> <p>スイレン アサザ キボウシ ヘメロカリス</p> <p>7~8月</p> <p>ハンガシヨウ カンナ 熱帯スイレン コウホネ インパチエンス</p>	<p>9~10月</p> <p>秋咲き宿根性サルビア ・ファルシニアセージ ・ハイナップルセージ ・メキシカンセージ : コバルトセージ など</p> <p>11月</p> <p>紅葉 ・カツラ ・モミジバフウ ・ラクウショウ ・メタセコイア</p>	<p>12~3月</p> <p>温室 ・カエンカズラ ・ヒスイカズラ ・球根ベコニア ・ラン ・ハラリアアナナス</p> <p>屋外 ・スノードロップ ・クリスマスローズ ・ミズバショウ</p>

※詳細はお問い合わせください。



①フジ
(4月下旬～5月上旬)
桃色がかかったフジの花は
珍しく、5月連休頃が
見ごろです。



②ハンカチ/キ
まるで白いハンカチのよう
な花が咲きます。
(5月上旬)

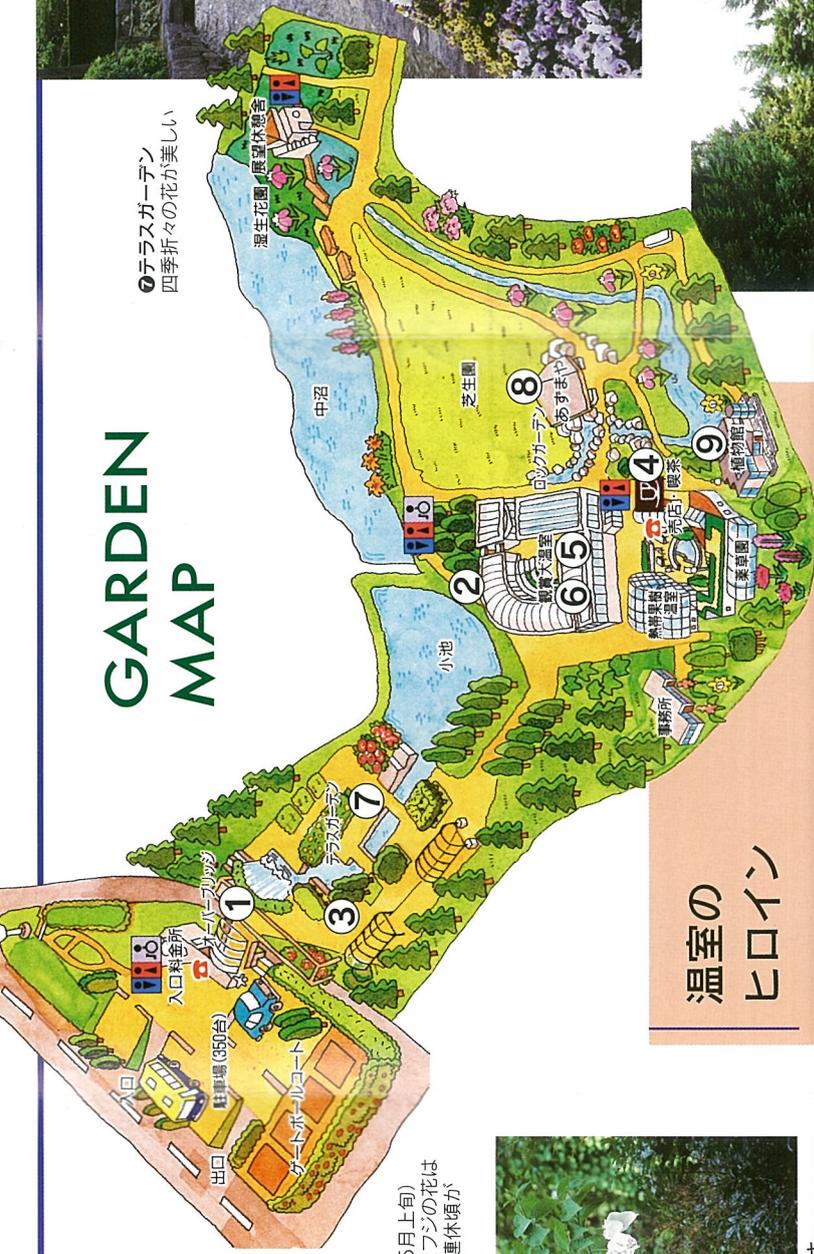


③秋咲き宿根性サルビア (10月～11月上旬)
園内の各所で珍しいサルビアが満開になります。



④ヘレボルス/クリスマスローズ (3月～4月)
喫茶フィオレンテのまわりで満開になります。

GARDEN MAP



⑦テラスガーデン
四季折々の花が美しい



温室の ヒロイン



⑤ネベンティス (常設)
虫を捕まえて自らの栄養分にします。
太陽と湿度が大好き。



⑥ヒスイカズラ (3月～5月)
翡翠色の花房は、何とも神秘的
で公園で一番の人気者です。



⑧ロックガーデンとあすまや
広々とした芝生園の丘のうえにはユニークな形の休憩所



⑨植物館/植物をテーマにした展示会や講座が開かれます。



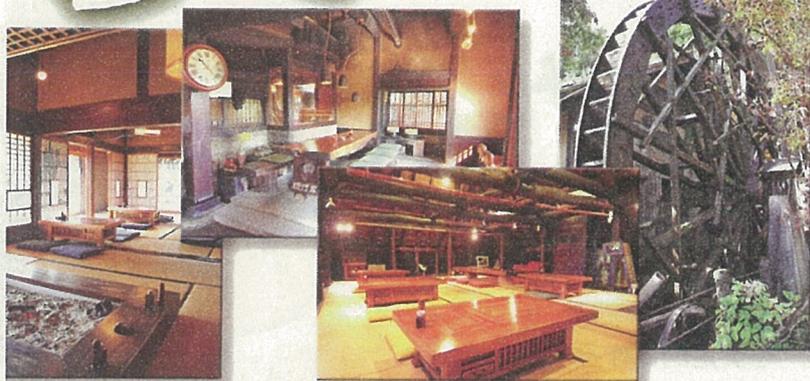
村の元気が集まった
地元の種れたて、作りたて



みずほ

村市場

蕎舎 そばや



毎月開催イベント

みそかそばかい
毎日蕎麦会

要予約

弾 ~はずむ~

予約優先

毎月最終土曜日夜に開催。
世界で一番「挽きたて、打ちたて、茹でたて」の
日本そばと野菜料理のコースが楽しめます。

毎月第4日曜日に開催。
Jazzの生演奏をBGMに日本そばと
野菜料理のコースが楽しめます。

料金 一人3,000円

時間 18:00~20:00 終了

料金 一人3,500円

時間 18:00~21:00 終了
最終入店 19:30 最終注文 20:00

蕎舎(そばや) Tel.029-886-5006

[営業時間] 11:00 ~ 20:00 年中無休(1月1日~4日を除く)

みずほの歩み

1990	みずほ設立
1994	銀座に水田を作り一大イベント開催
1999	水車小屋・農産物加工所開設
2000	10周年記念 蕎舎オープン
2004	長谷川社長「直売所が農村を変える」出版
2008	JGAP団体認証取得 第37回日本農業賞・特別部門第4回「食の架け橋賞」優秀賞受賞
2009	いばらき産業大賞「奨励賞」受賞
2010	20周年特別企画「畑地からのメッセージ」開催 長谷川社長 大日本農会より「緑白綬有功章」受章
2011	東日本大震災 原発事故による放射能汚染を受けて農産物の放射能測定開始
2012	長谷川社長「このままでは直売所が農業をつぶす」出版
2013	全国直売所甲子園2013優勝 / 農林水産大臣賞受賞

イベント案内

1月	湯清めの神事 食と農の交流会 / ならせ餅
2月	旧正月 / 節分
3月	みずほの日
4月	マグロ解体ショー / 春の花畑
5月	みずほ会員様への苗プレゼント / 米作り体験(田植え)
6月	米作り体験(籾取り)
7月	七夕飾り / ひまわり迷路&夏野菜収穫体験
8月	ひまわり迷路&夏野菜収穫体験
9月	米作り体験(稲刈り) / 旬を笑顔・食感・体感!
10月	みずほの村まつり / 秋の花畑
11月	新嘗祭(かかし祭り)
12月	年越し蕎麦販売 / 会員様にオリジナルカレンダープレゼント

アクセス



(株)農業法人みずほ

〒305-0842 茨城県つくば市柳橋496

Tel.029-856-1090 Fax.029-856-2233

[営業時間] 9:00~19:00(4月~9月) 9:00~18:00(1月~3月,10月~12月) 年中無休(1月1日~2日を除く)

みずほ農業経営者会

私達は生産者です。農業に意欲と誇りを持っています。

「会員相互の協力と自己主張と自己責任を基に消費者との信頼関係を構築することにより経営の安定的向上を図り、地域社会と共生してその発展に寄与する」ことを目的としたみずほ農業経営者会です。



みずほの村市場は本物の農産物を提供するのが使命だと考えています。
“本物の農産物”とはおいしくて、安全で見て美しく、栄養価があり、体によい農産物です。
“本物の農産物”を安定的に作るために日々生産者は努力しています。

みずほ 会員募集中

みずほの村市場でお買い物するならオトク!

- 年会費1,000円 ●入会時に500円相当のプレゼント
- [特典]お買い上げ金額(税抜)の10%がポイントとして加算されます。1,000ポイント(1,000円)単位で割引することが出来ます。
- ※忘れると加算することが出来ませんので必ずご持参ください。
- ※期限が切れたカードは更新していただくポイントはそのままです。
- ※年3回のダイレクトメール発送

<http://www.mizuhonomuraichiba.com/>

(12) 地域に求められる将来像



地域に求められる将来像

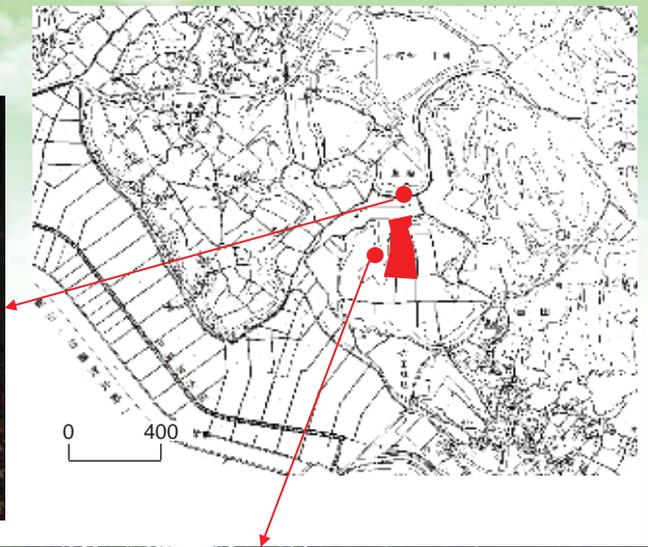
●次期中間処理施設を恒久的な施設として位置付けた際、今後の社会情勢がどのように変化しようとも変わることのない「誰もが持つ不変的な価値観」を重視すべきと考える。

- (1) 周辺住民が安定的に経済的な恩恵を受けることが可能な「収益スキーム」を構築すること。
- (2) 「賑わい」が創出されること。
- (3) 「雇用」と「就労」の場が創出されること。
- (4) 「農業振興」が図られること。
- (5) 里地里山の「景観維持」が図られること。
- (6) 対外的及び次世代に対し「誇り」を持てること。
- (7) 「持続可能性」が図られること。

(13) 地域の魅力や優位点

地域の魅力や優位点

(1) 静寂



都市の喧騒や社会騒音とは無縁な静寂に包まれた場所が点在する。

～音の風景～

- ① 草木が風に揺れる音
- ② 水路の水音
- ③ ヒバリやキジなどの鳥類の鳴き声
- ④ セミやカエルの合唱



(2) 近隣に大規模住宅群

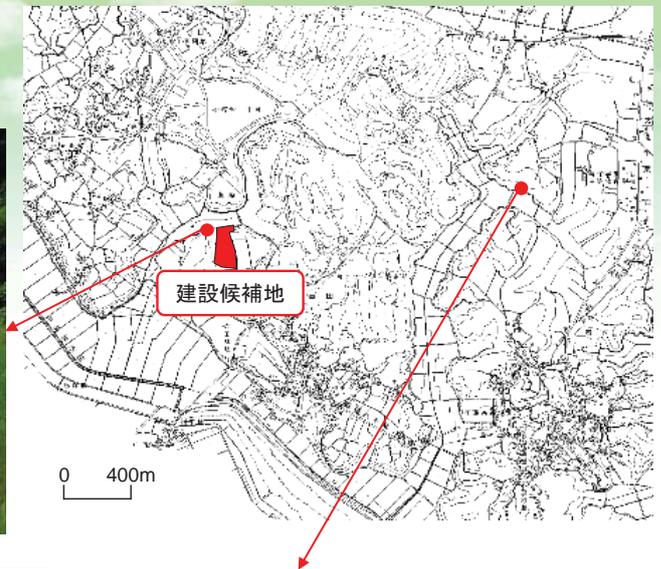


2

(3) 活発な地域コミュニティ

- ① 災害から地域を守る消防団活動
- ② 祭事の継承
- ③ 地域課題の共有と解決に向けた行動力

(4) 里地里山



江戸時代以前から変わらないであろう日本の原風景としての谷津田が広範囲に残されている。



4

(5) 猛禽類の生息



サシバとオオタカの
飛翔(イメージ)

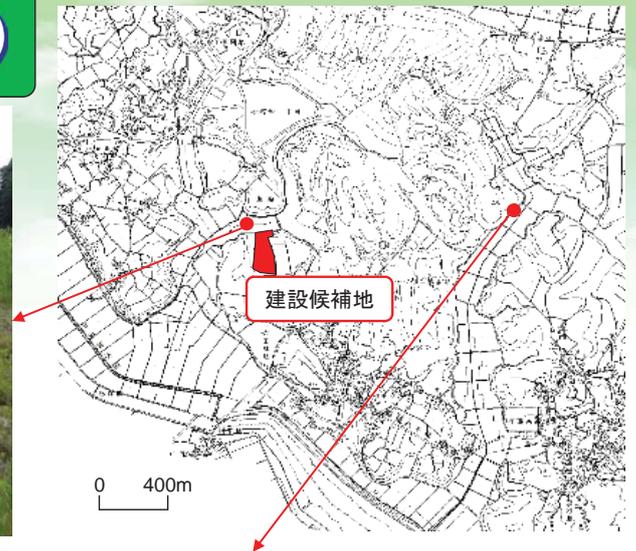


サシバ(イメージ)

●東邦大学理学部生物学科 教授 長谷川雅美氏から頂いたレポートの要旨
平成25年4月下旬から6月中旬にかけて、東京大学農学生命科学研究科生物多様性科学研究室が計6回行ったサシバの生息状況調査の結果として、建設候補地から谷津田を挟んだ対岸の斜面林でサシバの飛翔を4回確認している。谷津地形と植生から建設候補地の隣接地に猛禽類が営巣している可能性はゼロではないと判断する。

レッドリストにおける重要性の度合 サシバ>オオタカ>フクロウ

(6) 未改修水路(土水路)



周辺景観と調和し、
また、水生動植物の
生息場所として貴重
な土水路が残されて
いる。



6

(7) 印旛沼放水路(新川)



【写真上】

周辺印旛沼の排水を目的に開削された放水路で、大和田排水機場を經由して東京湾に注ぐ一級河川。フナ・コイ・ブラックバスなどの釣りポイント。

【写真右】

千葉市(東京湾)から栄町(利根川)に至る全長約50kmのサイクリングロードの一部が、印旛沼放水路の土手に位置する。



(8) 建設候補地周辺の広大な台地

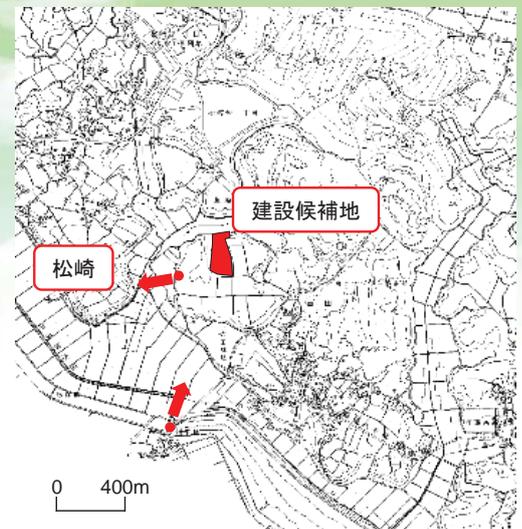
建設候補地を含む一団の畑地の面積は、約182,000m²



建設候補地南東角から、建設候補地に背を向けて撮影

8

(9) 大地からの眺望



大地の東端部から松崎方向を撮影

印旛沼方水路から建設候補地方向を撮影



2-(13)-5

9

(14) 周辺の既存施設

周辺の既存施設

距離は、建設候補地からの距離を示します。

(1) ゴルフ場

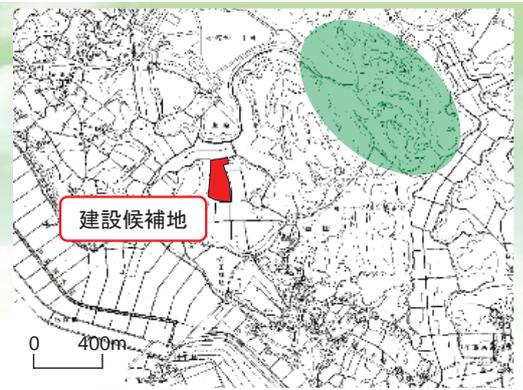
① 泉カントリー倶楽部

開場：昭和54年
概要：全27ホール
面積：72万㎡
年間利用者数：約65,000人
距離：約0.6 km



(1) ゴルフ場

② 総武カントリークラブ



開場: 総武コース 昭和39年
 印旛コース 昭和43年
 北コース 昭和62年
概要: 総武コース 全27ホール
 印旛コース 全18ホール
 北コース 全9ホール
面積: 208万㎡
年間利用者数: 約148,000人
距離: 総武コース 約1.7km
 印旛コース 約3.2km
 北コース 約3.1km



2

(2) 松崎工業団地



開業: 平成20年
概要: 工場、物流等
進出企業数: 約40社
 日本生活協同組合連合会印西冷凍DC、
 スウィングベーカリー、
 ミシュランタイヤ千葉販売東葛営業所、等
距離: 約1.1km



3

(3) 印旛西部公園

開園：平成9年

概要：主に徒歩圏内に居住する人たちの利用を目的とした地区公園

施設：野球場、テニスコート2面、駐車場、トイレ、遊具等

年間利用者数：約23,000人

距離：約1.7km



4

(4) 学校法人 西村学園(印西しおん幼稚園)

設立：昭和45年

概要：幼稚園(私立)

定員数：315人

距離：約1.2km



5

(5) 学校法人 時任学園

設立：平成13年
概要：6年制の中等教育学校（私立）
生徒数：なし
距離：約2.1km



6

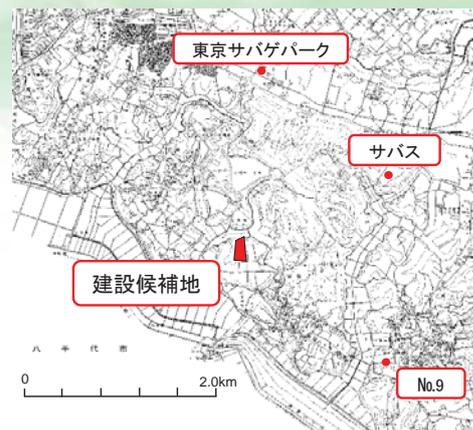
(6) 障がい者支援施設 (いんば学舎)

設立：平成11年
概要：障がいのある方の就労支援としてピッツァレストラン・パン工房の運営のほか、野菜・稲作等の農作業、アート制作に取り組んでいる。
支援者数：90人
距離：約1.9km



(7) サバイバルゲームフィールド

サバイバルゲームとは、主にエアソフトガンとBB弾を使って行う軍隊の地上戦を模した日本発祥のアウトドアスポーツゲームで、1980年代中盤から普及が進む。敵味方グループに分かれてお互いを撃ち合い、弾に当たったら失格となるのが基本的なルールとなる。建設候補地周辺の3施設の年間利用者数は約30,000人。



東京サバゲパーク：距離約2.0km
 サバス：距離約1.8km
 No.9：距離約2.0km

8

(8) 吉野牧場(乳牛)

開場：平成元年
 飼育頭数：約130頭
 距離：約1.9km
 その他：年に1～2回、地元、宗像小学校の児童が見学に訪れる。



(9) 飲食店等

【ジェネシス】

種別：農村カフェ

距離：約1.1km

【和華】

種別：中華料理

距離：約1km

【ブルーシャ】

種別：古民家再生カフェ

距離：約1.5km

【小林麴味噌店(八千代市)】

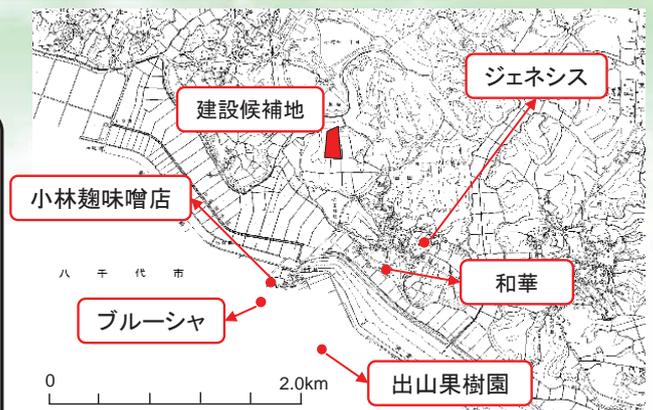
種別：味噌、麴等の製造販売

距離：約1.3km

【出山果樹園(八千代市)】

種別：果物狩り園(ブルーベリー・ブドウ・カキ)

距離：約2.2km



10

(10) 東京成徳大学 (八千代市)

設立：人文学部 平成5年

：応用心理学部 平成20年

学部：人文学部(日本伝統文化学科、国際言語文化学科、観光文化学科)

：応用心理学部(福祉心理学科、臨床心理学科、健康・スポーツ心理学科)

学生数：829名(H27.4.1現在)

距離：約2.1km



(11) 少年自然の家 (八千代市)

設立: 昭和49年

施設概要: 集団宿泊生活や野外活動を通して、自然に親しませ、豊かな情操を養うとともに、心身ともにたくましい少年少女の育成を図る目的としてつくられた。

施設: プラネタリウム、フィールドアスレチック、体育室、宿泊室、等

年間利用者数: 約12,000人

距離: 約1.5km



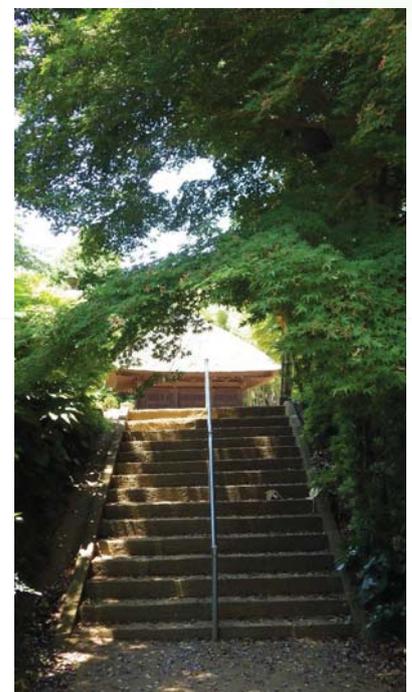
12

(12) 泉複寺薬師堂 (国指定文化財)

建立: 室町時代末期

概要: 真言宗の寺院

距離: 約2.1km



13

(13) 印旛歴史民俗資料館



設立: 昭和61年

概要: 印西市の各種歴史資料の調査研究・収集・保管・活用等の事業を通じて市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に設置された。

展示: 民族資料(印旛沼の漁労具、農具、養蚕、くらしにかかわる道具等)

歴史資料(江戸時代の古文書)

考古資料(埴輪、石棺、古墳、貝塚)

地学資料(貝化石)

距離: 約2km



14

(14) 銅造不動明王立像 (国指定文化財)



造像: 鎌倉時代末期

概要: 真言行者の守護神

距離: 約2.3km

その他: 本像周辺の谷津田は、にほんの里100選に選定された。



銅造不動明王立像写真: 千葉県ホームページより

(15) 印西牧の原駅(最寄駅)

事業者: 北総鉄道
(千葉ニュータウン鉄道)
乗降人員: 12,354人/日(H24)
距離: 約3.8km



16

(16) ふれあいバス

事業者: 印西市
停留所: 松崎 (距離: 約0.9km)
松崎工業団地 (距離: 約1.1km)
ルート: 南ルート (千葉ニュータウン循環ルート)
印西牧の原駅南口 → 高花 → 木刈 → CNT中央駅
→ 松崎 → 印西牧の原駅南口
便数: 1日あたり8便 (始発7:35 最終17:45)



(15) 地域の課題



地域の課題

- (1) 少子高齢化
- (2) インフラ不足(上下水道・道路・公共交通)
- (3) ポイ捨て・不法投棄・防犯
- (4) 防災対策
- (5) 農業の担い手不足
- (6) 土地利用のコントロール

地域の課題の基礎資料

(1) 高齢化

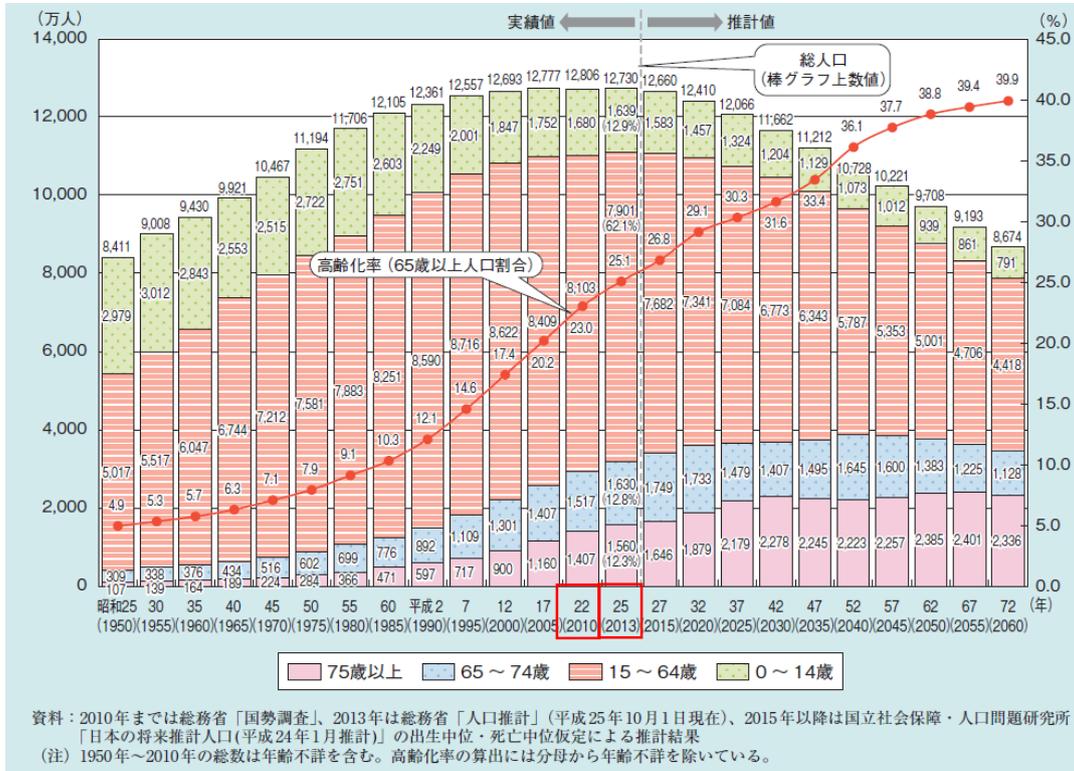


図1 高齢化の推移と将来推計

内閣府 平成26年度版高齢化社会白書(概要版)より (http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/gaiyou/26pdf_indexg.html)

表1 全国と吉田区の人口構成と構成比差

年齢区分	2010		2013		全国と吉田区の構成比差	
	全国	吉田区	全国	吉田区	吉田-全国(2010)	吉田-全国(2013)
～14	13.1%	6%	12.9%	6%	-7.1	-6.9
15～64	63.3%	65%	62.1%	62%	-1.7	-0.1
65～	23%	29%	25.1%	32%	+6	+6.9
人口(人)	12,806万	457	12,730万	451	-	-

※2010 データ：人口統計ラボ (<http://toukei-labo.com/2010/?tdfk=12&city=12231&id=143>)

※2013 データ：データいんざい(印西市)

日本全国での高齢化率は2010年で23%、2013年で25.1%である。一方、吉田区はそれぞれ29%、32%で、全国とは67ポイント。最新の2014年データでは33%となり、3人に1人が65歳以上の高齢者となっている。

(2) 農業の担い手不足

○職業従事状況

平成 22 年国勢調査をもとにしたデータから吉田区の職業従事状況をまとめた。

農業従事者が 46 人で人口の 16%が従事しており最も多い。

世帯数は農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯を含めても 19%以下である。

表 2 吉田区の産業別・従業上の地位別就業者数

項目	人数 (人)	割合
農業	46	16%
建設業	31	11%
製造業	29	10%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0%
情報通信業	3	1%
運輸業、郵便業	34	12%
卸売業、小売業	27	9%
金融業、保険業	4	1%
不動産業、物品賃貸業	1	0%
学術研究、専門・技術サービス業	1	0%
宿泊業、飲食サービス業	11	4%
生活関連サービス業、娯楽業	16	6%
教育、学習心経	5	2%
医療、福祉	20	7%
複合サービス事業	2	1%
サービス業 (他に分類されないもの)	16	6%
公務 (他に分類されるものを除く)	11	4%
分類不能の産業	27	9%
合計	285	-

表 3 吉田区の世帯の経済構成別一般世帯数

項目	世帯数	割合
農林漁業就業者世帯	14	10.2%
農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	12	8.8%
非農林漁業就業者世帯	91	66.4%
非就業者世帯	8	5.8%
分類不能の世帯	12	8.8%
総数	137	-

※人口統計ラボより (<http://toukei-labo.com/2010/?tdfk=12&city=12231&id=143>)

○意識調査

印西市「人・農地プラン」作成の基礎調査として、印西市内に農地を所有する世帯を対象に意識調査の結果

※平成24年11月9日～12月7日 郵送4,158票 有効回答数 822票 (19.8%)

※宗像地区（岩戸、岩戸干拓、師戸、鎌刈、鎌刈干拓、大廻、造谷、吉田、吉田干拓）

問 あなたの地区の農業（人と農地）は、現在のままで10年後を迎えると、どのようになっていると思いますか。（複数回答可）

	宗像地区	市全体
①問題のない状態	4.7%	7.1%
②農地が利用されず、遊休農地が増加する	68.6%	57.5%
③地区を支える安定した農家や農業法人がない	32.6%	25.8%
④若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む	81.4%	75.3%
⑤その他	2.3%	2.9%
⑥無回答	0.0%	1.2%

問 あなた自身の農業経営（個人・法人等）では、農業後継者がいますか。（複数回答可）

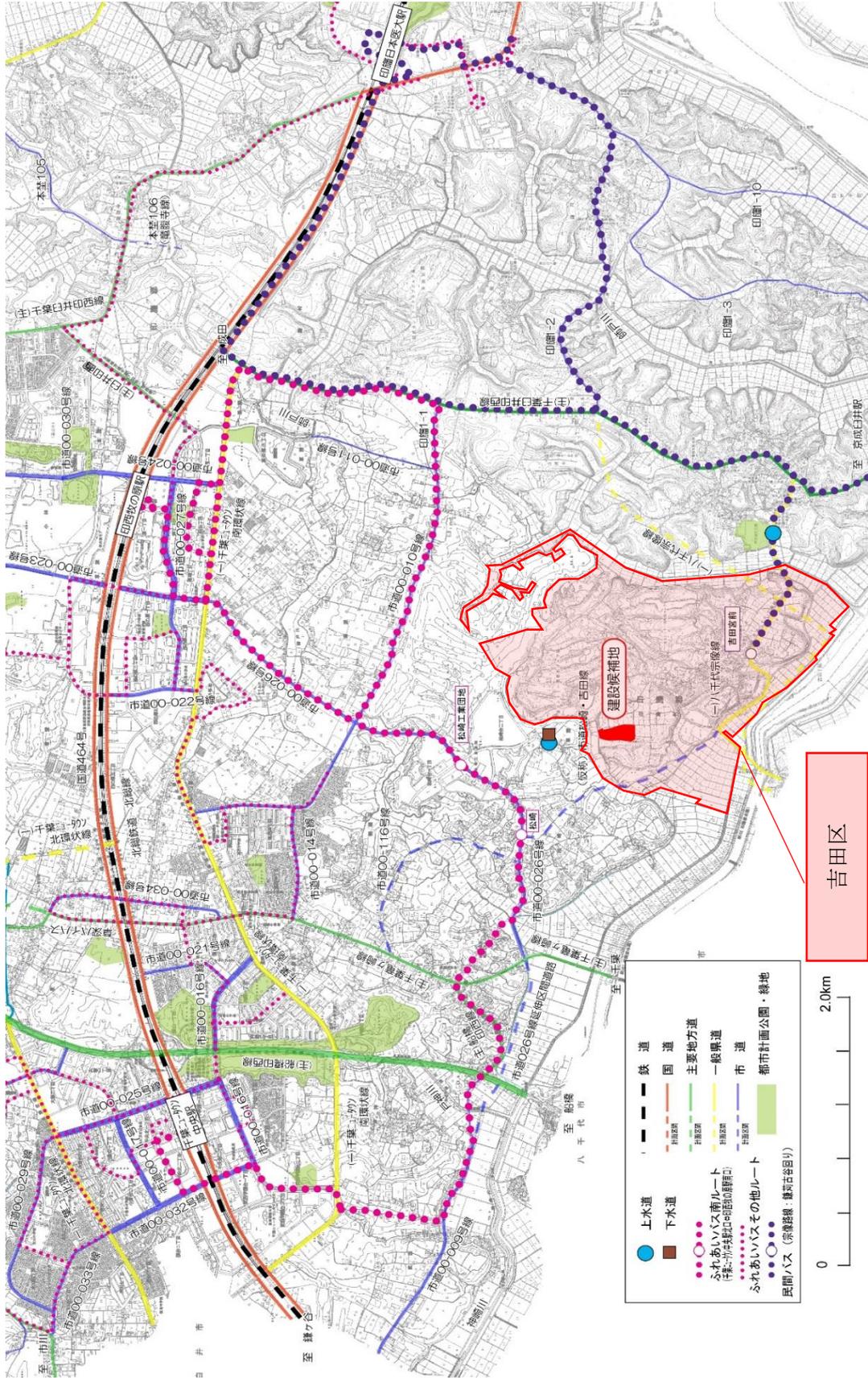
	宗像地区	市全体
①家庭内に農業後継者がいる、または目処がついている	18.6%	23.6%
②農業法人で目処がついている	0.0%	1.1%
③農業後継者がいない、または目処がついていない	70.9%	64.1%
④その他	9.3%	6.0%
⑤無回答	1.2%	5.2%

(3) インフラの不足（上下水道・道路・公共交通）

- ① 上水道：吉田全域は印西市営水道の計画給水区域になっているが、現在、上水道は敷設されていない
- ② 下水道：吉田全域は公共下水道全体計画区域になっているが、現在、下水道は敷設されていない。

※建設候補地自体は住民がいいため、いずれの計画区域にも含まれない。

- ③ 公共交通機関として、(有)大成交通の宗像路線バスが印旛日本医大前駅～京成臼井駅を運行（5便/日）。また、ふれあいバス南ルートが松崎バス停で停車。



(4) 防災

災害時の影響

①地震時の液状化の懸念

ほぼ影響なし（一部に液状化しやすい箇所がある。）

②地震時の揺れやすさ

周辺地区と同様

③洪水・土砂災害

一部に土砂災害警戒区域がある。

④内水災害

ほぼ影響なし

出典：印西市防災課作成の各種ハザードマップより

①液状化



②揺れやすさ



③洪水・土砂災害



④内水災害



⑤避難所等設置状況

表 4 吉田区内避難所等設置状況

区分	避難所等種別	説明	設置状況
吉田区	広域避難場所	市街地における大規模火災が発生した場合に、放射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する避難所である。公園や公共空地等を指定する。	なし
	指定避難所	住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失ったもの、または居住が困難な被災者のうち、避難を必要とするものを一時収容し、保護するための場所である。学校等を指定する。	宗像小学校 ※吉田区の集落から直線距離で約 1.4km
	特別避難所	災害時要援護者に対する特別な配慮として福祉避難所を事前に定める。また、土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するための避難所を確保する。	なし
	一時避難場所	災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所として近隣公園以上の規模を有する公園を指定する。また、町内会・自治会等や自主防災組織は、地区の身近な公園や空地を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。	印旛西部公園 ※吉田区の集落から直線距離で約 1km

(5) ポイ捨て・不法投棄・防犯

○不法投棄

表 5 不法投棄発生件数

	印西市内発生件数	吉田区内発生件数	割合
平成 25 年度	322	14	4.3%
平成 26 年度	212	8	3.8%

※発生件数は印西市が対応した件数（未対応のものは含まれていない）

○犯罪

表 6 犯罪発生件数

	印西市内発生件数	吉田区内発生件数	割合
平成 26 年度	951	7（窃盗）	0.7%
平成 27 年度	229	4（窃盗）	1.7%

※平成 27 年度発生件数は 1 月～4 月末の暫定値

印西市による対策として不法投棄監視カメラが吉田区内に数台設置されている。

(6) 土地利用のコントロール（景観上の対策）

○懸念事項

- ・将来的に里地里山の景観を損ねる土地利用が行われる懸念があるため、地域景観になじまない土地利用のコントロールが必要。

○対策の状況

- ・平成 26 年 12 月 1 日、印西市は景観行政団体に移行した。
- ・平成 29 年度の景観計画[※]策定に向け、印西市で準備を進めている。

※景観計画

景観計画は、一定の要件に該当する地域を対象に、建築物や工作物のデザイン、色彩などの制限を定め、届出、勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行うものです。

- ・景観計画区域に景観重要建造物、樹木が存在する場合、これを指定し、適正な管理を行います。
- ・屋外広告物の行為制限に関する事項を定めることにより、市町村は屋外広告物条例の制定が可能となります。
- ・景観重要公共施設に指定された場合、管理者は景観計画に基づき公共施設の整備を行います。

出所：千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/keikanzukuri/keikanhou.html>

(16) レジャー白書のまとめ

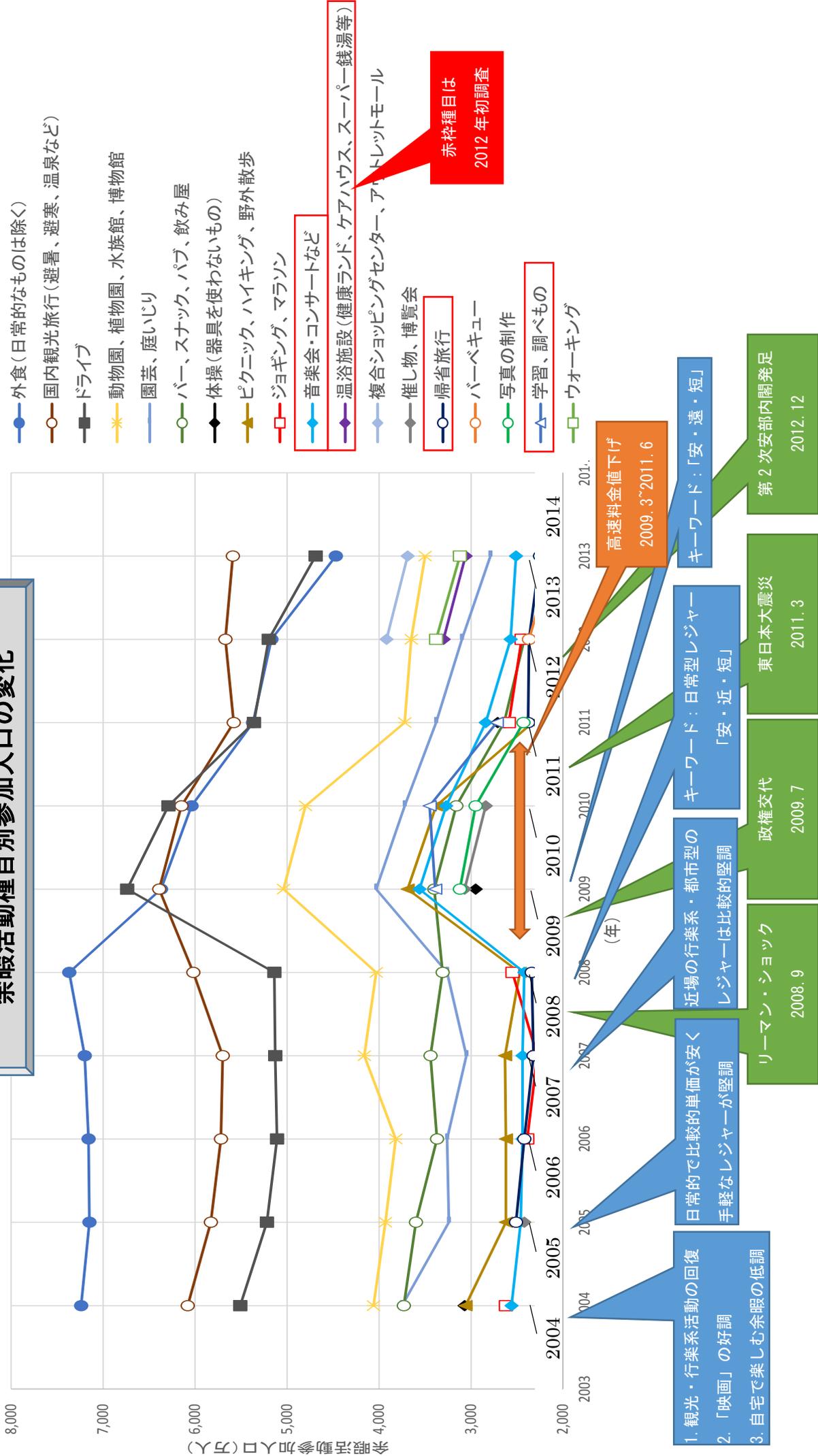
レジャー白書のまとめ

○余暇活動種目別参加人口の変化について

以下 2004～2013 年の 10 年分のレジャー白書から映画などの屋内レジャー等を除き、余暇種目の参加人口に関してまとめた。

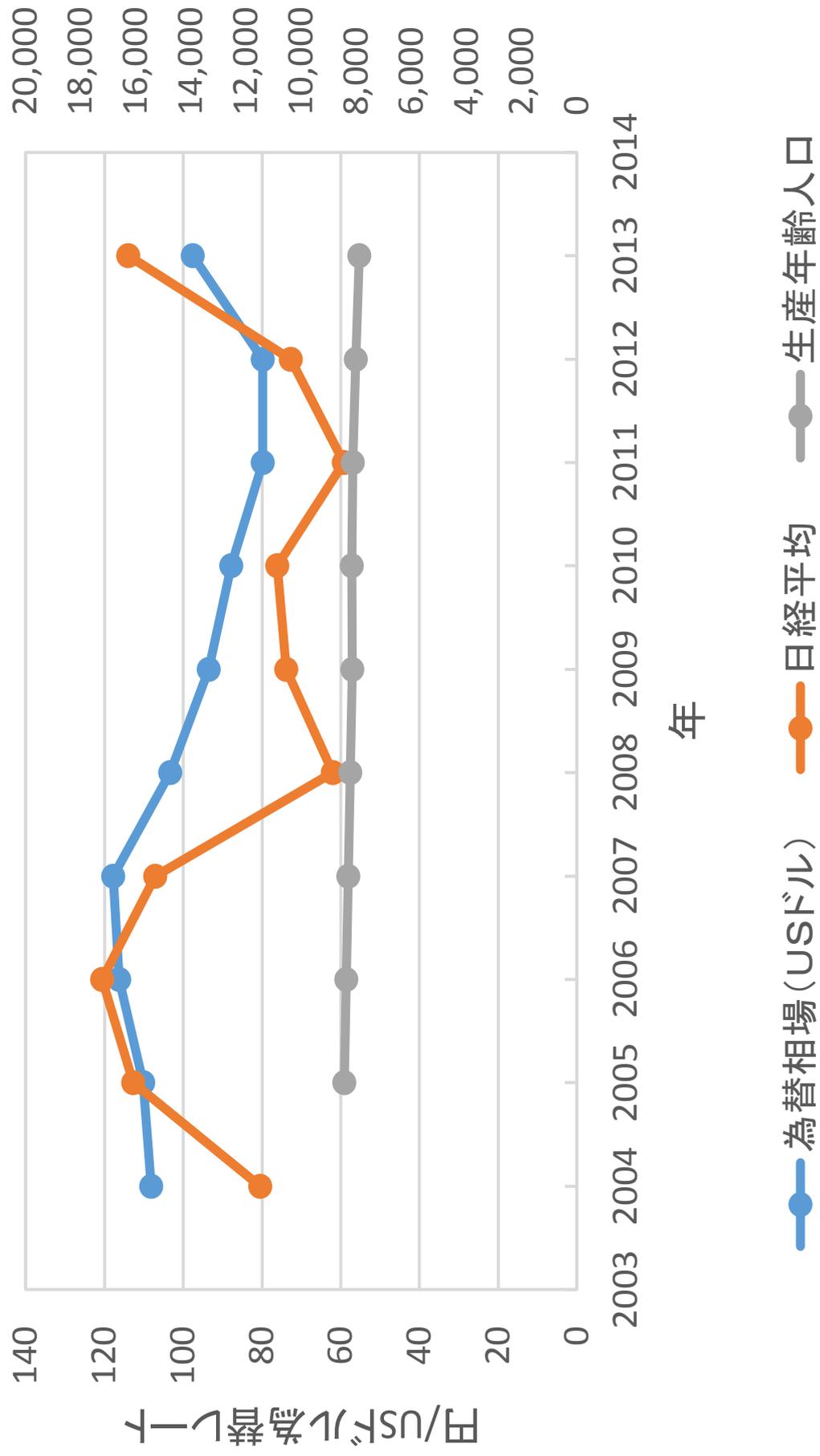
- ・「国内観光旅行（避暑、避寒、温泉など）」、「ドライブ」、「外食（日常的なものは除く）」の 3 種目が長年上位 3 位を占め、余暇活動種目として定着している。
- ・また、参加人口が 5,000 万人を超える種目も、上記 3 種目のみであった。
- ・動物園、植物園、水族館、博物館は 2011 年以前までは 4 位を維持し、2012 年以降も 5 位であり、普遍的な魅力があることが推察される。
- ・2012 年から調査種目に追加された種目の内「温浴施設」、「複合ショッピングセンター、アウトレットモール」、「ウォーキング」は中位に位置しており、調査開始以前から潜在的に参加人口はいたと推察される。
- ・近年の余暇参加人口は全体的に減少傾向にある。
- ・2009 年にドライブ参加人口が増えたのは、高速料金の値下げが影響していると考えられる。値下げの終了とともに参加人口は開始前と同水準に戻り、ガソリン価格の高騰も影響してか 2013 年には過去 10 年間で初めて 5,000 万人を下回った。
- ・日経平均株価と反比例の動きをする種目も多く、景気の悪い時期は労働時間が減り、余暇活動に充てる時間を確保しやすい状況から各種目の参加人口が増加した可能性がある。
- ・2009 年からは消費者の節約志向が高まり、それまで 1 位だった外食の参加人口が減ったと推察される。
- ・団塊世代の大量定年退職（2007 年問題）と再雇用が進んだ後の 65 歳定年（2012 年問題）により、主な国内旅行者が時間・予算に比較的余裕のある高齢者へ移行し、参加人口の変動が少なくなっている可能性がある。
- ・参加人口に影響する因子としては景気状況もあるが、最も関係がある因子は時間である可能性が示唆される。
- ・参考までに 2013 年から調査種目に追加された「読書（仕事、勉強などを除く娯楽として）」は 4,440 万人で、4 位相当。「ウィンドウショッピング（見て歩きなど娯楽としての）」は 3,540 万人で 7 位相当になる。

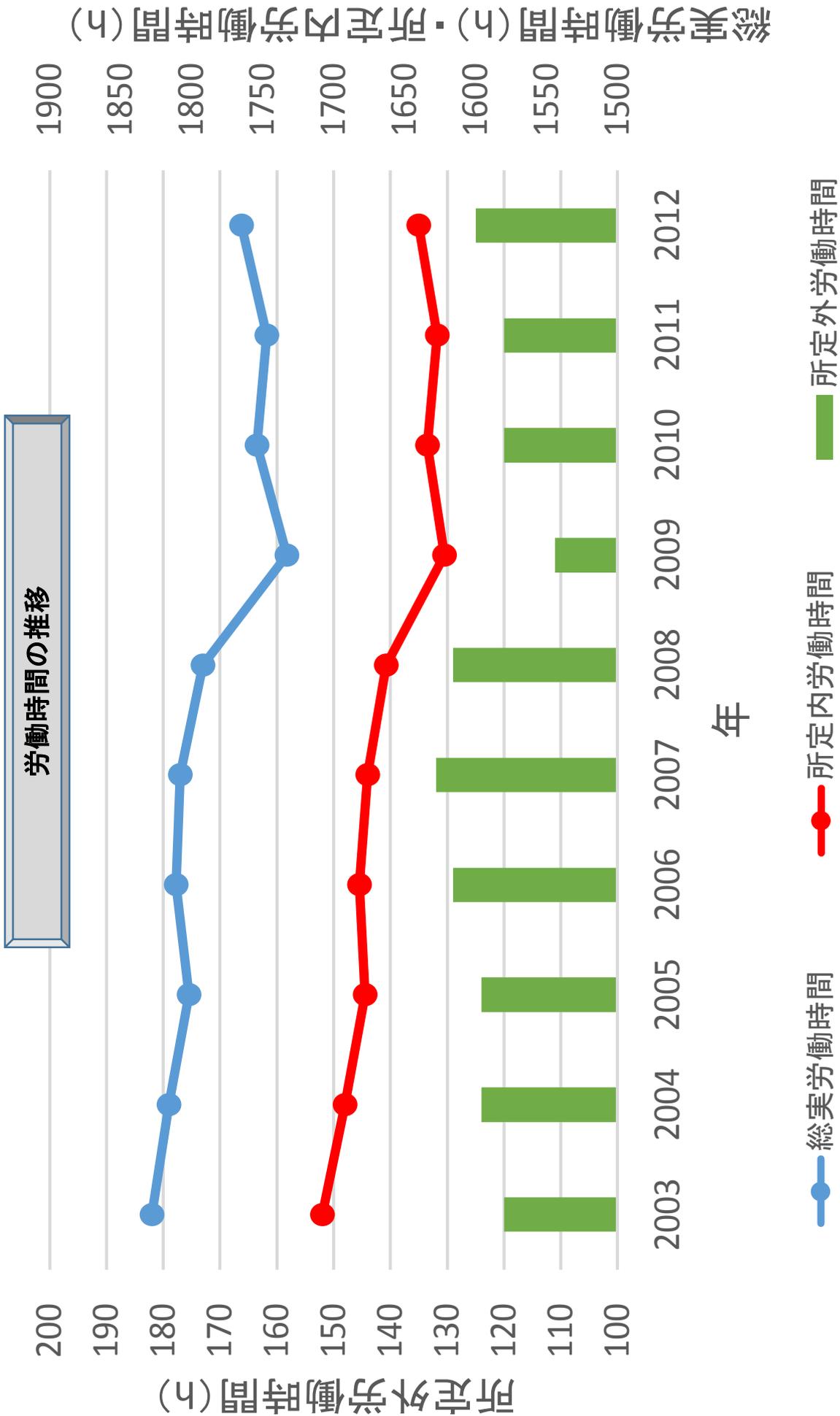
余暇活動種目別参加人口の変化



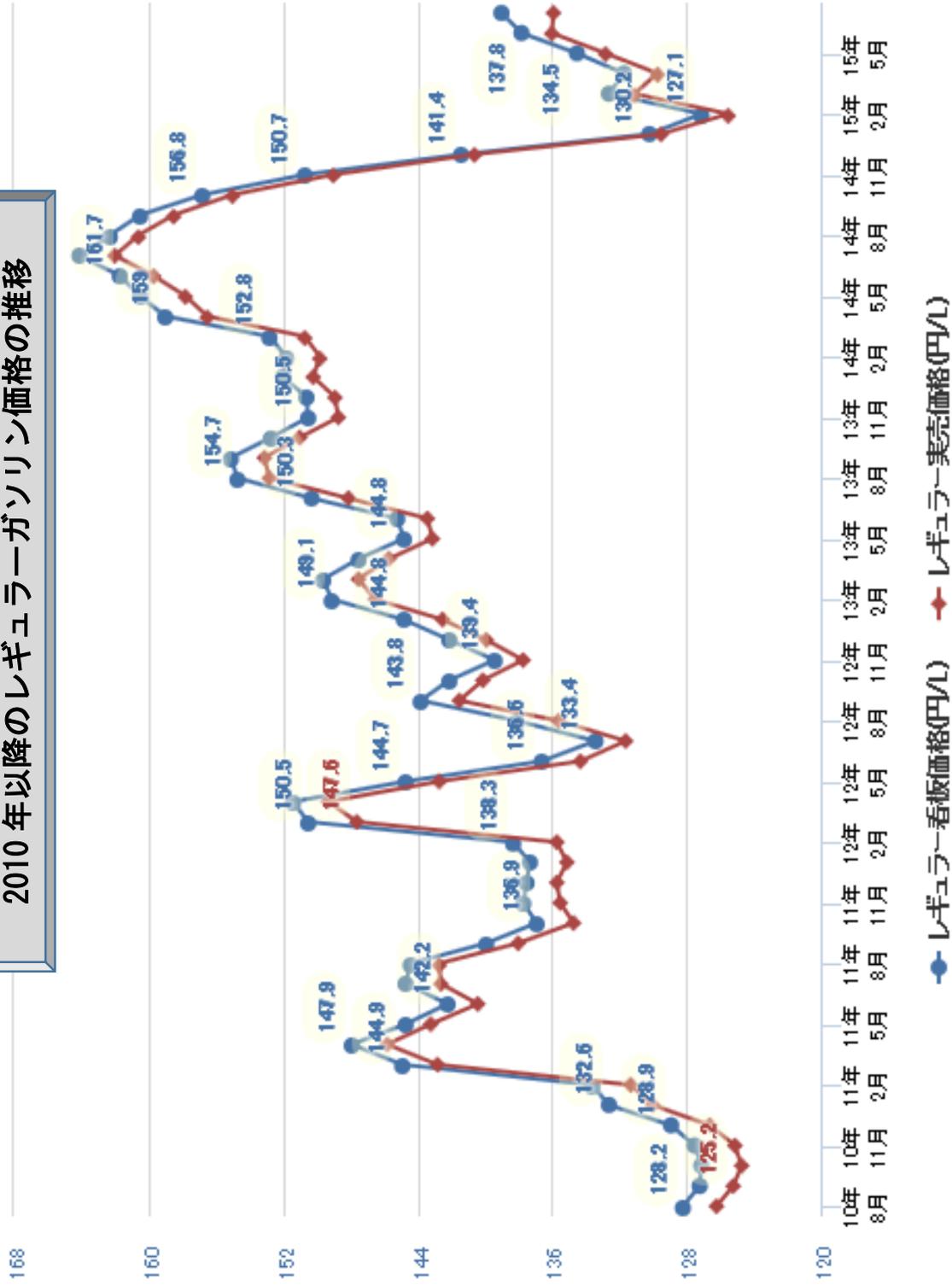
経済指標の推移

日経平均株価(円)・生産年齢人口(万人)





2010年以降のレギュラーガソリン価格の推移



(e 燃費HP より : http://e-nenpi.com/gs/price_graph/6/1/0/)

余暇活動種目別参加人口の変化

1. 観光・行楽系活動の回復
2. 「映画」の好調
3. 自宅で楽しむ余暇の低調

日常的で比較的単価が安く、
手軽なレジャーが堅調

近場の行楽系・都市型の
レジャーは比較的堅調

キーワード：日常型レジャー
「安・近・短」

キーワード：「安・遠・短」

高速料金値下げ
2009.3~2011.6

余暇活動種目	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	順位
外食(日常的なものは除く)	7240	7150	7160	7200	7370	6370	6040	5370	5170	4470	1
国内観光旅行(避暑、温泉、温泉など)	6080	5830	5720	5700	6020	6390	6150	5580	5670	5590	2
ドライブ	5510	5220	5110	5130	5140	6740	6290	5360	5200	4690	3
カラオケ	4920	4540	4290	4310	4430	5000	4680	3910	3660	3360	4
ビデオの鑑賞(レンタルを含む)	4870	4470	4160	4240	4400	5010	4550	3970	3420	3120	5
宝くじ	4590	4380	4600	4230	4560	4650	4440	3840	3530	3330	6
パソコン(ゲーム、趣味、通信など)	4430	4250	4080	4050	4470						7
映画(テレビは除く)	4390	4100	3870	4010	4140	5260	5150	4160	4090	3780	8
音楽鑑賞(CD、レコード、テープ、FMなど)	4240	4040	3690	3800	3960	5150	4700	4110	4000	3110	9
動物園、植物園、水族館、博物館	4060	3930	3820	4160	4030	5040	4800	3720	3650	3500	10
園芸、庭いじり	3750	3240	3260	3050	3260	4030	3720	3380	3100	2790	11
バー、スナック、パブ、飲み屋	3730	3600	3370	3440	3310	3400	3160	2640	2420		12
ボウリング	3200	2760	2510	2510	2350						13
遊園地	3190	2930	2760	2860	2780	3160	2770			2100	14
体操(器具を使わないもの)	3070					2950		2710			15
ピクニック、ハイキング、野外散歩	3060	2620	2620	2630	2470	3690	3380	2330			16
トランプ、オセロ、カルタ、花札など	3030	2640	2790	2810	2910	4440	3960	3090	3070	2500	17
テレビゲーム(家庭での)	3010	2760	3110	3180	3300	4720	4290	3340	3080	2530	18
ジョギング、マラソン	2620		2390	2280	2550			2590	2450		19
音楽会・コンサートなど	2560	2460	2440	2440	2420	3560	3270	2840	2570	2510	20
温泉施設(健康ランド、ケアハウス、スーパー銭湯等)									3300	3060	
SNS、ツイッターなどのデジタルコミュニケーション									2510	2230	
複合ショッピングセンター、アウトレットモール									3920	3690	
催し物、博覧会		2420				3070	2840				
帰省旅行		2510	2420	2320	2340			2380	2370	2250	
バーベキュー									2370	2110	
ゲームセンター、ゲームコーナー							3000				
写真の制作						3120	2950	2430			
学習、調べもの						3390	3450	2720			
ウォーキング									3380	3120	

赤枠種目は
2012年初調査

※パソコン(ゲーム、趣味、通信など)の参加人口はインターネット調査であることを考慮して2009年から除外

(17) 道の駅の事業運営に係る情報

資料	頁
道の駅の事業運営に係る情報	2- (17) -1
主な道の駅の成功事例	2- (17) -2
平成 27 年度 重点「道の駅」の選定について	2- (17) -5

■道の駅の事業運営に係る情報

参考1：道の駅設置者（平成25年9月時点）

設置者	箇所数	構成比率	備考
自治体（市町村）	985	98.1%	
自治体（都道府県）	6	0.6%	
第三セクター	8	0.8%	
公益法人	5	0.5%	
合計*	1,004	100.0%	

参考2：管理・運営者種別（平成25年9月時点）

管理・運営者	箇所数	構成比率	備考
自治体	158	15.7%	
第三セクター	312	31.1%	
財団法人等へ委託	89	8.9%	観光施設管理協会、地域振興財団等
指定管理者等	445	44.3%	JA、民間会社等
合計*	1,004	100.0%	

※現在は1,054箇所の道の駅が整備されている。

参考3：主要機能導入率（平成20～24年登録施設）

機能	導入率
特産販売所・直売所	99.2%
レストラン・軽食	90.6%
温浴施設	14.8%
体験施設	12.5%
宿泊施設	7.8%
博物館	6.3%

■ 主な道の駅の成功事例

名称	道の駅 とみうら 枇杷倶楽部 (1993年4月)	道の駅 田園プラザ川場 (1996年)
特徴	特産物の枇杷を使った商品開発や地元と連携した観光ツアー等により観光客を呼び込み、地域振興に成功	充実した施設と多くのこだわりの商品で05～09年の5年間、関東の「好きな道の駅」で連続1位を獲得
場所(人口)	千葉県南房総市 (5700人)	群馬県川場村 (3,500人)
運営主体	公共部門は富浦町枇杷倶楽部課、営利部門は町が全額出資の第3セクター(株)とみうらが担当。 H24.10より第3セクター(株)と南房総(南房総市内の第3セクター3社が合併して設立)	㈱田園プラザ川場 (第3セクター)
事業費		33億円 (村主導)
規模		敷地面積 5ha
経緯	人口減少、一次産業の衰退等の課題を解決するため、町長の決断でプロジェクトを結成。道の駅の整備開始時期と重なり、文化振興、地域振興、情報共有できるプラットフォーム的ない3セクターとしてスタート。当初から行政に頼らない3セクターとして黒字化を目指し、規格外品の枇杷に着目した商品開発を実施。道の駅の安定的な運営を基軸として、地域の産業の活性化を図る。	ビール工房、ミルク工房、ミート工房等の製造工程を見学できる体験型施設でスタートしたが、10年で売上げが減少。官主導の第3セクターで民間の商売の感覚が欠如していると感じ、気配り、目配り、心配りを重視する方針を打ち出した。差別化できそうな商品の選択と集中、強い印象を与える驚くようなサービスで集客(特産品の無料配布、無料体験、半額イベント等)
メンバー	枇杷倶楽部プロジェクトの責任者は、元富浦町役場職員の加藤文男氏。役所内スタッフと流通業に携わる町出身の鈴木賢二氏(現駅長)も呼び込みプロジェクトを開始。	「水芭蕉」ブランドの造り酒屋から実績を買われて就任 (2007年)
従業員	正社員9名、パート・アルバイト60名	社員はパートを含め全部で110人。村内には若者が働ける職場が少なく、若者の就労の場を提供
売上げ	年間60万人	2012年度104万人、10億円超
事業内容	枇杷生産者と連携した6次産業化、枇杷狩りや花摘みなど地域の観光資源を組み合わせた日帰りツアーを企画、旅行会社に営業して団体客を集客する「一括受発注システム」のビジネスモデルを構築。 開業当初の簡素な建物から、テラス飲食席や花壇のスペース拡張など少しずつ事業を拡大、直営の花園や莓狩り園もオープンさせ、20年かけて面積も1.5倍に拡大。 ・出荷規格外を使ったオリジナル商品の開発 ・地域住民との交流・体験の場「枇杷倶楽部茶論」	駅長、生産者、専門家が力を合わせて一次産品の特徴を活かした加工食品を開発。地元産りのごのアップルパイ、地元コメ粉を使ったおやき、等が人気。ビール工房の地ビール、飲むヨーグルトの人気も高い。 売上げの1/3を稼ぐフェアーマーズマーケットは420人の登録農家が朝採りの農産物を出荷、1日3回品切れ情報を流して商品を補給 村産コシヒカリで作ったおにぎりの売上げは年間2500万円
その他	南房総地域に約4億円の経済波及効果 (2010年度時点)	
出典	http://onionwor.id.jp/news/post/4431 http://www.jamp.gr.jp/academia/pdf/104/104_11.pdf http://www.mlit.go.jp/common/000213045.pdf	http://net.keizaikai.co.jp/archives/14254 http://www.denenplaza.co.jp/

名称	道の駅 東山道伊王野 (2000年)	道の駅 萩しーまーと (2001年4月)
特徴	1000戸に満たない伊王野地区の1/3の世帯が出資し、地区を挙げて運営	「観光客は捨てる」戦略で地元の人に喜ばれる施設
場所(人口)	栃木県那須町(2万8千人)	山口県萩市(5万人)
運営主体	東山道伊王野ふるさと物産センター組合	ふるさと萩食品協同組合 (地元漁協、水産事業者によって設立された事業協同組合)
事業費		約5億円(補助率33%)
規模		施設面積1600m ²
経緯	人口3500人弱の旧伊王野村の活性化を目的に設立。当時の経済情勢もあり、町やJAからは運営主体になれないと断られた。そこで、里づくり委員会のメンバーを中心に地元住民が出資して組合を作り、「ふるさと物産センター」、「お食事処水車館」、「加工体験施設」の3つの施設を運営することになった。	全国にある観光市場「お魚センター」の計画から始まったが、先行事例を調査した結果、地元重視の方向性へと転換 地元マーケットを見ると地物がほとんどない状況であったことから、地産地消をコンセプトに、地魚のブランド化に取り組む
メンバー	組合長は地元で工場がある大手製造業の定年退職者、その他農業者をはじめ都会からのUターン者や役場の職員など、様々な経歴をもつ人が組合活動に参加。当初は一口1万円で約320人から850万円 現在の出資者数は383名、出資金額は1321万円	マーケティング・マネジメント経験者を全国公募(駅長はリクルート出身でIターンした中澤氏)
従業員	営業開始当初は8~9人だった従業員もいまでは48人	
売上げ	17年度は3億円	年間140万人、10億円超
事業内容	こだわりをもったそばの提供を心がけた成果で来客が増加 手打ちそばの味を落とさないよう引き続き後継者を育成し、「そばの里」づくりを進め、ブランド化にこぎつけた。 直売所には「はとバス」も立ち寄る。 中山間地特有の山菜、たけのこ、きのこ、タラの芽等の栽培・特産品化など、まだ活用しきれっていない資源がある。	地元で獲れた魚介類のブランド化、地産産比率80% 「観光市場は平日に苦しい」という経験を元に地元市民をターゲット設定。野菜・果実から味噌醤油、肉類も地元産にこだわった食品のワンストップショッピング 観光客用に大型バス駐車場を完備するほか、インターネットなどを活用した情報の提供や季節ごとのイベントを開催し、地元の観光業の発展にも貢献 都内高級スーパーに朝獲れ生魚を出荷 物販13店舗、飲食4店舗、情報ターミナル、セミナールーム(スタジオオキキッチン)、公園等
その他	町に土地、建物の賃貸料として230万円を払う優良事業者	清掃も自前のローコストオペレーション 出店者の家賃は坪1万円/月
出典	http://www.esri.go.jp/pt/prj/mytown/genki/report/g074-0601-01.html http://www.kouryu.or.jp/gt/market/intro/jdr028000005hckz.html	道の駅/萩しーまーと ビジネスモデル 中澤さかな/(一財) 商工総合研究所 http://www.shokosoken.or.jp/jiyosei/soshiki/s19nen/s19-5.pdf

名称	道の駅 どまんなかたぬま (2001年8月)	道の駅 むなかた (2008年4月)	道の駅 豊前おこしかけ (2008年)
特徴	買い物代行サービスなど、地方が抱える課題を解決	豊富な地域資源と大消費地近郊という立地条件を活かし、年間16億円の売上げの99.9%が地元産品	豊かな自然を集客に活かし、地元産商品の高付加価値化で固定客を確保。来訪者の9割が市外から占める
場所(人口)	栃木県佐野市 (12万人)	福岡県宗像市 (9万6千人)	福岡県豊前市 (2万7千人)
運営主体	㈱どまんなかたぬま (田沼町が第3セクターでスタート、佐野市との合併のため同社を設立し管理運営を行う)	株式会社道の駅むなかた (市が立会いとなってJ.A・漁協・商工会・観光協会が出資して設立、平成25年に市も出資)	(株)ぶぜん街づくり会社 (資本金1,000万円)で設立した会社に市が3,000万円を出資し、第3セクターとなる)
事業費規模		13,691m ² (床面積2,026m ²)	
経緯	「サービス業は人で勝負」の信念の元、300万円の研修費をかけて人材育成して以来、接客レベルの質の高さが売り物。買い物代行もその一貫	九州地区4年連続No.1の売上げと集客	10年で人口が1割減少、目立った観光資源もなく、消費も近隣の都市に奪われる中、地域活性化の糸口として道の駅に着目。集客の目玉として、地元に立地するTOTOの協力も得て「日本一思いやりのあるトイレ」からスタート。地元業者を集めて「豊前特産品研究会」を作り、地場のかぼちゃを使ったケーキやプリンを開発
メンバー	駅長は東武宇都宮百貨店から人材派遣された篠原氏	生産者600人が出品、32名が1000万円売上げ。 館長は公募で選ばれたスーパーマーケットの店長経験者	農業を開始する人も現れ、現在の出品者は400名以上。豊かな自然でできる柚子やコマの購入者を対象とした山間部ツアー、付加価値を高めて地域外にも販売
従業員	従業員85人のうちアルバイトは10名		
売上げ	年間200万人が利用、2014年度売上高は16億円	年間160万人、2014年年度は18億5千万円	2012年度120万人、6億円
事業内容	子供向け遊戯施設、足湯(無料) 農産物直売所、ふれあい交流館、フードコート、EVスタンド 施設内店舗は全て直営とし、サービスの質の高さを維持	客が集まり、商品が売れる"流通・小売りの現場" 鐘崎漁港を始め、神湊、大島、地島等の漁港から直接運ばれてくる水産物が、広い売り場の3分の1のスペースを占める。	道の駅にある会議室を拠点に、新規就農者を対象とした勉強会「おこしかけ未来」を毎月開催 豊前棚田ゆず：品質の良い柚子を復活、風味、香り、食感を大切に「ゆずベースト」の開発 棚田轟の里：過疎や高齢化の厳しい条件下の棚田でお米を栽培 高校生プロデュース：青豊高校のクッキング部が考案した弁当レシビをプロが作成 豊かな自然に愛着を持ってくれる4000人の会員組織づくり
その他			
出典	日経ビジネス 2013.4.22	https://newswitch.jp/p/555	日経ビジネス 2013.4.22 http://www.okoshikake.jp/index.html

平成28年1月27日

道 路 局

平成27年度 重点「道の駅」の選定について

～地方創生の核となる「道の駅」の優れた取組を応援します。～

「道の駅」は、地方創生を具体的に実現していくための極めて有力な手段であり、国土交通省では、平成26年度より関係機関と連携して、地方創生の核となる特に優れた取組を選定し、重点的に応援する取組を実施しています。

平成27年度は、地方創生に資する地産地消の促進及び小さな拠点の形成等を目指した「道の駅」の新たな設置又はリニューアル等に関する企画提案を募集し、この度、有識者のご意見を踏まえ、重点「道の駅」として38箇所選定しましたので、お知らせします。

[問い合わせ先]

国土交通省 道路局

企画課 企画専門官 井坪 慎二

【代表】：03-5253-8111 (内線 37552)

【直通】：03-5253-8485 FAX：03-5253-1618

国道・防災課 課長補佐 竹内 勇喜

【代表】：03-5253-8111 (内線 37842)

【直通】：03-5253-8492 FAX：03-5253-1620

平成27年度 重点「道の駅」の概要

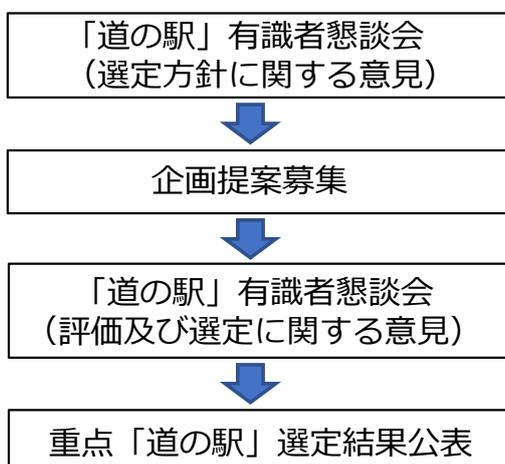
<主な取組内容>

①産業振興 地域の特産品を活かした産業振興「道の駅」
②地域福祉 地域の高齢化等に対応した住民サービス（地域福祉）を提供する「道の駅」
③交通結節点 公共交通の結節点として地域住民に交通サービスを提供する「道の駅」
④防災 災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」
⑤観光総合窓口 地域の観光総合窓口となる「道の駅」
⑥インバウンド観光 インバウンド観光を促進する「道の駅」
⑦地方移住等促進 地方移住・ふるさと納税推進に貢献する「道の駅」
⑧交流・連携 地域間の交流・連携を促進する「道の駅」
※上記取組を実践する方法として 「道の駅」相互のネットワーク化により効果を発揮する「道の駅」

<支援内容>

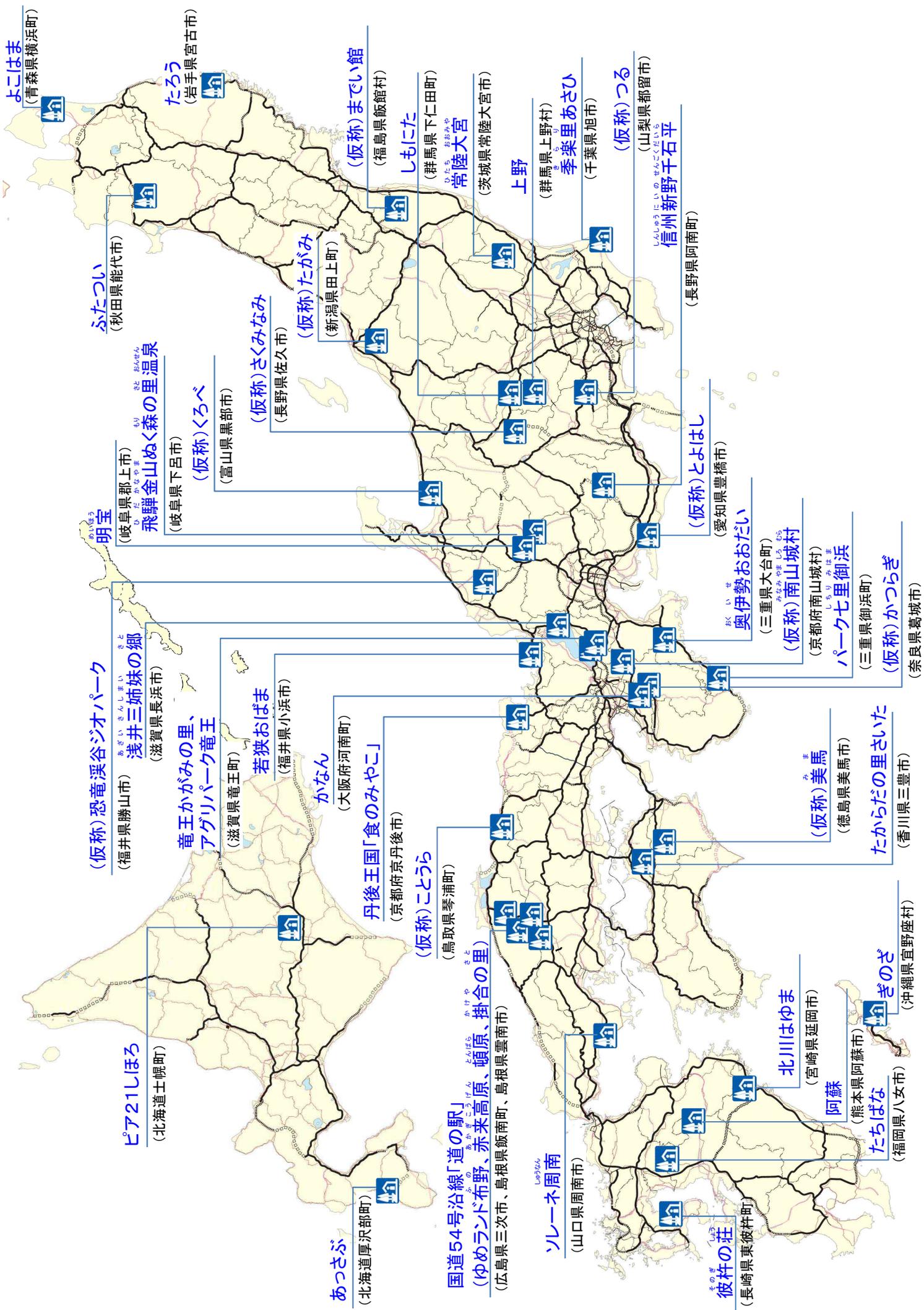
- 自治体・関係機関による協議会等を設け、複数の関係機関の制度の活用等について、ワンストップで相談できる体制を作ります。
- 道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等は、直轄道路事業及び社会資本総合交付金等を活用して国土交通省が支援します。
- 重点「道の駅」の取組を広く周知します。

<選定の流れ>



「道の駅」有識者懇談会	
委員長：石田 東生	〔筑波大学 システム情報系社会工学域 教授〕
楓 千里	〔(株) JTBパブリッシング 取締役 ノジュール事業担当〕
篠原 靖	〔跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 准教授〕
根岸 裕孝	〔宮崎大学 教育文化学部 准教授〕
山田 知子	〔比治山大学 現代文化学部 教授〕
(敬称略・五十音順)	

重点「道の駅」選定 38箇所



重点「道の駅」 全 38 箇所

主な取組内容	都道府県	市町村	駅名	主な特長
産業振興	岩手県	宮古市	たろう	水産物の直売や6次産業化による漁業復興・再生の拠点。
	茨城県	常陸大宮市	ひたちおおみや 常陸大宮	全国でも生産量の少ない洋野菜の地産地消及びブランド化の推進。
	山梨県	都留市	(仮称)つる	地域伝統野菜の加工品開発による6次産業化。
	千葉県	旭市	きらり 季楽里あさひ	基幹病院等と連携し「医食農同源」をテーマに、豊富な地元農水産物を活用した地産地消の推進。
	長野県	佐久市	(仮称)さくみなみ	健康長寿をテーマに、健康長寿野菜や健康長寿食の提供による地産地消の推進。
	富山県	黒部市	(仮称)くろべ	豊かな農産物と希少な海産物を活用した6次産業化の拠点。
	三重県	みはまちよう 御浜町	パーク七里御浜 しちりみはま	柑橘加工商品の開発と6次産業化の推進。
	滋賀県	長浜市	あざいさんしまい さと 浅井三姉妹の郷	起業や商品開発をサポートする「チャレンジショップ」の設置による地産地消型産業の振興。
	京都府	南山城村	(仮称)みなみやましるむら 南山城村	「村で暮らし続けるための仕掛け作り」として、特産品である南山城茶を活用した商品開発。
	大阪府	かなんちよう 河南町	かなん	なにわの伝統野菜を使った商品を開発・提供するための施設整備。
	鳥取県	琴浦町	(仮称)ことうら	隣接する既存の道の駅との機能分担及び連携し、地元特産品を活用した6次産業化など地産地消の推進。
	徳島県	みまし 美馬市	(仮称)みま 美馬	地元農林水産物の集出荷システムを活用した産地直売所の設置や地域野菜を活用した6次産業化推進。
	沖縄	ぎのざそん 宜野座村	ぎのざ	宜野座エコ農産物や人材資源等を活用し「食育・地産地消活動」の促進。
地域福祉	青森県	横浜町	よこはま	周辺施設を活用した、地方創生拠点を形成する自動車専用道路IC直結の道の駅。
	福島県	いいたてむら 飯舘村	(仮称)までい館	原発災害からの帰村時の日常生活を支える、役場や医療機関等と連携した復興拠点。
	群馬県	下仁田町	しもにた	買い物困難者への宅配サービス提供、子育てサポート、公共交通バスの結節点化などによる「小さな拠点」の形成。
	新潟県	田上町	(仮称)たがみ	道の駅周辺に公共サービスと生活サービス機能を集約。道の駅と集落地域等を結ぶ公共交通・宅配サービスの導入。
	長野県	あなんちよう 阿南町	しんしゅうにいのせんごくだいら 信州新野千石平	高齢者への宅配サービスを通じた買物支援や安否確認、町民バスと連携した中山間地の生活支援。
	岐阜県	ぐじょうし 郡上市	めいほう 明宝	NPOと連携した日用品の配達及び生活支援サービスによる高齢者支援。
	岐阜県	げろし 下呂市	ひだかなやま 飛騨金山 もり さと おんせん ぬく森の里温泉	病院・老人福祉施設等の地域福祉機能等の集約、コミュニティバスや高齢者宅配サービス等による小さな拠点機能の向上。
	奈良県	葛城市	(仮称)かつらぎ	高齢者の交通手段確保のためのコミュニティバス運行、ICTを活用した買い物支援。
	山口県	しゅうなんし 周南市	ソレーネ周南 しゅうなん	高齢者の相談窓口の設置、バス停の整備による、地域住民のサポート体制の構築。
	福岡県	やめし 八女市	たちばな	地域福祉の向上と地域住民の安全安心な地域コミュニティ再生による行政サテライト機能の充実
	長崎県	ひがしそのぎちよう 東彼杵町	そのぎ しょう 彼杵の荘	障害者支援施設が行う移動販売車による買物支援と農産物の集荷・販売システムの確立。

主な 取組 内容	都道 府県	市町村	駅名	主な特長
交通結節点	北海道	しほろちよう 士幌町	ピア21しほろ	長距離バス、路線バス、地域コミュニティバスの結節点として機能。
	福井県	小浜市	若狭おばま	交通結節点機能強化(バスターミナル機能拡張、パーク&ライド)による観光促進。
	三重県	おおだいちよう 大台町	おくいせ 奥伊勢おおだい	JR、高速バス、路線バスの結節点における行政、文化、、観光、医療サービス拠点の形成。
	宮崎県	延岡市	北川はゆま	コミュニティバスの乗入れや高速バスストップの設置、パーク&ライド機能を備えた乗継拠点。
防災	愛知県	とよはしし 豊橋市	(仮称)とよはし	南海トラフ地震等に備えた防災活動拠点。
観光 総合 窓口	福井県	勝山市	(仮称)恐竜渓谷 ジオパーク	県立恐竜博物館等を活かした観光・交流拠点。コミュニティバスによる周遊観光。
	京都府	京丹後市	丹後王国 食のみやこ	丹後地域の観光資源、地域食材等を紹介する観光等総合窓口。
観光 ウィン ドバ	秋田県	能代市	ふたついで	世界遺産「白神山地」の玄関口として、多言語化に対応したインバウンド観光案内所(スタッフ・ガイド)を配置。
地方移住等促進	北海道	あつさぶちよう 厚沢部町	あつさぶ	日本版 GCRC との連携により高齢者移住や、新規就農による移住・定住促進に向けた情報発信や総合案内。
	群馬県	上野村	上野	移住窓口を設置するなど道の駅を中心に移住・雇用対策を展開。
	香川県	みとよし 三豊市	たからだの里 さいた	道の駅の観光ポテンシャルを活かした移住促進(移住コンシェルジュによる相談窓口設置、移住体験ツアー開催等)。
	熊本県	阿蘇市	阿蘇	消防署、医療センター等と連携した「小さな拠点」の形成。空き家バンク制度を活用し、移住定住等を促進。
交流・ 連携	滋賀県	竜王町	竜王かがみの里・ アグリパーク竜王	土産土法の取組を2駅(集客力のある駅と農業生産力のある駅)連携で推進。
	広島県 島根県	みよしし 三次市 うんなんし、いいなんちよう 雲南市、飯南町	国道54号沿線 「道の駅」	自動車道の開通により交通量が減少した国道54号沿線の4つの道の駅の相互連携による、地域の暮らしを持続的支える環境構築。

- 市内農家で生産に取り組んでいる、全国でも生産量の少ない洋野菜について、地産地消の取組として道の駅のレストラン・加工施設での活用や、学校給食での活用、大学連携などを通じて、特産品化を支援し、地域経済の活性化を推進。
- 体験農園(約1,500㎡)に、洋野菜のモデル圃場を設置し、高齢農業従事者や新規女性・若年就農者への研修や、消費者への認知度向上を図るとともに、来訪者と生産者の交流の場を創出。
- 無料の市民バスのバス停を設置し、周辺施設とネットワークでつなぎ高齢者の生活福祉サービス向上を促進。

産業振興 常陸大宮ブランド創出	交流・連携 地域資源を活用した体験・交流	観光総合窓口 地域のコンシェルジュ	防災 災害時の支援拠点	交通結節点 高齢者の生活福祉サービス向上
---------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-----------------------	--------------------------------



体験農園での研修会を通じた来訪者と生産者の交流促進

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
常陸大宮	茨城県	常陸大宮市	国道118号	新設	平成27年	一体型

洋野菜を活用した女性目線のレストランメニューの開発



市民バス(無料で運行)

<提案の先駆性・ポイント>

- 本市では中山間地域のデメリットを補うため平成23年度より全国でも取扱いが少なく収益性の高い洋野菜生産に取り組み始めている。この洋野菜を道の駅で取扱い地産地消を推進しブランド化を図る。さらに、道の駅内に洋野菜のモデル圃場を設置し新規就農者へ研修会を行い農業従事者の所得向上につなげる。
- 洋野菜は、比較的軽量、収益性も高いことから、高齢農業従事者の意欲向上につながる。女性嗜好にも合う料理の提供や体験農園での栽培により、女性・若者の交流の促進や若年新規就農者の確保を図る。
- 大学との連携により、特産品を活かしたレストランメニューなどの開発を行うとともに、消費者の評価分析を実施し、更なるメニュー開発に活かす。

<実施内容>

- 直売施設への洋野菜等専門コーナーの設置や、デジタルサイネージによるレシピ紹介。
- 大学との連携による洋野菜を活かしたレストランメニューや惣菜メニューの開発と、JAや種苗メーカーなど専門家との連携による洋野菜栽培の技術支援。
- 農業・商業連携による新たな商品開発。
- コンシェルジュデスクやWi-Fi設置による情報発信機能の向上。
- 災害用戸戸、非常用発電機、ドクターヘリポート等整備による防災機能の強化。
- 無料の市民バスのバス停を設置。

- 地域伝統野菜である水掛菜について、加工品の開発による6次産業化、メニュー開発や地域給食センターでの提供、試食を通して認知度をあげる水掛菜サミット開催による地産地消の推進とともに、農業収穫体験による伝統的な栽培方法の伝承に取り組む。
- 地元大学の留学生と連携して地域の魅力を再発掘し、富士山湧水を利用したワサビ田や湧水飲み比べなど、農村ならではの自然体験ツアーを企画立案し、道の駅を核とした着地型インバウンド観光に取り組む。

インバウンド観光 留学生目線の魅力再発見	防災 地域ぐるみ	産業振興 地域固有種の保存と地産地消	交流・連携 新規会社設立
--------------------------------	--------------------	------------------------------	------------------------

着地型インバウンド観光
(富士湧水の活用等)

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)つる	山梨県	都留市	国道139号	新設	平成28年度	単独型



【ワサビ田の田園風景】



【富士山湧水飲み比べ】



地域固有種(水掛菜)



【水掛け菜サミット風景】



【水掛け菜商品開発】

<提案の先駆性・ポイント>

- 地域大学留学生目線でのサービス形成、
- 地域に残る富士山湧水の歴史的利用価値の見学・体験
- 未来の担い手おもてなし精神の情操教育
- 防災リーダー・防災士資格者の育成
- 直売所施設に合わせた事前図上シュミレーション(HUG)
- 地域野菜を利用した長期保存食(干し野菜)の確保
- 地域固有種の保存と認知度向上による消費拡大
- 直売所運営母体の新規設立(LLC予定)

<実施内容>

- 滞在する留学生目線で地域の魅力を再発掘⇒サービス形成
- 地元しか知らない都留ならではの“水つながり”ツアーを形成
- 市内中学生へのおもてなし精神教育(おもてなしバイブル作成)
- 防災士を配置し、防災リーダーの育成を図る
- 従業員研修:直売所版のHUG(避難所運営ゲーム)実施
- 干し野菜作りや作り方の体験教室を開催を予定する
- 水掛け菜サミットの開催(第2回まで地域開催済→次回以降は道の駅開催)や消費拡大直売所レストランメニュー開発
- LLC方式(合同会社)による地域内に新会社設立予定

○道の駅の加工施設を活用した生産者による6次産業化に取り組む。また、診療圏人口100万人の基幹病院等と連携し、「医食農同源」をテーマに豊富な地元農水産物を活用しメニュー開発による地産地消に取り組む。

①産業振興及び地方移住等促進
道の駅を活用した商品開発による新ブランド創出とふるさと納税による特産品の情報発信

産業振興 特産品開発とブランド化	交流・連携 交流機会の創出	防災 情報発信機能強化	地方移住等促進 ふるさと納税との連携			
駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
季楽里あさひ	千葉県	旭市	市道1級59号線	新設	平成27年度	単独型



②交流・連携 地元農業高校と連携・屋外ステージ活用による交流創出
総合病院と共同開発・地元の産物を使用した「医食農同源」による振興

③情報発信機能強化
WiFiを活用した各種情報発信



<提案の先駆性・ポイント>

- 道の駅において開発から販売まで一貫して実施
- 開発から販売までの技術的支援を行い生産者をバックアップ
- 県下唯一の農業高校との連携による農業後継者育成や、屋外ステージを活用し様々なイベントを開催することにより、市民の芸能発表の場と交流機会を創出
- 千葉県東部(茨城県南部含む)の基幹病院との連携したメニューを「道の駅」で提供

<実施内容>

- 産業振興(一部地方移住等促進)
 - ・道の駅直売スペースから加工室が可視であるため、消費者にPRしながら商品開発することが可能。(道の駅において販売実践・ふるさと納税返礼品でPR)
- 交流・連携(地域振興)
 - ・農業高校の生徒によるPR・販売、屋外ステージイベントでの交流機会の創出
 - ・総合病院の管理栄養士がレストランメニュー開発し道の駅で提供
- 情報発信・・・WiFiを活用した各種情報、災害情報の情報発信機能強化

○長寿県・長野の中でも屈指の健康長寿を誇る佐久市が目指すのは「世界最高健康都市」
○食材や伝統食について、免疫力や塩分量などの健康長寿に関する情報発信に取り組む。
○高速道路と国道の結節点という恵まれた立地を活かした地域内外のゲートウェイとして、安心安全な健康長寿野菜や健康長寿食の提供による地産地消に取り組む。



産業振興 健康長寿の地産地消とブランド化	防災 安心安全なまちの健康	地域福祉 繋がるきずなの健康	交流・連携 地域内外のゲートウェイ
-------------------------	------------------	-------------------	----------------------

佐久市の平均寿命は全国で男性15位、女性19位(※2020年国勢調査)
長寿県・長野でも、男女ともトップ20にランクは佐久市だけ!

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称) さくみなみ	長野県	佐久市	国道142号 市道25-3号	新設	平成29年度	単独型

佐久市の健康長寿 = 「ひと」+「まち」+「きずな」の健康

そして、佐久市から「広がる健康づくり」

ひとの健康

市民の健康長寿を培ってきた安心安全な食の地産地消、外部への健康長寿食文化の情報発信

安心安全な健康長寿野菜の販売

健康長寿食の提供

びんごる御膳

びんごる御膳 → 佐久市で取り扱われる地元食材を使用した生活習慣病予防と健康増進を目的としたメニュー

まちの健康

高速道路 I C の「交通の要衝」の特性を活かし、防災・災害支援拠点として機能

防災・災害支援拠点

きずなの健康

地域内外の交流促進による相互の元気を創出

地域内外の人・モノ・情報の交流

道の駅で具現化
道の駅でさらに進化

世界最高健康都市の構築

健康長寿文化の発信

<提案の先駆性・ポイント>

- 佐久市の健康長寿は、「ひとの健康」はもとより、豊かな自然や安心安全な都市空間などの「まちの健康」、住民間・地域間の交流といった「きずなの健康」、そしてこれらを発信する「広がる健康」により形成。そのすべてを総合的に展開し、佐久市そのものが健康長寿であることを地域内外に知らしめる場所となることで、地域ブランドの創出と地方創生の拠点としての機能発揮を図る。

<実施内容>

- 市民の長寿を培ってきた安心安全な健康長寿野菜、健康長寿食の提供による地産地消の推進、食材や伝統食について免疫力や塩分量等の健康長寿に関する情報発信、健康長寿ブランド化
- 地域・広域の防災・災害対応拠点としての機能発揮
- 交流機会の提供による地域住民の生きがいの創出
- 健康長寿をキーワードに地域内外のゲートウェイ機能の発揮

- 北アルプス、黒部川扇状地の“名水”が育む豊かな農産物や、“神秘の海”富山湾で獲れる希少な海産物と、これを活用し「新たな特産品」を生み出す道の駅
- 若者から高齢者までの多様な世代と様々な従事者の交流により、6次産業化の拠点となり、地域の雇用と交流を生み出す道の駅
- コミュニティバス運行により回遊性の向上を図り、道の駅を交流拠点として活用することで、点在する市街地の一体化を担う道の駅

産業振興 地域特産のブランド向上と商品開発、6次産業化と併せた地産地消	交通結節点 コミュニティバスによる市域の一帯化	観光総合窓口 富山県東部の主要観光地の発信拠点	防災 黒部市総合公園と一体となった防災避難拠点
---	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)くろべ	富山県	黒部市	国道8号	新設	平成33年(予定)	一体型(予定)

地域の課題

- 埋もれた地域資源**
・特産品、観光資源などの魅力度・知名度が低い
→ 地域資源を結び付けるきっかけと仕組みが必要
- 農山漁村の過疎・高齢化**
・農山漁村の人口流出。市街地への人口流入
→ 地域の回遊性向上がカギ
- 点在する市街地の一体化**
・3地区(三日市、生地、石田地区)に分散する市街地
→ 市民の都市サービス・コミュニティスペースの創造
コミュニティバスの交通拠点
- 防災に対する市民意識の高揚**
・大規模災害の発生時に対する防災基盤の拡充
→ 地域防災力の向上が必要



地域資源を活かす
黒部川扇状地の名水や富山湾が育んだ地域独自の農林水産物を活かして、6次産業化を図り、農林水産業の再生と雇用創出を図る。



伝統文化の継承
古くから継承されてきた特産品を後世に継承するため、特産品生産・加工を体験。世代間交流・異業種交流による新たな特産品を生み出す。



<提案の先駆性・ポイント>

- 北アルプス、黒部川扇状地の“名水”が育む豊かな農産物や、“神秘の海”富山湾で獲れる希少な海産物を活かした、地域独自の6次産業化が期待
- 農業・水産業の従事者の減少や高齢化が進む中、世代間・業種間交流と6次産業化、情報発信によって、農林水産業の再生と新たな雇用や交流を生み出す。

<実施内容>

- 道の駅に6次産業の拠点、世代間交流の拠点を整備
- 地元農産物直売、食の提供できる飲食施設の整備
- 市内の観光案内、食の体験施設利用の窓口
- 石田、生地の漁村、三日市の市街地を結ぶコミュニティバスの運行
- 総合運動公園と連携し1日過ごせる世代間交流のコミュニティカフェの整備

- 地元の農林水産物直売施設を拡張し、道の駅内の販売機能を生かした地産地消の促進
- 生産者と加工業者の連携による「年中みかんのとれるまち」御浜町の特色を生かした新たな柑橘加工商品の開発と6次産業化の推進
- 三重県内唯一の「道の駅」を中心とした小さな拠点と山間地域とを結ぶ巡回バスを運行させ、周辺施設とネットワークで繋ぎ、拠点機能を拡大・拡充し、御浜町全域における高齢者等の福祉・生活サービスの向上を図る

産業振興 地元農林水産物の販売と活用	地域福祉 生活サービスの向上	防災 防災対策としての拠点	観光総合窓口 観光機能の充実
------------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------



<提案の先駆性・ポイント>

- 地元の農林水産物を集約して新鮮で安心安全な食材を提供し、道の駅のネットワーク機能と駅内のショッピングセンター機能を活かした販売力の向上により地産地消を図ると共に農業の振興と生産者の所得機会を創出。
- 生産者と加工業者が連携し、柑橘加工施設整備による6次産業化を推進し、農業所得の向上と雇用を創出。
- 町営無料巡回バスを運行して中山間地域の高齢者等を道の駅に集め、道の駅のショッピングセンターを商業の拠点とし、道の駅の周辺施設の生活に必要な機能を「合わせ技」で活用することにより行政、医療を含む生活サービスの向上を図る。また、巡回バスを活用した熊野古道利用客などの観光客を中山間地域へ誘客を図る。

<実施内容>

- 農林水産物の直売施設の拡張、巡回バス等を利用した回収システムを整備し、農産物販売機能の拡大を図る。また、道の駅のレストランや町内の学校給食等で活用。
- 柑橘加工施設の拡張による6次産業化の推進、生産者と加工業者の連携による商品開発。
- 巡回バスの運行により、生活の拠点となる「道の駅」と中山間地域の交通手段を確保し、高齢者等の利便性向上及び道の駅の発展と周辺施設の活性化、地域間の交流を図る。
- 観光総合窓口を設置して、熊野古道の案内を含めた観光プランの提供、巡回バス等を利用した観光地への誘客、「御浜町」の特色を生かした四季のみかん狩り体験を実施。
- 道路利用者の緊急津波避難場所として誘導。

- 起業や商品開発をサポートする「チャレンジショップ」を設置し、地域資源を生かした特産品の開発や販路の拡大により、地産地消型産業の振興を図る。
- 小谷城スマートインターチェンジの開通を契機に、着地型観光の基地として交流人口の増加を目指す。

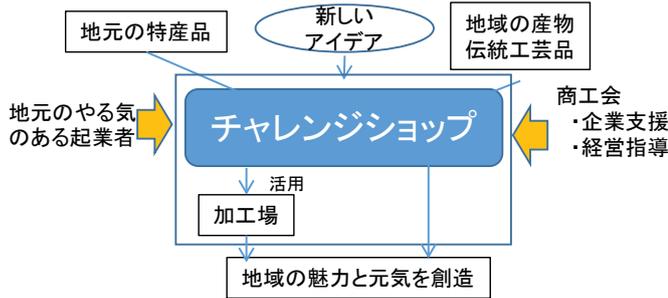


道の駅浅井三姉妹の郷

産業振興 地域活性化と雇用の創出		観光総合窓口 観光イノベーションの実現		連携・交流 周辺道の駅とのネットワーク		
駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
浅井三姉妹の郷	滋賀県	長浜市	国道365号	新設	平成28年	単独型

<長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略>

本市に居住しながら勤務できる企業が十分立地していないことから、「しごと」と「人」の好循環を作り出し、持続可能な「まち」の活性化を図ることを目的に平成27年6月に制定。



○新たな名物、特産品など

<提案の先駆性・ポイント>

- やる気のある地域の起業家を支援し、新たな名物、特産品を生み出す。
- 市の新たな玄関口として、地域の観光情報を発信し、周遊観光へ誘引し、滞在型観光への転換を図る。
- 市内各道の駅とヒト・モノの交流を行い地域活性化を図る。

<実施内容>

- チャレンジショップを設置し、新たな起業者の育成や新商品開発をサポートし、地域活性化を促進。
- 農産物加工室を設置し、特産品の開発による付加価値向上(6次産業化)の推進
- 観光コンシェルジュを配置し、地域の歴史・文化・自然を体感する体験型観光を提供し、市内全域に観光客を誘導。



- 「村で暮らし続けるための仕掛けづくり」として、特産品である“南山城茶”を活用した商品の開発—「産業再生」
- 都市部と地元住民の交流拠点と位置付け、地域間交流を促進し、来訪者増加による定住・移住の促進—「次世代の担い手育成」
- コミュニティバスの運行、宅配サービス、安否確認等、高齢者生活支援の実践による地域福祉サービスの充実—「絆づくり」
- 住民出資の設立会社を運営会社にし、「村に必要なことを村の人が取り組み、利益を享受する」地域内循環型産業システムを実現

運営スタッフの公募等による雇用機会の創出、情報発信



交流・連携 都市との地域間交流 情報ワンストップ	産業振興 農林産物ブランド化 6次産業化・雇用創出	地域福祉 高齢者生活支援 コミュニティバス	防災 後方支援拠点 バックアップ機能			
駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)南山城村	京都府	南山城村	国道163号	新設	平成28年度	一体型

地域資源を活かした体験・交流機会の提供



南山城村のお茶を中心とした文化や自然環境の豊かさ等の魅力を隣接府県に情報発信し、都市との連携や交流を回り、定住を促進することで、産業再生や次世代の担い手を育成

地域の特産品によるオリジナル商品の開発

府内第2位の生産量を誇る高品質なお茶、村のお茶を原材料とした新商品

南山城村の特産品であり、14年連続で農林水産大臣賞を受賞した高品質なお茶を活用したオリジナル商品の開発



<提案の先駆性・ポイント>

- 道の駅整備を「村で暮らし続けるための仕掛け作り」と位置付け、茶業等の農業の衰退及び後継者不足、人口の減少・高齢化等の課題を解決するため、「産業再生」、「次世代の担い手育成」や「絆づくり」を担う拠点とする。
- 「村に必要なことを村の人が取り組み、それによって村の人が利益を享受する」という地域内循環型産業システムを実現する拠点とし、住民出資の設立会社を運営会社とする。
- 災害時の避難所、災害復旧の活動拠点、支援物資の集積拠点とする。

<実施内容>

- 「持続可能な農業」を実現するため、特産品である“南山城茶”を中心とした農林産物のブランド化とオリジナル商品を開発、即売
- 南山城村のお茶を中心とした文化、生活等を情報発信する施設、お茶の飲み方等を提案する施設での都市住民との地域間交流
- コミュニティバス、住民票等の自動交付サービス、コンビニ交付サービス、宅配サービス、役場と連携した安否確認等の高齢者生活支援
- NPO法人等の活動拠点等に活用できるサテライト・オフィスの整備
- 災害時後方支援拠点に利用する広場・防災倉庫・耐震性貯水槽の整備

〇なにわの伝統野菜などの地場産野菜を商品開発(6次産業化)して提供する施設の整備や直売所リニューアルにより、地方創生の拠点として、町の特産品を全面的にアピールし、地産地消の促進と雇用の創出
 〇情報発信拠点を整備し、町の観光情報や交通情報を総合的に発信
 〇災害時避難所に指定されていることから、防災倉庫や災害時に一時避難が可能な広場の整備

産業振興 特産品のアピール、地域農業の拠点	交流・連携 加工体験や産学連携での商品開発による地域活性化	観光総合窓口 観光振興拠点	防災 災害時避難所の備蓄機能
---------------------------------	---	-------------------------	--------------------------



新規コンテンツによる魅力づくりで周囲と差別化を図る取組

スイーツ工房

いちじく イメージ

イメージ

特産品の果物を活用したスイーツの商品開発・加工体験

カフェ・デリ

今朝どりの地場産野菜をふんだんに使用した料理を提供

インフォメーションセンター

西行法師終焉の地 弘川寺

町の総合的な観光・交通情報などを発信

<提案の先駆性・ポイント>

- 特産品(いちじくやなにわの伝統野菜)を前面に押し出した商品を開発し、加工体験や産学連携など交流の手段とすることで、地方創生に資する地域のアピールと活性化を推進する。
- 地場産のこだわり野菜をおいしく食べてもらうために今朝どり野菜をふんだんに使用した料理を味わってもらう場を設置し、地産地消を促進する。
- 観光情報提供や自転車のレンタルにより総合的に観光案内を行う。

<実施内容>

- 〇産学連携により特産品をオリジナルスイーツ等に商品開発【産業振興】
- 〇上記を購入・加工体験できる「スイーツ工房」や今朝どり野菜を食べることができる「カフェ・デリ」を整備【産業振興、交流・連携】
- 〇観光案内を行う「インフォメーションセンター」設置【観光総合窓口】
- 〇防災倉庫や災害時に使用できる広場の整備【防災】
- 〇規模拡大に合わせた駐車場やトイレの充実

〇山陰道整備後、現道沿線の活力が減退する中、移住・観光総合窓口等を設置して、地域の住民活動とも連動したホスピタリティ「おもてなし力」の向上を図る。
 〇山陰道に直結する地域内外の対流拠点としての情報発信力や観光誘客力を高め、既存の地域センター型「道の駅」等との連携により、当地ならではの食素材(魚・牛乳・和牛)を活用した「琴浦ブランド」を確立に向けた地産地消を推進し、地域活力の増進を図る。



観光総合窓口 観光コンシェルジュ設置	地方移住促進 移住コーディネーター設置	インバウンド観光 公衆無線LAN、多言語化	産業振興 琴浦ブランドの確立	防災 避難場所+後方支援
------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	--------------------------	------------------------

- 地域の課題**
1. 山陰道整備による現国道9号の交通量減少。それに伴う沿線商業施設の撤退による活力の衰退
 2. 観光・移住情報発信機能の欠如
 3. 人口急減・超高齢化による地域活力の衰退

- 道の駅登録により目指すべき目標**
1. 国道9号沿線の交流人口増加で地域活性化
 2. 「琴浦ブランド」の確立による産業振興
 3. 地域活性・産業振興による雇用の創出

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)ことら	鳥取県	琴浦町	国道9号(山陰道)	新設(PA,物産館(は既設))	平成29年	一体型

■山陰道供用後の国道9号沿線の状況

撤退する飲食店

撤退するコンビニ

道の駅を中心として半径1kmの拠点化を図る

■道の駅「ポート赤碕」(地元中心の地域センター型)

観光市場

移住販売所

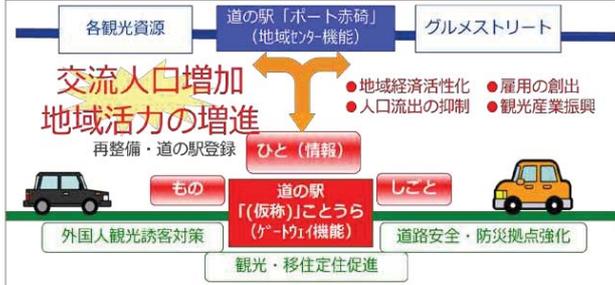
■琴浦グルメストリートの活動状況(琴浦ブランドの核)

グルメウォークイベント

スイーツ試食記者会見

琴浦町の国道9号沿線の地元事業者有志により寄付されたエリア。地域が一掃となり、琴浦グルメの魅力が全面に発揮している。(現在は山陰道の供用により国道9号の交通量が激減し、運営に支障が発生)

■企画提案イメージ(近接した2つの道の駅の連携)



<提案の先駆性・ポイント>

- 近接する、山陰道に直結する新設「道の駅」と現道国道9号沿いの既存「道の駅」が、それぞれ異なる機能を活かしながら、一つの運営組織で一体的に地域活性化を行う。
- 道の駅「ことら」に観光協会・移住定住窓口を設置し、専属で人員が常駐し、町内観光案内や既存「道の駅」への誘導のほか、移住・就労支援の窓口となり、町外からのゲートウェイ機能を担う。
- 既存「道の駅」は、地域センターとして、移動販売など地域住民の生活利便性向上を行うとともに、NPOとも連携し地域の新鮮な食材を活用した「琴浦ブランド」を確立、6次産業を推進する。

<実施内容>

- 〇外国人観光誘客対策((仮称)ことら) 無料公衆無線LAN環境の整備、多言語案内看板・パンフの設置
- 〇観光・移住定住促進((仮称)ことら) 観光コンシェルジュ・移住定住総合窓口設置、地域資源のガイド・体験・交流、ふるさと納税の提供、スマートインターチェンジ化と駐車場整備、EV充電設備等の設置
- 〇道路安全・防災拠点強化((仮称)ことら、ポート赤碕) 道路情報提供機能、災害時の情報発信や防災啓発教育、広域災害の支援物資輸送拠点、防災倉庫の整備
- 〇産業振興(ポート赤碕) 6次産業として海鮮食堂、東伯和牛店。魚、牛乳を活用したグルメ・スイーツの開発(「琴浦ブランド」の確立)。漁協とJAと連携し鮮魚と農産物の移動販売基地の充実。

- 産業振興施設として産地直売所を設置し、中山間地域の小規模ならではの豊富な品種、おいしい野菜を「道の駅」に集積させ、地産地消推進(地元農林水産物の集出荷システムの活用)
- 食品加工スペースを設け、「地域野菜」などの地元産品を活かしたオリジナル商品の開発等、6次産業化の推進を図るとともに、「阿波尾鶏」や「地域野菜」など、地域ブランドとなる食材を加えた飲食品の提供を行うなど地産地消の推進
- 地域防災機能の強化を目的に、防災設備(防災ヘリポート、防災広場、発電設備、飲料用貯水槽、備蓄倉庫など)を整備



(「阿波尾鶏」)
阿波畜産3ブランドの一つ

産業振興 地産地消の促進	防災 地域防災の強化	観光総合案内 ボランティアガイドの窓口化	交流・連携 体験交流機会の提供
-----------------	---------------	-------------------------	--------------------

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)美馬	徳島県	美馬市	主要地方道 鳴門池田線	新設	平成30年度	一体型



(各種交流・体験機会の提供)



(寺町地区の風景)



(ボランティアガイドの活用)



(防災ヘリポート設置など、防災拠点の整備)

<提案の先駆性・ポイント>

- 産地直売所へ農林水産物の集出荷システム等を活用
- 地域食材を使った食事処設置によるブランド化
- 地域野菜等を用いた加工施設整備
- 地域防災の強化、自主防災組織の活動拠点化
- 観光案内窓口の設置(ボランティアガイドの活用)

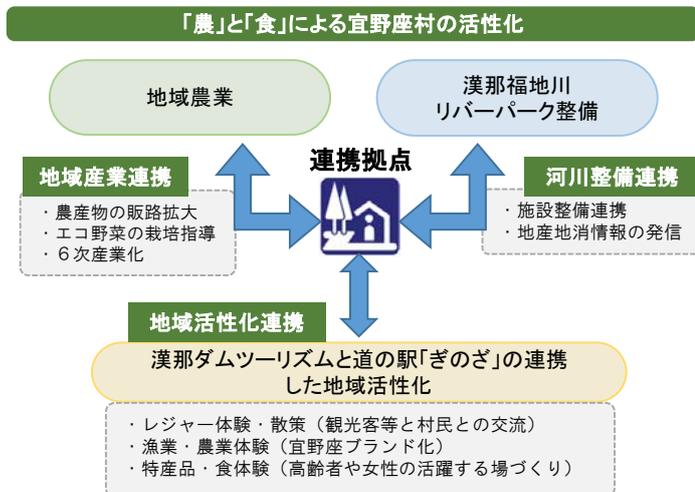
<実施内容>

- 「ええね美馬！」や「宅配サービス」を活用
- 「阿波尾鶏」、「地域野菜」を使用
- 地元産品を利用した商品開発
- 「防災ヘリポート」を整備
- 外国人来訪者に対する通訳案内対応

- スーパーや食堂等が無い地域に、地場農産物の情報発信や、ぎのざエコ野菜を活用した施設(レストラン)整備による地産地消の促進。
- 県内道の駅唯一のボランティアプランナー※1が実践する無農薬野菜や特産品の苺等の6次産業化による農家所得の向上。
- 道の駅に隣接した漢那福地川リバーパークやダムツーリズムに訪れる観光客と村民が交流できる地域コミュニティの創出。

※1 農林漁業者の身近なところでアドバイスやメディアへの情報発信を行う6次産業化の実践者(農水大臣任命) ※1 (ぎのざ駅長) 農林漁業者の身近なところでアドバイスやメディアへの情報発信を行う6次産業化の実践者

地域福祉 地産地消施設整備による住民サービスの向上	産業振興 宜野座野菜の付加価値の向上	交流・連携 ダムツーリズムとの連携による地域活性化
------------------------------	-----------------------	------------------------------



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
ぎのざ	沖縄県	宜野座村	国道329号	既設	平成26年度	単独型



<実施内容>

- 漢那福地川リバーパークと連携した地産地消活動の場づくり
→地産地消施設の整備、食育の実践・地産地消情報の発信
- 宜野座村の農業促進、6次産業化の実施
→宜野座エコ農産物の販路拡大、営農指導や生産者交流の実施、宜野座エコ農産物の6次産業化の促進
- 漢那ダムツーリズムと道の駅「ぎのざ」の連携した地域活性化
→観光客等と村民との交流、地域コミュニティの促進
主婦等の女性や高齢者の活躍する場づくり

<提案の先駆性・ポイント>

- 「道の駅」が各種施策の連携拠点となり、地域の活性化を推進
- 宜野座村の宜野座エコ農産物や人材資源等を活用し、「食育・地産地消活動」の促進と農家所得の向上

○エリア内に集積する施設を活用し、「賑わい」と「見守り」を基本コンセプトとする「産業振興」「地域福祉」「防災」の3機能を有する『地方創生拠点』(小さな拠点)を形成
 ○道の駅「よこはま」エリアと(仮)横浜ICの直結により、自動車専用道路への休憩サービスを提供



産業振興 「賑わい」ステーション		地域福祉 安全安心な住民サービス提供		防災 地域防災力の強化		
駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
よこはま	青森県	横浜町	国道279号	既設	平成11年	一体型

【産業振興】

- ・農協や漁協等5団体が加工センターを利用し、地産地消に取組み、300品目以上を出品
- ・ナタネ油は農林水産大臣賞を受賞
- ・オリジナル商品開発、ブランド化の加速
- ・地場産品を活用した6次産業化や集荷サービス等導入による直売所の充実



【地域福祉】

- ・高齢者など住民への宅配・送迎サービス
- ・宅配・集荷サービス等とあわせて見守り・声かけサービス
- ・エリア内施設(除雪ステーション、小中学校、(仮)横浜IC)連携による防災ヘリやドクターヘリの発着場の複数確保



【防災】

- ・H24豪雪時、沿道住民が支援活動、道の駅よこはまでは避難者を受け入れ
- ・自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能強化
- ・災害時等の受け入れ体制の確保(防災備蓄倉庫・非常用電源等)
- ・自動車専用道路との直結で、災害時の防災拠点として迅速な対応が可能



【道路休憩施設】

- ・道の駅とICを直結し、休憩サービス提供、地域振興を図る整備方針(H26合意)
- ・駐車場やトイレの拡張や道路情報提供の充実を提案



<提案の先駆性・ポイント>

- エリア内に多数集積する既存施設も活用し、小さな拠点を形成。既存施設：小・中学校(避難所・非常用電源)、河川公園、給水施設、交流館、特産品加工センター、惣菜棟、コンビニ、GS等
- 自動車専用道路と直結で、休憩サービス機能を向上。
- 日本一の菜の花ブランドで地産地消の取組を加速。
- 東日本大震災や豪雪災害では自衛隊等の防災拠点として機能。

<実施内容>

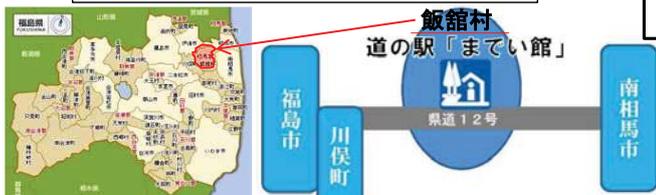
- 産業振興：地場産品を活用した6次産業化や直売所の機能強化、道路利用者への休憩サービス提供の充実
- 地域福祉：高齢者など地域住民への宅配、送迎サービス、防災・ドクターヘリ発着場として除雪ステーションを活用
- 防災：後方支援拠点や避難施設として、受入体制、受け施設、バックアップ機能を確保。

道の駅「(仮称)までい館」

福島県飯舘村

—原発災害からの帰村時の日常生活を支え、産業復興を図る場として、復興拠点となる道の駅整備—
 ○避難指示解除後の帰村に即応し、生活必需品販売施設等を備え、帰村をサポートする拠点として整備する
 ○村基幹産業である農業の復興のため、「花」をキーワードに先進的取組を実施・PRし、就農や営農再開を支援する

位置図



生活を支える地域福祉拠点
 帰村に即した需要に対応

産業復興の先進的取組
 先進技術による花づくりで農業復興

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)までい館	福島県	飯舘村	県道12号	新設	平成29年	一体型

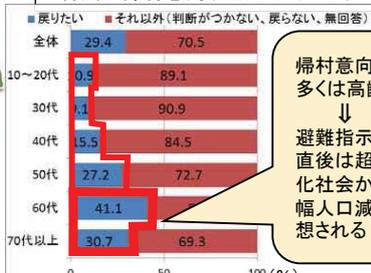
土地利用構想図



避難指示区域の状況



村民の帰村意向(H27アンケート)



<提案の先駆性・ポイント>

- 放射能という特異性から、帰村人口の大幅減が見込まれる中で、「人」「もの」「情報」が集まる道の駅を復興拠点として整備する
- 商店、金融機関の再開の目途が立たない中、帰村時の村民の日常生活を支えるための施設を整備。また、高齢者等交通弱者のために宅配等を実施する。また、役場や医療機関等と連携し、帰村をサポートする拠点とする
- 産業、特に農業復興のため、食べ物より放射線や風評被害の影響を受けにくい「花」をキーワードにした営農再開を進めるための拠点

<実施内容>

- 【地域福祉】：帰村時に即応する日常生活必需品確保のための商業施設整備 村民の帰村生活を支援し、高齢者等交通弱者のための宅配サービス、ATM設置による金融サービス等を実施
- 【産業振興】：エリア内施設で先進技術による高価値の花苗を栽培し「までい館」で展示・直売。村民への苗・技術提供による営農再開支援
- 上記に加え、「戻らない人」「村を応援したい人」をつなぐ「ネットワーク型の新しいむらづくり」の拠点として、事業やイベントを企画・実施

※帰村：原子力発電所事故により村外へ避難している村民が、避難指示解除後に村内に帰還すること。 図は平成29年3月に避難指示解除を目指すとした方針を示している。

- 買い物困難者への宅配サービス提供、「子ども文化教室」による子育てサポート、高速バスや町営バスの停留所、外国人観光案内所(カテゴリー2)や防災等の機能を道の駅に集約し、小さな拠点を形成。
- 伝統的特産物「下仁田ネギ」の道の駅自らの6次産業化による食文化継承。

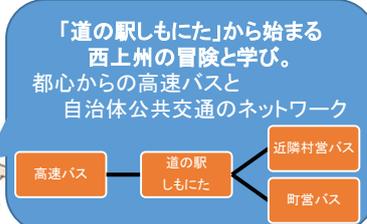
「道の駅」でつながる西上州の防災と観光
 西上州4町村で道の駅包括連携協定をH27.7月に締結
 下仁田町 ゲートウェイと伝統野菜 ※外国人案内所カテゴリー2を申請中
 南牧村 滝めぐりと田舎暮らし
 上野村 イノタ料理と鍾乳洞
 神流町 川と恐竜の自然と歴史



**「道の駅」×「ネットワーク」
 = 地域防災の中心軸
 後方支援施設と避難施設設置**

産業振興 担い手づくりの実践	地域福祉 買い物困難者への宅配サービス	交通結節点 高速バス、村営バス等 地域公共交通拠点化	防災 エリア全域の安心創造	観光総合窓口 外国人対応とワストップ
--------------------------	-------------------------------	---	-------------------------	------------------------------

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
しもにた	群馬県	下仁田町	国道254号	既設	平成15年度	一体型



移動する「道の駅」
 買い物困難者への宅配サービスの実施
 来場を待つだけでなく都市圏や観光地へ4町村「道の駅」連携が出向いての販売

伝統を次世代に継ぐ
 江戸時代より継承されてきた地域特産を、限られた時期以外でも、新たな名菓などに加工し通年販売できる。
 『6次化を担う道の駅』

子育て応援「道の駅」
 「子ども文化教室」を併設。道の駅には「こどものお迎え」と「夕飯のお買いもの」

<提案の先駆性・ポイント>

- 道の駅が自ら伝統野菜の生産・加工・販売を担い安定供給する。
- 地産地消を目的とした伝統野菜のメニュー開発
- こどものお迎えと買い物効率が急増、家庭の笑顔が急増。
- ワストップ窓口設置により効率的な情報入手。
- 峠に入る前の安心防災施設。道路情報は道の駅でゲットする。
- 高齢化社会への対応「行商」の復活と御用聞き「道の駅」。

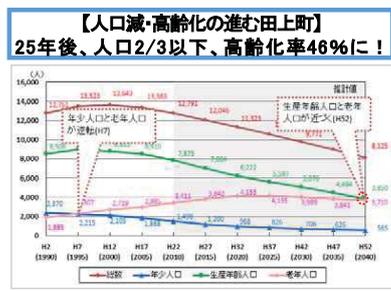
<実施内容>

- 「道の駅しもにた」の指定管理者による農業生産と加工販売。
- 給食への利用や道の駅内に農家レストランの設置。
- 「子ども文化教室」を道の駅内に設置し、子育て生活サポート。
- 連携町村の「観光・移住・就農」情報をワストップ窓口で提供する。
- 防災情報周知機能と緊急避難防災施設整備。
- 「移動道の駅」事業を行い買い物困難者へサービス提供。

- 「近き者よこびて、遠き者来る」をコンセプトとした、にぎわい・交流の拠点となる道の駅。
- 公共サービス、生活サービス等の集約、(仮)地域交流会館の整備により、町民の日常生活、いきがい、健康を支えるにぎわいの拠点。
- 町内の農業、商工業関係者、地元大学等との協働事業により、地域の魅力を内外に発信する交流の拠点。

地域福祉 公共サービス・生活サービス等を集約	交流・連携 地元大学との連携	産業振興 地域の魅力を発信する拠点を創出
----------------------------------	--------------------------	--------------------------------

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)たがみ	新潟県	田上町	国道403号 バイパス	新設	平成32年度 (予定)	一体型



内なる魅力を発信し、外との交流を促進！

<提案の先駆性・ポイント>

- 地元大学との連携**
 ・田上町と地元3大学(新潟薬科大学、新潟経営大学、新潟中央短期大学)が連携協定を締結し、計画段階から参画
 ・地域活性化の担い手となる人材育成、若者ならではの視点を活かした地域づくり、「道の駅」の新たな価値の創出の促進
- 高齢者の社会参加の促進**
 ・高齢化が進む中で、高齢者が社会参加し、活躍・交流できる場を確保

<実施内容>

- にぎわいの拠点づくり**
 ・多くの町民の生涯学習や交流の拠点となる(仮)地域交流会館の整備
 ・商店やATM等の生活サービス拠点の整備
 ・道の駅と集落地域等を結ぶ公共交通・宅配サービスの導入
 ・高齢者が元気に社会参加できるための健康づくり支援【大学連携】
- 交流の拠点づくり**
 ・町内の農業・商工業関係者等との共同事業【大学連携】
 ・地域の魅力を活かしたイベント・情報発信【大学連携】

- 「道の駅」から高齢者宅への宅配サービスを通じた買い物支援や安否確認のほか、町民バスと連携した通院・公共機関等への外出支援など、中山間地の生活を支援
- 「道の駅」の販売力、情報発信力を活用し、直営農場の運営や第6次産業の育成を図り、雇用の確保・定住化を促進
- 「祭り」、「農業体験・農家民泊」等、多様な地域資源を生かした観光・体験メニューを「道の駅」から情報を発信

地域福祉 高齢者の生活支援、安心して暮らせる町づくり	産業振興 特産品の直接販売・加工販売を中心に地産地消の促進	観光総合窓口 観光・地域情報のワンストップサービス
-------------------------------	----------------------------------	------------------------------



<提案の先駆性・ポイント>

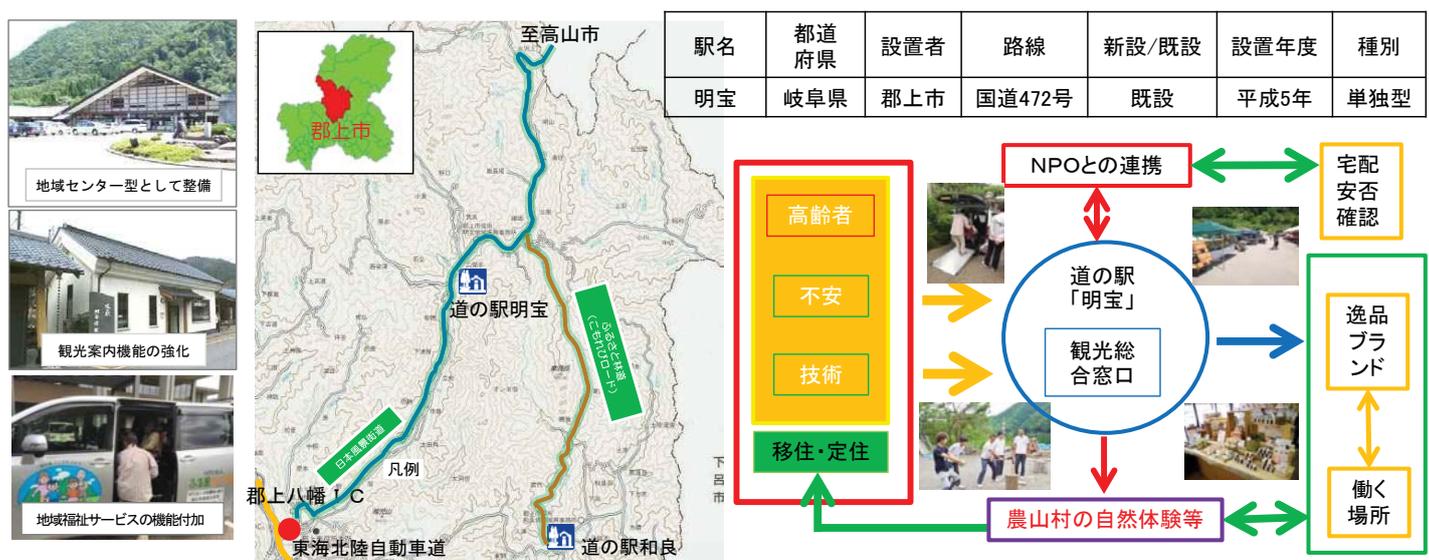
- 地域の高齢化に対応し、「道の駅」を経由するコミュニティバスにより、通院や公共機関へのアクセスを確保するほか、移動販売や宅配サービスを通じた安否確認など、地域を支える「小さな拠点」として機能
- 「道の駅」の訴求力を活用して販売力を強化し、地域の多様な主体(生産・加工・流通・販売)が連携して生産力を高めることにより、地域産業の活性化や雇用拡大、生産量の向上に寄与し、農村地域の暮らしの安定を図る
- 当地域が有する体験交流機会を道の駅から発信し、観光交流の拡大や農村地域の魅力を発信

<実施内容>

- 「道の駅」からの移動販売・宅配サービスによる安否確認
- 巡回バスの運行による高齢者等の外出支援
- 「道の駅」でのイベント・健康促進教室・祭り等の開催
- 農業地の拡大、養液栽培の導入による、生産・販売力の強化
- 観光コンシェルジュを専属配置し、ワンストップサービスの実施
- 「道の駅」駐車場の拡張、トイレの改修

- 「道の駅」とNPOが連携し、NPOの福祉運送サービスにより高齢者等買い物難民に対する日用品の配達及び生活支援サービスを提供
- 「道の駅」に観光コンシェルジュを配置し、地域総合窓口の機能を付加するほか、自然体験、農山村の暮らし体験の提供
- 「道の駅」内にある施設で集落に残る山村生産用具等の展示と活用を進めることで、高齢者の生きがいづくりと活躍の場を創出

地域福祉 高齢者の安否確認	観光総合窓口 観光案内機能強化	地方移住等促進 空き家情報等のワンストップ化
------------------	--------------------	---------------------------



<提案の先駆性・ポイント>

- 道の駅を配送拠点として、NPO法人が新たに買物支援を加えた生活支援サービス新たなシステムが確立する。
- 観光コンシェルジュを配置し、観光客に、農家民泊の受け入れ等の企画提案する。
- 高齢者が縄ない実演や語り部として活躍の場を創出する。

<実施内容>

- 地域内で活動するNPO法人ふる里めいほうと連携した商品の配達と安否確認。
- 道の駅機能を活用した旅行企画の提案および農家民泊及び自然体験等若者を対象とした取り組みの実施。
- 観光客に対し、地元高齢者が講師となる農作業体験の実施。
- 地元高齢者が縄ないの実演や物産施設内で語り部として地域をPR。

- 地域福祉機能(病院・老人福祉施設等)や交流連携機能が「道の駅」に集約されており、子供から高齢者まで幅広い方々が集まる地域のコミュニティ拠点を形成。
- コミュニティバスややすらぎ館、公園施設や高齢者宅配サービス等の機能拡充により、小さな拠点化を高度化。

地域福祉 高齢化・少子化に対応	交通結節点 交通サービスの提供	防災 高度な防災機能化	観光総合窓口 インバウンド観光・地域観光の総合窓口	交流・連携 やすらぎ館の拡充
--------------------	--------------------	----------------	------------------------------	-------------------

①地域福祉

①-1宅配サービス・見守り
地元スーパーと連携し宅配、見守り

①-2子供が安心して遊べる公園
安心して散策、遊べる見通しのよい空間、多目的トイレ

①-3 三次救急医療の提供
岐阜大学医学部附属病院と連携したドクターヘリによる救急医療

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
飛騨金山ぬく森の里温泉	岐阜県	下呂市	国道256号	既設	平成12年	一体型

②交通結節点

②-1コミュニティバス
バス停を道の駅に配置し、デマンド機能で地域住民の利便性を向上

②-2機能の充実
EV充電機能を追加し機能の充実

⑤交流・連携

⑤-1やすらぎ館拡充
施設内容の充実
スーパー機能を追加し、地域住民の利便性を向上

③防災

③-1ヘリポートとの連携
既存のヘリポートを利用し、災害時に高度な対応を行う

③-2太陽光発電・防災倉庫・防災トイレ
太陽光発電の増設により、施設の電力をカバー

- <提案の先駆性・ポイント>**
- 地域課題である少子高齢化に対応し、見守りも兼ねた「宅配サービス」や「コミュニティバス」による移動支援や子供から高齢者まで、幅広く利用できる施設整備
 - 防災機能の向上のため、外からの物資等の運搬の確実性の向上と拠点化
 - 下呂市の強みを更に生かすため、インバウンド対応も含めた観光案内
 - 地域コミュニティの場となるよう集客アップのための機能向上(スーパー、日用品等日常機能充実)

道の駅「(仮称)かつらぎ」

奈良県葛城市

- 高齢者等の交通手段確保のための市内各所を循環するコミュニティバスの運行、ICTを活用した買い物支援による地域福祉の向上
- 菊芋等の地元産品を活用した新たな商品開発による地産地消の促進、チャレンジショップによる企業支援と雇用創出
- 「相撲発祥の地」のPRや當麻寺などの地域資源を活かした観光振興でインバウンド観光を推進し、地域を活性化

観光総合窓口・インバウンド観光 相撲観光創造による観光振興とインバウンド観光の促進	産業振興 チャレンジショップによる新たな起業と雇用の創出	産業振興 新規就農者支援による農業振興	交通結節点 道の駅をハブとするコミュニティバスの運行	地域福祉 ICT(情報通信技術)を活用した買い物支援
--	---------------------------------	------------------------	-------------------------------	-------------------------------

【道の駅施設配置図】

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)かつらぎ	奈良県	葛城市	国道166号 市道南阪奈側道1号線	新設	平成28年度	単独型



【相撲観光振興と英語版パンフレット】

【大和かつらぎ就農塾】

【ICT買い物支援のイメージ】

- <提案の先駆性・ポイント>**
- 道の駅を活かし、起業や新たな農産加工品の販売を支援します。
 - 既存施設の相撲館と連携し、新たな観光客を呼び込むことで観光振興を図り、インバウンド観光を促進します。
 - ワンコインで市内を循環できるコミュニティバスを利用し、市内各拠点へのアクセスが可能になります。
 - ICTを活用した買い物支援により、市内の買い物弱者を支援を行います。
- <実施内容>**
- 活力ある市民の起業機会を提供するチャレンジショップの設置
 - 直売所による農産品の新たな販売チャンネルの創出
 - 相撲観光創造による観光振興とインバウンド観光の推進
 - コミュニティバス乗り入れによる市内拠点へのアクセス確保
 - ICT(情報通信技術)を活用した買い物支援システムの導入
 - 加工所を活用した農産品の6次産業化の推進

○「道の駅」内に高齢者等の相談窓口を設置し、バス停整備等による移動支援等もあわせて行うなど、地域住民の生活サポート体制を構築。
 ○新たに移動販売等の拠点を設けて交流機会を創出し、高齢化の著しい山間地の「買物弱者」、「交通弱者」対策とともに、より小口の生産物の持込・集荷を促して地産地消、高齢者の社会参画を支援する。

地域福祉	交流連携	交通結節点	産業振興
運送業との連携による地域サポート体制の構築	中山間地域の交流拠点整備、新たなコミュニティ形成	移動販売車の増車及び路線バス専用バス停整備	地場産業の振興及び地場産品の販路拡大

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
ソレーネ周南	山口県	周南市	国道2号	既存	平成26年	一体型



■周南市が抱えている課題
 中山間地域で進行する高齢化
 面積：約7割 人口：約1割
 高齢化率：40.5%
 高い地区では70%超(H26.3.31)



■道の駅が媒体となって周南市全域の社会活動を支援

○高齢者を元気にさせる取り組み 高齢者相談窓口の設置



- ★専門員(看護師)を配置。医療、健康、介護の相談窓口
- ★介護予防教室、サロンなどの交流の場の設置
- ★路線バス バス停を整備。交通弱者への配慮。

○オール周南を目指す取り組み



中山間地での集荷サービス
 「道の駅」による取り組み



「道の駅」による買物弱者への移動販売



中山間地での集荷サービス
 宅配業者の集荷ルートと連携した取り組み



周南市の特色を活かし、道の駅で次世代エネルギー供給の実験を実施

- 道の駅
 ・交流連携拠点
 ・地域福祉拠点
 ・交通結節点



<提案の先駆性・ポイント>

- 道の駅を媒体とし、中山間地域での小さな拠点づくりを形成
- 水素先進都市として、「水素」の利活用を検討

<実施内容>

- 道の駅に高齢者相談窓口の設置
- 中山間地域への集荷・移動販売を実施
- 中山間地域でのミニコミュニティ組織の形成
- 次世代エネルギーとして、移動式・スマート水素ステーションの誘致を検討

○道の駅を拠点に地域福祉の向上と地域住民の安全安心な地域コミュニティ再生による行政サテライト機能の充実
 ○農産物の信頼性をさらに向上するためのトレーサビリティ(*)を活用した農産物管理システムの構築による地産地消の促進
 ○空き家バンク制度を活用した移住定住等の促進

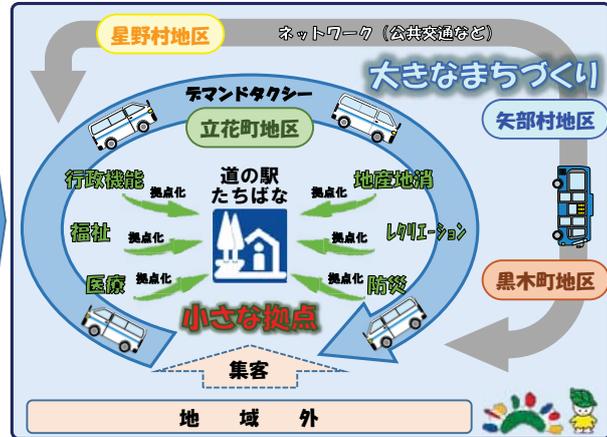


産業振興	地域福祉	交流・連携及び地方移住等促進
充実した直売所で地域産業の活性化	地域生活環境の維持・向上	竹林公園で広域的な交流と連携、行政のサテライト機能を構築

<課題>

- ①地域の生活環境の低下と地域コミュニティの存続危機
 九州自動車道の開通により国道3号の交通量が減少し沿線の店舗等が衰退するとともに、広域合併により学校等の統廃合や路線バスの運行形態も縮小され、地域コミュニティの存続が危ぶまれている。
 なんでも(施設)がなくなって、寂しくなりました。日用品を買うところがなくなって、困っています。(八女市立花地区の住民の声)
- ②基幹産業である農業の低迷、活性化に向けた中核拠点が不在
 少子高齢化や農家の後継者不足、嫁不足、地場産業の衰退、限界集落の発生により、農業人口が減少し農地(田畑)や山林が荒廃しているとともに、地域の活性化に不可欠な中核拠点が不在な状況である。

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
たちばな	福岡県	八女市	国道3号	既設	平成16年	一体型



<提案の先駆性・ポイント>

一人暮らし高齢者の安全安心な暮らし実現の先駆モデル
 これまで 行政、福祉、医療施設へ利用者が個別に赴く
 これから(提案) 道の駅に行政窓口や福祉に関するサテライト施設を設けることで、地域福祉の向上と魅力ある交流を創出

<実施内容>

- 道の駅を拠点に、地域福祉の向上と安全安心コミュニティの再生
 ⇒行政のサテライト機能の構築、地域交流・地域福祉・地域交流の拠点化の構築、宅配事業者と連携した集荷・配達業務の構築、日用品の調達
- 魅力ある交流と連携による創造から定住促進へ
 ⇒定住促進に向けた行政サービス、消費者や他の道の駅との交流活動の推進、交流施設の整備、大学との連携
- 品質の高いこだわりの地産物の農作物の販売と地産地消の推進
 ⇒地産地消の推進強化、6次産業化の促進による魅力的な商品開発、販売ブースの改修、遊休農地の利活用の推進

- 地元特産品である「そのぎ茶」等のブランド化や隣接する加工場を活用した商品開発により地産地消の促進
- 障害者支援施設が行う移動販売車による買物支援と「道の駅」への集出荷を連動させた買物支援システムの確立
- ふるさとまちづくりセンター（仮称）を創設し、「道の駅」に総合窓口を設置し空き家バンク制度を活用した移住定住等の促進



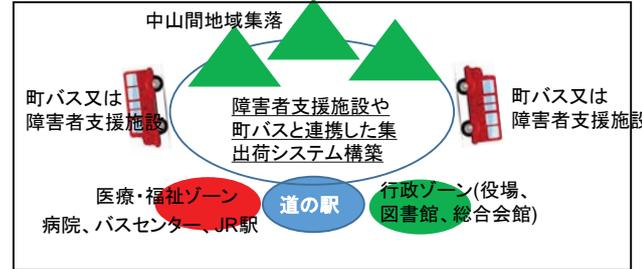
「彼杵の荘」

産業振興 6次化商品開発販売	地域福祉 生きがいつくり	防災 一体型防災拠点整備	観光総合窓口 観光資源のPR	地方移住等促進 一流の田舎暮らし
--------------------------	------------------------	------------------------	--------------------------	----------------------------



道の駅物産館入口

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
彼杵の荘	長崎県	東彼杵町	国道205号	既設	平成13年	単独型



観光総合窓口整備

◀ 歴史民俗資料館 伝統芸能紹介

◀ 田舎暮らしプロジェクト 空き家紹介

▼ 移住・定住案内

▲ 障害者支援施設の移動販売者と連携

- <提案の先進性・ポイント>
- 障害者支援施設との連携を図り、高齢者の生きがいつくりを推進する。
 - 浮立や人形浄瑠璃など伝統文化を活かした交流の推進
 - 国交省と連携し、地域防災機能の強化を図る。

- <実施内容>
- 地域福祉支援団体等と協力して、集出荷等を行うシステムの構築
 - 伝統芸能を紹介するなどの観光総合窓口の整備
 - ふるさとまちづくりセンター（仮称）の創設を行い、窓口を整備
 - 防災機能の向上（発電機施設、備蓄倉庫、防災用トイレの整備）

- 全国シェアの3割を占める十勝の馬鈴薯、道内1位の飼養頭数を誇る牛肉等を東京を始め全国各地へ出荷する等、農業生産額300億円を超える「農村ユートピア・士幌町」として新商品の開発、直売所の整備により情報発信機能を強化。
- 地元教育機関と連携した商品開発などを通じた地域産業の活性、多様な雇用の創出。

産業振興 地域の特産品を活かした産業振興	交通結節点 路線バスとコミュニティバスの結節	防災 一時避難所と防災備蓄倉庫	観光総合窓口 情報発信拠点とふるさと納税窓口
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------	----------------------------------



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
ピア21しほろ	北海道	士幌町	国道241号 国道274号	既設 移転	平成9年	一体型

▼観光入込人数推移

年次	十勝圏計	北海道
H14	1.00	0.97
H16	0.98	0.98
H18	1.07	0.93
H20	1.04	0.90
H22	1.08	0.89
H24	1.15	0.93
H26	1.19	0.93

▼北海道振興局別農業産出額 (億円)

十勝	オホshima	川	空	釧路	帯広	日	後	美	室	釧路	十勝
2,402	1,711	1,297	740	330	493	469	454	412	338	255	193

H18年度農業所得統計

- <提案の先進性・ポイント>
- 地元農畜産物（馬鈴薯、しほろ牛肉、小麦等）の価値を高めるため、JA、商工会、農家団体、地元高校と新商品開発、オリジナル商品製造により6次産業化を推進。農産物直売所、地場産品施設を整備し、地場の野菜及び農畜産物加工品の販売を行い、高齢者の生きがいつくりの一環として野菜づくり、手作り加工品づくりを支援し、道の駅で販売を行う。
 - 町立士幌高校は士幌町が一つになって取り組む新たな士幌町活性化プロジェクト「士幌町=志プロジェクト」を進め、大学との連携を図り、新商品開発による士幌ブランド化した商品のラインナップを増やし近隣事業者による事業化に向けた可能性を広げ地域産業の活性に弾みをつけ、多様な雇用の創出を行う。

- <実施内容>
- 地元高校生による新開発商品の発信の場として、地場産品販売所及びイベント対応可能なゆとりある休憩コーナーの整備。
 - 地元農畜産物の士幌ブランド化を推進する為、農産物直売所及びその場で味わえるカフェレストランの整備。
 - 農・商・工・学が連携して、より積極的に地産地消を推進するため「士幌町=志プロジェクト」を展開する。
 - 高齢者の生きがいつくりとして野菜づくり、手作り加工品づくりを支援し、道の駅で販売
 - バス停の集約化による 公共交通の結節点として地域住民に交通サービスを提供。
 - 厳冬の暴風雪時の国道通行止め等による、道路利用者の一時的避難場所として機能する防災拠点。
 - 観光協会を軸として、我が町魅力発信となる総合案内所を設置し、きめ細かい情報提供、周辺観光及び北十勝4町連携の広域観光のゲートウェイとしての機能を充実。

- SA空白区間の中間に位置する小浜ICに隣接した立地を活かした交通結節点機能を強化(ハスターミナル機能拡張、パーク&ライド)し、旅行会社と連携した新たなツアーの創出
- 道の駅を拠点に、観光コンシェルジュが同乗した循環バスによる「海の駅」、「まちの駅」との3駅連携による賑わいの創出
- 特産品である鯖等を活用したさば玉等の新商品の開発や郷土料理(へしこ、鯖のなれずし等)教室による地産地消の促進
- 既存の観光ルート情報を道の駅に集約化し、嶺南地域や隣接する滋賀県、京都府も含めた広域総合案内機能を付加

「海の駅」: 若狭渚の箸砥ぎ体験等ができる食文化館の建物を中心とした施設
 「まちの駅」: 重要伝統的建造物群保存地区に隣接した明治時代の芝居小屋
 ※隣接して平成27年4月に日本遺産第1号に認定された「鯖街道」の起点が存在

※既存の観光ルート
 丹波・若狭街道(綾部市~おおい町~小浜市)
 鯖街道(小浜市~若狭町~高島市)

観光総合窓口	交流・連携	インバウンド観光	交通結節点
3駅が連携したSSA	御食国、歴史を活かした交流	京都・大阪から近くにもう一步	ターミナル機能の拡張

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
若狭おばま	福井県	小浜市	主要地方道 小浜上中線	既設	平成22年度	一体型



<提案の先駆性・ポイント>

- 小浜ICに隣接している特性を活かし、小浜市のゲートウェイとして「海の駅」、「まちの駅」を合わせた3駅が連携することにより、市内全体をスロースーパークエリアとして質の高いサービスを提供する。
- 整備された道路(社会資本ストック)の効果を加速させる拠点の整備
- 二次交通の充実を図り、パーク&ライド機能を備えた交通結節点の構築

<実施内容>

- 道の駅にターミナル機能(暫定)を拡張。
- 3駅を巡る循環バスの運行、コミュニティバスの既存路線を一部変更した観光スポットへの誘客。
- 既存の高速バスによる外国人観光客に対応する外国人観光案内レベルの向上(現在:パートナー施設)
- 将来の舞若道を通する高速バス増とターミナル機能(完成)を拡張。

- 高齢者が生産する葉野菜の農産物の集荷、全国への配送及び食料の配達、安否確認等高齢者の生活支援を「道の駅」が実施
- 「道の駅」直営農場を整備し、ハウス栽培等野菜栽培技術の向上を図ることで、地域の農業振興及び就農による定住化の促進
- JR紀勢線、高速バス、路線バスの結節点における行政、文化、観光、医療サービスの拠点を形成

産業振興	地域福祉	交通結節点	駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
観光誘致と物産振興	見守りといきがい	人と物の流れを拡大	奥伊勢おおい	三重県	大台町	国道42号 町道東出4号線	既設	平成11年	単独型



<提案の先駆性・ポイント>

- 道の駅奥伊勢おおいによる直営農場を設置し、生産者への技術還元を行いながら地域の農業生産の向上と地産地消を推進する
- 道の駅を拠点に観光誘致と物産流通を拡大する
- 道の駅による農産物等の集荷体制により、見守りや物資配達などの高齢者の生活支援を行う
- 交通結節点における行政、文化、観光、医療サービスの拠点を形成
 《地域に支えられ地域に貢献し、憩える駅》

<実施内容>

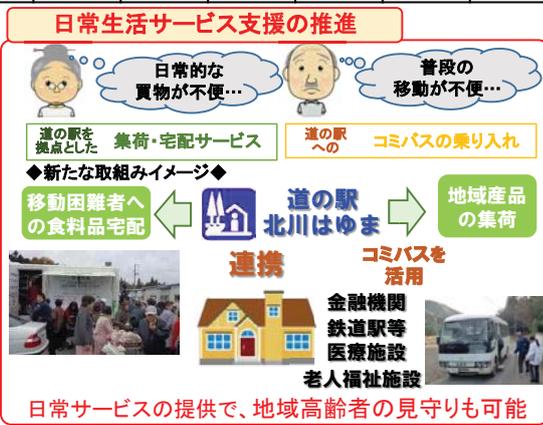
- 遊休農地を活用して「道の駅」直営農場を設置し、地域の農業生産に貢献するとともに、地域おこし協力隊等の外部労働力を受け入れ、就農と定住支援を行う。
- 道の駅による農産物の集荷、集積体制を整備するとともに、集荷体制による地域内への巡回過程で食料や生活物資の配達、安否確認等の高齢者の生活支援を行う。
- 交通結節点として利便性を向上するため車両導線の改良やバス待合等の敷地整備を行う。
- 防災機能強化及び災害情報、避難手段等の緊急時の情報提供機能を充実する。

- 東九州自動車道の開通という好機を活かした地方創生 ～小さな拠点による持続可能な地域づくり～
- 「道の駅」を拠点とした集荷・宅配サービスやコミュニティーバスネットワークによる「ふるさと集落生活圏」の形成
- 地域の特色を活かした地元高校、大学と連携した特産品開発などによる地元雇用の促進
- 市内3駅の管理運営による中山間地域の特色を活かしたサービスの提供

産業振興 地域性豊かな産品開発	地域福祉 生活サービス支援の推進	交通結節点 コミバスと高速バスの乗継とP&R整備	防災 施設拡充整備による防災拠点化	観光総合窓口 地域の魅力を総合的に発信	地方移住等促進 職場体験を通じた地元高校生の雇用	交流・連携 地域間連携で地域色豊かな体験交流
---------------------------	----------------------------	------------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------------	----------------------------------



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
北川はゆま	宮崎県	延岡市	国道10号 東九州道	既設	平成6年	一体型

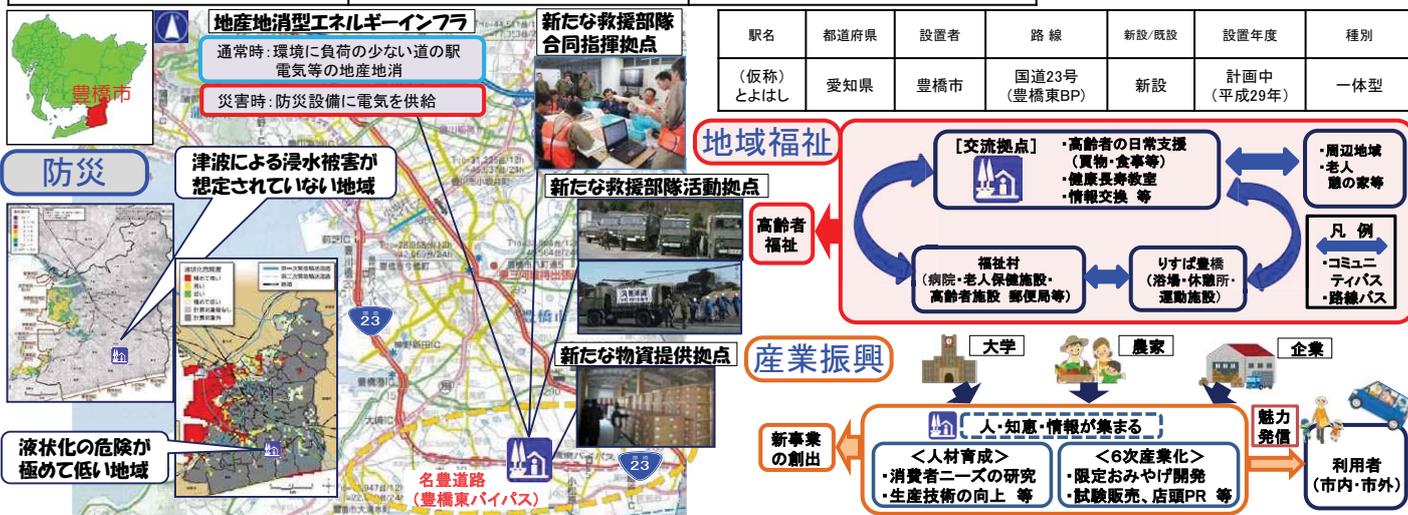


- <提案の先駆性・ポイント>
- サービスエリアとしての機能を充実させ人の流れを創出します。
 - 観光地へ誘導するハブ機能を充実させます。
 - 地域の特色を活かした特産品開発で生産意欲を向上させます。
 - 高齢者の日常生活の利便性向上を図ります。
 - 立地条件を活かした防災拠点としての充実を図ります。
 - 高校生に就業体験の場を提供し地元での雇用を促進します。

- <実施内容>
- 駐車場の拡充や配置計画、休憩機能の見直しを行います。
 - 観光情報発信機能の充実と観光ナビゲータの育成を図ります。
 - 歴史や神話、地域特有の産物を活用した特産品を開発します。
 - 集荷や宅配などの生活サービス支援を進めます。
 - レストランを拡張し避難施設としても活用できるように整備します。
 - 実演販売や料理の提供など交流や体験の場を提供します。

- 南海トラフ地震等に備えるため、「道の駅」を『豊橋市地域防災計画』に位置づけ、防災活動拠点として整備
- 「道の駅」において、高齢者の参画する交流イベントの開催や、買物・飲食・休憩(交流)等日常生活を支援するとともに、「道の駅」と福祉関連施設をコミュニティバス等で結ぶことで地域福祉を推進
- 大学と農家、地元企業等が連携し、豊橋市の特産である次郎柿等を使用した「道の駅」限定の商品開発(6次産業化)を実施

防災 広域・地域の防災活動拠点	地域福祉 交流拠点、交通結節点	産業振興 地産地消、6次産業化による雇用創出
---------------------------	---------------------------	----------------------------------



- <提案の先駆性・ポイント>
- 環境に特化した地産地消型エネルギーインフラの整備、救援部隊活動・自衛隊後方支援・物資提供等の防災活動拠点機能の付加、隣接する緊急輸送道路(国道23号)による東三河南部、静岡県西部における機能損失の低減
 - 高齢者の医療や健康や買物等の日常支援、地域福祉に貢献する教室の開講
 - 多方面から知恵と情報を集め消費者ニーズの把握と研究等を通じて次世代の地域農業を担う人材の育成、売れる6次産業化商品の開発、農業の魅力発信と人・知恵・情報の集結による新事業の創出等農業と関連産業の活性化を図る

- <実施内容>
- 太陽電池・蓄電池・管理装置等の設置、物資等の備蓄倉庫の整備屋内には救援部隊の合同指揮本部、屋外には救援部隊の一時集結ベースキャンプの場を提供
 - 周辺地域・道の駅・周辺施設をコミュニティバスや路線バスで接続 プロジェクト施設で健康長寿教室等を開講
 - 大学等と連携し、若者・女性など次世代の農業者等のスキルアップ、農家と地元企業等が連携した「道の駅限定おみやげ開発プロジェクト(6次産業化)」による地産地消を進める商品づくり

道の駅「(仮称)恐竜渓谷ジオパーク」

福井県勝山市

- 世界三大恐竜博物館の一つである福井県立恐竜博物館や西日本最大級のスケールを誇るスキージャム勝山の集客力(年間約100万人)を活かした観光・交流拠点の整備
- 鮎などの川魚や里芋などを地域ブランド化し、新たな特産品(「かつやま逸品」)を開発・販売することで地産地消を促進
- 市内10地区をそれぞれの特色を活かしたジオパーク(まちまるごとジオパーク)とし、コミュニティバスによる周遊ツアーを実施することで都市住民との交流を促進



観光総合案内 県内観光コンシェルジュ		産業振興 地域資源の有効活用		交流・連携 行政サテライト機能		
駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)恐竜渓谷ジオパーク	福井県	勝山市	県道勝山インター線 主要地方道勝山丸岡線	新設	平成32年度	一体型



<提案の先駆性・ポイント>

- 勝山市の玄関口に道の駅を整備し、恐竜博物館などの集客力を活かして情報発信を行うことで、市内の観光地等へ誘客
- 恐竜や鮎などの地域資源をブランド化し、新たな特産品を開発(6次産業化)
- 「観光まちづくり会社」の設立により新たな雇用を創出し、人材を育成
- 訪問者の8割が自家用車利用であり、道の駅に交通結節点機能を付加することで効果的に市内に誘客するとともに、高齢者等の交通弱者の利便性を向上
- 都市住民を呼び込むツーリズム事業を展開し、都市との交流を促進し、交流人口を拡大し、定住を促進

<実施内容>

- 観光コンシェルジュを配置した総合観光窓口の設置
- 多言語案内、無料公衆無線LAN等のインバウンド対応
- 地域資源や地元産品を活用した特産品の開発と商品の提供による地産地消の促進
- パークアンドライド機能、コミュニティバスの運行
- 田舎暮らし体験、伝統的漁法体験の提供
- 空き家情報、就労情報の提供
- 「観光まちづくり会社」の設立による雇用の創出
- 行政サテライト機能(移住定住情報の提供、ふるさと納税相談窓口等)の構築

道の駅「丹後王国「食のみやこ」

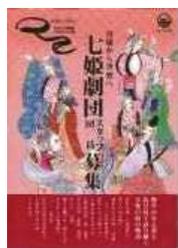
京都府京丹後市

- 農林漁業者に地域食材を生かした6次産業化研修や旅館従業員等にサービス・料理技術研修を実施し人材を育成
- 丹後地域の観光資源・地域食材等を紹介する観光等総合窓口となり、国内外の観光客を率先して誘客
- 地元高校生による地元食材を使ったメニューの開発、駅内のレストラン等で地元食材の活用により地産地消を促進



産業振興 人材育成と地域商社化	観光総合窓口 丹後地域のゲートウェイ	地方移住等促進 劇団運営で移住促進	交流連携 地元道の駅等との連携
--------------------	-----------------------	----------------------	--------------------

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
丹後王国「食のみやこ」	京都府	京都府	府道53号	既設	平成15年	単独型



劇団旗揚げによる地元PRと移住促進



丹後への観光客数
538万人(H26)→目標:660万人

<提案の先駆性・ポイント>

- 丹後地域の中心「道の駅」として、丹後地域の着地型観光や移住情報等総合案内、農林水産物やそれを使った加工品を販売(地域商社機能)
- 地域の農林漁業者や観光従事者等の「食」に関わる人材を育成
- 地域の道の駅、鉄道、農家民宿、観光果樹園等と連携した観光誘客
- 劇団設立による雇用の創出と移住支援、丹後地域の観光等PR

<実施内容>

- JNTO外国人案内所登録および総合案内スタッフの配置、外国発行クレジットカード利用端末の整備、Wi-Fi整備(丹後観光総合窓口化)
- 「食」に関わる人材育成のための調理・加工施設整備
- 鳥取県岡津自動車道の延長や来園者増加にともなうサブゲート側のトイレ・駐車場整備

○道の駅「ふたつ」のある二ツ井地域は、秋田県北部、世界自然遺産「白神山地」のふもとに位置し、かつては林業・舟運により栄えたものの、近年は急速な人口減少や高齢化による地域活動の低下が深刻な状況。
 ○今回、日沿道整備で支障となる道の駅「ふたつ」を単なる移転ではなく、二ツ井地域の再生をかけた最後のチャンスと捉え、移転整備する道の駅で地域課題の総解決を図る。

防災 河川防災ステーションと一体的となった総合防災拠点	地域福祉 積雪寒冷な冬場でも交流できる場	産業振興 二ツ井市街地の商業・産業振興	インバウンド観光 世界遺産「白神山地」のインバウンド観光
---------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
ふたつ	秋田県	能代市	国道7号	新設	平成30年	一体型



<実施内容>

- ①【防災】: 秋田県北地域の総合防災拠点として整備。指定緊急避難場所として避難者や利用者の安全確保や食料等を支援できる体制を整備。二次物資集積拠点とするための整備とともに、災害対策本部との密な連絡・情報発信が可能な体制確保、また自衛隊後方支援拠点、広域応援部隊のベースキャンプ機能を整備。
- ②【地域福祉】: 子育て支援センターや一次預かり所の整備等、子育て世代～高齢者まで世代を超えて集い・ふれあう場を創出。また、子育て世代と高齢者が中心となり、二ツ井のブランドづくりや6次産業化に取り組む。さらに道の駅経由のコミュニティバスを運行し、高齢者の外出機会の創出と、既存市街地への誘導・活性化を図る。
- ③【産業振興】: 加工品製造・商品開発施設を整備し、「きみまち木苺」「きみまちこまち有機栽培米」「米代川の天然鮎」などの地場産品に付加価値をもたせた「ふたつブランド」を確立。「秋田杉のコリナ」や楠・樽等の工芸品や商店街情報を展示・発信し、市街地の工房・体験施設及び商店街に道の駅来訪者を呼び込む。あわせて、道の駅から市街地間を河川内の遊歩道やサイクリングロードで魅力的につないで、誘導を図る。
- ④【インバウンド観光】: 世界遺産「白神山地」を玄関口として、東北各地の世界遺産と連携。多言語に対応したインバウンド観光案内所(スタッフ・カイト)を配置、あきた北空港・能代市内をつなぐ高速バス停留所設置等、インバウンド観光を支援する。



<提案の先駆性・ポイント>

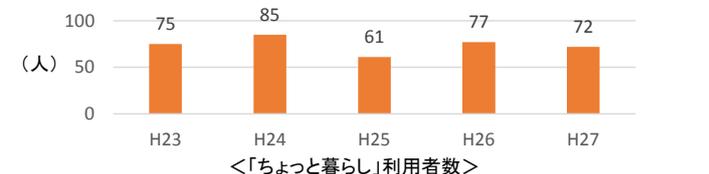
- 立地条件を活かした県北の総合的な防災拠点(水防活動拠点、道路防災拠点、秋田県北の広域的な応援活動支援拠点)
- 地域住民が冬場でも交流する場を創出し、地域の活力創造に活用
- 道の駅での取り組みを二ツ井市街地の商業・産業振興に結び付ける
- IC直結や空港近接を活かしたインバウンド観光窓口を設置

○日本版CCRC構想と連携し、高齢者向けの移住情報や、新規就農などの移住・定住促進に向けた「ちょっと暮らし体験」などの情報発信や総合案内。
 ○北海道新幹線開業に伴う年間利用者の増加を目指し、施設を充実させ、北限のヒバや南限のトドマツが自生する森林や、「遊歩百選」に選定された教育林、動乱の幕末期の史跡などの総合観光案内、「メイクイン」発祥の地でもある新鮮な農産物販売や地場産品の加工・販売による地域の活性化。



地方移住等促進 CCRC構想に基づく高齢者向けや「ちょっと暮らし」の移住情報提供	観光総合窓口 周辺施設を活用した自然散策等のショートステイ観光の促進	産業振興 地場産品を活用した商品開発
--	--	------------------------------

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
あっさぶ	北海道	厚沢部町	国道227号	既設	平成7年	単独型



<「ちょっと暮らし」が体験できる北方型住宅> <地域特産品の販売・開発>

<提案の先駆性・ポイント>

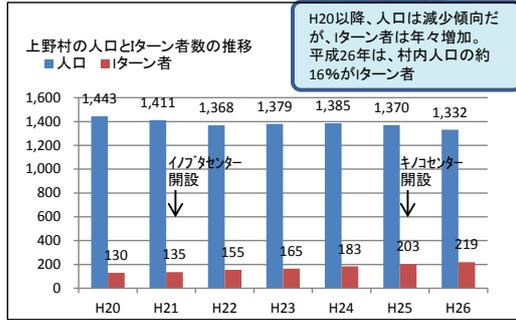
- 町が推進する日本版CCRC構想と連携した高齢者向けの移住案内や、新規就農など、移住・定住に関する総合案内や情報提供
- 北海道新幹線開業に伴う観光客の利用増加を目指し、地域資源を活用した総合観光案内や、新たな地域特産物の開発・販売に向けた地域の活性化

<実施内容>

- 大型バス専用の駐車場確保、ドッグランの整備、散策路及び遊歩道・展望台等の再整備
- 物産センターの地域特産品売場の改修等
- 地場産の農産物等を活用した新商品開発(6次産業化・農商工連携)による販売力強化

- 高齢者が気軽に立ち寄れる交流促進拠点「おたっしやサロン」、移住雇用相談窓口「ふらっとサロン」、デマンドバスの発着場所、買い物困難者への宅配サービスや防災の拠点等の機能を道の駅に集約し、小さな拠点を形成。
- 上野村は村営工場を設置するなど移住・雇用対策に力をいれており、新たに道の駅に移住・雇用窓口を設置するとともに、「イノブタ」等の特産品を活用した商品開発やブランド化、6次産業化に取り組む。
- 道の駅での地産品の販売にくわえ、道の駅を経由して村内宿泊施設や給食センター等で地産品を活用する地産地消に取り組む。

産業振興 特産品開発とブランド化	地域福祉 交流拠点の整備	交通結節点 デマンドバスの整備	防災 防災対応能力強化	地方移住等促進 移住相談窓口の設置
---------------------	-----------------	--------------------	----------------	----------------------



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
上野	群馬県	上野村	国道299号	既設	平成6年	単独型



※イメージ図であり、今後、変更があります

<提案の先進性・ポイント>

- 特産品である「イノブタ」を目玉とした商品開発の促進。
- 1ターン者の更なる上昇を目指した移住者の促進の取り組みを強化。
- 高齢者対策を拡充させたシニア向け「道の駅」施策の試行。

<実施内容>

- 移住・雇用に関する情報発信や相談窓口の設置(ふらっとサロン)
- 高齢化が進む農家の収入を増加させるための新規農産物導入や、それらを利用した加工品の販売などを促進
- 村内在住の高齢者が気軽に立ち寄れる場(おたっしやサロン)、買い物困難者に対して宅配サービスと高齢者の生活の足となるデマンドバスの拡充。
- 農産品直売所・加工室の設置、地場産品レストラン・カフェの設置

道の駅「^{さと}たからだの里さいた」

- 三豊市を代表する観光拠点である「道の駅」のポテンシャルを活かし、市の課題を解決する移住促進の拠点とする。具体的には、移住コンシェルジュによる移住相談総合窓口の設置や観光と合わせた移住体験ツアーの開催、「地域おこし協力隊」と連携した先進移住者との交流会を開催
- 日本酒文化の紹介やうどん打ち体験等によるインバウンド観光の促進

産業振興 地産地消、官民連携による地域の活性化	地方移住等促進 新規就農及び定住支援	観光総合窓口 体験型観光案内・観光案内	インバウンド観光 日本酒から学ぶ地域文化の発信
----------------------------	-----------------------	------------------------	----------------------------



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
たからだの里さいた	香川県	三豊市	主要地方道 観音寺池田線	既設	平成11年度	一体型

観光案内、移住体験ツアーの取次ぎ窓口設置



地産地消の推進



日本・地域文化の紹介



<提案の先進性・ポイント>

- 移住コンシェルジュとして活躍できる人材を都心部から採用。
- 地元農業団体の指導による農業体験や、地域おこし協力隊員と連携をとり、先進移住者との交流会を行い、定住を支援する。
- 地産地消の推進及び、産直施設の効率的な運営を目指し、道の駅のレストランや、県内ホテルへ農産物を提供し、農業者の意欲を向上させる。
- 外国人観光客に対するサービスの向上及び日本文化のPRを行う。

<実施内容>

- 移住コンシェルジュによる移住相談総合窓口の設置
- 農業者、漁業者と連携をとり、地域資源を活かした体験観光の開発
- 農業体験や先進移住者との交流会の開催
- 郷土料理の開発や県内ホテルへ産直市農産物を提供
- 多言語案内板・パンフレット・無料公衆無線LANの整備
- 地元酒造会社の酒蔵見学案内等により、日本文化として日本酒を紹介

- 阿蘇市で生産・加工された特産品のブランド化及び地元高校と大学等との連携による商品開発
- 「道の駅」と消防署、医療センター等の連携による「小さな拠点」の形成
- 空き家バンク制度活用し、移住定住等を促進するための「おためし生活支援事業」の創設

産業振興 特産品ブランド化の推進	地域福祉 地域福祉の提供	交通結節点 地域への交通支援	防災 防災啓発、地域防災	観光総合窓口 阿蘇・九州圏域の案内拠点	インバウンド観光 外国人来訪者へのおもてなし	地方移住等促進 移住定住を支援促進	交流・連携 交流連携促進
---------------------	-----------------	-------------------	-----------------	------------------------	---------------------------	----------------------	-----------------



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
阿蘇	熊本県	阿蘇市	国道57号	既設	平成20年	一体型

多言語による総合案内

地域散策ツアー

移住定住支援促進

カテゴリー2
Tourist Information
観光案内所

特産品共同開発・販売促進

(回)

年度	H24	H25	H26
地域散策ツアー開催数	12	15	18

(件)

年度	H24	H25	H26
移住定住相談件数	25	35	55

<提案の先駆性・ポイント>

- 世界農業遺産と世界ジオパークの認定を世界で唯一併せ持つ阿蘇地域の中心の立地を背景に、道の駅に隣接する交通や福祉、防災、観光施設を連携させて更なる集客に努め、更に多彩な取組で地産地消の促進及び地域活性化につなげ、阿蘇市全体へ波及効果をもたらす主要拠点を形成
- 移住定住に関する情報提供だけでなく、移住決定前の仮移住により地域をより把握(確認)できる体験生活(住居や就労等生活全般支援)を提供

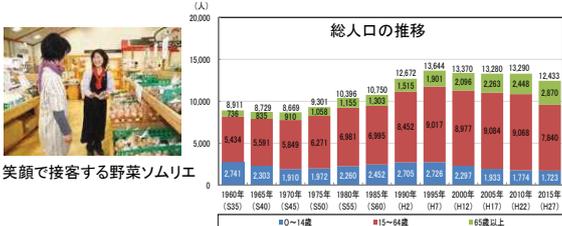
<実施内容>

- 地元の高校・大学等との特産品共同開発および販売促進
- 国内外からの全ての来訪者に対応可能な総合案内体制の整備
- 防災及び福祉関係機関等との連携可能な機能(事業)の整備
- おためし生活支援事業による移住定住の支援促進

道の駅「竜王かがみの里、道の駅アグリパーク竜王」

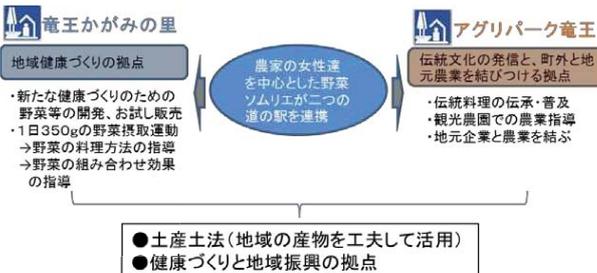
- 集客力のある竜王かがみの里と農業生産力のあるアグリパーク竜王を連携させて、効率的な土産土法(※土地のものを土地ならではの料理法でもてなすこと。竜王町ではまちづくりの手法にも取り入れ)の推進
- 農業の担い手(定年退職者等)の育成、農住(空き家対策)の窓口の設置

産業振興 果樹・園芸生産団地を活かす農業振興	地域福祉(健康) 野菜ソムリエによる健康づくり	地方移住等促進 新規就農者への空き家斡旋	交流・連携 町内企業との地域内連携
---------------------------	----------------------------	-------------------------	----------------------



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
竜王かがみの里	滋賀県	竜王町	国道8号	既設	平成15年	一体型
アグリパーク竜王	滋賀県	竜王町	国道477号	既設	平成27年	単独型

竜王かがみの里、アグリパーク竜王の位置図



笑顔で接客する野菜ソムリエ

お試し販売を行う直売所

アグリパーク竜王を囲む畑地

果樹・園芸団地と近接する工場

梨狩り体験を楽しむ家族

<提案の先駆性・ポイント>

- 野菜ソムリエを中心とした商品開発と町民の健康づくり
- 消費者ニーズを生産販売に結びつける2駅の連携と生産体制の構築(野菜ソムリエ・就農コーディネーター、生産団地・生産組合等)
- 農産物のお試し販売までチャレンジできる農業体験
- 町内企業の定年退職者等をターゲットにした農業の担い手育成

<実施内容>

- 野菜ソムリエを活用した特産品の開発(ブランド化)
- 町民の健康づくり『1日350g野菜摂取運動』の実践
- アグリパーク竜王の体験農園で収穫した農産物の試験販売
- 町内企業等の定年退職者等への体験農園提供
- ブランド農産物の量産、新たな野菜栽培の開発(特産品化)
- 新規就農者への農地および住宅の紹介(農住支援)

- 中国やまなみ街道に並行する国道54号沿線地域は、人口減少・高齢化等が進行している過疎地域であることに加え、中国やまなみ街道の開通に伴う交通量の減少により道の駅や店舗等の売り上げが減少、地域の衰退が懸念
- 同様の課題を抱える国道54号沿線4つの「道の駅」が中心となり、体験型観光イベントなど連携した取り組みを実施し、人々の交流を促進し、観光客のみならず『地域の人が集まる道の駅』への再生を目指す。
- さらに、地域外からの所得獲得や移住・雇用創出のため、4駅が連携し道路・防災・観光・定住などの情報発信を行い、地域内外住民との対流拠点として機能させ、地域の暮らしを持続的に支える環境を構築する。

交通量減により地域の衰退が懸念



連携イベントの実施(サイクリング等)



内外にむけた広域的な情報発信(道路・防災・観光・定住等)



人口減少に歯止め 国道54号沿線地域の生活基盤を持続的に維持

地域維持のため、道の駅が公共的サービスを協働して実施



「道の駅」の設備更新、巡回バス導入等により、多彩な世代が集う「小さな拠点」として機能強化



地域内外住民との交流促進

<提案の先駆性・ポイント>

- 県境を跨いだ2市1町の4つの「道の駅」が、それぞれの施設・設備の更新、巡回バスの導入、農産品加工施設の整備により、地域の「小さな拠点」として機能を強化。
- 4つの「道の駅」が連携することで、自転車など体験型観光イベントなどの実施により、新たな交流をつくりだし人々を呼び込みむことで、移住・就労等の情報発信力が高められる。
- これらの取り組みにより、人口減少に歯止めをかけ、沿線地域の活性化に寄与する。

地域福祉 高齢者等の買い物支援	産業振興 地域産品の生産・販売拠点	交流・連携 広域的な情報発信	防災 冬期における情報共有
---------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------------



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
ゆめランド布野	広島県	三次市	国道54号	既設	平成8年	一体型
赤来高原	島根県	飯南町	国道54号	既設	平成8年	一体型
頓原	島根県	飯南町	国道54号	既設	平成5年	一体型
掛合の里	島根県	雲南市	国道54号	既設	平成5年	一体型



<実施内容>

- 地域の高齢化等に対応した住民サービスの提供強化
- 地域産品の生産・販売拠点としての機能強化
- 地域間の交流・連携を促進
- 道路情報等の連携発信
- 利用者ニーズに応じた道の駅基礎機能の改善

(18) 地域振興策に係る主な法的課題と留意事項

地域振興策に係る主な法的課題と留意事項

(1) 地域振興策全般に係るもの

項目	主な法的課題	主な留意事項 (法制度に関するものを中心に)
<p>用地の取得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法に基づく農地転用 (第5条) に相当。農地の売買、農地転用 ・租税特別措置法の特別控除の特例 (5000 万円控除) が、農地の場合にも適用されるかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期中間処理施設整備にかかる農地転用について、土地収用法第3条各号に該当する事業を行う場合、転用許可の手続きは不要。農地法施行規則第53条第5号の規定による。 ・手続きの順番は、①用地買収、②都市計画変更 (市) ・都市計画変更には、対象地域の土地利用の内容が明確になっていることが必要。どこまで明確になっている必要があるか等は県の判断によるため、まず県の担当窓口との事前協議を行うことが優先される。 ・特別控除の特例は、公共事業として用地を取得する場合に適用されるものであるが、あらかじめ税務署と協議し、事業内容、事業実施時期等を提示し、控除の対象となるかの確認が必要。
<p>用地開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の変更、開発許可、都市施設決定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の変更を伴う場合には、早期に印西市と協議を行うことが必要。 ・手法としては、①区域区分を変更する (新たに市街地とする) ②市街化調整区域の中に新たに地区計画を策定する ③市街化調整区域の中で開発許可を行う (個々に位置決定する) の3通りが考えられる。
<p>売却施設からのエネルギーの権益の譲渡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場で生産されるエネルギー (電気・熱) の権益は、施設の所有者 (組合) にある。DBO や PFI の場合は契約により運営会社 (SPC) に権益を帰属させることはできるが、施設と関係のない周辺住民に帰属させることはできない。 ※発電設備に交付金が使われているかどうかは関係ない。 	<p>[方法1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの権益を得ずに、周辺住民が、清掃工場で生産されるエネルギー相当量のエネルギーを利用できる方法があれば、実質的には周辺住民がエネルギーの権益を有しているのと同じことになる。 ・エネルギー利用施設を公共の施設として整備し、託送。周辺住民が使用するエネルギー利用施設におけるエネルギー費用の徴収を免除、あるいは、誘致企業から徴収したエネルギー費用を周辺住民に譲渡する。 <p>[方法2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合または SPC から、周辺地域住民が組成した組合または株式会社に対して電気、排熱を廉価販売する (DBO や PFI の場合は、SPC との委託の中でその旨を記載)。その電気、排熱を他者に販売することで収益を得る。なお、電力を他に売る場合には小売電力事業者として登録する必要があるが、小売電気事業者には電力安定供給の責務が生じる。 <p>[方法3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域住民が組成した組合または株式会社、SPC への参画 (出資等) または SPC の監視業務の一部等を行い、売電収入や排熱利用収入の一部から吉田区へ報酬を出す。
<p>営業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営する事業に関する法的制限の整理。 ・適切な公的窓口への届出・許可取得 (国、県、市) 	<p>[主な関連法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生事業：公衆浴場法、旅館業法 等 ・飲食事業：食品衛生法、食品表示法、酒税法 等 ・レジャー・不動産事業：倉庫業法、都市公園法、博物館法、遊具の安全基準 等 ・環境関連：廃棄物処理法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、食品リサイクル法 等 ・その他：消防法 等

(2) 個別の施策における留意事項

項目	該当する可能性を有する地域振興策	主な留意事項（法制度に関するものを中心に）
宿泊機能	多機能な複合施設 サンセットスパス&リゾート 地域住民サロン	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料を受けて人を宿泊させる場合には旅館業法の適用を受ける。 ・旅館業の経営には①都道府県知事の許可を受け、②法施行令で定める構造設備基準を満たし、③運営は都道府県の条例で定める換気、採光、照明、防湿、清潔等の衛生基準に沿っていることが必要。
託児機能	多機能な複合施設	<ul style="list-style-type: none"> ・業として行う託児サービスは、①認可保育園（児童福祉法の基準で認可）、②地方自治体の基準による保育所、③事業所内託児施設（従業員に対する福利厚生として運営）、④認可基準を満たさないその他のもの、⑤ベビーホテル、⑥ベビーシッター、⑦学童保育等に分類される。 ・無料で提供するサービスにおいても、事故時の責任体制等について、利用者の取り決めが必要。
公衆浴場 飲食品の製造・提供	サンセットスパス&リゾート 多機能な複合施設 全国公募による外食店 商品開発	<ul style="list-style-type: none"> ・業として公衆浴場を経営しようとする場合は浴場業となり、都道府県知事の許可を受ける。 ・食品衛生法：施設ごとに専任の食品衛生管理者を置く。飲食店営業においては都道府県知事の許可が必要。 ・食品表示法：食品表示基準 に従った表示を行う。 ・酒税法：アルコール分1度以上の酒類の製造においては、製造場ごとに製造免許を受ける。販売場においては、販売場ごとに販売業免許が必要。
公共交通	オンデマンド交通	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の移動需要の把握と、財政的制約下における運行方式の選択 ・地域住民、行政、交通事業者を含む三者の相互信頼関係の構築
マリナー	マリナー構想	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立法：公有水面の埋立は、公共または3セクだけに許可（埋立権者）される。埋立等の利用を行う者は埋立権者から権利を譲渡される。譲渡された者は、10年間の譲渡制限があり。 ・港湾法：港湾に指定されると港湾法により管理される。港湾管理者は利用計画を策定し、国の港湾審議会で承認される。港湾は、利用目的で商港地区、工業地区等の地区に分類され、マリナーナとして利用するためにはマリナーナ計画用地とする必要がある。計画の策定や変更は公共（役所）が起案する。 ・漁業補償：漁業権が機能している場合に必要となることがある。 ・その他、燃料（軽油、ガソリン）の貯蔵（許可、責任者の配置）、船を陸置きする場合はクレーン、フォークリフトなどが必要となる。

(19) 地域振興策で活用可能な補助金及び交付金

資料	頁
活用可能な補助金及び交付金に関する資料	2- (19) -1
地域振興策に関連する 28 年度の主な国の補助事業等	2- (19) -4

活用可能な補助金及び交付金に関する資料

地域振興策の種類	関連する交付金・補助金等	関連する交付金・補助金等の概要・目的	想定される地域振興の具体例
0. 全般（共通）	<p>まち・ひと・しごと創生関連事業</p> <p>地方創生交付金</p> <p>広域観光周遊ルート形成促進事業</p>	<p>市町村の人口減少克服・地方創生の推進。</p> <p>地域経済の活性化、雇用機会の創出その他、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進。</p> <p>複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化し、外国人旅行者の滞在日数に見合った、訪日を強く動機づける骨太な「観光動線」の形成を促進し、海外に発信。</p>	<p>複合施設等整備 各種ソフト事業 等</p> <p>複合施設等整備 各種ソフト事業 等</p> <p>地域まるごとフィールドミュージアム構想</p>
1. 集落内及びその周辺	<p>社会資本整備総合交付金</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>地方就職希望者活性化事業</p>	<p>国土交通省所管の事業において、成長力強化や地域活性化等につながる事業に対して、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金</p> <p>地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援</p> <p>UIJターンなどにより地方で働くことを希望する方を支援。</p> <p>農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取り組みを支援。</p> <p>地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家等の補修等を支援。</p>	<p>道路整備等 下水道整備等</p> <p>オンデマンド交通</p> <p>Uターン・Iターン助成</p> <p>Uターン・Iターン助成</p>
2. 建設候補地のある台地	<p>(1) インフラ整備関係</p> <p>(2) コミュニティの発展</p> <p>(1) 余暇関係（屋内）</p>	<p>地域の特続と再生に必要なインフラ整備等</p> <p>都市・農村共生・対流総合対策交付金</p> <p>社会資本整備総合交付金</p>	<p>サンセットスパ&リゾート</p>

地域振興策の種類	関連する交付金・補助金等	関連する交付金・補助金等の概要・目的	想定される地域振興の具体例	
機能な複合施設	(2) 公募関係 (屋内)	6次産業化支援対策 食によるインバウンド対応推進事業	農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出。 地域の魅力の情報発信、飲食店等の多言語対応等を支援。	全国公募による外食店
	ローカル10000プロジェクト 自治体インフラ開放による公共サービス産業化プロジェクト	地域密着型起業の立ち上げを支援 自治体の有する公共施設を、クリエイター等のアイデアを活用して新しく素敵な公共空間に生まれ変わらせ、民間事業者のビジネス拠点を創出	ベンチャー企業の事務所 小規模な多目的店舗	
	6次産業化支援対策 ふるさと名物応援事業補助金	地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓の取り組み等を支援。	商品開発	
	6次産業化支援対策 食によるインバウンド対応推進事業	食と景観等が一体的な魅力を織りなす地域(食と農の景勝地)を情報発信するとともに、食と農のアーカイブス化(集積・保護・継承)。	農産物等の直売所	
	新規就農・経営継承総合支援事業	青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、段階的に支援	農産物等の直売所	
	文化財総合活用戦略プラン	地域の文化財を一体的に活用する取組への支援。	歴史浪漫の里構想	
	(5) 保管関係 (屋内)			
	(6) 実現可能性の高い夢の創出 (屋内)	社会資本整備総合交付金	屋内カーリング場	
	(7) 余暇関係 (屋外)	社会資本整備総合交付金	ちびっこランド イベント広場	
	(8) 農業関係 (屋外)	新規就農・経営継承総合支援事業	もぎとり農園	
	(9) アウトドアライフ関係 (屋外)	社会資本整備総合交付金	キャンプ場・オートキャンプ場	

地域振興策の種類	関連する交付金・補助金等	関連する交付金・補助金等の概要・目的	想定される地域振興の具体例		
3. 建設候補地 周辺の 里地里山	(10) 利用に応じて地域通貨を付与する施設(屋外) (11) ソフト・ツール関係 (1) 排熱等の周辺利用 (2) 排熱等の外部供給 (3) 次期中間処理施設の機能の活用 (1) 森林の保全と活用 (2) 谷津田の保全と活用 (3) 水辺の創出・活用 (4) オナーナー制関係 (5) 散策関係	次世代自動車充電インフラ整備促進事業 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 食品リサイクル促進等総合対策事業 地方創生交付金 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業 分散型エネルギーインフラプロジェクト 廃棄物処理施設災害対策整備費補助金 都市・農村共生・対流総合対策交付金 都市・農村共生・対流総合対策交付金	電気自動車等への電気を供給する設備の普及を促進することで、次世代自動車の更なる普及を促進し、経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする。 定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより農山漁村地域の活性化を図るため、地域の取り組みを総合的かつ機動的に支援。食品廃棄物のリサイクルを推進。 地方創生交付金に関する事業は自治体により異なる。 廃棄物焼却施設から排出される熱を、再生可能エネルギーとして地域の需要施設に供給し、化石燃料使用量を削減することにより低炭素化を図る自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げてプロジェクトを推進 廃棄物処理施設のもつ地域住民へのライフライン提供機能を活用し、地域の災害時の拠点とするために必要な各種整備事業に対し補助 「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子供から社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援 農山漁村の持つ豊かな自然を福祉・教育・観光等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を支援	E V 充電ステーション 食品残渣地域循環圏構想 プレミアム地域通貨 排熱利用事業者の誘致(植物工場、養殖、冷熱利用等) トランスヒートコンテナ 排熱供給 可搬式蓄電池 防災拠点化構想 市民の森構想 森の畑構想 田んぼの自然公園	
		C 次期中間処理施設からの排熱利用事業等			
		D 里地里山の保全と活用			

※空欄部も内容によっては対象となるなり得る事業もある。

地域振興策に関連する28年度の主な国の補助事業等

(1) 地方創生関連支援

① まち・ひと・しごと創生関連事業

経緯・目的	市町村の人口減少克服・地方創生の推進を目的とする。 平成26年11月21日に成立した「まち・ひと・しごと創生法」(以下「創生法」)の下で、同12月27日に国の長期ビジョン「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と5か年戦略「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とが閣議決定。 地方に対しても「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定を努力義務としている。
予算規模	平成26年度補正予算：3,300億円 平成27年度当初予算：7,200億円 平成28年度予算要求：1兆円
支援対象	「人口減少の歯止め」と「東京一極集中の是正」により、地域で住みよい環境を確保するため、以下のような財政的支援を実施。 ○緊急的取組 ・地域住民生活等緊急支援のための交付金(例：プレミアム付商品券、ふるさと名物商品・旅行券等) ○地方版総合戦略を策定し、施策を推進するための税制・地方財政措置 ・企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置 ・地方創生の取組に要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保等 ○総合戦略のさらなる進展(28年度以降)：②参照 ・新型交付金の本格実施(戦略に基づき事業・施策の実施、効果検証等)

② 地方創生交付金(内閣府 地方創生推進室)

経緯・目的	地域経済の活性化、雇用機会の創出その他、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。 地方公共団体が策定し、総理大臣の認定を受けた「地域再生計画」に記載した事業の実施に対して、国が財政・金融等の支援を行う。
予算規模	平成26年度補正予算：50億円 平成27年度当初予算：70億円 平成28年度予算要求：1,080億円(各府省合計)
支援対象	・地域再生計画策定事業 ・地域再生戦略事業：地域の課題解決を後押しする仕組みとして、既存の補助等制度の対象事業と一体的に実施することで効果が高まるもの(各府省庁の補助金等の対象とならないもの)を支援(補助率：1/2、1/3)

③ 総合戦略等を踏まえた個別施策(省庁別)

省庁	施策名	地域振興策に関連する支援内容	申請者/補助・充当率
金融庁	地域金融機関による事業性評価に基づく融資や企業の経営改善・生産性向上支援等の取組みの促進	金融等による「地域企業応援パッケージ」を策定し、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援。	
総務省	地域経済好循環推進プロジェクト	地方に「しごと」をつくり、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む地域経済の好循環を拡大。	都道府県、市町村

省庁	施策名	地域振興策に関連する支援内容	申請者／補助・充当率
	i) ローカル10000プロジェクト (40億円) ii) 分散型エネルギーインフラプロジェクト (7億円) iii) 自治体インフラ開放による公共サービス産業化プロジェクト (5億円)	地域密着型起業の立ち上げを支援するため、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組み民間事業者の初期投資費用に対して、地方自治体が助成する場合に、交付金を交付。 自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げてプロジェクトを推進し、バイオオオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用して地域エネルギー事業を次々と立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進。 (H27は自治体のマスタープラン策定支援) 自治体の有する公共施設を、クリエーター等のアイデアを活用して民間に開放し、新しく素敵な公共空間に生まれ変わらせることによって、民間事業者のビジネス拠点を創出する「公共施設オープンリノベーション」等を推進。 過疎地域市町村等を対象に、過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に取り組みを支援する。 ①産業振興 ②生活の安心・安全確保対策 ③集落の維持・活性化対策 ④移住・交流・若者の定住促進対策 ⑤地域文化伝承対策 ⑥環境貢献施策の推進	都道府県、市町村：交付限度額 5,000万円 都道府県、市町村 地方公共団体 市町村
文部科学省	我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生イニシアティブ (31.2億円) 文化財総合活用戦略プラン (115.6億円)	地域産業の高付加価値化や新産業・雇用創出につながる、地域の特性を生かした科学技術イノベーションの推進。 地域の文化財を一体的に活用する取組への支援。地域経済の活性化に加え、更なる文化財の保存・活用につながるサイクルの構築。	
厚生労働省	地方就職希望者活性化事業 (7.4億円)	U I J ターンなどにより地方で働くことを希望する方を支援するため、ハローワークの全国ネットワークを活用した職業相談、職業紹介。大都市圏のハローワークに地方就職支援コーナーを設置し、専門の相談員による職業相談、職業紹介や情報提供を行う。	
農林水産省	新規就農・経営継承総合支援事業 (228.5億円) 6次産業化支援対策 (29.0億円)	青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、段階的に支援する。 ・就業準備期間：青年就業給付金(準備型) ・就業開始：法人側に対して農の雇用事業 ・経営確立：農業法人等の次世代経営者の育成(農の雇用事業) 農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を、食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進する。	都道府県、市町村、民間団体： 定額、1/2 都道府県、市町村：定額 事業実施主体：定額、1/2以内、 1/3以内、3/10以内 民間団体、地方公共団体等：上限1億円

省庁	施策名	地域振興策に関連する支援内容	申請者／補助・充当率
	食によるインバウンド対応推進事業 (1億円)	日本・食文化の魅力発信がインバウンド(外国人の訪日)を促進し、それが更に日本の食の評価を高める好循環を構築するため、食と景観等が一体的な魅力を織りなす地域(食と農の景勝地)を情報発信するとともに、食と農のアーカイブス化(集積・保護・継承)、飲食店等の多言語対応等を支援。	民間団体等
	食品リサイクル促進等総合対策事業 (1億円)	食品ロス削減に向けた優良事例の調査・分析・周知などにより、食品ロス削減国民運動を展開するとともに、外食産業における食品廃棄物のリサイクルを推進。	民間団体等；定額、1/2以内
	都市・農村共生・対流総合対策 (28.5億円)	1. 集落連携推進対策：農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を支援する。 2. 人材活用対策(田舎で働き隊)：地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援する。 3. 施設等整備対策：活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援する。 4. 広域ネットワーク推進対策：地域を越えた人材の活用、優良事例の情報発信等を支援する。	都道府県、市町村、地域協議会、農業法人、NPO等；定額、1/2等(上限あり/地区)
	農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金 (62.5億円)	1つの計画により、農・林・水の連携が図られたプロジェクトを総合的に支援(市民農園、遊歩道整備、直売所等)。	都道府県、市町村；定額 農林漁業者等の組織する団体等；事業費の1/2以内等
中小企業 庁	中核企業創出・支援事業 (30億円) ※H28・H32年度までの5年間で 1,000社を支援	1. 中核企業創出支援ネットワーク形成事業：新事業に挑戦する中小・中堅企業が全国の専門家から支援を受け、地域内外の研究機関の技術シーズや取引先等とつながることができるプラットフォームを、成長産業の分野ごとに構築する。 2. プロジェクトハントハンズオン支援事業：プラットフォームで組成したプロジェクトの事業化に向け、専門人材による戦略策定の支援、販路開拓のための市場調査等を一貫して支援する。	民間；定額、2/3以内
	小規模事業者対策推進事業 (総額110.0億円)	経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の事業者支援、商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓を支援する。 ・地域一体となった事業展開推進 【地域力活用新事業全国展開支援事業】 ①調査研究事業(事業可能性調査(F/S)) ②本体事業(特産品開発、観光開発など)	商工会、商工会議所等；定額、2/3、6/10、1/2
	中小企業・小規模事業者人材対策 事業 (25.5億円)	地域の事業者のニーズを把握し、若者、女性、シニアなど多様な人材を都市部や地域内外から発掘し、紹介・定着まで一貫支援を行う。 雇用関係助成金等の周知・利用促進など、厚生労働省の関係施策とも連携して人材不足等に悩む中小企業・小規模事業者を支援する。 ・地域中小企業人材バンク事業；地域中小企業・小規模事業者の人材確保等支援	民間企業、民間団体等/定額、2/3

省庁	施策名	地域振興策に関連する支援内容	申請者／補助・充当率
	ふるさと名物応援事業 (総額 27.0 億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと名物」支援事業 中小企業・小規模事業者が、地域資源活用や農工商連携により行う商品・サービスの開発や販路開拓の費用を補助する。 ・地域ストーリー制作支援事業 ホストシティ・タウン (HCT) 構想に取り組み地域の経済活性化のため、関係者の連携の下、様々な地域資源をストーリーに取りまとめ、またそれを発信することで、地域ブランド構築を促進する取組を支援する。 	民間団体、中小企業・小規模事業者等；定額、2/3
	地域創業促進支援事業 (総額 19 億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・創業・第二創業補助金 地域で新需要を創出する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用を補助する。 	民間団体等；定額、2/3
国土交通省	地域資源を活用した観光地魅力創造事業 (4.4 億円)	<ul style="list-style-type: none"> 様々な地域づくりの取組と連携し、地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるとともに、外国人の受入環境整備を実施する。 ・「農」の優位性を活かした産業と観光の融合 ・地産から地消までを観光客とともに創りあげる地域等 	事業実施者：1/2 以内
	地域公共交通確保維持改善事業 (348.6 億円)	<ul style="list-style-type: none"> 地域間幹線バス系統のうち、一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通ネットワーク計画(※)に位置付けられたものについてバス事業者に対して国が補助する。 (※) 生活交通ネットワーク計画：地域の協議会の議論を経て策定される補助対象ネットワーク交通等に関する計画 	上限 300 万円／年、補助率 1/2 以内
	新たな公による地域ビジネス創造 支援体制の構築推進 (0.4 億円)	<ul style="list-style-type: none"> 自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発等を目的として、多様な主体による事業型の地域づくり活動(地域ビジネス)等を生み育てる仕組みの構築等を支援。 	
	広域観光周遊ルート形成促進事業 (5.5 億円)	<ul style="list-style-type: none"> 複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化し、外国人旅行者の滞在日数に見合った「広域観光周遊ルート」の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。 	
環境省	地域低炭素投資促進ファンド事業 (総額 98 億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域低炭素化出資事業 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。 	非営利法人(基金設置法人)；定額
	先導的「低炭素・循環・自然共生」 地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業) (24.5 億円)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等の取組について、事業化計画・F S 調査、設備導入を一貫して支援。 ・地域主導による事業化計画策定・F S 調査支援 ・地方公共団体実行計画等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業 ・地域主導型事業形成支援事業 	地方公共団体、民間団体等；1/2、2/3、定額
	クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業のうち、環境貢献型商品開発・販売促進支援事業 (農林水産省連携事業) (5.5 億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境貢献型の商品開発・販売促進支援事業(農水省連携事業) ・J-クレジット及びカーボン・オフセット制度運用等業務 	民間団体等；定額

省庁	施策名	地域振興策に関連する支援内容	申請者/補助・充当率
	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業 実施期間：平成26年度～29年度 (最大3年間) (15億円)	基幹系統からの電力供給が止まった場合でもエネルギーを供給できる防災性の高い地域づくりと再生可能エネルギーの最大限の導入拡大によるエネルギーの低炭素化を実現するため、地域やコミュニティレベルでエネルギーを「創り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行う。	地方公共団体、民間団体等： 3/4

(2) 28年度の主な資源循環・再生可能エネルギー支援事業

省庁	施策名	地域振興策に関連する支援内容	申請者/補助・充当率
環境省	廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業（公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業の一部切り出し） (152.4億円)	一般廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の先進的設備の導入事業を支援。 廃棄物処理施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の構築。	市町村等：最大1/2
	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分） (611.1億円)	市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。 高効率なエネルギー回収を行う施設の整備だけでなく、更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。	市町村等：1/3、(先進的施設)1/2
	廃棄物処理施設災害対策整備費補助金（公共） (10億円)	いわゆる迷惑施設である廃棄物処理施設には災害時に地域住民へのライフラインを提供できる機能を持っており、それを活用し、地域の災害の拠点とするために必要な各種整備事業に対し補助を行う。	市町村等：1/2
	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 (5.9億円 (H27))	廃棄物分野における温暖化対策を推進するため、温暖化対策に資する高効率の熱回収施設及び燃料製造施設の廃棄物エネルギー利用施設整備事業等に対して支援を行う。	民間事業者、地方公共団体補助率：1/3、1/2
	廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業 (2億円)	廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱を、発電に供するのみならず、再生可能エネルギーとして地域の需要施設に供給し、化石燃料の使用量を削減することにより、地域の低炭素化を図る。	地方自治体、民間事業者/補助率：1/2～1/3
資源エネルギー庁	再生可能エネルギー事業者支援補助金 (70億円)	地域における再生可能エネルギー利用の拡大を図るため、民間事業者が実施する、木質バイオマスや地中熱、雪氷熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電・太陽光発電等の発電システム、蓄電池の導入に対して補助を行う。	
	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金 (80億円)	再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーを複数施設にまたがって融通・利用する地産地消型のエネルギーシステム構築を推進するため、事業計画の調査、事業計画の策定及びモデル構築事業の実施事業者を支援。	民間事業者等：定額、1/2、1/3
	系統制約整備対策費利子補給金 (6億円)	再生可能エネルギーの導入に際し、送電線等の増強が必要となる地域が増加する一方で、送電線等の増強には多額の初期投資が必要となり再生可能エネルギーの導入拡大の障壁の一つとなっており、当該資金の調達に係る利子負担を軽減することにより、発電事業者の負担軽減を図る。	

省庁	施策名	地域振興策に関連する支援内容	申請者／補助・充当率
	次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金	省エネやCO ₂ 排出削減に貢献し、市場の拡大が期待される電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及に不可欠な充電インフラの整備を図るため、整備の加速が特に期待される集合住宅や宿泊施設等における充電インフラの設置を重点的に支援する。	地方公共団体、個人（個人事業主含む）、法人、リース会社：1/2、2/3、1/3
※申請者／補助・充当率：空欄部は調査時点では未定			
(3) その他			
①社会資本整備総合交付金（国土交通省）			
経緯・目的	<p>交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善を図ることを目的とする。地方公共団体が作成した、「社会資本総合整備計画」に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金で支援を行う。国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体によって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。</p> <p>成長力強化や地域活性化等につながる事業が対象。</p>		
予算規模	<p>平成26年度当初予算：9,124億円 平成27年度当初予算：9,018億円 平成28年度予算要求：10,574億円</p>		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹事業 道路、港湾、河川、下水道、都市公園、住環境整備等 ・効果促進事業 観光案内版の整備、社会実験（レンタサイクル）等 		
地域振興策に関連する内容	<p>【都市公園・緑地等事業】（補助率：1/2、1/3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設には、広場や園路、キャンプ場、運動施設（スケート場、温水利用型健康運動施設等）などがある。 <p>【道路事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等 <p>【下水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業等 		

(20) 次期中間処理施設の機能との連携

次期中間処理施設の機能との連携

連携事項	連携概要【本編(3)参照】
<p>1. 次期中間処理施設で生み出されるエネルギー（電気・排熱等）を活用</p>	<p>2-1 多機能な複合施設</p> <p>(1) 余暇関係（屋内） <u>No.21 サンセットスパ&リゾート等、一式</u></p> <p>(2) 公募関係（屋内） <u>No.23 全国公募による外食店等、一式</u></p> <p>(3) 販売関係（屋内） <u>No.27 農産物等の直売所等、一式</u></p> <p>(4) 環境・芸術・文化関係等（屋内） <u>No.32 スコーラ（学校）機能等、一式</u></p> <p>(5) 保管関係（屋内） <u>No.38 サイクル駐輪場等、一式</u></p> <p>(6) 実現可能性の高い夢の創出（屋内） <u>No.42 屋内カーリング場</u></p> <p>(7) 余暇関係（屋外） <u>No.45 水遊びの池・No.51 足湯</u></p> <p>(8) 農業関係（屋外） <u>No.52 もぎとり農園等、一式</u></p> <p>(10) 利用に応じて地域通貨を付与する施設（屋外） <u>No.62 EV充電ステーション等、一式</u></p> <p>2-2 排熱利用事業等</p> <p>(1) 排熱等の周辺利用 <u>No.72 排熱利用事業者の誘致等、一式</u></p> <p>(2) 排熱等の外部供給 <u>No.74 トランスヒートコンテナ等、一式</u></p> <p>※次期中間処理施設整備基本計画における「発電・熱利用の方向性及びエネルギーバランス」を2-(20)-3に添付</p>

<p>2. 次期中間処理施設が持つ防災拠点機能との連携</p>	<p>2-1 多機能な複合施設</p> <p>(1) 余暇関係 (屋内) <u>No.21 サンセットスパ&リゾート → 宿泊・風呂</u></p> <p>(3) 販売関係 (屋内) <u>No.27 農産物等の直売所 → 大規模駐車場・食料</u></p> <p>(4) 環境・芸術・文化関係等 (屋内) <u>No.33 多目的研修室 → 宿泊</u></p> <p>(8) 農業関係 (屋外) <u>No.54 クラインガルテン → 宿泊</u></p> <p>※次期中間処理施設整備基本計画における「災害対策、防災拠点化及び耐震構造」を2-(20)-6に添付</p>
<p>3. 次期中間処理施設が持つ各種機能の活用</p>	<p>2-2 排熱利用事業等</p> <p>(3) 次期中間処理施設の機能の活用</p> <p><u>No.79 猛禽類の営巣場 (煙突の壁面に設置)</u></p> <p><u>No.80 煙突展望台</u></p> <p><u>No.81 清掃工場壁面等の活用 (屋外クライミング等)</u></p> <p><u>No.83 調整池の活用 (ビオトープ)</u></p>
<p>4. その他</p>	<p>2-1 多機能な複合施設</p> <p>リサイクルプラザを構成する機能のうち、リユース・リサイクル品の展示販売は、多くの集客が見込める多機能な複合施設内で取り組んだほうが、啓発効果等が高い場合もあると考えられる。</p> <p>残土の有効活用</p> <p>次期中間処理施設の造成計画において、基盤切下方式を採用する場合、大量の残土が発生するが、当該残土については多機能な複合施設を展開する場所で「見晴らし山」を築造するなど、有効活用できる可能性があると考えられる。</p> <p>また、埋蔵文化財包蔵地内で地域振興策を展開する場合、30cm以上離隔する土木工事であれば、本調査を実施する必要がない。</p> <p>については、当該残土を一定程度敷き均したうえで土木工事を施工する計画とすることで、埋蔵文化財調査の期間短縮及び費用縮減が見込める。</p>

2. 発電、熱利用の方向性及びエネルギーバランス

2-1 熱利用の形態

焼却炉で発生した熱はボイラで回収した後に、電気、温水に変換し、次期中間処理施設や余熱利用施設で利用する。図 2-2-1 に熱利用の形態のイメージ図を示す。

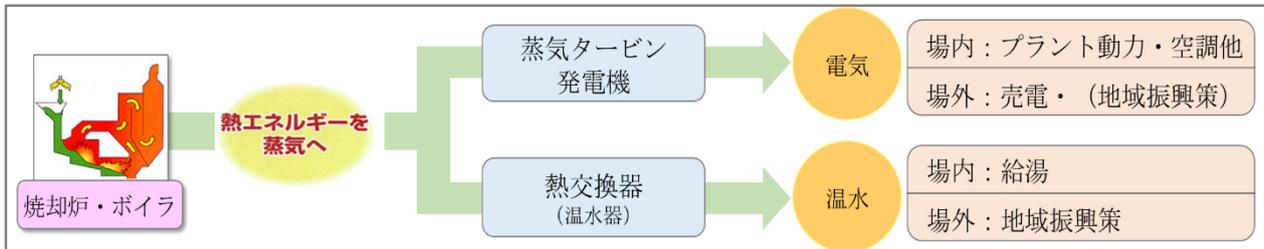


図 2-2-1 熱利用の形態 (イメージ図)

2-2 余熱利用施設への熱供給システムの前提条件

地域振興策の余熱利用施設に供給可能な熱量は、焼却施設から排出される熱エネルギーを熱利用と発電利用にどう分配するかにより決定する。熱エネルギーの熱利用と発電利用の分配に対する基本的な条件を以下に示す。

- (1) 安定したエネルギー回収のために、年間を通じて熱量の変動が少ない一定した熱量を供給できるシステムとする。
- (2) 熱供給量が最小となる 1 炉運転時においても、場内の施設負荷を賄い、余熱利用施設へ熱を供給することができるシステムとする。また、2 炉運転時に買電を行わずに運転できるシステムとする。
- (3) 循環型社会形成推進交付金の交付要件（交付率 1/2）を満たすために、エネルギー回収率 17.5%以上の施設とする。
- (4) 年間 85 日の稼働停止を見込み、年間稼働日数は、280 日とする。

2-3 余熱利用施設への熱供給システム

(1) 抽気復水タービンによる熱供給システム

図 2-2-2 に、抽気復水タービンより蒸気を抽気して場外へ熱供給するシステムを示す。この抽気蒸気を余熱利用の熱源として利用するシステムは、熱供給量を多く得ることができ、発電量も多く得たい場合に適していることから、本計画では、抽気復水タービンの設置を前提とする。

図 2-2-2 の下に、抽気復水タービンから抽気し、熱を供給するフローの各設備とその機能を示す。

施設整備基本計画検討委員会 答申書（抜粋）
【発電・熱利用の方向性及びエネルギーバランス】

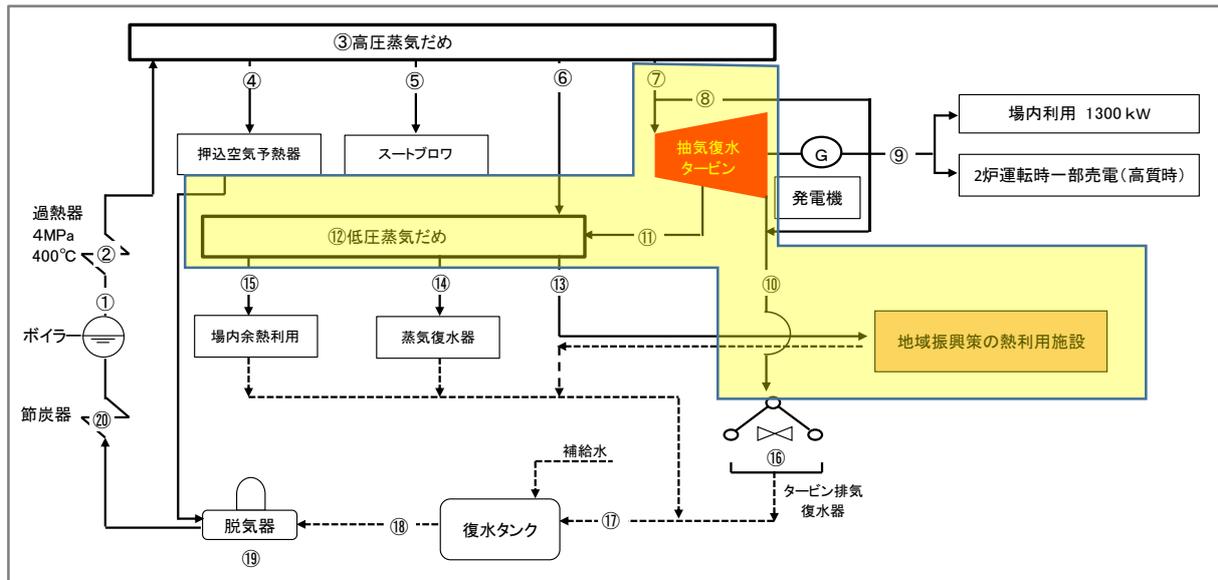


図 2-2-2 抽気復水タービンによる熱供給システム

⑦抽気復水タービン

抽気復水タービンは、高圧蒸気により蒸気タービンを回転させるものである。タービンから抽気する蒸気を復水器で冷却することにより、蒸気が水となり圧力が下がることで復水器内は真空に近づきタービンの排気を引き込むため、タービン排気圧は高真空となり、タービンの回転駆動力が強まる。このため、抽気した蒸気を熱利用しつつ、効率よくタービン回転を得ることができる。ただし、高真空に耐える復水効率の高い復水器、排気復水タンク等が必要となる。

⑪抽気蒸気

抽気復水タービンから抽気された蒸気で、余熱利用施設に供給する熱を抽気する。

⑫低圧蒸気だめ

場内及び余熱利用施設へ送る低圧蒸気を一時貯める装置

⑬余熱利用施設への配管

余熱利用施設へ低圧蒸気または温水を送るための配管

(2) エネルギー回収率

メーカーアンケートの回答を参考に、1 炉運転時及び 2 炉運転時のエネルギー回収率とその利用（熱利用と発電利用の割合）及び年間稼働日数を図 2-2-3、図 2-2-4 に示す。

余熱を最大利用する場合、基準ごみでのエネルギー回収率は 28%となる。そのうちの 34.9%が発電（場内利用）、65.1%が場外熱利用となる。場外への供給可能熱量は 14.7GJ/h となる。

エネルギー回収率 28%は、高効率エネルギー回収型の要件である 17.5%を大きく上回り、エネルギー回収率の高い施設に位置付けられる。

さらに、今後の技術動向を反映して、未回収エネルギーの回収についても継続して検討する必要がある。

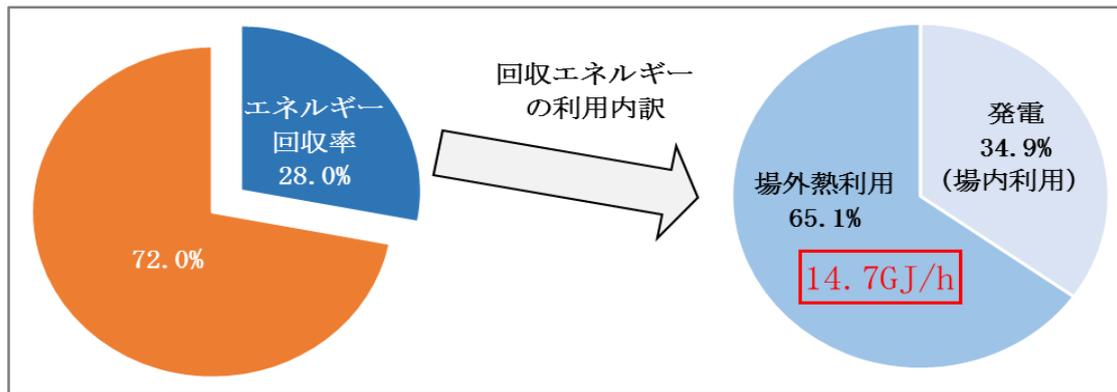


図 2-2-3 1 炉運転時のエネルギー回収率（基準ごみ）

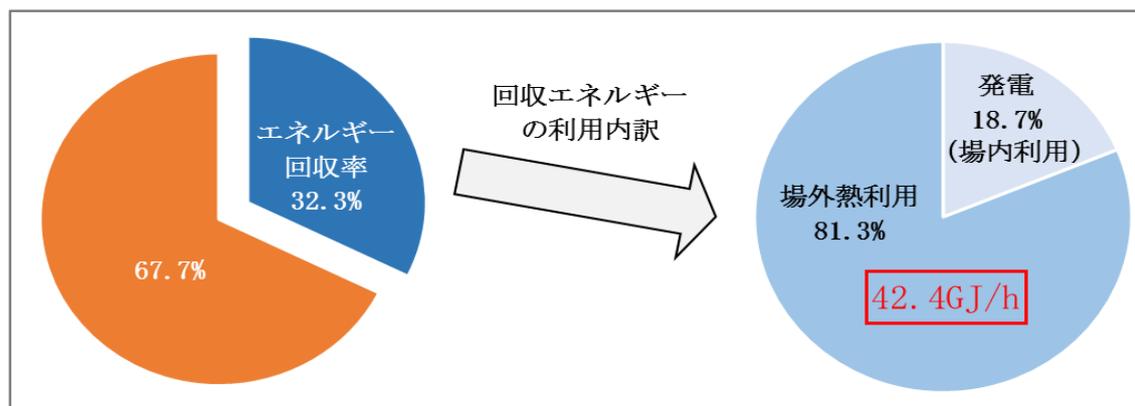


図 2-2-4 2 炉運転時のエネルギー回収率（基準ごみ）

法定点検等による全炉停止期間（7 日）は熱供給が図れないため、補助ボイラ等の熱源確保等の検討が必要となる。

現施設において、故障が想定される箇所については、事前に点検を行っており、過去の実績からも故障等による全炉停止はほとんどない状況である。

年間稼働日数は、1 炉運転 192 日、2 炉運転 166 日、全炉停止 7 日を想定している。2 炉運転時の余剰熱エネルギーは「発電利用」を基本とし、地域振興との連携を図る。

（3）熱利用の形態

熱をオンライン供給するための熱媒体には、低温水、温水、高温水及び蒸気の 4 種類があるが、余熱利用施設での利用形態が決まっていないため、今後検討するものとする。

なお、1 炉運転時における供給可能熱量 14.7GJ/h を活用して発電した電力を供給すること及び 2 炉運転時に発電した電力を供給することは、発電規模を大きくすることで可能となる。

地域振興策の施設規模は未定であるが、2 炉運転時における熱エネルギーを最大限活用することを念頭に置き、具体的な発電規模、発電後の温度の下がった蒸気の再利用（ヒートポンプ等）、カスケード利用については、次期中間処理施設の発注までの検討により決定するものとする。

また、補助ボイラ等のバックアップ設備については、最低でも法定点検時の全炉停止期間の 7 日程度は熱エネルギーが供給できないことも踏まえ、熱エネルギー供給元（供給側）または供給先（需要側）で確保するかについても、併せて検討し決定するものとする。

5. 災害対策、防災拠点化及び耐震構造

5-1 基本方針

災害対策の強化については、「廃棄物処理施設整備計画 平成25年5月31日 閣議決定」において、「地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。これにより、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。」とされている。

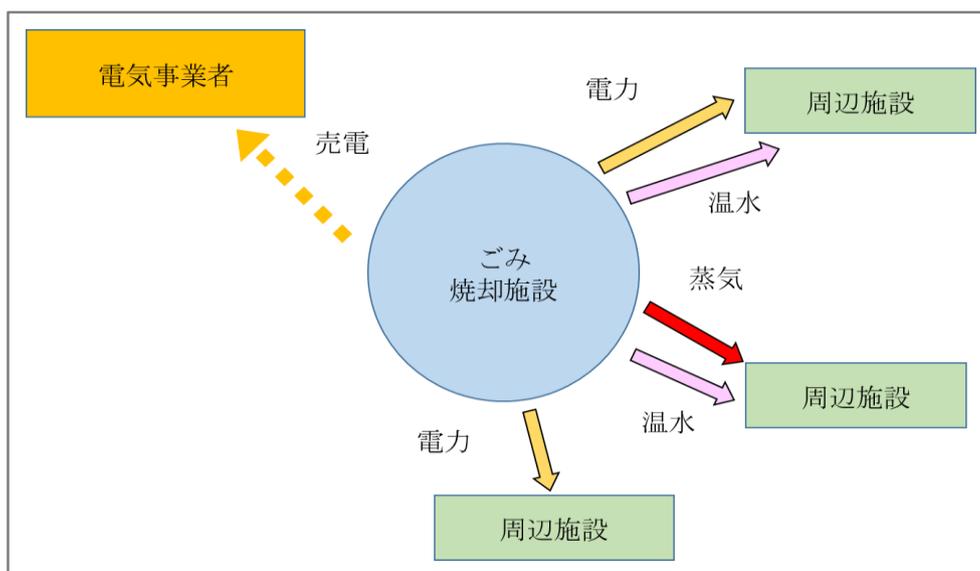


図 2-5-1 ごみ焼却施設とエネルギー供給を受ける周辺施設等の関係

さらに、「市町村等においては、災害廃棄物を処理する具体的な計画を策定し、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努める。その際必要に応じて、震災等により発生した災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備を推進する。」とされている。

なお、「ごみ処理基本計画」における次期中間処理施設整備事業の推進にあたっては、この考えを踏襲し、以下のように示されている。

【ごみ処理基本計画における基本方針案】

大規模災害時にも稼働を確保し、その役割を継続できる強固な施設とします。また、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。

本計画における次期中間処理施設整備の基本方針では、上記を踏まえ、「地域の特性や資源を活かし、地域活性化に寄与するほか、大規模災害時には避難・救護のための防災拠点の役割と災害廃棄物を迅速に処理する復興拠点としての役割を果たす施設として整備を図る。」としていることから、本章第5項では、「強靱な施設」、「防災拠点化」の検討をするものとする。

施設整備基本計画検討委員会 答申書（抜粋）
【災害対策、防災拠点化及び耐震構造】

5-2 災害対策、防災拠点としての循環型社会形成推進交付金交付要件

災害対策、防災拠点となる廃棄物処理施設の要件は、「平成25年度地域の防災拠点となる廃棄物処理施設におけるエネルギー供給方策検討委託業務 報告書 平成26年3月 公益財団法人廃棄物・3R 研究財団」に示されている。

また、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル 平成26年3月 平成27年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課」では、循環型社会形成推進交付金交付要件として、「整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること。」とされ、具体的に、次のとおりとしている。

災害廃棄物の受け入れに必要な設備として、下記の設備・機能を装備すること。

1. 耐震・耐水・耐浪性
2. 始動用電源、燃料保管設備
3. 薬剤等の備蓄倉庫

【解説】

災害廃棄物対策指針を踏まえ、交付要件として、災害廃棄物の受け入れに必要な設備・機能を定める。なお、上記全ての設備・機能を一律に整備する必要はなく、地域の実情に応じ、災害廃棄物処理計画において必要とされた設備・機能を整備すること。

5-3 建設候補地の災害と被害の想定及び災害対策強化要件

(1) 建設候補地の災害と被害の想定

建設候補地の位置を図2-5-2～図2-5-5に示すとおりハザードマップ上で確認し、想定される災害と被害のまとめを表2-5-1に示す。

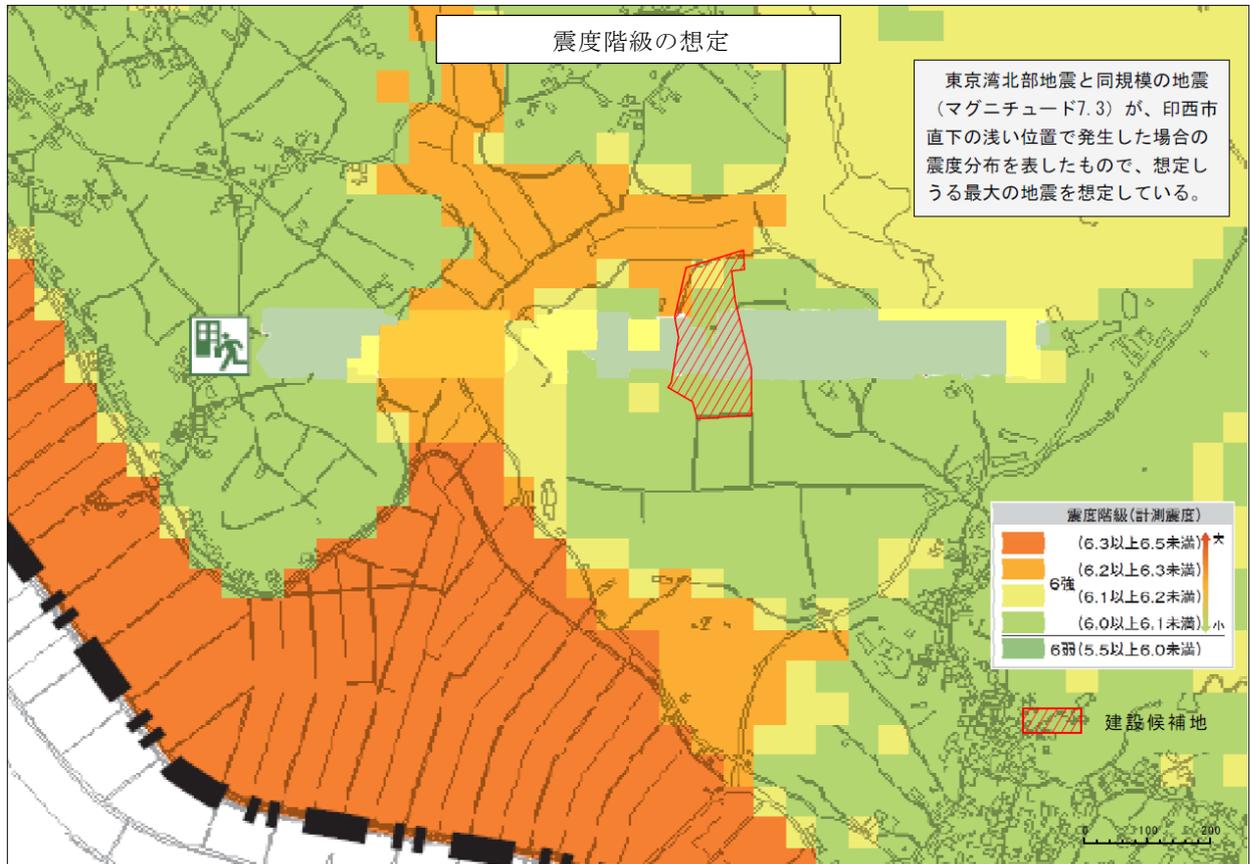


図 2-5-2 建設候補地・ハザードマップ（震度階級）合図

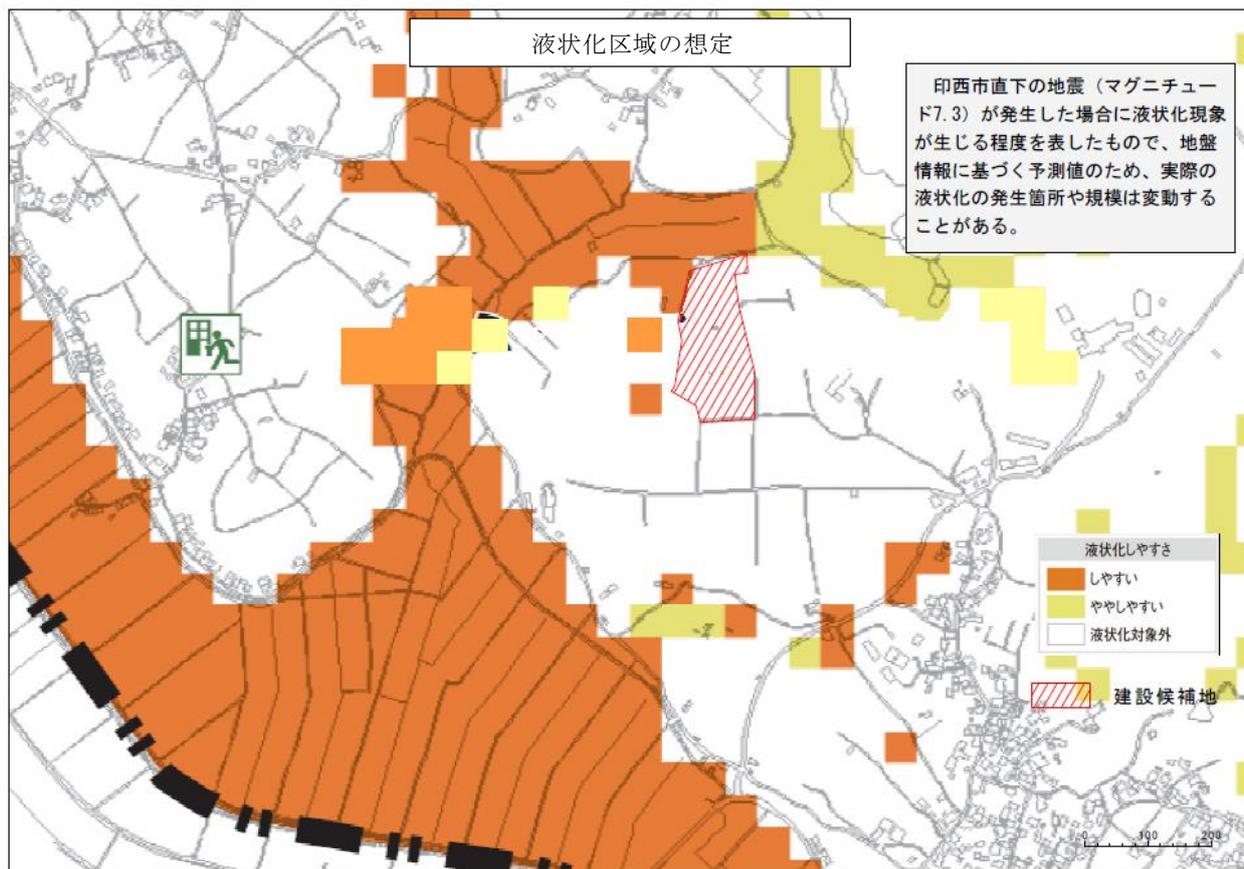


図2-5-3 建設候補地・ハザードマップ（液状化）合図

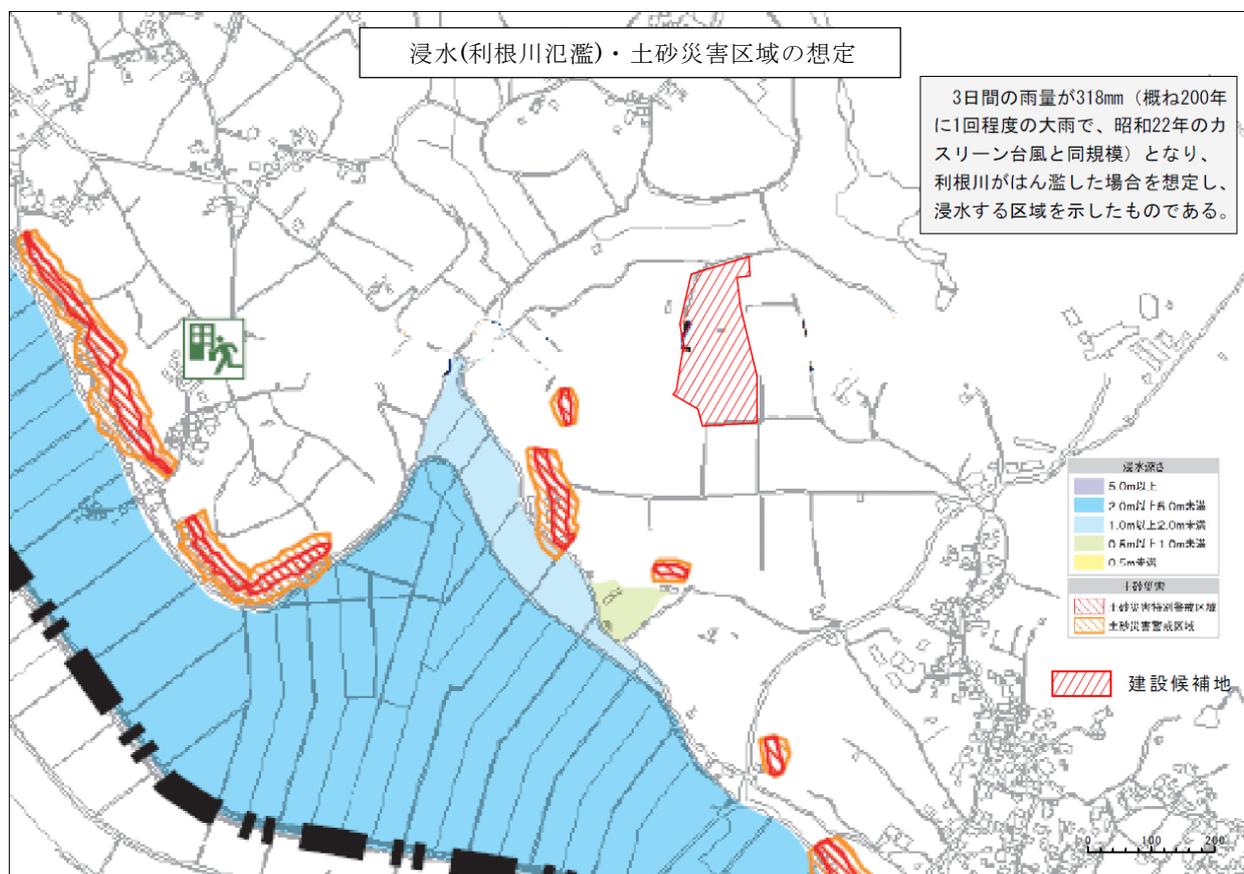


図2-5-4 建設候補地・ハザードマップ（浸水(利根川氾濫)）合図

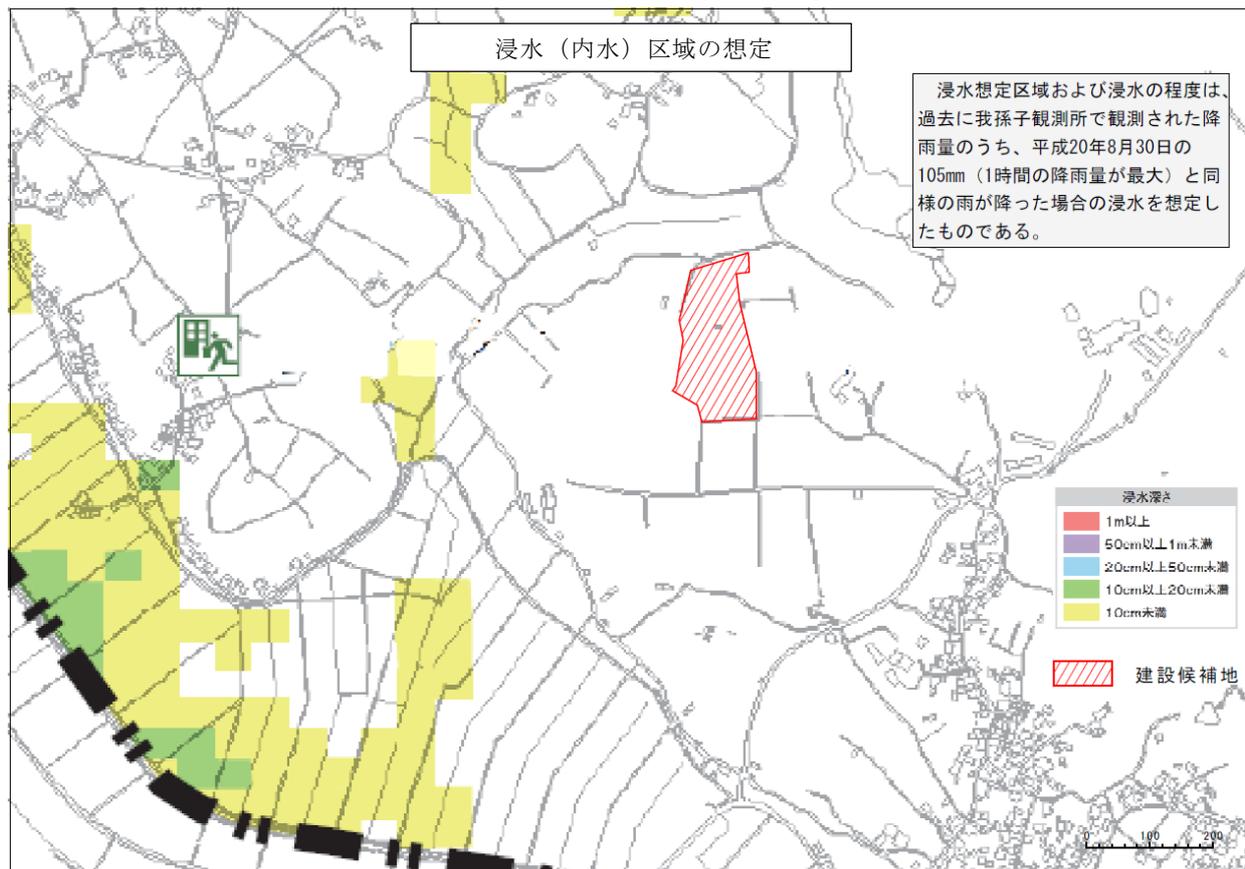


図2-5-5 建設候補地・ハザードマップ（浸水(内水)）合図

表2-5-1 想定される災害と被害のまとめ

自然災害	想定災害	想定被害
地震	直下型地震 M7.3	6強（6.0以上6.1未満）
液状化	直下型地震 M7.3	被害想定区域外
浸水（利根川氾濫）	利根川氾濫	被害想定区域外
土砂災害	大雨・長雨	被害想定区域外
浸水（内水）	大雨	被害想定区域外

建設候補地は、想定される『印西市直下に震源をもつ地震（M7.3）』発生時に震度6強の中で、最も小さい（6.0以上6.1未満）の区域に位置する。

液状化及びその他の災害に対しては、被害想定区域外となっており、災害に対し安全な区域と評価できる。

施設整備基本計画検討委員会 答申書（抜粋）
【災害対策、防災拠点化及び耐震構造】

（２）災害対策強化要件

地震に対する耐震構造では、都市施設管理関係施設として位置付け、構造計算に際して表2-5-2より、用途係数1.25の耐震設計を行う計画であり、その他の災害への対策は特に必要ないものと考えられる。

なお、アクセス道路についても、本章第7項に示すとおり災害への対応が必要である。

表 2-5-2 公共建築物構造設計の用途係数基準（国土交通省）

用途係数 区分	施設の用途係数適用の理由	当該施設
1.5	大震災時には、消火・援助・復旧及び情報伝達等の防災に係る業務の中心的拠点として機能する施設であるため。 放射性物質はまたは病原菌類を貯蔵または使用する施設及びこれらに関する試験研究施設で災害時に施設及び周辺の安全性を確保するため。	市庁舎関係施設、区庁舎関係施設、消防施設、土木関係施設、病院関係施設、災害対策関係その他の施設、小中学校の体育館、試験研究施設、その他これらに類するものとする。
1.25	大震災時には、救護・復旧及び防災業務を担当するもの。 市民共有の貴重な財産となるものを収蔵している施設であるため。	都市施設管理関係施設、衛生関係施設、学校関係施設（小中学校の体育館を除く）、社会福祉関係施設、文化的施設、市民生活関係施設、その他施設、その他これらに類するものとする。
1.0	用途係数区分が、1.5 及び 1.25 区分に該当している施設以外の施設であるため。	公営住宅関係施設、印西市の住宅系施設、事務所系施設、付属的施設、その他これらに類するものとする。

説明：用途係数とは、建物の設計時に地震力を割増す係数である。建物の用途によって大地震時に要求される性能は異なる。一般の建物は、大地震時に損傷を受けるものの倒壊はせずに人命を守ることを設計目標としている。一方、防災拠点やデータセンターは、大地震後も機能を保持することが求められる。このような建物では構造体だけでなく設備機器も併せて軽微な損傷に留める必要がある。このためには、一般の建物より設計時の地震力を割増す必要があり、この用途に応じて割増す係数を「用途係数」または「重要度係数」と呼ぶ。

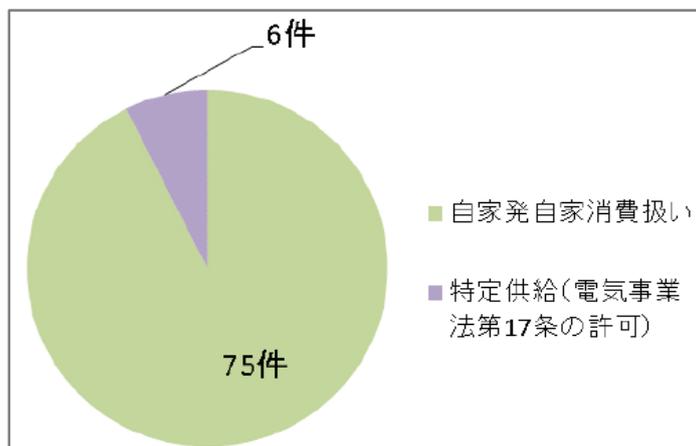
以上より、建設候補地における災害対策の強化に求められる要件を以下に示す。

- ・安定したエネルギー供給（電力、熱）
- ・災害時にエネルギー供給を行うことによる防災活動の支援
- ・避難所機能としての活用が期待できる

5-4 防災拠点化の検討

(1) 安定したエネルギー供給（電力、熱）

電力の供給の実態は、図2-5-6に示すとおりとなっており、自家発自家消費扱いが一般的となっている。また、電力供給方法を表2-5-3に示す。



出典) 平成 25 年度地域の防災拠点となる廃棄物処理施設におけるエネルギー供給方策検討委託業務報告書 平成 26 年 3 月 公益財団法人廃棄物・3R 研究財団

図 2-5-6 周辺施設への電力供給方法

表2-5-3 電力供給方法

供給方法	概要
自家発自家消費扱い	特定の周辺施設への電力の供給をごみ焼却施設と、同一構内の需要に対する供給または隣接する構内の需要であり、そこで営む事業の相互の関連性が高いものに供給する場合。
特定供給（電気事業法第17条の許可）	電気事業法第17条に基づく経済産業大臣の許可を受け「特定供給」として供給を行っているもの。

出典) 平成 25 年度地域の防災拠点となる廃棄物処理施設におけるエネルギー供給方策検討委託業務報告書 平成 26 年 3 月 公益財団法人廃棄物・3R 研究財団

また、今後、防災拠点になり得ると見なせる施設の事例を、表2-5-4に示す。

施設整備基本計画検討委員会 答申書（抜粋）
【災害対策、防災拠点化及び耐震構造】

表2-5-4 防災拠点になり得ると見なせる施設の事例

施設名	電力供給		熱供給	
	供給先	供給方法	供給先	供給方法
新武蔵野 クリーン センター	敷地内：環境啓発施設	ごみ焼却施設の 自家発自家消費 扱い	敷地内：未定	—
	敷地外：市本庁舎 ：体育館 ：集会施設		敷地外：市本庁舎 ：体育館	蒸気 蒸気
クリーン プラザ ふじみ	敷地内：リサイクルセンター	ごみ焼却施設の 自家発自家消費 扱い	—	—
	敷地外：防災公園 ：多機能防災施設		敷地外：防災公園 ：多機能防災施設	温水
横浜市 都筑工場	敷地内：収集事務所	ごみ焼却施設の 自家発自家消費 扱い	敷地内：収集事務所	蒸気
	敷地外：プール ：老人福祉施設 ：障害者施設 ：地区センター ：療養センター		敷地外：プール ：老人福祉施設 ：障害者施設 ：地区センター ：療養センター	蒸気 蒸気 蒸気 蒸気 蒸気

注：廃棄物処理施設の防災拠点としての役割が重視されるようになったのは、平成23年3月に発生した東日本大震災以降であり、現時点では防災拠点の役割が明確ではないため、周辺施設へのエネルギー供給の状況等から、今後、防災拠点となり得ると見なせる施設として対象事例を示すものである。

本計画は「防災拠点化」の整備を目指すものであり、次期中間処理施設と同一構内または隣接する構内への電気・熱の供給を行うことが求められる。

（２）災害時にエネルギー供給を行うことによる防災活動の支援

次期中間処理施設からのエネルギー供給は、次期中間処理施設と同一構内または隣接する構内への供給が現実的と考えられる。

また、本計画では、次期中間処理施設と現在地域振興策検討委員会で検討している施設（周辺住民との協議により決定）と連携することで災害時における施設の機能の活用が図られる。

（３）避難所機能としての活用

吉田区の位置する印西市宗像地区の避難場所については、「印西市地区別防災カルテ 平成25年3月 印西市」に以下のように記載されている。

指定避難場所としては、岩戸地域の宗像小学校のみが指定されており、避難が集中すると予想され、圧倒的に収容量が不足する。谷筋を挟んで東西に分散する他集落からの避難は、特に東部で避難距離が非常に長くなり、困難を伴う。また、災害時要援護者を収容する特別避難場所が指定されていない。

宗像地区の防災施設図を図2-5-7に示す。

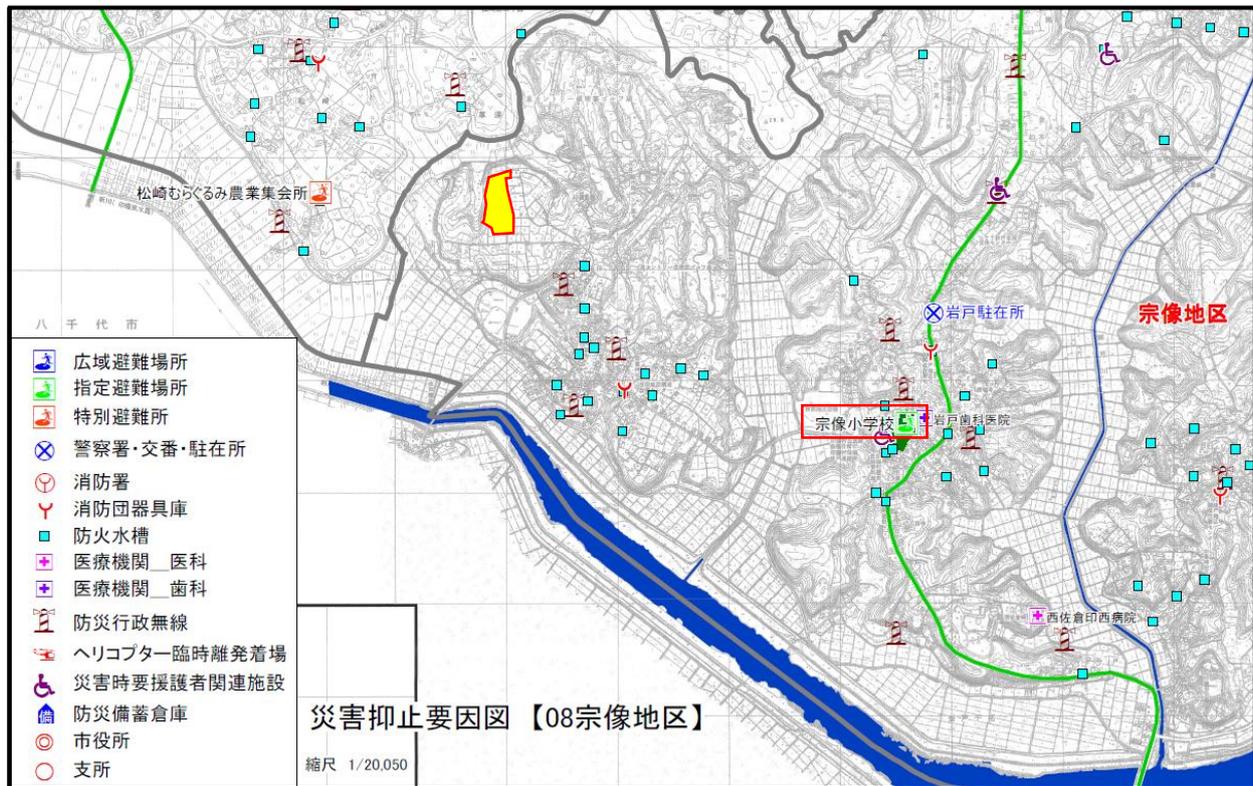


図2-5-7 宗像地区防災施設図

こうした避難場所の不足を解消する観点から、次期中間処理施設と一体として整備される地域振興エリアには避難所機能等としての活用が期待される。

5-5 始動用電源の整備（非常用発電機）

従来の焼却施設では、緊急時に安全に自動停止するために必要な電力を供給する非常用発電機は整備されているが、立上げに必要な電力を供給できるものではなかった。そのため災害時等に電力会社からの電力供給がストップした場合、焼却施設を立上げることができない状況であった。

そのため災害時には、災害廃棄物の受入れに必要な設備と外部電力の供給なしに焼却ができる施設の整備が求められている。

表 2-5-5 に災害時に電力会社からの電力供給がストップした場合でも、焼却施設を立上げられるガスタービン等の非常用発電機の運用例を示す。ガス中圧導管は、耐震性が高く災害時においても破損することはなく、災害廃棄物を受入・処理することができる。

5-6 まとめ

次期中間処理施設は防災拠点機能を有する強靱な施設とし、下記の要件で整備する。

- ・耐震設計においては、重要度係数 1.25 を適用する。
- ・災害時の始動用電源を確保する。
- ・熱エネルギー供給先となる地域振興施設においては、今後、避難所機能等の検討を行い、次期中間処理施設と一体となった防災拠点化を図る。
- ・建替え用地等を災害廃棄物等のストックヤードとして活用することを検討する。

(2 1) 排熱利用事業者へのアンケート結果

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」による排熱利用事業者へのアンケート結果を参考までに添付する。

資料	頁
排熱利用事業者へのアンケート結果	2- (21) -1
排熱利用事業者へのアンケート調査表	2- (21) -5

排熱利用事業者へのアンケート結果

地域振興策における排熱利用事業として、植物工場を想定し、完全人工光型の植物工場事業を安定経営していると思われる10社を選定し、アンケート調査を実施した。

調査の結果、3社から回答が得られたため、その内容を以下に整理した。

■ アンケート回答

1. 栽培植物の種類とその種類を選定された理由

A社：エゴマ

理由：エゴマの持つ機能性は学術的にも証明されており、健康増進食品として地域にふさわしい特産品であり、地域を潤す商材となることを想定し、選定。

B社：グリーンリーフ、サラダ菜、コーラルリーフ等

理由：栽培することのバードルが比較的低いと思われるものを選定。

C社：イチゴ

理由：販売価格が高く、通年の需要があるため選定。

2. 植物工場の立地選定理由

A社：高齢化や過疎化が進む地域に完全人工光型植物工場を整備し、薬用植物「エゴマ」の生産・加工・販売までを一体的に行う6次産業化を推進し、地域の活性化や地域振興を図るため。

B社：遊休資産の有効利用

C社：空洞化した工場の有効活用。近隣に大きな市場となる首都圏があるため。

3. 工場立地の際の制約事項（規制、法令等）

全社：特になし

4. 立地決定から開業までの期間

A社：1～2年
B社：6ヶ月程度
C社：9ヶ月

5. 植物工場運営等に係る課題・問題点

A社：栽培技術の確立、一般消費者の認知度の向上と各種流通に適した商品企画、加工技術の開発が必要
B社：栽培の安定化、製造コストの低減、売り先確保と販売価格、配送ルート
の確立
C社：生産コストの低減（省エネ・省力化）

6. 行政等に望むこと。

A社：認知度向上に向けたPR活動
B社：1次産業である農業に近い対応（補助金、税金など）
C社：補助金や助成。農地を使わない植物工場も農業として認知されて頂
きたい（農地法・業種分類・建築基準法・消防法・都市計画法の解
釈が曖昧）。農薬取締法も植物工場に対応していない

7. 焼却施設からの廉価による排熱供給は、事業進出する上でメリットとなりま
すか。

A社：メリットになると思うが、熱の供給に関する効果は冬季だけで、限
定的と考えている。
B社：栽培種によるため推測ではあるが、メリットになる可能性は大きい。
C社：排熱供給はあまりメリットがないが、発電であれば大きなメリット

8. 事業展開を検討する場合の必要用地面積、必要熱供給条件及び量などの条件

A社：無回答
B社：今後の農業形態を想定すると従来と比較して大規模化していくこと
が考えられるため余裕を持った広さが必要ではないか。
C社：最低 6,000 m²

9. 事業として成立するための重要ファクター

A 社：無回答

B 社：安定した納入先の確保、栽培技術の確立

C 社：栽培技術の習得、価格・量共に安定的な納入先の確保と連携

■ まとめ

回答が得られた3事業者は、全て完全人工光型植物工場を経営している。

栽培植物の選定では、付加価値の高いもの、栽培が容易なものが選ばれている。閉鎖系の植物工場のメリットとしては、無農薬栽培が可能、洗わないで食べられるといったことや、温度や光をコントロールするため天候や季節にかかわらず安定的に栽培できることが挙げられるが、その分、栽培技術が確立され、一定の販売価格が確保されるものを生産する必要があるといえる。

立地に関しては、回答事業者からの要望により、事業者が特定される情報（立地場所等）は避けた集計となっているが、2社は地元での事業化であり、残る1社および今回協力が得られなかった事業者は、電機メーカーやプラント事業を展開する一つのビジネスとして農業分野に参入しているケース等であった。今回のアンケート回答に限らず、地域の振興を目的としたものよりも、遊休施設の活用や、消費地近郊での展開が多いようである。開業に要する時間の違いは、地元新たに植物工場を開業するのか、既存施設を活用するのかが影響していると考えられ、後者の方が短期間での開業が可能となっている。

なお、回答のあった全ての事業者で特段の制約事項はなかったとの回答であった。

清掃工場からの排熱供給に関しては、2事業者がメリットがあるとしており、事業の課題にも省エネ等による生産コストの低減が挙げられている一方で、事業を成立させるための重要ファクターには挙げられなかった。重要ファクターとしては「栽培技術」と「納入先の確保」が共通して挙げられており、立地場所選定においては、まずは排熱供給以外の条件が優先される可能性が高い。販売先（市場）と輸送効率等を勘案して栽培種を選定し、その栽培種によって必要とされる熱・電気の需要が変わると考えられる。

以上のことから、実際の事業展開に関しては具体的な情報がないと判断は難しいようであるが、熱利用事業者として植物工場の誘致を検討していく際には、安価な熱供給のメリットをアピールするだけでなく、生産物に対する周辺需要の整理、交通利便性の確保や自治体等の協力体制を整え、事業者に情報発信していくことが必要と考えられる。また、事業展開決定から開業までにも一定の期間が必要であることを考慮し、事業者が事業展開の検討を進める上で必要な情

報（熱供給条件、用地面積等）を開示する時期についても検討する必要がある。

一般社団法人イノプレックスが2009年に全国50カ所の植物工場を対象にした調査では、6割が赤字、3割が収支均衡と報告されている。その後、黒字化する企業も現れているが、それ以上に新設の植物工場が増加しており、必ずしも全ての事業が成功しているとはいえない。成功のポイントとして、①事業目的の明確化、②導入設備の検証、③イニシャルコストの削減、④ランニングコストの削減、⑤栽培する作物の選択、⑥事業モデルの工夫・販路の確保、が挙げられている¹⁾。

植物工場事業を誘致する際にはこれらのことの念頭におき、慎重な事業計画の検討が必要である。その上で、立地を希望する事業者の中から地域の理念に一致し、地域発展に貢献する事業者を選定していくことが求められる。

¹⁾ 植物工場・農業ビジネスオンライン <http://innoplex.org/plantfactory>

植物工場事業に関するアンケート調査のお願い

千葉県印西市、白井市及び栄町で構成する印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）では、昭和 61 年に稼動開始した現中間処理施設（ごみ焼却施設）の老朽化に伴い次期中間処理施設（以下、「次期施設」という。）の整備事業に関わる計画策定業務を進めております。

これまで組合では、平成 26 年 11 月に印西市内の吉田地区を次期施設の建設候補地として選定しています。今年度は、学識経験者と公募による周辺住民から構成される施設整備と地域振興の 2 つの検討委員会が設置され、それぞれの観点から検討が進められています。計画では次期施設の稼動開始は平成 40 年の予定となっています。

次期施設の整備に伴い、施設を受け入れてもらう地元への還元（地域振興）策のひとつとして、熱利用事業者の誘致が挙げられています。次期施設では焼却に伴い発生する熱を利用し、発電、温冷水の供給が可能です。

今回、誘致する熱利用事業例のひとつとして挙げられている、植物工場事業の実施者に対して、必要用地の提供、電気、温冷水の低価格供給が行われる場合の事業展開の可能性について、アンケート調査を実施することにいたしました。アンケートの内容は別紙のとおりです。

なお、熱利用事業者の誘致以外の地域振興策として、次期施設周辺に道の駅等の商業機能を持たせた複合施設やバーベキュー場等を含む公園の整備が検討されています。

ご面倒をおかけしますが、可能な限りご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

植物工場（完全人工光型の事業者を対象）アンケート調査項目

Q1. 現在、運営されている植物工場（以下、「本工場」という。）に係る以下の事項についてご教示ください。

1) 栽培植物の種類とその種類を選定された理由

--

2) 現在の場所に立地された理由

--

3) 本工場の立地の際の制約になった事項（規制、法令等）

--

4) 立地を決めてから開業までの期間

--

Q2. 植物工場を運営するにおいて以下に示す課題等についてご教示願います。

1) 運営等に係る課題・問題点

--

2) 行政等に望むこと

--

Q3. 印西地区環境整備事業組合から用地の提供、電気、温冷水の供給が廉価で行われる場合、事業展開についてお考えをお聞かせください。(詳細は同封しております、植物工場事業に関するアンケート調査のお願い参照)

1) 焼却施設からの廉価による排熱供給は、事業進出する上でのメリットとなりますか。

--

2) 事業展開を検討する場合の必要用地面積、必要熱供給条件及び量などの条件

--

3) 事業として成立するための重要ファクター (納入先との連携等)

--

回答者氏名	
所 属	
連 絡 先	

(22) 収益事業の検討

収益事業の検討

収益事業の検討は、具体的な地域振興策が次年度に検討されることとされ、現段階で未定であることから、検討事例（ケーススタディ）として植物工場を対象に行った。

1 余熱利用計画の策定

1. 1 余熱利用熱量の確定

余熱利用が可能な熱量は、次期中間処理施設整備基本計画の「2-3 余熱利用施設への熱供給システム」の「(2) エネルギー回収率」及び「(3) 熱利用の形態」のなかで、1 炉運転時の「場外への供給可能熱量は 14.7GJ/h となる。」としている。このため、14.7GJ/h の範囲内の検討とする。

1. 2 余熱利用優先順位と収益事業案

余熱を利用するにあたり、優先すべき利用先は、地域還元事業より収益事業を優先することとし、検討対象収益事業案を植物工場とする。

2 事業概要の整理

2. 1 事業基本条件

植物工場の基本条件は、以下のとおりとする。

- ア) 生産品目：葉物類（複数以上）
- イ) 生産規模：2,222 株/日
- ウ) 出荷規模：2,000 株/日（歩留まり 90%）
- エ) 敷地面積：2,000 m²

2. 2 施設整備及び運転維持管理計画概要

植物工場の基本条件は、以下のとおりとする。

- ア) 施設種類：完全人工光型植物工場
- イ) 建築面積：820 m²
- ウ) 構造：鉄骨造 1 階建て
- エ) 生育期間：31 日/作（播種～収穫まで）
- オ) 年間収穫回数：12 回
- カ) 必要電力量：19kwh/h
- キ) 空調設備（必要熱量）：552 MJ/h

2. 3 植物工場の整備運営に係る法規制と対応

植物工場を整備運営すること自体に特化した直接的な法規制はないが、野菜の栽培としての農業に工場としての機能が備わることから、農地法をはじめとする農地利用の法規や、工場立地法をはじめとする工場関連法規が関係してくる。ただし、その兼ね合いなどは、それぞれ自治体の建築主事や所管の判断によるところがある。

そのような状況において、農地と農地以外とで野菜工場を整備運営に係る法規制が異なる。

(1) 植物工場を農地内で整備運営する場合の法規制に対する対応

完全人工光型植物工場は、工場としての建築物であるため、農地で整備運営するためには、農地転用を行う必要がある（建築主事の判断に依存する）。その一方で、ビニールハウスや、ガラス温室ハウス等の農業施設としての建設が可能である。ただし、駐車場、集荷場所、事務所などコンクリートを打設し活用する場合は、農地転用が必要となる。

(2) 植物工場を農地以外で整備運営する場合の法規制に対する対応

植物工場を農地以外で整備運営する場合は、通常の工場及び建築物として、以下の法規制が適用される。

- ①建築基準法：建ぺい率、構築物の耐震性、建築物自体の安全性、居住環境の向上のため構造的・防火的・衛生的安全性等に対する規定
- ②消防法：防火貯水槽又は消火栓の設備が必要
- ③工場立地法：緑地の確保 20%の緑地と 5%の環境関連施設等が必要

3 事業スキームの複数案の検討

3. 1 事業展開における運営事業者の意向

完全人工光型植物工場を安定的に経営していると思われる10社を選定し、事業展開についてアンケート調査を行った。その結果は、「排熱利用事業者へのアンケート結果」にまとめてあるとおりであるが、その中で事業成立のための要件及び課題についての回答を以下に抜粋した。あわせて、文献調査からの情報も加えた。

- ・事業目的の明確化
 - ・イニシャルコストの削減
 - ・ランニングコストの削減（⇒排熱利用による効果が期待できる）
 - ・栽培する作物の選択
 - ・導入設備の検証
 - ・事業モデルの工夫・販路の確保
- （⇒付加価値が高く栽培技術が確立され、納入先の確保が見込める栽培植物の選定）

3. 2 事業類型、事業期間、事業スキーム、事業範囲、リスク分担の検討

(1) 事業類型

P F I 方式の事業類型にはサービス購入型、独立採算型、J V 型（サービス購入型と独立採算型の組み合わせ）があるが、事業内容が通常主に民間事業として行われる野菜栽培であることから、独立採算型がとする。

(2) 事業期間

1) 検討の留意点

事業期間検討の留意点は、以下のとおりである。

① 施設の物理的耐用年数

施設の物理的な耐用年数内の事業期間とすることが望ましい。

以下に、植物工場に係る建築物及び機械設備等の耐用年数を示す。

表 3-1 植物工場に係る建築物及び機械設備等の耐用年数

構造・用途または設備種類	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	工場用・倉庫用のもの（一般用）	15
木骨モルタル造のもの	工場用・倉庫用のもの（一般用）	14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	工場用・倉庫用のもの（一般用）	38
金属造の建築物 （鉄骨造）	工場用・倉庫用のもの（一般用） 4mmを超えるもの	31
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生設備、ガス設備		15
農業用設備		7
食料品製造業用		10

出典）国税庁の Web 情報をもとに作成

② 技術革新

事業期間が長くなる程、現在の技術が陳腐化するリスクも増すこととなる。

植物工場の場合、技術の陳腐化の可能性はあると考えられるが、需要予測、採用技術、さらには大規模修繕などのリスクを運営事業者に委ねることにより、技術の陳腐化へのリスク対応が図られると考えられる。

③ 借入金返済期間

融資による資金調達を行う場合に、返済期間以上の事業期間が必要となる。公共が起債により調達する場合は、返済猶予期間及び返済期間の合計が約 20 年と

なる。一方、運営事業者が融資により調達する場合も最長で同等である。事業期間は、これらの返済期間を考慮する必要がある。

2) 事業期間

1) の留意点を勘案し、植物工場の事業期間は 20 年間とする。建築物の構造については、本ケーススタディでは鉄骨造を採用するが、構造選定を運営事業者に委ねることで、最短の耐用年数以上の設定をする必要がある。また、比較的耐用年数の短い設備については、大規模修繕や設備入れ替えを考慮した事業提案が可能な応募の建てつけにすることで、とくに制約にならないと考えられる。

(3) 事業スキーム

地域振興策の概略事業スキームにおいて、排熱利用事業等に「適す」または「可能性がある」と判定された事業スキームは、「B1 地域と公共の第三セクターが運営」、「B2 地域が運営」及び「C 民設民営」である。その中で、「C 民設民営」のみ「適す」であった。

以上を踏まえ、以下に「B1 地域と公共の第三セクターが運営」と「B2 地域が運営」を包含した「B 公設民営」と、「C 民設民営」を事業スキームの複数案とする。

表 3-2 事業スキームの複数案の概要

項目	B.公設民営 「B1 地域と公共の第三セクターが運営」と「B2 地域が運営」	C 民設民営
概要	<p>公共が設置した公の施設を、指定管理者制度に基づき選定された運営事業者（第三セクターや地域が設立した法人）が運営する。施設の設置目的や実情等を踏まえて指定管理期間が定められる。自治体財政が逼迫する中、コスト削減方策として導入が進んでいるが、経営改善努力や指定管理料・経費負担のあり方などが重要である。</p>	<p>民間企業（または、地域が設立した法人と民間企業の共同出資による株式会社）が施設を設置及び運営する。 なお、民間企業が投資した施設整備費用を自ら回収することから、契約期間は公設民営（指定管理）よりも長期間となる。また、PFI 事業の場合、事業内容が限定された SPC を設立することが多い。</p>
事業スキーム図	<p>B1 地域と公共の第三セクターが運営</p> <p>B2 地域が運営</p>	

出典) 地域振興策の概略事業スキーム (地域の立場で判定) をもとに作成

(4) 事業範囲の検討

1) 事業範囲

事業範囲は、以下のとおりとする。

○施設設計建設（関連する各種申請、資金調達）

○施設の運営

- ・経営（資金調達等）
- ・野菜栽培（関連する物品調達含む）
- ・野菜出荷
- ・野菜販売または販路の確保
- ・残渣・排水等処理（委託可）

○施設の維持管理

- ・プラント設備維持管理（設備運転、監視、点検、保守、修繕、更新等）
- ・建築物維持管理（点検、保守、修繕、更新等）
- ・建築設備維持管理（設備運転、監視、点検、保守、修繕、更新等）
- ・備品等維持管理（点検、保守、修繕、更新等）
- ・清掃（本施設内及び本施設の敷地内）
- ・外構施設維持管理（植栽管理、駐車場保守含む）
- ・放流施設の維持管理
- ・警備 ほか

2) 役割分担

① 運営事業者の役割

運営事業者の役割は、植物工場の事業内容が野菜栽培（販路確保含む）であることから、1) のすべてとする。

② 公共の役割

運営事業者に対し、公共の役割は、以下のとおりとする。

○公共が一部役割とリスクを負担する当該事業を行うことの保証（事業契約）

○用地の提供（廉価借地料による提供等、必要に応じて農地の転用）

○必要なインフラ整備（水道、下水道、ガス、電気、アクセス道路）

○排熱（及び電気）供給

○施設設計建設

- ・関連する各種申請の支援

○施設の運営

- ・野菜販売または販路の確保の支援
- ・残渣等処理（委託可）の支援

○その他

(5) リスク分担

公共と運営事業者のリスク分担案は、以下のとおりである。

表 3-3 リスク分担表 (案)

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			公共	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、公共の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等	△	△
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク			○
	税制度変更リスク			○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク			○
	事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	公共が提供する土地及びインフラ整備によるもの	○		
	上記以外のもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等		○	
設計段階	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	公共が提供する土地及びインフラ整備によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	
建設段階	工事費増大リスク	公共が提供する土地及びインフラ整備によるもの	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	公共が提供する土地及びインフラ整備によるもの	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○	
運営段階	野菜販売及び販路確保	公共はサポートするがリスクは負わない。		○
	設備性能リスク			○

(○:主負担、△:従負担)

4 事業スキームの評価・選定

前項の検討結果を含め、以下の理由から事業スキームは、“民設民営型”とする。

- ・事業類型として独立採算型が望ましい。
- ・公共と運営事業者の役割分担及びリスク分担の内容が、概ね民間事業に類似するものである。
- ・植物工場の事業の主目的が収益を求める事業であること。収益を上げるためには、専門の民間のノウハウが重要で、不可欠である。
- ・事業採算がとれる可能性がある。

なお、事業契約期間 20 年を終えた後の次期契約については、第 1 次の事業における地域住民の方々の係りによっては、ノウハウが蓄積され、地域が創設する組合または企業が運営主体になる可能性も広がると考えられる。

5. 概略運営計画

5. 1 運営体制（事業スキーム）

運営体制は、民設民営のスキームをベースに、以下のとおりとする。

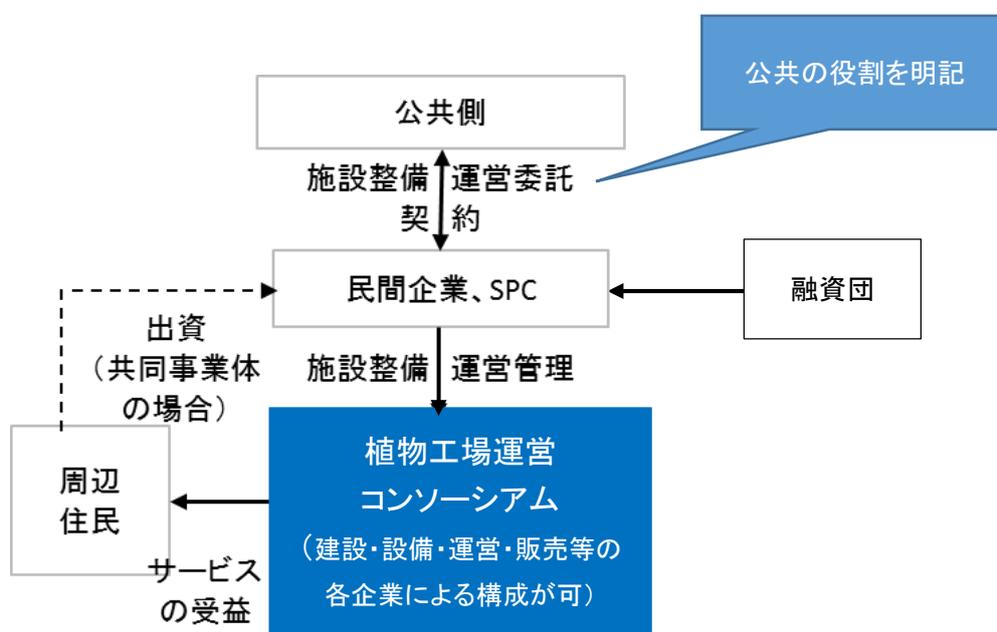


図5-1 運営体制

(23) 周辺住民意見交換会の結果報告

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」による種変
住民意見交換会の結果報告を参考までに添付する。

資料	頁
第1回周辺住民意見交換会（松崎区）	2-（23）-1
第1回周辺住民意見交換会（吉田区）	2-（23）-2
第2回周辺住民意見交換会（松崎区）	2-（23）-3
第2回周辺住民意見交換会（吉田区）	2-（23）-4

建設候補地周辺住民意見交換会（松崎区 第1回）

開催年月日	平成27年9月5日（土）		
開催時間	14:00～16:00		
開催場所	松崎中央会館		
出席者	<p>松崎区民 全9名</p> <p>施設整備基本計画検討委員会 委員長 大迫 政浩 副委員長 河邊 安男</p> <p>印西地区環境整備事業組合 事務局長 杉山 甚一 印西クリーンセンター 工場長 大須賀 利明 印西クリーンセンター 業務班 主 幹 鳥羽 洋志 印西クリーンセンター 技術班 主 幹 土佐 光雄 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主 査 浅倉 郁 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査補 大野 喜弘 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査補 川砂 智行 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査補 中野 竜一</p> <p>印西市 環境経済部クリーン推進課 課 長 山口 隆 次期中間処理施設対策室 室 長 豊田 光広</p> <p>コンサルタント 株式会社エックス都市研究所 統括責任者 井手 明彦 主任担当者 中石 一弘 主任担当者 関根 浩次</p>		
主な意見交換事項	<p>施設整備基本計画検討委員会 次期中間処理施設整備事業スケジュール 次期中間処理施設整備の基本方針</p> <p>地域振興策検討委員会 地域振興策総合パッケージの概要 地域振興策のアイデア</p>		
会議録	<p>本意見交換会を開催する前提として、「寄せられた意見等は、以後の調査審議における参考資料として、検討委員会及び事務局だけで用いる」としていることから、本意見交換会の会議録は一般に公開しない。</p>		

建設候補地周辺住民意見交換会（吉田区 第1回）

開催年月日	平成27年9月5日（土）		
開催時間	19:00～20:30		
開催場所	吉田地区構造改善センター		
出席者	<p>吉田区民 全17名</p> <p>施設整備基本計画検討委員会 委員長 大迫 政浩 副委員長 河邊 安男</p> <p>地域振興策検討委員会 副委員長 加藤 文男</p> <p>印西地区環境整備事業組合 事務局長 杉山 甚一 印西クリーンセンター 工場長 大須賀 利明 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査 浅倉 郁 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査補 大野 喜弘 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査補 川砂 智行 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査補 中野 竜一</p> <p>印西市 環境経済部クリーン推進課 課長 山口 隆 次期中間処理施設対策室 室長 豊田 光広</p> <p>コンサルタント 株式会社エックス都市研究所 統括責任者 井手 明彦 主任担当者 中石 一弘 主任担当者 関根 浩次</p>		
主な意見交換事項	<p>施設整備基本計画検討委員会 次期中間処理施設整備事業スケジュール 次期中間処理施設整備の基本方針</p> <p>地域振興策検討委員会 地域振興策総合パッケージの概要 地域振興策のアイデア</p>		
会議録	<p>本意見交換会を開催する前提として、「寄せられた意見等は、以後の調査審議における参考資料として、検討委員会及び事務局だけで用いる」としていることから、本意見交換会の会議録は一般に公開しない。</p>		

建設候補地周辺住民意見交換会（松崎区 第2回）

開催年月日	平成28年2月6日（土）		
開催時間	14:00～16:45		
開催場所	松崎中央会館		
出席者	<p>松崎区民 全6名</p> <p>施設整備基本計画検討委員会 委員長 副委員長</p> <p>地域振興策検討委員会 委員長</p> <p>印西地区環境整備事業組合 事務局長 印西クリーンセンター 印西クリーンセンター 次期施設推進班 印西クリーンセンター 次期施設推進班 印西クリーンセンター 次期施設推進班 印西クリーンセンター 次期施設推進班</p> <p>印西市 環境経済部クリーン推進課 次期中間処理施設対策室</p> <p>コンサルタント 株式会社エックス都市研究所</p>	<p>大迫 政浩 河邊 安男</p> <p>福川 裕一</p> <p>杉山 甚一 大須賀 利明 浅倉 郁 大野 喜弘 川砂 智行 中野 竜一</p> <p>課長 山口 隆 室長 豊田 光広</p> <p>主任担当者 中石 一弘 主任担当者 関根 浩次</p>	
主な意見交換事項	<p>施設整備基本計画検討委員会 次期中間処理施設整備計画（案）</p> <p>地域振興策検討委員会 地域振興策（案）</p> <p>* 「周辺住民意見交換会」に関する意見書：意見希望者に別途配布</p>		
会議録	<p>本意見交換会を開催する前提として、「寄せられた意見等は、以後の調査審議における参考資料として、検討委員会及び事務局だけで用いる」としていることから、本意見交換会の会議録は一般に公開しない。</p>		

建設候補地周辺住民意見交換会（吉田区 第2回）

開催年月日	平成28年2月6日（土）		
開催時間	19:00～20:50		
開催場所	吉田地区構造改善センター		
出席者	<p>吉田区民 全16名</p> <p>施設整備基本計画検討委員会 委員長 大迫 政浩 副委員長 河邊 安男</p> <p>地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一</p> <p>印西地区環境整備事業組合 事務局長 杉山 甚一 印西クリーンセンター 工場長 大須賀 利明 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査 浅倉 郁 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査補 大野 喜弘 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査補 川砂 智行 印西クリーンセンター 次期施設推進班 主査補 中野 竜一</p> <p>印西市 環境経済部クリーン推進課 課長 山口 隆 次期中間処理施設対策室 室長 豊田 光広</p> <p>コンサルタント 株式会社エックス都市研究所 主任担当者 中石 一弘 主任担当者 関根 浩次</p>		
主な意見交換事項	<p>施設整備基本計画検討委員会 次期中間処理施設整備基本計画（案）</p> <p>地域振興策検討委員会 地域振興策（案）</p> <p>* 「周辺住民意見交換会」に関する意見書：意見希望者に別途配布</p>		
会議録	<p>本意見交換会を開催する前提として、「寄せられた意見等は、以後の調査審議における参考資料として、検討委員会及び事務局だけで用いる」としていることから、本意見交換会の会議録は一般に公開しない。</p>		

(24) パブリックコメント募集の結果報告

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」によるパブリックコメント募集の結果報告を参考までに添付する。

パブリックコメント募集の結果報告

1. 募集概要

- (1) パブリックコメント募集の対象とする事案及び募集の目的
 地域振興策（案）に対し、広く意見募集を行うことで、より一層の情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みを推進する。
- (2) 意見の提出方法
 ①次期施設推進班（検討委員会事務局）の窓口への持参 ②郵便等による送付 ③ファクシミリによる送付 ④電子メールによる送付
- (3) 意見の提出期間
 平成28年2月1日（月）から平成28年2月15日（月）
- (4) 意見を提出することができる方
 ①組合の関係市町内に住所のある方 ②関係市町内に勤務先のある方 ③関係市町内に通学先のある方 ④その他、対象とする事案に利害関係のある方（法人を含む）

2. 意見提出者数

4名

3. 意見件数

8件

4. 備考

いただいたご意見の個別事項に対する回答は下表のとおりですが、ご意見の全般について今後の検討の参考とさせていただきます。

5. 用語の定義

組合：印西地区環境整備事業組合
 検討委員会：印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
 関係市町：印西市、白井市及び栄町
 基本協定書：次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書（平成27年3月に建設候補地の地元町内会である吉田区と組合で締結）

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
1-① (累計1)	2-(18)-1 ページ 用地の取得	地域振興策実施のため用地取得費用を概算金額を明示してもらいたい。 地域振興のための印西市民としての負担額がわかるようにしていただき。 水道、下水道の敷設費用、道路敷設費用など概算費用を示すことに市民のより理解が進みます。	答申書の作成目的（本編 1-(1)-1 ページ参照）に記述しているとおり、周辺住民と組合との今後の協議により決定（合意）する事項としては、「1. 実際に展開する地域振興策の選択」、「2. 地域振興策を展開する場所の選択」及び「3. 地域振興策の事業規模の程度」が挙げられ、今後、それらを決定（合意）する過程で、用地取得費用を含む概算事業費が明らかとなります。 また、当該協議の結果を含む事業計画の内容は、これまでどおり組合から適宜情報公開いたします。

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
1-② (累計2)	2-(18)・2 ページ 個別の施策における留意事項	道の駅、サンセットスパ&リゾート、地域住民サロン、サンセットスパ、オンデマンド交通、吉田マリーナ構想が地域振興策として列挙されている。この事業の概算金額を載せていただきたい。 概算金額を示すことにより市民の理解が進みます。	回答内容は、意見No.1-①と同様です。 (なお、「地域振興策のアイデアリスト」の展開種別における「地域内外の人々が集う多機能な複合施設」(本編 1-(3)-1 ページ 展開種別 B 参照) については、「地域振興策の展開種別毎の評価」(本編 1-(6)-12 ページ B⑤参照)に記述しているとおろし、道の駅の登録要件を満たす可能性があることを視野に入れていますが、地域振興策のアイデアに道の駅は掲げていません)
2-① (累計3)	記載なし	良く検討されていると思います。 しかし、それぞれの個をまとめ、ひとつの大きな集合体として機能させるには、どう位置づけ、地域を活性化させていくのかが不透明ではないでしょうか。	「地域活性化を図る大きな集合体としての機能」などは、意見No.1-①の回答で記述している今後の協議により、実際に展開する地域振興策の選択などを決定(合意)する過程で明らかとなります。
2-② (累計4)	記載なし	オリンピックを契機に、成田ゾーンには多くの人たちが来ますが、それを上手に取り込む目玉/ルート/手続き/対策等々の工夫が見えませんが、大事な農業施策との連携や、集客工夫が必要だと感じます。	観光客の取り込みに関しては、地域振興策のアイデアリストで掲げる「暮らしの観光」(本編 1-(3)-27 ページ No.70 参照)において、成田国際空港が近いロケーションを活かし、トランジット旅客の受け入れも視野に入れること、外部ブレーンを取り入れた観光協議会の設立及び農業体験を含む各種行事を記述していますが、具体的には今後の検討となります。 また、集客に関しては、各地域振興策を有機的に連携させること及び他施設との差別化が一つのポイントになるものと考えていますが、実際に展開する地域振興策の選択は、意見No.1-①の回答で記述しているとおろし、今後の協議により決定(合意)します。

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
2-③ (累計5)	記載なし	関心のある市民を公募するなど小集団化し、アイデアを募るなどひとつの方法ではないでしょうか。	住民参加型の取り組みに関しては、検討委員会の委員の一部（定数9人以内3人）を関係市町の住民から公募しています。（資料編 2-(30)-1 ページ参照） また、検討委員会では、地域振興策に関するご意見（地域振興策のアイデアを含む）を随時受け付けし、これまで14通の意見書をご提出いただき、調査審議の参考とさせていただきます。（資料編 2-(28)-1 ページから2-(28)-58 ページ参照） いただいたご意見にもあるように、こうした住民参加型の取り組みは、今後も継続すべきと考えます。
3-① (累計6)	総論	<p>環境保全を生かした地域振興策に「野焼き防止」と「剪定枝などの堆肥化リサイクル施設の建設」を取り入れて頂きたい。</p> <p>印西全域で野焼きが盛んに行われているが、PM2.5の発生源になる他、喘息がひどくなるなどの苦情も多いと思います。</p> <p>ほとんどもが農業残さや庭木の焼却で、これらは適切に処分すればバイオマス資源として活用できるものです。</p> <p>新しい施設に市民農園、道の駅などの検討がありますが、剪定枝のリサイクル施設も取り入れれば、野焼き防止になるだけでなく、環境にやさしい市としてイメージアップに繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>リサイクル施設で出来た堆肥は市民農園で使ったり、農家に配って農作物を道の駅で売りに出したりすれば地域振興になると思います。</p> <p>参考 町田市リサイクル施設事業費：9億9572万4千円 燕市リサイクル施設事業費：53,550千円 深谷市「ふかや緑の王国」：落ち葉銀行、市民農園、植物公園など、市民が緑と触れ合える施設で、ポランテアにより運営されている。事業費不明。</p>	<p>「野焼き防止」と「剪定枝などの堆肥化リサイクル施設の建設」については、吉田地区周辺における地域振興策としてだけではなく、関係市町全体における廃棄物処理行政事務として取り組む必要があると考えますが、関連する地域振興策のアイデアとして「食品残渣地域循環構想」（本編 1-(3)-25 ページ No.64 参照）を掲げており、当該アイデアの概要欄に、「※農業残渣や剪定枝をバイオマス資源として活用することも視野に入れる。」と追記させていただきます。</p> <p>地域のバイオマス資源の有効活用は、これからの社会にとって重要な視点であると考えます。</p> <p>なお、意見No.1-②の回答で括弧書きしているとおり、地域振興策のアイデアに道の駅は掲げていません。</p>

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
4-① (累計7)	全体について	<p>①吉田地区の地権者と住民の方々が、「ごみ処理施設は迷惑施設」などの先入観念を脱却して、理性的な判断のもと、混乱なく建設候補地に同意されたことは、先進例として、全国的に注目されることになると思います。「地域振興策」を検討するに当たって、印西・白井・栄の各自治体と住民は、まず、吉田地区の住民のこの決断に対する尊敬の念を根底に置かなければなりません。</p> <p>この意義を全関係者に周知するために、吉田地区へのリストレートを答申の前堤にしっかりと書き込むべきです。</p>	<p>建設候補地の地元町内会である吉田区に対しご配意いただいたご意見として、受け止めておきたいです。</p> <p>なお、吉田区が、清掃工場を「迷惑施設」ではなく、「地域活性化の起爆剤」とする極めて先進的なご認識のもと、早期に同意書を提出（資料編2-(5)-1ページ参照）及び基本協定を締結（資料編2-(8)-1ページ参照）していただいたことについて、検討委員会としても深く感謝する次第であり、答申書本編に添付している委員長挨拶文（はじめに・おわりに）において、吉田区に言及しています。</p>
4-② (累計8)	全体について	<p>②地域振興の起業アイデアが種々検討されていくことは、住民主体の地域振興を図る上で不可欠なこととは思いますが、しかし10年以上先のこと、事業主体も含めて、いま合意を図れるかは難しいことです。</p> <p>それらのアイデアは先々に生かすこととして、答申としては、現実性のある中核事業を<u>はつきり打ち出すことが必要</u>です。</p> <p>そしてその事業主体は、①に述べた観点から<u>自治体が責任をもつ事業を明確にすべき</u>です。</p> <p>私見では、それは、全国のごみ処理施設の付属施設として定番になり、実績もある、スポーツ・健康・温浴施設であろうと思います。</p> <p>しかも近隣にはない多機能・高レベルの施設にすれば、吉田地区の立地条件からいって、八千代、佐倉などの他地域からも多くの集客が見込めるのではないのでしょうか。人の往来によって地域がにぎわう中から、様々な起業アイデアも現実化されることとなるでしょう。</p> <p>さらに、吉田地区だけの振興に留めないで、<u>宗像地区全体の地域振興に</u>つなげる必要があります。</p> <p>印西市の都市計画の地区別構想では、宗像地区の課題として「自然的な地域資源の余暇やレクリエーションの場としての活用」を上げていますが、言うだけでなく、この機会に前記施設づくりと連携して、<u>市としてこの地区構想の具体化をはかるべき</u>です。</p> <p>昨春、印旛沼にオリンピック競技を誘致しようとの動きが政争によって頓挫されましたが、「<u>印旛沼を水上スポーツの殿堂に</u>」という夢のある壮大な将来構想もあわせて検討されることを望みたいと思います。</p> <p>この地域の振興を具体的に図ることは、市町村合併を進めた印西市の責務であるともいえます。</p>	<p><u>中核事業をはつきり打ち出すことが必要</u></p> <p>地域活性化や集客の核となる地域振興策としては、次の4策を掲げています。（各策の「狙い」の欄に核となる旨を記述）</p> <p>①サンセットストア&リゾート（本編1-(3)-9ページ No.21参照）</p> <p>②農作物等の直売所（本編1-(3)-13ページ No.27参照）、</p> <p>③非熟利用事業者の誘致（本編1-(3)-29ページ No.72参照）</p> <p>④非熟利用事業者の経営（本編1-(3)-30ページ No.73参照）</p> <p>ただし、実際に展開する地域振興策は、意見No.1-①の回答で記述している今後の協議により決定（合意）することから、現時点で確実性を打ち出すことは困難です。</p> <p><u>自治体が責任をもつ事を明確にすべき</u></p> <p>地域振興策の展開は、次期中間処理施設整備事業の事業主体である組合が責任を持って進めるべきであると考えますが、「答申書の概要」（本編1-(2)-3ページ 答申(3)⑤参照）で記述するとおり、組合だけに限らず関係者の役割分担と責任の所在を予め明確にすることが求められると考えます。</p> <p>なお、関係者の役割分担等については、意見No.1-①の回答で記述している今後の協議の過程で明らかになるものと考えます。</p>

※波線は、回答箇所として検討委員会事務局で追記

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
			<p><u>他地域からも多くの集客が見込める</u> 「地域振興策の展開種別毎の評価」(本編 1-(6)-3 ページ B②参照)で記述するとおり、建設候補地のある広大な台地は、他地区にはない魅力的なロケーションを有していること、周辺を大規模住宅群に囲まれていること及び将来計画を含めると道路網にも比較的優れていることなどから、いただいたご意見のとおり、地域振興策の内容如何により多くの集客が見込まれ、その延長として様々なアイデアが現実化されるものと考えます。</p> <p><u>宗像地区全体の地域振興につなげる必要</u> 下記の 3 点で例示するように、一部の地域振興策における波及効果は印西地区全体に広がるものと考えます。</p> <p>① 「農作物等の直売所」を展開する場合、出荷者(農作物・特産品・加工品などの生産者)は、周辺住民だけに止まらず印西地区全体における幅広い方々が想定され、大きな経済効果を得る。(本編 1-(6)-10 ページ B②参照)</p> <p>② 「排熱利用事業」を展開する場合、事業の内容及び規模にもよるが、周辺住民だけに止まらず印西地区全体における幅広い方々の雇用就労の場へと発展する可能性を有す。(本編 1-(6)-11 ページ C①参照)</p> <p>③ 「里地里山の保全と活用」を展開する場合、印西地区における里地里山の荒廃対策の突破口(モデルケース)となる可能性を有す。(本編 1-(6)-5 ページ D 下段①参照)</p> <p><u>市としてこの地区構想の具体化をはかるべき</u> 地域振興策の展開は、まちづくりの一環であることから、「答申書の概要」(本編 1-(2)-2 ページ 答申(3)①参照)に記述しているとおり、印西市を含む関係団体との多方面における積極的な連携が求められると考えます。</p> <p><u>印旛沼を水上スポーツの殿堂に</u> 水上スポーツに関する地域振興策としては、「マリーナ構想」(本編 1-(3)-6 ページ No.13 参照)を掲げていますが、いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

(25) 検討結果説明会の結果報告

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」による検討結果説明会の結果報告を参考までに添付する。

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
施設整備基本計画検討委員会・地域振興策検討委員会
検討結果説明会 会議録（概要版）**

議 題	検討結果説明会
日 時	平成 28 年 3 月 6 日（土） 13:00～15:00
場 所	印西地区環境整備事業組合 3 階大会議室
出席者	学識委員（施設整備）：2 名 （地域振興）：2 名 印西地区環境整備事業組合：8 名 関係市町：3 名 コンサル：2 名
周辺住民	17 名
配付資料	・検討結果説明会資料：席次表、次第、説明資料（A4、46 p） ※閲覧資料、検討結果説明会に関する意見書：会議室後方に設置

主 た る 事 項

1. 開会
 - ・写真撮影、録音を行うことを通知する。
- 2-1. 委員長挨拶（施設整備基本計画検討委員会委員長）

現施設は稼動 30 年を経過しているため、新たな施設を建設する時期に差し掛かってきた。ごみ処理施設は迷惑施設との見方がある中で、このニュータウンで共存共栄し、安心安全な稼動をしてきた。しかし、同一敷地での建替えは理解が得られない状況の中で、全国でも稀に見る公募方式を採用し、迷惑施設との認識をプラス価値に変えとの吉田区の強い思いのなかで検討を進めてきた。今後もこのような方式が広まることを期待している。忌憚の無い意見を頂き、最後となる第 10 回委員会に反映したい。
- 2-2. 委員長挨拶（地域振興策検討委員会委員長）

市民目線、自然保護の観点から、吉田区の意見を専門的知識の豊富な委員で検討してきた。色々なアイデアが出ており、これらのアイデアを今後さらに検討し、上手に組み合わせれば、地域全体の良さを首都圏の方々にアピールする、よりよい案になるものと考えている。

吉田地区の方は、これを人任せにせず、自らの手で経営することも考えており、地域ぐるみの町起こしとなり、白井市、栄町も含めた地域活性化に繋がるものと考えている。皆様の意見を頂き、さらに検討に反映したい。
3. 出席委員及び事務局職員紹介（組合より紹介）
4. 検討結果説明（組合より説明）
5. 質疑応答
 - ・説明会に管理者である印西市市長は出席しないのか？
→検討委員会主催の説明会のため、出席はない。
 - ・白井市、栄町が単独でごみ処理をするという考えはなかったのか？
→広域による効率的処理の枠の中で考え組合を設置し、処理を行っている。
 - ・計画市道のルートは、新川を渡り八千代市に繋がっている。白井地区にも利便性があるルートは考えなかったのか？
→中間処理施設の運営を考慮したアクセスルートを検討したものである。地域振興策の利便を考慮したルートは、今後、地元と調整の上、決めていく。
 - ・事業費の検討はなされたのか？
→地元との協議の中で決定することが多々あることから、今後検討を進めた上で、事業費を提示する。
 - ・事業費の検討において、既存施設の用地での建替えの方が安くなる可能性は無いのか？
→建替えは現在地ありきではなく、用地検討委員会を経て現在の検討に至っていることをご理解いただきたい。
 - ・ストーカ式を選定した理由は何か、以前は灰溶融が含まれていたが止めた理由は何か。

- 最終処分場を保有しており、その有効利用の観点からストーカ式を選定している。
- 基本方針に地域住民の理解と協力とあるが、地域の範囲はどこまでか。煙突の計画高での排ガスの影響が最大となる地点は吉田区より離れた周辺地域となるが予測されるが周辺地域からの意見等の対応は考えているか。
 - 建設候補地が属する町内会である吉田区及び周辺町内会である松崎区（5つの町内会で組織）を対象と考えている。排ガスの影響については、環境アセスメントを実施による結果を縦覧し意見を求める。
 - 最大着地濃度地点は施設から2km程度で、環境基準の1/100未満の最大着地濃度ということを確認している。計算結果も公表しているが、安全・安心面についても答申の中で伝わるよう配慮させていただきたい。
- 地域振興策は初期投資のみではなく、運営費の負担を考慮する必要がある。運営費が赤字になった場合は誰が負担するのか。
 - どこで、何を、どのような規模でやるかといった具体的なものは決めていない。具体的検討は来年度以降に行う予定であり、その際に、リスク分担も協議して決めていく。現時点では赤字の負担を否定するものでもなく、事業内容によるものと思う。
- 現在の温水センターでも構成市町の負担がある。それを踏襲するのか。
 - 吉田区では採算性のある、次世代の負担とならない自立した施設を基本に検討を進めている。
- 集客の心配はないか。
 - 吉田地区は大規模住宅に囲まれており、より多くの集客が図られるよう検討していく。
- ごみ処理=迷惑施設との見方の中で、吉田区で地域おこしとして、受入れることには敬意を表する。地元への感謝が基本と理解している。地域振興策に対しては、住民任せではなく、組合がサポートする必要がある。当初の間の赤字は負担する等、印西市もサポートするべきであり、それを、答申に明記して欲しい。
 - 重点施設については組合の主導で決定し、責任をもって展開してほしい。
 - 組合も事業主体として、十分な対応をするとともに、地元の方と一緒に検討していくスタンスである。パブコメでも地元住民に配慮すべきとの意見をいただいております、今月開催する委員会において審議させていただく。
 - 今後の審議により、答申への記載を検討する。
- 敷地用地の面積は、前市長の時の計画では広い土地だったが、今回の敷地面積はどの程度か。
 - 約2.6ha。
- 計画道路の幅員、用地買収部はどこか。
 - 計画幹線松崎吉田線からの分岐として、現道活用を基本とし9mの幅員とする計画であるが、ルートについては周辺住民との協議による。
- 地域将来像の賑わい、雇用・就労は本当に確保できるのか。集客のない道の駅もみている。賑わいは、周辺の住民が行きたいと思う施設でないといけない。集客ができるのか心配である。今後検討することなので回答は求めない。
- 農業振興策は非常によいと思う。殆どの農家は跡継ぎがない状況で、田んぼは組合の機械で耕作してもらえが、畑はどうにもならない。今後の野菜作りは、工場のようなかたちになっていくと思う。印西市内のゴルフ場の下農園では、従業員が20~30人おり、近隣の農家方が働いている。東京に出たお嬢さんがUターンしてきて、近隣の方を巻き込んで大規模にやっていて、近くの販売店に卸している。このように、事業が広がっていく可能性がある。

6. 今後の予定について（組合より説明）

7. 閉会

(26) 概要版会議録

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」の概要版会議録を参考までに添付する。

資料	頁
第 1 回会議 概要版会議録	2- (26) -1
第 2 回会議 概要版会議録	2- (26) -2
第 3 回会議 概要版会議録	2- (26) -4
第 4 回会議 概要版会議録	2- (26) -6
第 5 回会議 概要版会議録	2- (26) -8
第 6 回会議 概要版会議録	2- (26) -10
第 7 回会議 概要版会議録	2- (26) -12
第 8 回会議 概要版会議録	2- (26) -15
第 9 回会議 概要版会議録	2- (26) -17
第 10 回会議 概要版会議録	2- (26) -20

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第1回会議 議事録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第1回会議
日 時	平成27年5月24日（日） 14:35～15:15
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：8名（松崎区未選出）、事務局：3名、関係市町：3名、コンサル：2名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会資料 吉田地区同意書・基本協定書

主 た る 事 項

1. 開会

2. 委員長及び副委員長の選任

(1) 委員長に福川委員、副委員長に加藤委員、政所委員の2名が選任された。

3. 関係法規について

- (1) 附属機関条例、附属機関条例施行規則、組織細則について、事務局より説明
(2) 運営細則、専門部会要綱及び、会議傍聴遵守事項について、案のとおり承認

4. 今後のスケジュールについて（地域振興策検討委員会）

- (1) 資料中④先進地の視察は、7月上旬を予定。場所、日時は委員のご意見も伺いつつ検討する。
(2) 資料中⑤建設候補地周辺住民意見交換会の日程について、第1回を27年9月5日、第2回を28年2月6日に変更
(3) 資料中⑤建設候補地周辺住民意見交換会の対象となる周辺住民は、吉田区及び松崎区であることを確認

5. 会議の運営について

- (1) 本会議の関連資料については、委員の希望を確認した上で、①紙媒体（印刷物の郵送）、②電子媒体（メール添付）、③紙媒体及び電子媒体の両方のどれかにより配布することを確認
(2) 会議録については、会議終了後10日前後を目処に発言録を委員に配布。概要版はそれ以前に準備でき次第配布することを確認

6. その他

- (1) 次回検討会は、午前中に現地調査を行い、昼食をはさみ午後から開催する。
(2) 次回検討会の議事次第に、吉田地区で行われた地域振興策についてのブレインストーミングの内容に関する説明を加える。
(3) 諮問事項に関し、議論の土台となる資料は事務局で作成し、事前配布を行うが、内容の検討は会議の場での議論を中心とする。次回検討会では、答申までの段取りのイメージを説明する。
(4) 本日の会議録の署名は、加藤委員、黒須委員が行う。
(5) 閉会后に委員の集合写真の撮影を行う。

7. 閉会

※ 傍聴者：なし

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第2回会議 議事録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第2回会議
日 時	平成27年6月28日（日） 13:00～16:00
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：7名（欠席1名、松崎区未選出）、事務局：6名、関係市町：4名、 コンサル：4名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第2 回会議資料、地域振興策に関する委員意見書

主 た る 事 項

1. 開会

2. 会議録について（第1回会議）

- (1) 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第1回会議録（概要版・全文会議録）について、事務局より説明。

3. 施設整備基本計画検討委員会第1回会議の報告について

- (1) 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第1回及び第2回会議の概要について、事務局より説明。

4. 意見書について

- (1) 渡邊委員から提出された意見書について、事務局より説明。
 (2) 本検討委員会以前に提出された地域振興策に関する意見書及び本検討委員以外の意見書については、個別に審議せず、関係する議題の審議の際に、貴重な資料として活用する。
 (3) 本検討委員からの意見書については、関係する議題の審議の際に、必要に応じて提出委員が内容説明を行う。

5. 地域振興策の検討ポイントについて【事務局より説明】

(1) 地域に求められる将来像

- ・今後の議論において、資料 P3 に掲げられている将来像を念頭に置き、補足・修正等を行う。
- ・資料 P3(1)「誇り」→「誇り」と「持続可能性」を追加する。

(2) 地域の課題

- ・資料 P15 の課題項目について、可能な範囲で裏付けデータを整理し、議論する。
- ・課題項目(3)「公共交通の不足」を「インフラの不足」と変更し、括弧書きにより上下水道、道路整備等を網羅する形にする。
- ・景観上の対策として「土地利用のコントロール」を課題項目として追加する。

6. 地域振興策の検討スケジュールについて【コンサルタントより説明】

- (1) 資料中 P37、9月5日の意見交換会（第1回）については、地域振興策のパッケージ（案）を示した上で行うことが必要と考えるため、意見交換会の日程を遅らせるか、第4回会議（8月30日予定）までにパッケージ（案）を纏めるか、次回、第3回会議における審議の進捗により検討する。

7. 地域振興策に関する吉田区のブレインストーミング結果について【大谷委員より説明】

- (1) 吉田区から自由なアイデア出しにより抽出された地域振興策を紹介。
- (2) 吉田区ってどんなところ？（吉田区の特徴や地域が抱える問題を紹介。）
- (3) 建設候補地の敷地内／外、事業主体が官／民、単独／広域連携等の条件は無視し、環境学習や防災機能以外にも、地域振興策に寄与する事業・アイデアは地域振興策検討委員会の対象とすることを確認した。
- (4) 地域振興策に関する吉田区のアイデアを積極的に取り入れるとともに、事業運営を吉田区が主体的に行う前提で地域振興策を検討することを確認した。
- (5) 今後も、地域振興策の事業費に上限がない前提で、自由に議論を行うが、答申した内容すべてが実現できるとは限らないとの事務局説明を受ける。

8. 閉会

※ 傍聴者：1名

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第3回会議 議事録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第3回会議
日 時	平成27年7月26日（日） 13:00～16:00
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：8名（松崎区未選出）、事務局：6名、関係市町：3名、 コンサル：4名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第3回会議資料、地域振興策に関する委員意見書ほか

主 たる 事 項

1. 開会

会議録署名は政所副委員長と小野委員を指名。

2. 会議録について（第2回会議）

(1) 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第2回会議録（概要版・全文会議録）について、事務局より説明。

3. 施設整備基本計画検討委員会第3回会議の報告について

(1) 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第3回会議の概要について、事務局より説明。

4. 意見書について

- (1) 渡邊委員から提出された意見書（第3回会議資料（案）に対する意見）について、委員本人より概要説明。
- (2) 当日配付された大谷委員からの意見書（吉田区の課題と解決策）については、議事の8で委員本人により説明。

5. 地域に求められる将来像（再審議）について

(1) 前回議事「地域に求められる将来像」の修正点として、「持続可能性」が計られること。を項目として追加。【事務局より説明】

6. 地域の課題（再審議）について 【(1)、(2)事務局、(3)コンサルタントより説明】

- (1) 前回議事「地域の課題」の修正点として、課題項目(3)「公共交通の不足」を「インフラの不足」と変更し、括弧書きにより上下水道・道路・公共交通を網羅する形にする。【事務局より説明】
- (2) 景観上の対策として「土地利用のコントロール」を課題項目(6)として追加。【事務局より説明】
- (3) 課題項目ごとに裏付けデータを作成し追加資料とした。【コンサルタントより説明】

7. 地域振興策のイメージ図について

(1) 地域振興策の全体的なイメージを掴むため、本体施設を中心に置き、各地域振興策を類型ごとに8つに分類したものを、展開する地域振興策を総合パッケージとして表したイメージ図により説明。【事務局より説明】

8. 地域振興策のアイデア（議事9と一括審議）

9. 吉田区の課題と解決案について

※議事8・9は関連性があることから委員長判断により一括審議となる。

※「地域振興策のアイデアについて」の資料について事務局より説明。

※「吉田区の課題と解決案」、大谷委員からの意見書「振興策視察候補提案」、「吉田区の課題（農業振興）」について委員本人から説明。

(1) アイデアリストについて

- ・地域振興策を進めるにあたっては、周辺の地形や自然との調和を図り、空間特性に応じて環境面にも配慮するということが冒頭に記載することを確認。
- ・前提条件として、吉田地区は現時点では建設候補地であり、本検討会で提示する地域振興策によって吉田地区からの合意を得ることを目指すものである。また、吉田地区のメリットを模索しつつも、印西市民にも賛同を得られるようなバランスが重要である。

(2) 里山の価値について

- ・吉田地区の里山景観は、保全すべき価値があることに揺るぎはないが、他地域と比較して優位な観光資源として価値があるかということとは別の問題である。観光資源として打ち出すには手の込んだ施策を打つ必要があるが、その決断をするかというところから考える必要がある。
- ・環境学習だけでは収益につながらない。温水利用を中心として、意欲ある若者層を地域の高齢者層がサポートしていくような事業経営の観点と、それを里山保全につなげていく観点が必要である。

(3) 農業振興について

- ・朝採れ野菜の直売場を設置するのであれば、市場競争力が低いものを集めるなど、端境期に直売場が空にならないような工夫等が必要。経営の安定化に5～10年かかるので、早めに手を打つべきである。
- ・農業振興には、大規模集積・企業化する方向だけでなく、クラインガルテンを活用した高級住宅地としてブランド化する方向、公園管理の一貫として菜園と散策路を組み合わせる観光資源とする方向などが考えられる。地域特性を加味して方向性を検討していくことが必要。

10. 先進地の視察について

- ・時間の都合上、次回以降に審議。

11. その他

- ・次回（第4回）会議の日程については、8月30日（日）13:00から印西クリーンセンターにて開催。

12. 閉会

※ 傍聴者 : 2名

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第4回会議 会議録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第4回会議
日 時	平成27年8月30日（日） 13:00～15:40
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：7名（松崎区未選出）、事務局：6名、関係市町：4名、 コンサル：4名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第4回会議資料、地域振興策に関する委員意見書ほか

主 たる 事 項

1. 開会

会議録署名は加藤副委員長と齋藤委員を指名。

2. 会議録について（第3回会議）

(1) 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第3回会議録（概要版・全文会議録）について、事務局より説明。

3. 施設整備基本計画検討委員会第4回会議の報告について

(1) 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第4回会議の概要について、事務局より説明。

※リサイクル品の販売にはリユースも含まれることを確認し、施設整備検討委員会において表現の検討を提案。

4. 意見書について（次第5と関連させて説明）

5. 地域振興策のアイデア（再審議）

- (1) 各地域振興策のアイデア P2以降の表欄に「収益性」を追加。
- (2) 概要欄などの記述内容を追加及び精査。
- (3) 地域に求められる将来像に合致しないものや他のアイデアと統合できる地域振興策については廃案。
- (4) 6-12U ターン・I ターン助成、6-13 可搬式蓄電池を項目に追加。
- (5) 用語集の拡充
- (6) 渡邊委員から提出された意見書「里地里山の重要性と保全上の課題」と「第4回委員会に向けての意見と事務局への調査依頼」について、委員本人より概要説明。
- (7) 大谷委員から提出された意見書「地域振興策評価シート」、また、当日配付された意見書「よしだスコーラ（提案）」について、委員本人より概要説明。

※「よしだスコーラ」については、単なる環境学習ではなく、より幅広い活動に活用する拠点であるとよい。

6. 地域振興策の総合パッケージ（案）について

- (1) 資料及び参考資料については、事務局より説明。
- (2) 2-7 贈答米については、贈答に関わらず幅広く捉え、ネーミングや内容を再検討。
- (3) 地元特産（贈答米・野菜など）になるようなものを考えることで、ふるさと納税の産品となる。
- (4) 「地域振興策の総合パッケージ（案）のイメージ図」に6つ目の項目として、7-2 防災拠点化構想を追記。また、③余暇・交流・イベントに「観光」を追記。
- (5) 地域振興策が道の駅を造るための事業になることがないように留意しながら審議を進めることを確認。
- (6) 委員会として案を提案し、地元住民からの意見を踏まえブラッシュアップしていく計画で、その中で住民との齟齬がないように進めていくことを確認。

7. 航空写真を用いて審議

(事務局の説明に沿って、個別の地域振興策のプレートを配置)

●意見

- (1) アクセス道路をどうするかは重要。
- (2) ばらばらにある地域振興策を大きな構想で整備。
※「建物」という意味だけではなく「有形、無形のものを束ねられる機能」としてネーミングを一体化する。
- (3) 効果は直接効果だけの評価では駄目で、コンセプトに沿った体験施設等があるから効果が上がるという視点も必要で、直接効果があるものとなないものを並列するのはよくない。
- (4) 事業の初めは強いリーダーシップを持った人が必要。
- (5) 機能として全体構想に『スコラ』を含める方向で検討。
- (6) 廃案の振興策は「地域振興のアイデア」の表から削除。
- (7) 意見交換会には展開場所別にまとめるのではなく、ミュージアム構想のように大きく括って、場所は新施設展開場所と里地里山を含む集落の2つでまとめる。
※考え方
①コンセプト→②ゾーニング→③ゾーンの基本方針→④施設→⑤動線計画→⑥事業方針の流れが基本であり、現状では①～③でまとめる。
- (8) 関係市町との協議は具体的な話になる次の段階であることを確認。

8. その他

- (1) 先進地視察は第5回会議で審議。
- (2) 9月13日に行う第5回施設整備検討委員会への報告について、地域振興策へ供給可能エネルギーバランスについて審議するための地域振興策のリストを9月5日の意見交換会後に整理し報告する。
- (3) 9月5日(土)の意見交換会は当初予定になかった松崎区も14時から実施。
- (4) 第5回会議9月27日(日)13:00から開催。

9. 閉会

※ 傍聴者 : 1名

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第5回会議 会議録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第5回会議
日 時	平成27年9月27日（日） 13:00～15:00
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：7名（松崎区未選出）、事務局：6名、関係市町：3名、 コンサル：4名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第5回会議資料、地域振興策に関する委員意見書ほか

主 たる 事 項

1. 開会

会議録署名は黒須委員と渡邊委員を指名。

2. 会議録について（第4回会議）

(1) 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第4回会議録（概要版・全文会議録）について、事務局より説明。

3. 施設整備基本計画検討委員会第5回会議の報告について

(1) 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第5回会議の概要について、事務局より説明。

4. 建設候補地周辺住民意見交換会の報告について【事務局より説明】

- (1) 出席された施設整備検討委員会の学識経験委員（大迫委員長、河邊副委員長）の総評を報告。
- (2) 全文会議録は作成後に委員へ送付するが、質疑応答も含め一般への公表は行わない。
- (3) 意見交換会の松崎区の状況について、区の評議会では意見交換会の報告は行われたが委員選出には至っていない。

5. 地域振興策に関する意見書について

(1) 事務局より概要の説明があり、該当する次第の中で審議することとなった。

6. 地域振興策総合パッケージの概要（中間決定案）について【(1)(2)事務局説明(3)各委員意見】

- (1) 総合パッケージについては、中間決定案で一旦固めるが、本日および今後の会議や意見書で出されたアイデアなどの審議を個別に進め、第9回会議（H28.1.24 開催予定）で最終調整を行っていただくことが了承された。
- (2) 下水道整備に関しては、下水に限定せず、合併浄化槽等の表現も付記することで了承された。
- (3) その他の修正の方向性として以下の意見が出された。

[地域振興策総合パッケージの概要（中間決定案） p.1 の全体概要について]

- ① 展開場所ごとという考え方もあるが、シナリオやコンセプトがないと理解しづらい。個別・具体的な振興策とは別に、吉田区をどうしたいかのビジョン作りが必要。マスタープランとなるような表現が必要。（黒須委員）
- ② 狙い・理念を上位に掲げ、目的や理由が明確となるようにすべき。（福川委員長）
- ③ 全体構想では、「地域“を”まるごと・・・」ではなく、「地域まるごと・・・」のニュアンス。（福川委員長）
- ④ 台地での地域振興と集落との連携を深めていくという方向性を書き込みたい。（加藤副委員長）
- ⑤ 集落での展開は、インフラ整備だけではなく縁側カフェ等賑わいの創出もあるので、表現を工夫されたい。「持続・再生・活性化を支えるインフラ整備」等。（加藤副委員長）

- ⑥「自然公園的整備」では、文化的な要素を含む意図が伝わらないため、「フィールドミュージアム整備」などの表記が望ましい。(渡邊委員)
- ⑦吉田区で培われてきた、自助努力の精神やコミュニティの伝統を残すというニュアンスを入れたい。(渡邊委員)
- ⑧総合パッケージについて時間軸の概念を入れるべき。(小野委員)
[地域振興策のアイデア(全94策)p.2~の具体的な地域振興策について]
- ①参考資料として、松崎区も含めた地域の概況(特に農業生産等)を提示されたい。(渡邊委員)
- ②道の駅に宿泊機能を付けると24時間職員が必要になるが、それに地元でも対応が可能か懸念している。(加藤副委員長)
- ③道の駅の狙いに、「高齢者の活性化」や「コミュニケーションの創出」を入れるべき。(渡邊委員)
- ④「リサイクル(リユース)」ではなく、「リユース・リサイクル」とすべき。(渡邊委員)
- ⑤企業米では「企業の社会貢献」をアピールすべき。(渡邊委員)

7. 地域振興策の事業スキームについて【事務局より説明】

- (1) 道の駅に関して、設置者である公共側が、運営にどこまで関わるか現時点では決まっていない。今後の地元住民との協議によるが、本検討会は基本構想レベルの検討との位置づけであるため、現時点ではこの程度の表現に留めることとする。
- (2) 基本的には官設民営で、地元は建設コストの負担金は負わず、運営で利益を上げていくことを考える必要がある。その中でのメリットが熱利用である。
- (3) 現時点で詳細な事業スキームを検討する意味はないので、今回の資料程度の検討とし、今後は事業費や法的課題等について検討する。

8. 地域振興策の展開スケジュールについて【事務局より説明、(1)委員意見】

- (1) ふれあいバス路線の延伸は、松崎吉田線が開通したらすぐに運行してもらいたいことを検討されたい。(大谷委員)

9. 先進地視察について【事務局より説明】

- (1) 平日実施になることを確認。(渡邊委員は水曜日の対応は不可。)
- (2) 基本的には道の駅より、収益事業として参考になる視察先を検討する。
- (3) 地元住民が視察したい施設に行くべきとの意見から、組合と地元住民で調整していくこと了承。

10. その他

- ・第6回検討会 10月25日(日)13:00から開催。

11. 閉会

※ 傍聴者 : 2名

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第6回会議 会議録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第6回会議
日 時	平成27年10月25日（日） 13:00～15:30
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：5名（松崎区未選出）、事務局：6名、関係市町：3名、 コンサル：4名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第6回会議資料、地域振興策に関する委員意見書ほか

主 た る 事 項

1. 開会

会議録署名は小野委員と大谷委員を指名。

2. 会議録について（第5回会議）

(1) 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第5回会議録（概要版・全文会議録）について、事務局より説明。

※全文会議録 P12 について、「農村集落排水」との発言を「農業集落排水」に訂正。

3. 施設整備基本計画検討委員会第6回会議の報告について

(1) 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第6回会議の概要について、事務局より説明。

(2) 参考資料-1「施設整備基本計画検討委員会第6回会議資料（一部抜粋）」について、コンサルタントより説明。

①処理方式の選定については、特に意見等なし。

②エネルギーバランスについて

・1炉、2炉と停止した時の熱供給はどうなるのか。（黒須委員）

⇒全停止期間中は直接の熱供給は無い。ただし、稼働期間中に蓄熱等を行えば、その範囲での供給は考えられる。

・災害拠点として考える場合は、全量発電できる設備を整備することも検討されたい。（大谷委員）

⇒熱エネルギーから発電にまわす割合については検討中であるため、次回の施設整備検討委員会には、本日の概要版会議録に説明を加え提出する。

(3) 大谷委員からの意見書「エネルギーバランスについての質問と考察」について、事務局及びコンサルタントから説明。

・2炉運転時、全量発電にまわす事は可能か。

⇒技術的に全て発電にまわす事は可能で、計算上 52.15GJ/h のエネルギーの発電量は 4,300kw/h になる。

・補助ボイラーの考え方について。

⇒バックアップについては、一括整備する方が効率的であると考えられるが、段階的に整備される事業もあるため、一括整備がよいかは現時点では判断できず、発注段階までに精査できればと考える。

・熱媒体4種の典型的温度は。

⇒熱媒体の温度域は、低温水：40～50℃程度、温水：50～80℃、高温水：高圧で130℃、蒸気：100℃以上の高温。

(4) 排ガスの基準値について

・排ガス基準値については、ランニングコスト等の経済性も考慮し、近隣の他施設の値等も踏まえて、前回計画と同程度としてもよいのではないか。(渡邊委員)

⇒施設整備基本計画において既に了承されている内容であるため、地域振興策検討委員会からの意見として会議録に記録する取り扱いとなる。

・八千代市や船橋市の住民からクレームはないか。(小野委員)

⇒把握していない。

・一般的に操業時に基準値を超える異常が発生した場合の対応はどうなっているか。(黒須委員)

⇒自主規制値の一段厳しい目標値を定め、目標値と基準値の間で運用し、安定的に規制値を守るようにしている。

4. 地域振興策に関する意見書について (大谷委員より概要説明)

①吉田ゲストハウス ②吉田マリーナ ③オンデマンド交通システム

(各委員からの意見)

・吉田ゲストハウスは、関係2市1町の住民も利用できるよう考えてほしい。

・吉田ゲストハウスは、無料ではなく多少の利用料を徴収してもよいのではないか。旅館法等の確認も必要。

・地区計画制度を上手く活用し、計画的に進めることで振興策の実施について、都市計画法で認めてもらうことが必要。その際には行政のバックアップが不可欠である。

・県や市との連携が必要になる振興策もあり、都市計画等と整合を図っていく必要がある。

・宿泊やマリーナなど、振興策ごとの個別対応では限界があり、特区制度等による全体的な網掛けが有効である。

・吉田マリーナ候補地は、広域的な水辺のレクリエーション拠点としても重要な場所。レクリエーションを含めた地域計画により、合理性も認められるようにしていくべき。

・吉田区内はふれあいバスが運行していないため、買い物バスを区で独自に運行させている。今後高齢化が進むことで、外出先ニーズが「買い物」から「医療機関」などへと変化することが予想される。希望予約時間で対応可能なオンデマンド交通システムの必要性が考えられる。

・吉田区がフォーカスされるよう、現在、印西市で策定中の総合計画第2次基本計画(H28-32)に書き込んでいくための働きかけが必要。

・本検討会も県や市の計画を考慮していることを文言として答申書に記載されたい。

⇒今後の審議で決定した事項を答申書の中に盛り込んでいく。

・意見書として出された地域振興策のアイデアについても、パッケージの中に追加することが了承された。

5. 今後の調査審議事項について (事務局より概要説明)

(1) 今後の検討委員会では、事業規模と概算事業費の算出を除く、基本構想のみを審議することが了承された。

6. その他

(1) 第7回検討会 11月29日(日) 13:00から開催。

7. 閉会

※ 傍聴者 : 2名

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第7回会議 会議録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第7回会議
日 時	平成27年11月29日（日） 13:00～15:40
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：7名（松崎区未選出）、事務局：6名、関係市町：3名、 コンサル：4名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第7回会議資料、地域振興策に関する委員意見書ほか

主 た る 事 項

1. 開会

会議録署名は黒須委員と齋藤委員を指名。

2. 会議録について（第6回会議）

(1) 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第6回会議録（概要版・全文会議録）について、事務局より説明。

※全文会議録 P17 最後の行について、「立場」との発言を「納税者と環境行政経験者の立場」に訂正。

3. 施設整備基本計画検討委員会第7回会議の報告について

(1) 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第7回会議の概要について、事務局より説明。

(2) 参考資料-1「施設整備基本計画検討委員会第7回会議資料（一部抜粋）」について、コンサルタントより説明。

①エネルギーバランスについて

・ケース1（熱供給最大）とケース2（発電最大）ではエネルギーの回収形態の違いにより、回収効率に差が生じるため、エネルギーの数値が異なる。

②災害時に廃棄物処理施設に求められる機能

・特に意見なし。

4. 地域振興策に関する意見書について【参考資料-2】

(1) 発電と余熱利用の関係について（白井市及び印西市の住民3名による連名提出）

・事務局より説明報告。

(2) エネルギーバランスについて（大谷委員からの意見書）

・提案内容については、施設整備検討委員会へも提出願いたい。（大谷委員）

・千葉ニュータウン熱供給区域での供給内容・条件を確認し次回会議で報告する。（事務局）

(3) 松崎地区から「次期中間処理施設整備事業」両委員会への速やかな参加のお願い

（渡邊委員からの意見書）

・意見書2.（4）5行目、「つまり・・・」以下を訂正⇒「つまり第三者にわかりやすい理由がない状況、状態で・・・」（渡邊委員）

5. 地域振興策の概略事業スキームについて（再審議）

（事務局より概要説明の後、コンサルから詳細説明）

i 複合施設（道の駅的機能）

- ・総評における「×or ○」は、どういう状況であつたら「×or ○」になるのかといったように、わかりやすく再考されたい。
- ・各方式の具体例（成功例等）を追加されたい。

ii 排熱利用事業

- ・第三セクター方式による実施もあり得るのではないか。
⇒ 第三セクター方式についても追記し作成する。

iii インフラ（集落内における道路整備等）

- ・意見なし。

iv フィールドミュージアム（自然公園的整備）

- ・財団法人による運営もあり得るのではないか。
- ・事業スキームについては少し幅を持たせることで、後に選択が可能となるよう設定されたい。
- ・将来的にはフィールドミュージアムとして2市1町の財産としていく視点が必要。
- ・i 複合施設、ii 排熱利用事業、iii インフラ、iv フィールドミュージアムでは並列の評価は出来ないので、分けて議論すべき。
⇒ i 複合施設からiv フィールドミュージアムのどれかだけを実施するわけではない。これまでの意見を踏まえ、再整理したものを提示し確認いただく。

6. 地域振興策総合パッケージの展開種別毎の評価（様式）について

（事務局より概要説明）

- ・展開種別 A「インフラ整備を中心に展開」、B「集客等を目的とした複合施設を中心に展開」、C「排熱等の周辺利用及び外部供給を中心に展開」のどれかのみ行う訳ではないので、標題から「中心に展開」を削除する。
- ・地域が主体となる点の評価は、⑦経済性、⑧中長期的な発展性、⑨課題の記載で工夫する。
- ・B「集客等を目的・・・」の“等”に含まれる賑わいや収益を「集客・賑わい・収益を目的・・・」と区切って表現するように再考する。
- ・Cの排熱等の利用に関しては、振興事業と防災拠点としての観点がある。ここでは、収益に直結するようなことをイメージしているため、振興事業の取り組みがメインとなるが、評価の中で、防災についての表現も工夫する。
- ・評価項目「②地域に求められる将来像との合致」と「④地域の課題への波及効果」の各小項目は重要度の順番に並べ替えを再考されたい。
- ・吉田区の課題の中で、少子高齢化の進行により人口が減少していくことへの懸念が示されており、ただ集客や就労を増やすだけでは問題は改善されない。人口の維持増進、居住の場といった評価ができるよう地区計画に関する項目を追加されたい。
- ・時間軸（短期・中期・長期）が大切であるため、評価項目に含めていただきたい。
⇒ 第5回会議資料「地域振興策の展開スケジュール」を参照とする。

7. その他

(1)候補地の土地に関して、吉田区と組合が整備協定書を締結した後、円滑な土地売買手続きを確保するために、合意と財産を法律的に保全することが必要と考える。そのため、土地信託の活用を検討されたい。

⇒本検討委員会とは直接関係がないため、組合と個別に打合せを実施する。

(2) 第8回検討会 12月20日（日）13：00から開催。

8. 閉会

※ 傍聴者：4名

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第8回会議 会議録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第8回会議
日 時	平成27年12月20日（日） 13:00～15:40
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：7名（松崎区未選出）、事務局：6名、関係市町：3名、 コンサル：4名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第8回会議資料、地域振興策に関する委員意見書ほか

主 た る 事 項

1. 開会

会議録署名は加藤副委員長と渡邊委員を指名。

2. 会議録について（第7回会議）

- (1) 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第7回会議録（概要版・全文会議録）について、事務局より説明。

3. 施設整備基本計画検討委員会第8回会議の報告について

- (1) 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第8回会議の概要について、事務局より説明。
- (2) ごみの搬入ルートについては、1本とすることが前提のように見受けられるが、災害時対応等を考慮すると、2方向以上のルートを確保する必要があるのではないかと。また、土砂災害の危険性のあるルートの評価が低いと、崖地に既存家屋が接近し、家屋に土砂災害の危険性があるエリアという意味ならば（他のルートにも崖地があるので）ルートの評価としてどうか。
⇒ご意見として承り、施設整備検討委員会へ報告する。
- (3) 地域振興関連施設へのアクセス道については、施設整備側とは別に検討されたい。
⇒現時点では、地域振興策を展開する場や規模など、具体的なことが決まっていないため、アクセス道についても検討はできない。具体的には、来年度、地元と組合との協議により決めることとなる。

4. 地域振興策に関する意見書について【参考資料-1】

- (1) 発電と余熱利用の関係について

・事務局より説明報告。

5. 地域振興策の未来像について

- ※ 福川委員長と加藤副委員長から、これまでに、ご自身が関わられた取り組みや事例の紹介と共に、今後の地域振興策の実現へ向けた考え方が示された。）
- ・福川委員長：高松における「まちのシューレ 963」を参考とした再開発の事例について
 - ・加藤副委員長：道の駅が有すべき機能と、道の駅を活用した地域振興の展望について

6. 地域振興策総合パッケージの展開種別毎の評価について

- (1) 展開種別 A（インフラ整備）について、快適な生活に資するという意味で総合的に地域振興に関わるため、もう少し評価を高めるように再考されたい。

- (2) 展開種別B（多機能な複合施設）について、直売所等での住民同士の交流など、地域コミュニティとしての観点から評価に組み込むことを検討されたい。
- (3) オーナー制度の水田や交通弱者対策等、いくつか振興策が抜けているので追加願いたい。
- (4) 展開種別D（里地里山の保全）に関することが分かりやすいように、表現を再考されたい。
例) 会議資料P2の(2)D中の「・・・発見及び余暇など・・・」の“余暇”をボランティア（間伐・下刈り）などとしてはどうか。
- (5) 表現を統一願いたい。例) “里山”を里地里山。
- (6) P5の(7)中、“・・・持続可能性に貢献する。”を・・・持続可能性の象徴である。との表現に高めることを検討されたい。
- (7) P7の(4)Dの評価を×から△緩衝機能があるとされたい。
⇒「展開種別毎の評価」については、個別の振興策の評価を行うものではなく、分類別に幅広く評価した資料である。本日の意見から、総括での評価・記述内容も含めて再考し、次回会議で提示する。
- (8) 参考資料-2中の専門用語（DBO、PFI、SPC）について説明されたい。
⇒（コンサルタント説明）
- ①DBO（デザイン ビルド オペレート Design Build Operate）：公共所有のもとで、公共が資金調達を行い、設計、建設、運営維持管理を民間事業者へ委託する方式のこと。この資料では公設民営を意味する。
- ②PFI（プライベート ファイナンス イニシアチブ Private Finance Initiative）：公共施設等を民間の施設として、民間が資金調達を行い、民間のノウハウで設計、建設、運営維持管理を行い、方式によっては民間から公共に所有権が移転する手法のこと。この資料では民設民営を意味する。
- ③SPC（スペシャル パーパスカンパニー Special Purpose Company）：特別目的会社。ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。実施する事業を限定した会社で、その他の事業展開はできない。
⇒専門的な用語に関しては、用語集に追記し提示する。
- (9) 地域振興策の展開を検討すべき場所や範囲を示す必要があるのではないかと。
⇒本検討委員会では、基本構想レベルの評価であり、用地確保に関しては具体的に審議していない段階である。そのため、場所や範囲を示すことは難しい。
- (10) パッケージの振興策で、実施主体を整理しなければ市や組合等との役割分担がわかりにくい。
⇒これまでの資料をベースに整理し提出する。
- (11) P9の7 Bにも記されている「マリーナ構想」とはどのくらいの規模を想定しているのか。マリーナという表現から大規模なものが想定されるが、印旛沼や新川の水深を考えると「船着き場」といったイメージなのか。場合によっては表現を変えたほうがよいのではないかと。
⇒吉田区の思いもあるため、マリーナとの表現でもよいとは思いますが、再度、検討する。

7. その他

- (1) 先進地視察は平成28年2月実施の予定であることを報告。視察先と調整の上、日時は改めて案内する。
- (2) 第9回検討会1月24日（日）13:00から開催。

8. 閉会

※ 傍聴者：0名

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第9回会議 会議録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第9回会議
日 時	平成28年1月24日（日） 13:00～15:40
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：6名（松崎区未選出）、事務局：6名、関係市町：3名、 コンサル：4名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第9回会議資料ほか

主 た る 事 項

1. 開会

会議録署名は黒須委員と小野委員を指名。

2. 会議録について（第8回会議）

(1) 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第8回会議録（概要版・全文会議録）について、事務局より説明。

3. 施設整備基本計画検討委員会第9回会議の報告について

(1) 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第9回会議の概要について、事務局より説明。

(2) 建設候補地の造成計画で掘り下げを行うことになると、残土が発生するため、地域振興策の整備と絡めて、その利用先も検討する必要があるのではないか。

⇒地域振興策の具体化と合わせ検討していくこととなるため、留意事項として基本計画にも明記する。

(3) 林地を切り開くアクセスルート案があるが、周辺整備などに影響を及ぼすため、土地利用の考え方をお聞きしたい。

⇒検討委員会の中で示された、想定される複数ルート案の一つではあるが、現時点では決定しているものではない。今後、地域振興策との関係や次期施設の配置計画、整備費等の様々な観点から検討していく。

4. 地域振興策に関する意見書について

意見書の提出なし。

5. 地域振興策（案）について

（事務局とコンサルより、目次構成ごとに本編・資料編の概要説明）

【本編】

①はじめに～（1）本案概要

(1) 吉田区に限定した地域振興策ではなく、2市1町全体に波及するまちづくりへのきっかけにしようとするつもりで、第三者を含む委員会で議論していることを、資料に明記されたい。

⇒委員長あいさつ文「はじめに」の中で、検討委員会における地域振興策の基本的な考え方に関しても触れるか、P9の「3.その他、地域振興策において必要と認められる事項に関すること」

で“③地域振興策を展開する場所について”を“①地域振興策の目的と展開する場所”とし、番号を繰り上げ、内容の変更については、事務局と委員長で検討する。

(2) 資料編の目次構成の(6)建設候補地の選定結果(写)と(7)吉田区の同意書(写)の順番を時系列に合わせ、入れ替える。

② (2)地域振興策アイデアリスト

(1) 理念・目的に関して“ソフト施策”には持続性が求められるため、“持続可能な(または、持続できる)ソフト施策”と変更する。

(2) 一般的に浸透されていない横文字用語の使用は避けるべき。“レジリエンス”については、“柔軟性”や“しなやかさ”といった、適切な日本語への変更を検討する。

(3) インフラ整備に関しては、場当たりの住民要望の箇所のみを整備したのでは意味が無く、地域における全体的な計画を検討する必要がある。

⇒供用開始時期の内容を“・・・整備協定書の締結後、速やかに整備・・・”を“・・・整備協定書の締結後、地域計画等を協議した上で、速やかに整備・・・”のように総論的に変更する。

(4) 個別アイデア番号3「管理負担の大きい印西市道の付け替え」については、廃道にせず、管理や改良を行うことで、各地域振興策へのアクセス道として活用することも検討されたい。

⇒概要欄に活用の可能性について追記する。

(5) 個別アイデア番号13「マリーナ構想」については、新川周辺の開発計画を踏まえ、実現可能性についても記載すべき。

⇒現地の状況を踏まえた実現可能性については、他のアイデアについても同様であるが、基本構想レベルであることから、次の段階で検討となる。

(6) 個別アイデア番号36「環境図書室」については、概要欄①の“生物多様性・生態系、地球温暖化(気候変動)、持続可能性、廃棄物(特に3R活動)など”とし、わかりやすく内容を検討されたい。

(7) 個別アイデア番号38「サイクル駐輪場」については、自転車愛好家で賑わうことで、カフェ等の利用に波及することが資料からは読み取りづらい。

⇒狙い欄Bに()で、波及効果について追記する。

③ 地域振興策の概略事業スキーム

意見なし。

④ (4)地域振興策の展開スケジュール

(1) 平成28年度以降も、持続的に検討できる体制について触れておくべき。

⇒平成28年度以降の体制については、組合議会の議決等も必要になることから、答申を基礎資料として協議していく中で、今後、検討することとしたい。

(2) 各地域振興策の基本計画は個別に策定するのか。

⇒多機能な複合施設を一体的に整備することになれば、一括して計画を策定することになる。

⑤ (5)地域振興策の展開種別毎の評価

(1) 都心の近くに里地里山が維持されていることが魅力であるため、P73のD4(6)とP81のD13の“都市化が・・・”を“都心にも近く、都市化が・・・”へ変更されたい。

(2) 土地利用のコントロールに関して、土地信託等すぐに対策に取り組めることもあるため検討されたい。

⇒具体的なことを意見書として提出していただき、意見書集へ組み込む。

(3) A の「9.経済性」“①効果に対して高額な下水道整備費用”については「合併処理浄化槽も視野に入れる」ことを記載しておくべきではないか。

⇒アイデアの No.2 において、「合理的な選択肢として、合併処理浄化槽についても検討」と記載していることで代える。

(4) B の「12.その他」“③高齢者のいきがいを支援”については、高齢者だけでなく幅広い年齢層の交流も期待できることから、内容を検討されたい。

⇒“タイトル③を「いきがいの支援」または「コミュニティの活性化」と変更し、文中から“高齢者”を“周辺住民”に変更。また、“新たな出会い”を“幅広い年齢層の新たな出会い”に変更。

(5) 評価表は先に結論が示されるように構成の順番を変更する。評価項目等の「3.該当する地域振興策」の後に「13.総括」を繰り上げ、「11.課題」を最後の評価項目とする。

【資料編】

(1) 資料(22)排熱利用事業者へのアンケート結果から、植物工場事業者は廉価な排熱供給を事業展開における相当なメリットとは感じておらず、事業展開のためには「栽培技術の確立」と「供給先の確保」が重要と認識している。

6. その他

(1) 2月1日からのパブリックコメントを実施予定。

(2) 第9回会議の意見を反映した資料修正を事務局で行い、委員長と副委員長の確認をいただいでからパブリックコメントを実施することで了承。修正資料については、パブリックコメント前に各委員へも示す。

7. 閉会

※ 傍聴者 : 1名

**印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会第10回会議 会議録（概要版）**

議 題	地域振興策検討委員会第10回会議
日 時	平成28年3月27日（日） 13:00～14:10
場 所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室
出席者	委員：6名（松崎区未選出）、事務局：6名、関係市町：3名、 コンサル：4名
配付資料	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会 第10回会議資料ほか

主 た る 事 項

1. 開会

会議録署名は加藤副委員長と齋藤委員を指名。

2. 会議録について（第9回会議）

- (1) 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第9回会議録（概要版・全文会議録）について、事務局より説明。

3. 施設整備基本計画検討委員会第10回会議の報告について

- (1) 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第10回会議の概要について、事務局より説明。

4. 地域振興策に関する意見書について

意見書の提出なし。

5. 答申書（案）について

- (1) 答申書（案）について、事務局より説明。（収益事業の検討はコンサルより説明）
- (2) 委員長挨拶文の「はじめに」の記述について、これまでの検討経緯からすると、「暮らしやすく快適なまち」は「暮らしやすく持続できる快適なまち」としたほうが良い。
⇒意見のとおり修正。
- (3) 1-(3)-16ページの環境図書室の概要欄について、「廃棄物（特に3R）」は「循環型社会・廃棄物（特に3R）」としたほうが、当検討委員会として相応しい表現になる。
⇒意見のとおり修正。

6. その他（委員挨拶から要点抜粋）

- (1) 現状の相続制度や農業経営の実態からすると、今後、里地里山の地権者が拡散し、資材置き場等のバックヤード的な土地利用に移行するのが目に見えていることから、里地里山の良好な景観と機能を維持すべく、地権者組合などを設立し、権利を集約した上で里地里山を維持・管理・活用する仕組み作りが求められる。この点は、建設候補地の用地にも当てはまることなので、専門家のアイデアを活用するなどし、地権者をサポートしてあげることが必要だと思う。

- (2)思いもよらぬ所有権の移転や、相続による権利者の拡散は、他の公共事業でも問題となったケースがあることから、意見のあった地権者組合などの設立も含め、適切な対策をお願いしたい。
- (3)吉田の里地里山の自然学習のお手伝いをボランティアでできればという夢を抱いているので、何かお役に立てるようなことあれば、声を掛けていただけるとありがたい。
- (4)印西地区の全住民に、地域振興策の展開を含む次期中間処理施設整備事業は地域活性化の起爆剤であり波及効果が印西地区全域に広がることを理解していただく必要がある。せっかく素晴らしい答申書がまとまったのに、絵に描いた餅で終わってはいけない。印西市の市長、関係部署及び市議会の理解と手腕に期待している。また、できるだけ国県の財政的支援を受けられるような知恵出しも期待している。
- (5)吉田区は過疎化が進み若い人がどんどん外に出ていることから、地元の住民達はいかにこの吉田区を維持していくかについて、日頃から本当に危惧している。吉田区は旧印旛村時代から行政区域の端に位置していることから、「自分のことは自分でしないと何ともならない」という気持ちが歴史的に脈々と受け継がれている。よって、今回、地域として次期中間処理施設整備事業を逆にチャンスと捉えたのだと思う。委員の皆様が「検討委員会に参加して本当に良かった」と思っただけのような素晴らしい地域振興策を展開したいと心より考えている。
- (6)答申書にまとめた地域振興策のアイデアは断片的なものだが、うまく有機的な結合ができれば、事業そのものが意思決定力を持つものに育つのではないかという期待をしている。
- (7)意見があったように、地域振興策のアイデアはエレメントとして多く抽出されたが、今後、一つの有機体にきちんとつくり上げていく必要がある。また、土地の所有は大別すると個別所有と共有の2つだが、実はその中間が色々ある。代表的なものとして総有（コモン）が挙げられる。この考え方は人口が減る社会の中、都市も農村も関係なく必要になると思う。総有はコミュニティーによる地域の土地のマネジメントをいかに上手に進めるかが問われるが、昔の入会地のような総有は現代ではうまくいかないの、いかに上手に近代化するかが実は大きな課題となる。今後は、何をするのか検討することも重要だが、以前説明した3ポイントアプローチ（デザイン・スキーム・ビジネス）の内、スキームの部分も重要となる。つまり、どういう所有関係、どういう資金状態、どういうやり方で事業を進めるかという点である。吉田区では上手に事業を進めていただけたと思うので、今、我が国が地方創生など色々な形で直面している問題のパイオニアになるのではないかと期待している。

7. 閉会

※ 傍聴者 : 5名

(27) 委員意見の概要

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」の委員意見の概要を参考までに添付する。

資料	頁
第2回会議 委員意見の概要	2- (27) -1
第3回会議 委員意見の概要	2- (27) -6
第4回会議 委員意見の概要	2- (27) -11
第5回会議 委員意見の概要	2- (27) -20
第6回会議 委員意見の概要	2- (27) -26
第7回会議 委員意見の概要	2- (27) -30
第8回会議 委員意見の概要	2- (27) -34
第9回会議 委員意見の概要	2- (27) -38
第10回会議 委員意見の概要	2- (27) -44

委員意見の概要（第2回会議）

地域振興策の検討ポイントについて

- 地域に求められる将来像に、「誇り」とともに「持続可能性」を加えるとより良い。
- 建設候補地は千葉ニュータウンだけでなく、佐倉方面にも近いので驚いた。
- 吉田区に限らず印西地区は、農業が魅力的な資源である。
- 厳密なマーケティングをやるべきというわけではないが、農業振興策を考えるにあたり、農業の担い手人数がどの程度なのか把握したいことから、吉田区の年齢構成や農業従事者数の大まかな傾向を調査報告してもらいたい。
- 「吉田区は三つ葉が特産で生産技術が高い」というようなローカル情報は、地域活性化を考える上で非常に大事な情報である。
- 地元の方々が大事なことではないと思うことが、実は大事な地域資源である場合が多い。
- 緑豊かな里地里山の風景は非常に貴重なものである。吉田区の里地里山の保全状況は高い水準にあると思う。ただし、資材置き場やヤードなども散見するので、そうした状況を上手く処理しないと、里地里山が荒れてしまい地域の価値が衰えて魅力がどんどんそがれていく。よって、景観対策的なことを地域の課題の一項目として掲げるべき。
- 地方創生における成長戦略がどこまで続くのか分からない中、施設の維持管理費で子孫に大きな負担を残さないよう、現実的な問題として地域に求められる将来像に「経済効率性」も考慮する必要があると思う。そうしないと、せっかくの地域振興策が机上の空論で終わってしまうと思う。
- 「持続可能性」は、経済も含んだ概念なので、地域に求められる将来像に「持続可能性」を加える場合、「経済効率性」も包含される。
- 組合の管理者が変わった途端に政策も変わってしまい、地域振興策の青写真がグレイ写真に戻っても困るので、これから検討委員会でしっかりとした議論が必要となるが、大事な点は吉田区の住民を第一に考えながらも、住民税を払っている印西地区住民が納得する内容にすることだと思う。
- 吉田区だけを見て地域振興策を検討するのではなく、印西地区全域との共存や助け合いに繋がると良い形となる。
- 参考までに、例えば「印旛沼周辺の観光レクリエーション計画」、「サイクリングコース整備計画」、「レクリエーションルート計画」、「農村地域の整備・保全計画」などがあれば、資料提供してほしい。

- 地域資源はしっかりと調査したほうが良い。

地域振興策の検討スケジュールについて

- 9月5日に開催する第1回周辺住民意見交換会では、できるだけ地域の尖った人達（独創力・行動力を有す）から貴重な情報を集めてほしい。
- 第1回周辺住民意見交換会は、地域振興策のパッケージ化がある程度終わった段階で開催すべきだと思う。
- 第1回周辺住民意見交換会は、今後の審議の状況を見てから開催時期を決定することが良い。
- 第1回周辺住民意見交換会では、地域振興策パッケージの中間報告に止め、地域住民の反応を見たほうが良い。
- 9月の時点では、検討委員会の審議内容が地域住民の想いに追いついていない可能性もある。
- ある程度審議が纏まってから第1回意見交換会に臨まないと、以後の検討が錯綜する可能性があるため、地域振興策のパッケージ化がある程度終わった段階で開催することに賛成する。

地域振興策に関する吉田区のブレインストーミング結果について

- 箱物で地域活性化に成功した事例を個人的には余り知らないが、小さな特化型の施設を集積し、結果的に多くの人々が利用できる環境の実現として、地元の方々が生産した野菜や果物などの特産品を直売し、また、特産品を加工した漬物やアルコール飲料を販売している道の駅は評判が良い。
- 吉田区のブレインストーミングで出されたパラグライダーやサイクリング関係施設は、他地区の一般住民からするとぴんときないかも知れないが、若者を惹きつけたい、新しい出会いを増やしたい、家族ができれば良い、こうした切実な想いがこもっている。
- 吉田区内の共同井戸の水質検査を数年前に2回実施したが、水質はとても良好であった。
- 地域振興策が上手く進むと相当数の方々がサイクリングに赴くと思う。
- 様々な経歴の委員で構成されている委員会なので、更に良いアイデアをできるだけ出してほしい。

- 印西地区は環境NPOをはじめ個人レベルであっても環境学習や自然学習に取り組みたい方々が多く居住していることから、次期中間処理施設の一部を環境学習のスペースとして活用することを考えたら良いと思う。
- 防災機能も環境学習も公共的な要素が多いと思うが、大震災のときに防災機能を持たせたある内陸の道の駅では、全国のボランティアがそこを拠点にして寝泊まりし、沿岸部の被災地へ応援に駆けつけたという立派な実績がある。印西地区住民が安全に避難できる場所、子ども達が環境学習できる場所という発想は良いと思う。
- 若者を呼び込みたいという気持ちは切々と伝わるが、少し若者側に寄っているように思う。一方では健康でいかに寿命を全うするかということが最大のテーマだと思う。高齢化社会が進む中、若者向けのスポーツ施設ばかりではなく、高齢者が元気に楽しく過ごせるということが一つテーマになる。
- 吉田地区とその周辺地区は、とても素晴らしい環境だと思うので、一帯を環境学習の一つのフィールドミュージアムとして考え、清掃工場と関連施設はその中核施設という位置付けが良いと思う。
- 吉田区のブレインストーミングの結果は、様々なアイデアが詰まっており、考え方も含め大変素晴らしい内容だが、次世代と現世代への配慮におけるベストミックスの他、地元地区と印西地区全体のメリット享受におけるベストミックスも必要だと思う。地元地区に特化した部分と、印西地区全体への寄与が両立する地域振興策が最も理想的だと思う。
- 様々なアイデアや機能をインフラとして一つに纏めることで、健康や癒しに関するサービスを若者からお年寄りまで幅広く提供する複合的な温浴施設となる。また、国や県の予算を使える余地がある。
- 清掃工場からの余熱は防災に役立てることのほか、地域創生に関し大事なこととして、農業を含めた産業振興に役立てても良い。また、蓄熱エネルギーの活用を含めて企業を誘致できた際は雇用創出にも繋がり、地元地区だけに限らず印西地区全体へ寄与が広がる。
- インフラ整備や建物整備はもちろん大事だが、ソフトとして例えば地元住民が使える買物券、介護タクシーのパス、バスの割引券などで地域を支援することも新たな地域振興策になると思う。
- 吉田区のブレインストーミングの結果は、地域住民にしか考えつかないようなところがあると感じた。
- 道の駅、サイクル駐輪場、サンセットスパ、健康増進施設などを一体的・拠点的に整備する考えが吉田区にはあると思うが、一体的に相当な面積が必要になることと合わせオオタカが営業している可能性のある周辺の谷戸の保全も含めて考えると、適切な土地利用を計画的に進める必要があると感じた。
- ある程度予算の枠が示されないと具体的な検討は難しい。

- 農作物は、直売するよりも、料理するよりも、特産品を加工して売ったほうが大きな利益を得ることができる。
- 吉田の特産品としては、歴史的に三つ葉が有名だが、現在は三軒の農家が生産している程度の規模である。
- 特産品は特別な品種である必要はなく、例えばキュウリが美味しければ立派な特産品である。
- 現状は、決定的に農家の後継者不足である。
- 農作物が売れば必然的に後継者は現れる。
- 今後、T P P の関係で海外の農産物の輸入が増えると思うが、消費者が安心できる農作物として、例えば「ちばエコ」の基準や、より厳しい「J G A P」の基準により農作物を生産し、特徴を打ち出すことも考えられる。
- 「J G A P」などは、利益に結び付くのであれば地域の農家が取り組むと思う。
- 地域振興策のイニシャルコストを行政が負担し、運営は吉田区が自前で行うのが理想的である。
- 施設の修繕を誰が負担するのか心配である。行政は施設を整備した後に客のニーズ・嗜好・動向に合わせた対応はしない。
- 当たり前のことだが、売り上げを増やすためには大きな施設規模が必要となる。
- 雇用創出という目的がある反面、大きな利益を得るためには、雇用条件の悪いパートを雇う必要があることから、取り組みの矛盾を解決する必要がある。
- 運営はもちろん吉田区が中心になると思うが、働き手が不足するのであれば、広く印西地区から募集することでも良い。
- 利益を上げることに限っては、小さく産んで大きく育てるという発想が大事だと思う。
- 小さく産んで大きく育てるのは分かるが、清掃工場の補償事業として考えた場合、育てることに限ってはどのように行政側が対応するのか分からない。
- 行政側で例えばスポーツ振興事業を進めると決めて、具体的な展開は民間で進めるという取り組み方は難しい。
- 最終的に吉田区が期待しているのは雇用創出と収益だと思う。雇用創出は行政側からの委託事業なども考えられるが、収益に関することで行政支援を受けるにはテクニックが必要となる。
- 運営は吉田株式会社で行うことで良い。第三セクターは発想が古い。

- 吉田株式会社で儲かる仕組みを構築できれば構わないが、どの民間企業も手掛けていない事業を経営するにあたり、吉田株式会社の株主がそのリスクを背負えるかどうか疑問である。吉田株式会社が全てのリスクを背負うことはリスクーだと思うので、恐らく区の総会で纏まらないと思う。
- 印西市・白井市・栄町からの大きな財政負担も難しいと思う。
- 運営に関しては、吉田株式会社と行政側の兼ね合いを考える必要がある。
- 施設は行政側で整備することで良いが、運営に関しては首長の交代や補助金の制度変更などのリスクがあるので、行政側に頼れないのではないのかと危惧する。
- 印西市に進出している企業から運営費を助成してもらい、民で運営すれば良い。

以上

委員意見の概要（第3回会議）

施設整備基本計画検討委員会第3回会議の報告について

- 次期中間処理施設の稼働開始予定年度は平成40年度とのことだが、地域振興策の展開として先行できるものは速やかに進めるという姿勢を持たないと、地域が期待する成果が得られないと感じる。

地域振興策のアイデアについて

（一括審議）

吉田区の課題と解決案について

- 地域振興策のアイデアとして、レンタサイクル、クラインガルテン、食品加工など色々あるが、究極的なわかりやすい目標として、例えば年収450万円で50人の雇用とした場合、里地里山で人を集めることができても収入にはほとんど寄与しない。基幹収入がないと農業対策も難しい。
- 里地里山で人を集め、外食店や温浴施設でお金を落とすという構図が考えられる。
- 清掃工場が最も景観に対して負荷を与えるが、隣接する森にオオタカが営巣している可能性があること、エアポケットのような広大な台地、台地からの眺望などを考えると、地域振興策は、そうしたランドスケープと整合させた景観計画・環境計画に基づいて展開すべきことを明記したほうが良い。
- 周辺の地形や自然との調和など、空間の特性に応じた地域振興策の取捨選択及び配置が求められる。
- 地域振興策はリストとして相当のボリュームがあるが、全部を展開するのではなく、地域の空間特性を酌み取りながら個々の策を配置検討する作業が今後必要となる。
- 今後、街並みのデザイン構造・原則を整理したい。
- 清掃工場を誘致した吉田区とその周辺に特化した地域振興策が中心となるのは当然だが、農業政策は吉田区だけの問題ではなく、印西地区全体に関わる問題だと思う。
- 吉田区にメリットのある地域振興策を展開するのか、それとも、広く印西地区全体のグランドデザインの中に位置付けるのかをまずは仕分けないと、検討が錯綜し現実化しないと思う。
- 吉田区が合意できる地域振興策が纏まらなければ、候補地としての応募を取り下げる場合も考えられる。

- 市全体の政策がないと吉田区の政策はできないということはない。逆に農業振興などは、吉田区における取り組みが一つの突破口となり市全体に広がる場合もある。
- 今後、管理者が交代し政策が変わると歪みが生じる可能性がある。また、現状の地元における理解と協力の度合いが将来的に異なってくる可能性もある。
- 将来的な変化は腐心するところである。吉田区のメリットを追求しながら印西地区全体の賛同を得るにはどうしたら良いか、非常に難しい課題である。
- 吉田区だけのメリットでは印西地区全体の合意形成はスムーズに進まないし、印西地区全体のメリットでは吉田区の合意形成は進まない。また、メリットが生まれる時期が相当先だと現世代の理解を得ることは難しい。
- 里地里山の保全活用は大きな事業費を必要としないと思うが、地元住民が里地里山に対して価値を見出し本当に残したいと思うかどうか疑問である。
- 里地里山の価値や存続は地元住民云々ということではなく、印西市が関係条例を制定するなど、行政側の関わり方や、印西市住民の意識次第で大きく変わると思う。
- 里地里山の保全活用は、地域振興策を検討するにあたって核となる要素である。
- 先程意見のあった「ランドスケープと整合させた景観計画・環境計画に基づいて展開すべき」ことは、里地里山の修景と関連するので、今後、大原則のようなものは議論する必要があると思う。
- 和食が世界遺産として世界に通じることと同様に、里地里山は現代的価値から言うと重要な資源であり世界に通じるものがあるので、今後、里地里山の価値は増々高まる。
- 意見書にあった「半農半X」に関し、里地里山の風景を保つことと農業振興の話は簡単に解決できるものではない。農業経営の規模の大小による良し悪しは一概に言えないものの、首都圏に最も近い台所と言われている中、きちんと信用できる風景の中で、信用できる人が農作物を生産していることが凄く重要である。
- これだけ首都圏や住環境に近接した里地里山を保全することは絶対条件というか、名刺の替わりになるようなものであり、地方の過疎地域や山間地の里地里山とは全然違う価値があると思うので、経営資源として重要な要素だと思う。
- 農業の問題から見ると、周辺にゴルフ場が多いことはプラスの面とマイナスの面がある。
- 農業は本当に複雑な問題があるので、何でも極端にイエス、ノーで考えることではないが、里地里山を活かしていく方向は賛成であるものの、里地里山は絶対条件という社会的価値が既に出てきている中、里地里山が万能な武器になるかということ、そうではないという状況がこの地域にはある。よって、様々な意見を組み込んで検討を進めることが重要だと思う。

- 里地里山をどのように活かすかということを考えた際、この地域の谷津田の風景や価値は素晴らしいと思うが、現状において外部の人が来訪していないことを考えると、冷たい言い方をすれば、観光的な価値はそう高くない。また、ホテルの復活についても、現状で生息していないのは何か特別な事情があるような気がする。よって、地域振興策として里地里山に手を加える価値があるかどうかについては、冷静に判断する必要があると思う。
- 里地里山の保全活用が、観光資源としての価値とどのように結びつくのかがポイントとなる。
- この地域の里地里山は、目で見た風景としてはかなりの高いレベルの価値があると思うが、見た目だけではなく、環境学習の場やレクリエーションの場としても活用しないと真価を發揮できないと思う。なお、印西地区には環境問題に熱心に取り組む住民が比較的多い。
- 印西地区の住民と里地里山をどのように結びつけるかにあたり、清掃工場整備の関連事業というチャンスを活かし、皆が羨むような都市近郊の里地里山と集落景観を散策できる環境の整備を是非行うべきだと思う。
- 里地里山へ頻繁に自転車で赴くが、谷津田の中に入ると台地の斜面が完全な緑に覆われており、一つの劇場・小宇宙のように感じる。この地域の谷津田は、高圧線などの人工物が全く目に入らず、なおかつかなり奥行が深いので、変化に富み面白い。北総台地の縁辺部の中でも原形が保たれたとても良好な景観だと思う。
- 印旛沼周辺の状況を見ると、特に吉田区周辺に緑が多いと思う。広域的な観点から見て保全を基本としながら、いかに付加価値や文化面において様々な智恵を引き出せるかが重要な点だと思う。里地里山と一口に言ってもその中で特にシンボリックに大事にしていくべき場所だと思う。また、新川も空間的には非常に大切な場所だと思う。
- この地域は、割と親しみが持てる空間が広がっている。建設候補地の周辺に広がる土地も周りが森に囲まれており、魅力的で実に心地が良く、気持ち良く農業を営める場所だと思う。ただ、それ自体は観光資源にはならない中、皆に魅力のある場所だと思ってもらうために、結論的には雇用の創出が必要である。清掃工場を核にして、里山学習・環境学習のメッカにすることや、広域から赴くサイクリングの通過地点ではなく風呂などを利用していただくことなどを含め、吉田区の里山集落を磨き上げる発想が必要となる。
- 長期的に考えると里地里山を維持するには、エネルギー、情熱、持続的なお金が必要になる。

- 縁側喫茶は全国的に多く成功している。適当な時間帯におもてなしをして無理なく続けられるので、持続性が高いと思う。ただ、雇用も生み出していないといけないうので、例えば里地里山を維持しながら在来種の大豆を栽培し、排熱を利用してブランド豆腐を作ることなどが求められる。これは、先行事例があるが成功している。このようにある程度一極集中の事業経営をするメニューを1つ2つ考えていかないと、なかなかお金を生み出すところまで辿り着かない。また、短期・中期・長期的な目線からすると、若年層の雇用の場という仕掛けを作り、それをサポートする高齢者というような経営設計を景観と同時に考えるケースが近年多い。そのあたりのアイデアは多分地元の方がたくさん持っていると思うので、様々な英知を集めることができると思う。また、排熱は熱交換して冷気も生み出せるので、栃木で行っている洞窟利用による付加価値型の保存・保管事業など、雇用が生み出される里地里山活用みたいなものも、仮説でも良いのでそろそろ議論して良いと感じる。そうしたことが線となり、更に面としていくためには、ダイナミックな経営的目線が必要になると思う。
- エコからエコノミーとエコロジーに分かれるが、相当早目にエコノミーに手を打っていないと、エコロジーが引っ張られるというような気がしているので、地元の人達が自発的な動きの中で経済活動を早く始めたほうが良いという気がしている。1つ気になっていることは、農作物直売所を現状の出荷体系の中で経営すると、端境期には何も並ばない直売所となってしまふ。基本的に農家は市場競争力のあるものしか生産しないが、直売所の場合は市場競争力のないものも陳列する必要がある。その場合、他の事例を見ると、直売所に適した生産形態となるまでに5年～10年位の期間が必要となる。つまり、事前に準備を進めないと直売所の経営は無理ということである。よって、エコノミーのほうも、無理のない範囲で少し早目に手を打ち始めるということが地元の皆さんの元気にも繋がるという気がする。
- 早目に小さく産んで、付加価値をつけながら大きく育てる工夫が必要であることを実感する。
- 温浴施設や外食店ができて地域の特産品がなければ困るので、早めに準備を進めるべき取り組みもある。
- 吉田区の農家は後継者問題などを有しており、地域の特産品を安定的に生産及び加工することを果たして本当にできるのかどうか見極める必要がある。
- この地域の農業振興は、既に手遅れかもしれないという危機感を持っている。農業振興に関する良いアイデアがないものかと思う。
- 日本の農業は、農地の集積化と企業化を進めないと難しいことは分かっているが、耕地整理するにしても自己負担は莫大であり、なかなか踏み切れないのが実情である。
- これまで耕地整理されなかった小さな農地を逆手に取ることも可能だと思う。

- 田園の中で様々なことやりたいと考えている個人の方はたくさんいると思う。例えば、既に印西市内では非常に見晴らしの良い場所でギャラリーを経営している方、カフェを経営している方、斜面を活かし陶芸の窯を造った方、農家住宅を買い取って陶芸をやられている方など、そうした文化的なことを独自にやられている方々がいる。また、有機栽培された信頼と安心の地場の食材を朝仕入れているフレンチや中華も増えてきたが、若い奥さん方などに限らず、高齢者の方にも評判は広がっているようである。吉田区には少し長居してくつろぎたいというような恵まれた環境や場所がたくさんあると思う。また、印西地区は外部から優秀で腕の良い人達が結構集まってきており、そういう人達がある程度纏まってくると、それだけで元気が生まれる。その際の問題は里山地区に店舗等が集中し過ぎてしまうことによる水質汚染だが、集落エリアの生活インフラの整備とリンクさせながら、新しい人達が入りやすい、新しい人たちが事業を起こしやすいようにしていくことが必要だと思う。
- 地域コミュニティーに還元するような形となれば、受け入れていけるはずである。
- 地元の後継者が定住しやすい住環境のためにインフラを整備するというだけではなく、新住民による新しい活動を考え、連鎖を考えながらインフラ整備を進めていくことも必要だと思う。
- 地域振興策のアイデアの一つにクライנגルテンがあるが、現状において家庭菜園をやりたい人は非常に増えている。家の目の前に家庭菜園あれば理想的だが、ある程度の距離にあったとしても農業指導のある家庭菜園つき住宅というのは最高にセレブリーな住宅になりつつある。こうしたことを産業として考えていくと、実は日本の農業のあり方の一つの答えでもある。大量化・大規模化は、結局アメリカ型だが、イタリアやフランスでは、極端に言うところを農地を集積させるのではなく農作物をブランド化していくという方向性であり、その先は観光に繋がってくる。また、近年国内でバター不足の騒ぎがあったが、そうしたことが頻発することによって、国内で小規模酪農や小規模畜産という取り組みが始まってきた。こうした取り組みは地元の人ではなく、外から来た人が頑張っているケースがほとんどである。そうした経営的な視点から農業振興を考えると、必ずしも大規模型にする必要はなく、まずは吉田版としての仮説を考えるべきだと思う。
- ヨーロッパの都市近郊にはクライングルテンが多く整備されており、幾つか実際に見てきた。クライングルテンを構成する要素は、昼間利用の小屋・野菜・花・芝であるが、本場の考え方ではっきりしていることは、小屋へ宿泊させないということである。また、日本のクライングルテンのように個人の占有スペースが多いと管理が疎かになった際、雑草が生い茂るなどして見た目が汚いので、公共側の関与が多い公園整備の一環として取り組んだほうが良いと思う。
- クライングルテン的なセカンドハウスを建築し、週末は友達とバーベキューなどをしながら過ごす印西市の裕福な人達を知っているので、建設候補地の近くでクライングルテンを展開すると面白いのではないかと考えたことはあるが、どれだけ需要があるのかは分からない。

以上

委員意見の概要（第4回会議）

地域振興策のアイデアについて

- 環境学習については、2市1町に非常に熱心な方が多いので、余り悲観的にならなくて良い。吉田区だけで担うのではなく、2市1町全体の識者に手伝ってもらおうという考え方で、気楽に考えていただいて良いと思う。また、食育教育や食農教育など、もっと幅広い活動の拠点として利用いただくことも大事なことである。

地域振興策総合パッケージ（案）について

- 贈答米については、企業は虚礼廃止の方向なので、むしろより広く援農という考え方が良いと思う。企業の社会貢献として、援農は非常に目に見えやすいボランティア活動で、割と各企業は力を入れている。贈答と小さく考えるのではなく、提携した企業の社員に食べてもらうことや、追加資料として提出のあった「ハッピー米」、また、里地里山との連携からすると、林の下草堆肥を用いた有機農法によるブランド化など、もっと幅広く農作物が流通する方策を考えるべき。
- 贈答米としているネーミングを再検討すべき。
- 建築業者と農家とタグを組んで、社員が農作物を購入している事例がある。
- 千葉県内でも様々な取り組みがあるが、小湊では、某会社の従業員が里山支援に取り組んでいる。
- 贈答米はあくまでワンオブゼムで、米に限らず農作物を上手くブランド化すれば、ふるさと納税の返礼品にもなる。
- 国交省が道の駅を認定する要件の中で、防災拠点化ということをかなり持ち出していることから、総合パッケージのイメージ図に「防災拠点」を加えたほうが良い。受水槽に蛇口を設置しておくだけで非常用の備蓄となることや、トイレで水が使えない際のマンホール型トイレなども考えられる。
- 国土強靱化政策の方向性に合致し関係予算も活用できることから、総合パッケージのイメージ図に「防災拠点」を加えることに賛成する。

- 複合的な集客機能を果たす道の駅的な集合体とSPA関係が安定的に稼働すると、一つの大きな歯車となり、他の地域振興策においても非常に良い影響が出る可能性があるが、問題点としては、立地条件により集客が非常に左右されてしまうことである。それは、理念性、シンボル性、ランドマーク性、知名度、行きやすさ、利用しやすさなど、色々な要素が関わってくると思う。この地域の場合、田園的な魅力づくりを今後トータル的に進めるということであれば、まず必要条件としてアクセス性が考えられるが、国道16号線から吉田区へ至り、更に通称アジサイ通りを経て日医大方面へ向かう県道八千代宗像線が持つ意味は非常に大きいと思う。また、計画市道松崎吉田線は、千葉ニュータウンの中央駅ゾーンや牧の原駅ゾーンからのアクセスが極めて良好なので、この2路線と道の駅的な施設をリンクさせること及び2路線の接点のエリアの状況も少しアレンジして考えないと、この地域の魅力が活かされず、地域振興策は成功しないのではないかと思います。
- 道の駅の場合、アクセス性の良い場所でないと本当はいけないのかもしれないが、そもいかないう事情もある、そういう状況をどのように打開するかという課題はある。
- これまで、この地域の地域振興の検討を進めてきた中で、道の駅という概念が示された。
- 道の駅という概念は非常に親和性が高いことから、他の全ての地域振興策を吸収することができるが、この地域の振興を図るための事業が、道の駅を造るための事業に変化してしまうことをかなり恐れる。道の駅の認定要件を整えることを目的とするのではなく、絶えずこの地域の振興という原点に一度戻って踏み出す、また戻って踏み出すというような事業展開をして欲しいと思う。先程アクセス性に関する意見があったが、道の駅の立地は車が多く通行する場所が一番良い。最低でも1万台近く通行すれば何とかなるが、その点を重視するとこの地域の振興のために行う事業が、交通の利便性だけで動いてしまう。そうしたことが果たして良いのかどうかという問題も議論になると思う。
- 地域振興策で掲げる道の駅は国土交通省で定義する道の駅ではなく、道の駅的な施設として「的」が入っていると理解している。道の駅というのは検討委員会において便宜的に用いている言葉であり、食べる、売る、湯につかる、遊ぶ、色々な機能を持つ施設の総称と認識している。
- 道の駅を造る前提で出発したわけではないが、地域振興策の検討を進めた結果、道の駅の機能に近い施設となったことから、名称を道の駅としたのだと思う。
- 結果的に道の駅の認定を受けると、恐らく入場者が二、三十万人上乗せされると思う。道の駅はそうした大きなパワーを持っているが、余りなぞらないような形で検討を進め、最後に道の駅という名称をかぶせるという位の考えでいたほうが良い。
- 道の駅という固定したイメージで固まってしまい、多面的に検討を進めている複合施設が矮小化されてしまう恐れもあるので注意したほうが良い。

- 道の駅としての事業に流れてしまう危険性は重々承知しているが、懸念した点は道路である。県道八千代宗像線と計画市道松崎吉田線の交差点付近の状況、計画市道松崎吉田線の構造、幅員、歩きやすさ、安全性、サイクリング道路としての可能性のほか、地域振興策を台地上だけではなく台地の上下で展開することなども分析して検討を進めることは大切だと思う。
- 道の駅は、認定さえ受けてしまえば抜群の宣伝効果がある。栃木県で利用した道の駅は主要道路ではない道路をアクセス道路として使っていたので、道の駅は色々なパターンがあるものと認識している。
- 道の駅的な施設は、複合施設として位置付けないことには一步間違えると単なる農産物販売所で終わってしまう。
- 来月開催する周辺住民意見交換会の場で、道の駅的な構想も説明すると思うが、住民側が持っているイメージ・希望・期待値と、道の駅的な複合施設という壮大な構想との間にギャップが生じるのではないかという懸念を持っている。具体的には、住民側は行政の全面的な支援を前提とし、行政側は住民の主体的な取り組みを前提としていることである。そうした部分で混乱が生じ、住民側から拒否反応が示されることを心配する。
- 夢を膨らませて現実化していくというプロセスに行ったり来たりがあって良いと思う。

～以下、吉田地区周辺の航空写真を囲んだディスカッションより～

- この総合パッケージを吉田区の住民が見たら、素晴らしい、生まれ変わるといった夢物語になってしまう。
- 総合パッケージの整理は必要である。
- 民間のリゾート開発業者と組んだ一大リゾート自然公園開発であれば良いかもしれない。行政の相当なバックアップも必要である。
- 台地の上下に施設を分散させて屋外エスカレーターなどで繋ぐ施設配置の考え方もあるが、事業費が高額になることから台地の上に施設を集約させることでも良いと思う。
- 計画市道松崎吉田線が重要な要素になる。この路線が完成しないことには事業が進まない。
- 道路は完成するので心配ない。それよりも、どこを通すかが重要である。
- 泉カントリー倶楽部の進入道路は、良いアプローチである。
- 泉カントリー倶楽部の進入道路の勾配は、非常に良い。

- 現状でバラバラになっているエレメントを纏めると、全体として社会的・歴史的な要素を含むある種の公園のようなものとなるが、フランスで有名になったエコミュージアムとして、地域全体を丸ごとミュージアムのように整備していくという考え方がある。日本語に直すと「地域丸ごと博物館」といった表現になるが、集落内における事業展開も含め、そうした形でくくると良いと思う。例えば道路整備について、生活利便性向上のための整備ということではなく、「地域丸ごと博物館」としていくための措置として整理すると、バラバラになっているエレメントが一つに纏まると思う。また、「地域丸ごと博物館」のようなネーミングは、「里山ミュージアム」など他にも色々考えられる。地域のブランド化に適したネーミングになると良い。皆で抽出した要素が点々と挙がっているので、何とか一体にすべきと思う。
- 今、国が進めている地方創生をこの地域でも進めなければならない。例えばこの地域を特区的なものに指定し、新たなモデル事業として進めると地域が生きてくる。
- 特区というのは、今の制度をクリアするための措置だが、特にその必要はないと思う。
- 特区の必要はなくとも、印西市を含め地方創生の案は出さなければならない。
- 計画市道松崎吉田線は松崎区をまたぐので、不安がある。
- 噂レベルだが、松崎区は大分軟化してきているということを聞いている。
- 人が来て、汗をかいて、お風呂に入って、食事をして、夕飯のおかずや新鮮な野菜を買って、要するに人に来てほしいための環境学習、食農教育を考えるべき。
- 手間の掛かる林内の下草刈りなどは、外部の「吉田友の会」に担ってもらうことも考えられる。
- 印西地区には、活発に下草刈り、間伐、また、農作業まで行っているNPO法人がある。
- お風呂だけでは人は来ない。環境学習などの場でもあることから人が来るという構造だが、直接的な収益のある取り組みと、付加価値を与える取り組みを一緒にしてしまうとまずい。
- 今、ソフトウェアの話と、小さな附帯施設の話と、大きな施設の話が混在してしまっているのだから、KJ法で囲っていく必要がある。例えばお風呂があって、道の駅の直売所があるとしたら、その連携がどのようにとれるのか、また、その他に何が関連するのかなどを議論したほうが良い。周辺住民意見交換会を心配する意見もあったが、これだけアイデアがある中、実際に何を展開するのかと聞かれたら困ってしまう。
- これを見たら地元は大変なことになってしまうと思う。
- 吉田の方が挙げた策から一遍並べてみて、少し整理する必要があると思う。
- 吉田の住民がこの振興策についてこられるか心配である。

- たくさんのアイデアがあるが、地域に事業を引っ張る人材がいるかどうかというのが少し心配である。排熱を利用する先端農業を展開するにしても、吉田だけではなく印西地区全体の有能な方、意欲のある方が取り組んでも構わないと思う。
- この手の事業は、特に初期段階においてリーダーシップのある人、熱意のある人がいないとなかなか進まない。吉田区の皆さんが主体的に取り組むことが一つのコンセプトになっているが、逆に負担になってしまっはいけない。周辺住民意見交換会で、「施設の割引券だけもらえば良い」、「上下水整備だけやってくれ」、「神輿直してくれ」などと言われかねない。
- 他の地域振興策は良いが、サンセットスパ&リゾートは、将来的な老朽化を含め大きなランニングコストが掛かる。また、来場者数に不安がある。
- サンセットスパ&リゾートは、地域振興策の目玉である。
- まだ事業スキームの検討まで進んでいないが、官がやろうが、民がやろうが、集客で収益を上げて、維持管理や保守なども含めて、きちんと経営しなければならない。
- 人材も必要だし経営もしなければならない。
- 将来的な修繕や模様替えの際、どこが運営するにしても当然積み立てをしておくことは必要だと思う。
- 印西地区内の民間温浴施設と比較すると立地条件は良い。
- 立地条件は他地区に負けていない。
- 温浴施設に赴くということは、自宅では味わえない非日常を求める場合が多いので、台地からの眺望と解放感に優れることは最大の特徴だと思う。
- 印西地区内及び周辺の民間温浴施設は多くの集客があるが、この台地は自然環境を活かしてのんびりできることが、他にはない要素だと思う。なお、当該民間温浴施設は温泉のケースが多い。
- 温泉があったほうが、集客的には良いと思う。
- 温浴施設は割とマーケティングが簡単で直ぐに答えが出ることから、早めに専門会社に依頼したほうが良い。
- 大手のリース会社がシステムを持っており、採算が合うかどうか分かる。
- この事業の場合難しいのが、単に採算だけで考えるべきことではなく、後々のことを心配しなければいけないものの、地域振興を考えることである。

- 複合施設として展開するとなれば一遍にはできないなので、最終的な形を掴みながら優先順位を持って取り組むことを住民に説明する必要がある。展開する第一段階としてはサンセットスパ&リゾートが考えられると思う。
- 一概には言えないが、道の駅と温泉施設は相性が良い。全国的にはかなり集客している。
- 吉田区に農家が少ないことに少し驚いた。
- 農業の担い手問題を含め、10年後に果たして谷津田の美田が残っているかとても心配している。手を打つ時期は恐らく今だと思うが、具体的にはなかなか難しいところがある。極端な話、現状の谷津田の美田は奇跡だと思っている。
- 印西市には色々な優良企業が進出しているので、そこに勤務する人達が農作業で汗を流す場として、早めに提携してほしい。
- 室内で研修ばかりしているのではなく、こういった場所に連れ出し農作業を行うほうが良い。
- 意見書にあった学校機能としてのスコーラは、地域振興策として取り組むべきことであることを決定して良いと思う。
- スコーラは良いと思う。学校の意義は、ただ農業だけというよりも、環境学習となる。
- 吉田区には少数の専業農家しかおらず、周辺の集落も同様であることから、単純に直売を主体にした道の駅では、将来の世代が経営不振にあえいで、そのうち閉鎖するのではないかと頭によぎる。よって、普通の道の駅ではなく付加価値をつけた話題性が求められる。
- 志の高い道の駅にすべきです。
- 道の駅は、その名前を掲げているだけであり、各駅で個性がある。その個性を構成する要素を束ねるにあたり、スコーラという学校機能の概念は優れている。先程の「エコミュージアム」は、分散配置されている事業や施設を統合して動かしていくための仕組みと考えると良いと思うが、日本語にすると「地域丸ごと博物館」と表現して、建物になってしまう。例えば祭りであっても有形のもの、無形のものがあり、それを束ねていくための機能がここに纏まるという理解だと思う。よって、タイトルの中に具体的な名前が入ってしまうといけませんが、「学校」は凄く束ねていきやすい気がする。
- スコーラの頭に吉田を付けるなど、何々スコーラとしたほうが良い。
- 高松丸亀町には、私が社長をしている「まちのシューレ963」というのがある。シューレはドイツ語の学校だが、スコーラやシューレは良いと思う。「何かな」と思って来訪すると思う。「まちのシューレ963」は、讃岐のもの3分の1、四国のもの3分の1、世界から良いもの3分の1を集めたライフスタイルショップで、中に入るととても気持ち良く、何時間も買い物をしているという場所である。

- 神崎の道の駅は賑わっているが、やはり行くとわくわく感がある。発酵のまちということで売っていることもあるが、神崎にわざわざ行かなければ買えないものもある。
- 地方創生に関する補助事業の対象となれば、関係市町の負担が減る。
- 地方創生の取り組みが、あと10年続くかどうか分からない。
- 10年はもたないと思う。
- 政権によって変わるが、取り組みの名前は変わっても、テーマは変わらない。
- 管理者が代わるなど周辺の状況が変わったときに、せっかくのアイデアが振り出しに戻ると残念なので、早目に網を掛けてしまったほうが良いと思う。
- 吉田株式会社が電気事業者と組んで、売電事業を行うことも考えられると思う。
- 売電の自由化は進んでいるが、有資格者の確保など電気事業法の縛りは非常に厳しいので、電力会社に売るのが一番儲かると思う。地域振興は熱利用が中心となる。
- やはり吉田特産の植物工場をやるしかない。
- 総合パッケージのイメージ図に、余暇交流イベントを掲げているが、これに観光を加えると良いと思う。訪日外国人も含め、外国人は結構こういうところが好きだと思う。国外のパンフレットで紹介されると、特にアジアやヨーロッパから結構来ます。
- そのうち、英語表示板や通訳が必要になるかもしれない。
- 泉カントリー倶楽部の社員と付き合いがあるが、泉カントリー倶楽部の客は、恐らく95%が東京の人である。ほとんど地元の人はいない。支配人の夢を語ってもらったが、できればお父さんだけが来るのではなくて、お母さん、子供も一緒に来て、お母さん、子供は近くで遊び、お父さんはゴルフをして一緒に帰るようなことができれば良いという話をされていた。
- 集客施設、集客ゾーンができるということは、しっかりとしたアプローチ動線を考える必要があると思う。県道八千代宗像線と計画市道松崎吉田線の交差点部をポイントとして押さえるべき。この交差点部は目立つ場所に位置することのほか、車両の滞留・集中を処理しやすい。また、集客施設へ向かう右折レーンを設置するなどの工夫を考えておかないといけないと思う。また、泉カントリー倶楽部の進入路は、シンボルロード的に上手く活かすと、素晴らしい地区という予感を持たすことのできる理想的な集客施設アクセス道路になると思う。集客施設アクセス道路は、ランドスケープを考えながら記憶に残る入口の仕立てが必要だと思う。また、広大な台地内については、各ゾーンの特色や潜在的な性格を活かした施設配置を行い、循環動線の考え方をしっかりと持つべきだと思う。また、清掃工場へのアクセス道路は、一路線ではなく循環可能な二路線による動線計画を考えるべきだと思う。以上による検討を行うことで計画イメージが明確となり、各エリアを活かせるプランニングに繋がると思う。

- 集落の環境改善と合わせて、地域住民がこのプロジェクトに参加する方法を考えたい。
- 地域丸ごと博物館として、インフラも含め美しい印西の集落の典型をきちんとつくる必要がある。
- 今後、どのような地域振興策が具体化するかわからないが、集落内は別として台地上に新たに整備する施設の排水先は下水道が望ましい。
- 周辺住民意見交換会では、フィールドミュージアムなどの全体構想を掲げて説明したほうが良い。
- 地域振興策の各策は、重要なエレメントと小さなエレメントが混在しており賑やかだが、重要な柱は限定されている。
- 通常こうしたプロジェクトの基本構想は、フィールドミュージアムやスコーラなどの大きなコンセプト、各ゾーン及び主要施設の整備基本方針、動線計画及び具体化する手法を纏める。
- 周辺住民意見交換会では、地域の方々が地域振興策に対しどのように参画するのか説明したほうが良い。
- 地域振興策に全国公募による外食店があるが、できる限り地域の方々と取り組んでほしい。
- 当面は現世代が取り組んでも、将来的には次世代が取り組むこととなる。よって地域振興策への参画の仕方は最も悩むところである。
- 人材不足を懸念する声があると思うが、事業が始まると人材は集まってくる。
- 地域で人材が不足すれば3市町の住民から求めても良いと思う。
- 人材を3市町から求めることは、何のための地域振興だとなりかねない。
- 人材を3市町から求めても、施設は吉田区にあるのだから地域の振興になる。いやいや、吉田区にあるから。
- 地域の人達は、自主的に関与すべき。
- 会社経営する役員は無理だが社員は希望する人、パートの掃除係を希望する人など、資質もあることから、関与の仕方は人それぞれである。
- 個人的には吉田株式会社として取り組むイメージが強いが、そうした受け皿の中で、暇な時間に掃除しても良いとか、リサイクルの選別で小遣い稼ぎたいとか、色々なパターンがあって良いと思う。地域だけでは人材が揃わないのであれば、3市町で考えれば良い話だと思う。

- 地域振興策の展開で雇用が生み出せれば、大したものである。
- 会社経営に関しては、マネジメントが少し心配である。
- 会社経営は、特に最初に行政側のバックアップが必要である。
- どのような方法であっても吉田区のコミュニティーを存続させたいと思っている。吉田区の人達がある程度子孫を残せて自分達は雇用だけで御飯を食べるのも良いし、経営者は3市町から来てもらっても良い。
- 行政の予算は少ないだろうから、地域振興策を国の国土強靱化政策や地方創生政策と合致するよう上手く化粧直しをして、出来るだけ補助金を得るといった知恵を絞る必要がある。

その他

- 周辺住民意見交換会は、松崎区に対する説明の仕方と、吉田区に対する説明の仕方が全く同じとなることはあり得ないと思う。事業に対するスタンスが全く異なるので、円滑に進むよう配慮が必要である。
- 松崎区との意見交換会について、松崎区も生活道路の問題で困っているという現実がある。松崎区は、次期中間処理施設整備事業の生命線となる計画市道が通るので、吉田区と同様に道路整備、交差点改良、交通安全性向上策などの改題を地域の意見を聞きながら対応するという方針又は姿勢を表明したほうが良いと思う。

以上

委員意見の概要（第5回会議）

地域振興策総合パッケージの概要（中間決定案）

- 道の駅を整備しても売るものがなければどうしようもないが、米については大分突っ込んだメニューが示されているものの、残念ながら畑作農業については、この資料からは余り見えてこない。もう少し真剣に突っ込む必要があると感じている。
- 道の駅の狙いに関し、これまで色々と理念的なことを申し上げてきたが、大分欠落している。例えば、道の駅は老人がお小遣い稼ぎする場であり、商品を搬入することによって他の人たちとの出会いや交流があることから、コミュニケーションの場という点での価値というのは非常に大きい。原案の地域活性化の中に包括されているとは思いますが、高齢者の活性など、分かりやすい言葉も加えると良いと思う。
- 里地里山に整備する環境図書室は非常に良いアイデアなので、積極的に展開する方向性になると良い纏めにまると思う。
- ホテルは、凄く良好な観賞対象なので、もう少し触れてもらいたいと思う。
- 暮らしの観光（各種行事）は、他県の公共団体が非常に熱心に取り組んでおり、皆が楽しく参加して農家も喜んでいる。大変良いアイデアなので、よりアピールするよう磨きをかけて欲しい。
- 企業米は大変良い整理となったが、狙いの欄で一番大事なのは、企業の社会貢献の一環として取り組んでもらうという社会的公益性が非常に高いことなので、そうした点をアピールしたほうが説得力を持つと考える。
- 全体構想の表現が少し弱い気がする。
- 非常に良い理念が掲げられたが、全体構想で浮き彫りになっていないと思う。
- 全体構想の「まるごと」は非常に分かりやすく良いが、他の基本理念がなくなってしまった。
- 地域まるごと博物館というのは、やはり理念である。全体構想で掲げた3点に含まれていると思うが、3つに分けてしまったこと及び「地域」の後に「を」という助詞を入れたことから、ややパンチが弱くなり理念が分からなくなってしまったという感じがする。

- 中間決定案の段階なので、特にシステム部が落ちていてもやむを得ないと思うが、吉田区の集落を元気にするということが大元の発想だと思う。ところが、集落における主な地域振興策がインフラ整備だけというのは、少し寂しいというか清掃工場を熱心に誘致した吉田区の情熱が伝わってこないという感じがする。集落の連携を強めて振興させていくという方向性は皆さん異論ないと思うので、現時点でアイデアがないのであれば、地域との連携を深めていくという理念や方向性を最終報告までに集落の項目に書き込むと良い。縁側カフェなどの取り組みは、集落を意外と元気にするところがあるので、集落についてはインフラだけではないと感じる。
- 地域振興策の検討は夢なので、次々アイデアを足していくこと良いが、宿泊施設については反対ということではないものの大きな懸念を持っている。宿泊施設を運営するとなると24時間誰かが面倒見なければいけなくなる。事業スキームは今後の検討だが、仮に吉田株式会社が受けた場合、それが可能かということはある程度検討したほうが良いと思う。
- 宿泊施設を含む各地域振興策の展開が実際に可能かどうかは今後の議論であり、現段階では一つのアイデアとして盛り込んでいると理解している。
- 全体の纏めにもう少しインパクトや説得力があれば良いと思う。
- 集落での展開が少し寂しいと思う。これまでお祭りの話も出てきて、縁側カフェ、市民の森などもあったが、要するに賑わいを創り出していこうということである。持続可能な集落づくりや持続可能な集落など、吉田区がサステナブルに現状よりも発展していくというイメージの言葉が欲しい。
- 全体構想としては、この地域の地形、自然、歴史を全面に押し出すことによって地域のサステナブルな活性化を進めていくということであり、後は書き方の問題かもしれない。
- 道の駅、インフラ整備、自然公園的整備を進める理由の説明が欠けているかもしれない。
- これまでの個別の要素から纏めるところで言うと、非常に良くできていると思う。
- 吉田区の里地里山というよりも、そこに住む人々の自立したコミュニティの伝統を守ることが重要だと考えているが、その点をどのように表現したら良いのか分からない。
- 総合パッケージの最初に理念みたいなものを書き加えることが考えられる。
- 吉田区は、自助の精神が強い。
- 理念があって手段という順番のところ、原案では逆になっている。吉田区が本当に求めていることは、もちろん生活の向上だが、コミュニティの存続も重要なので、その点を表現したほうが良いと思う。また、自然公園的整備とあるが、自然公園というのは、やはりイメージからすると大自然となる。人間の手が加わった里地里山のイメージと合わない気がする。

- 原案ではパッケージ説明の順番が、全体構想、展開する場所、主な地域振興策、個別の目的、実施主体等、供用開始時期となっているが、少し分かりにくいという印象を受けた。順番としては、なぜこういう策が必要なのか、どういう理由で、あるいはどういう目的でということが先ずはあって、例えば集落のインフラ整備の表現は、「この地域を支えるコミュニティの持続と再生に必要なインフラ整備」、あるいは「地域の活性化に寄与するインフラ整備」など、シナリオ的な考え方や、理念的なワードをしっかりと打ち出すことが必要だと思う。
- 地元から下水道整備という要望が出ているが、し尿も含めた生活排水処理について、住宅がコンパクトに固まっている地域は下水道処理、散在する集落は農業集落トイレ排水施設、更に散在する集落は合併処理浄化槽というのが水処理行政の基本的な考え方である。吉田区は、合併処理浄化槽が適していると思うので、下水道整備で突き進むのではなく、合併処理浄化槽の選択肢は残しておいたほうが良いと思う。
- 吉田区における合併処理浄化槽の普及率の実態は掴んでいないが、想像すると恐らくニーズはあると思う。
- 一団の集落部は、ミニ下水道的なものにしても悪くはないと思う。
- 台地で展開する地域振興策の施設は、当然のことながら上下水道を整備すべきだが、集落も合わせて整備するとなると、膨大な経費が掛かる恐れがある。
- インフラを整備する場合、組合が単独で唐突に進めるのではなく、予め全体を捉えた総合的な計画を策定し、事業主体や整備手続きを明確にする必要がある。
- 美しい村づくりに向けたシナリオと取り組み方の合意をきちんとしておかないと、各策が有機的に繋がらない非効率な事業となる可能性があるので、調査計画は工夫したほうが良いと思う。
- 総合パッケージの纏め方、見せ方の問題だが、短期・中期・長期における時間軸の説明も加え、幅広い年齢層で構成されている地域住民への説得力を持たせるべきだと思う。時間軸の説明がないと、ただの羅列で終わってしまう。
- 空間的展開と時間的展開の両方が必要となる。
- 集落における展開は、美しい村づくりに絡めると、垣根の話や建物のデザインなどにも触れたい。
- 地域の将来をどのようにしたいのかというビジョンを明確にしないと、結局、中途半端な取り組みとなってしまい、一貫性や持続性に欠けてしまうと思う。散策や縁側カフェによる飲食、また、芸術家を招くなど、外部の人を受け入れる「開かれた村づくり」、「憩える村づくり」というイメージもあって良いと思う。
- この総合パッケージを作成する起点は吉田区のブレインストーミングなので、幅広い内容となっているが、もう少し上手に編集する作業が必要となる。そして、地域振興策の可能性について地域に訴える時間が必要となる。

地域振興策の概略事業スキームについて

- 確かなことは確認していないが、整備後二十数年経過している愛媛県のある道の駅は、地域人口と来場者の減少により近く閉鎖するとの話を聞いた。この地域で道の駅を展開し、結局青色吐息で撤退となったら困る。本当に道の駅を整備して良いのか不安がある。また、事業スキームに関しては、官がやろうが、民がやろうが、第3セクターがやろうが、重要なのは企画内容だと思う。企画内容が正しければ誰が主体となっても儲かる。だからこそ、複合施設となり得るようにスコラなど色々なアイデア出しているところであるが、企画内容の検討は、来年に予定している整備協定の締結以降も続くと思うので、事業スキームは相当時間を掛けないと決まらないと思う。
- 地域振興策の基本的なメリットは、地域で建設コストを負担しないことと、排熱エネルギーの供給が受けられることが挙げられる。また、何より東京に近い里地里山という立地をどう活かして、どうアピールできるかという企画を作れるかどうかのポイントとなる。
- 廃止となった道の駅だが、賃借していた土地の契約更新問題で廃止したケースはある。問題は全て売り上げである。道の駅の設置効果が出ず、マイナスのほうが大きいということである。地域を活性化しようとする事業が赤字を出すと、地域活性化をかえって阻害することになるので、決断をして造るところと、決断をして止めるところが出てくると思う。現在、道の駅は1,059駅あると思うが、道の駅というのはああいものだという認識になってしまい、経営が赤字になっているところもあるではないかという単純な批判に結びついてしまう。
- 道の駅は、色々な事業を束ねても道の駅という形になるといった極めて高い親和性を持つことのほか、認知度も上がってきたので、道の駅という方向は正しいように思うが、事業の組み立てと推進は、吉田区の住民、印西市、関係者における志の総和次第である。よって、道の駅だからどうだこうだという議論は最後にしたほうが、取り組みのイメージを膨らませるのに良いと思う。
- 現在は道の駅の導入方法がパッケージ化されてきたが、私が最初に手掛けた道の駅は、道の駅の制度がないときに計画を立てて、施設がオープンする直前に道の駅という制度ができたので大変な思いをした。取り組み内容の説明、運営会の説明、地元住民への説明は大混乱となった。上手くいっている道の駅は、脳みそが汗をかくまで悩んだ経緯があるような気がする。
- 道の駅は全国区なので分かりやすいが、公設民営による地域活性化の取り組みは、道の駅以外にもたくさんあると思う。
- 官の関与が少ない取り組みが成功しているように思う。
- 資料の事業スキームを見ると、施設の清掃や軽微な作業以外、吉田株式会社と組合が随意契約するのは非常に難しいと思う。

- 軽微な作業以外にも、排熱を利用した農業事業など、吉田株式会社と組合が随意契約できる事業はたくさんある。
- 資料の事業スキームは、吉田株式会社が参画しやすいように配慮したものもある。住民側は適すと考える事業スキームを選択することになると思う。公共が施設を設置し運営は吉田株式会社で行うことを目指したいが、本当に運営できる能力があるかどうかの問題点である。
- 道の駅は、当該地域と何ら関係のない会社が指定管理者となっているケースもある。
- 道の駅は、地域活性化のコンテンツとして優秀だが、過疎地域のジレンマというものがあるような気がする。地域の「人」を動かすきっかけになれば良いと考えているが、参画条件を余り良くすると「人」は動かない。
- 道の駅の運営は、最終的には人材次第だと思う。
- 道の駅の先行事例見ると、やはりリーダーの資質が重要だと思う。
- 参考資料で紹介されている道の駅の事例は、恐らくとてつもなく追い込まれた人がいるはずである。それが反発力となって事業化が進んだと思う。
- 過疎地域の葉っぱビジネスも同様に、追い詰められて最後は情熱だけで進めた経緯がある。
- この地域の条件は決して悪くない。東京近郊かつ排熱供給があるので、失敗することのほうが想像できない。
- 他地域の道の駅よりも条件は遥かに良いと思う。
- 主要な地域振興策の一つに「自然公園的整備」とあるが、この表現では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園というイメージに繋がってしまうので、「フィールドミュージアム整備」のほうが良いと思う。
- 主要な地域振興策の一つに「排熱利用事業」とあるが、設置者が民間となっている。しかし、排熱利用事業を展開するために必要な上下水道などのインフラは、公共側で整備すべきと感じる。
- 排熱利用事業を展開するにあたっての官民分担は、現時点で明らかにする必要はないと思う。民間の活用は、色々なパターンがある。
- 企業を誘致する際、その企業が独自にどこかの用地を購入して建物を建築できるのかどうかという都市計画上の心配がある。
- どのような排熱利用事業を展開するのか、また、官民分担が明らかになってからでないと詳細な検討はできない。

地域振興策の展開スケジュールについて

- 個別の地域振興策のスケジュールを考えるのではなく、清掃工場の稼働開始前に展開できる策と、稼働開始後でないと展開できない策があることを把握しておきたい。
- 「印西市ふれあいバス路線の延伸」は、平成40年供用を目指すのではなく、計画市道松崎吉田線の開通と合わせて供用するスケジュールにしてほしい。

以上

委員意見の概要（第6回会議）

施設整備基本計画検討委員会第6回会議の報告について

- 既に施設整備基本計画検討委員会の6回会議で、排ガスの自主基準は結論が出されているので、参考意見として申し上げるが、健康管理に関する基準は科学的データに基づいてきちんとした法規制があること、船橋市やふじみ衛生組合とは異なり、この地域は里地里山であること及び経済性を勘案すると前回計画並みの自主基準値で良いのではないかと考える。

地域振興策に関する意見書について

- 追加提案のあった吉田ゲストハウスは、大変良い提案だと思う。白井市も姉妹都市との交換ホームステイを行っているので、このゲストハウスの利用対象は3市町に広げてもらいたいと思う。また、旅館業法のこと考えて無料という案になっているが、吉田ファンクラブのような緩い組織で、ファンクラブの会費という形でサポートしていただくことも考えられる。やはり、利益を得る人に何らかの格好で負担を求め、運営する吉田株式会社が困らない形と範囲で検討を進めたほうが良いと思う。
- 吉田ゲストハウスは、どうしてもお部屋の掃除や洗濯などの経費が掛かるので、旅館業法を念頭に置きながら受益者負担のあり方を検討してみたい。
- 吉田ゲストハウスは、建物を新設することのほか、集落内の空家を民泊的に活用することも考えられる。海外のお客様をゲストハウスのように地域と密着した形で宿泊してもらい取り組みに対する規制緩和の動きがある。印西市内でそれができるかどうか、継続検討したほうが良いと感じた。
- 集客施設を整備しても交流人口は増えるが定住人口が増えるとは限らないので、都市計画法の地区計画制度を活用して市街化調整区域内でも新たな住宅を建築できるようにするなど、集落の計画的かつ持続的な再生を大きなテーマとして考えていく必要があると思う。
- 地区計画制度の活用など、集落の計画的かつ持続的な再生を大きなテーマとして考えていくことに賛成する。この地域振興を印西市の地方創生の取り組みにしっかりと位置付け、必要に応じて特区申請などを行わないと、法規制などの関係で個々の地域振興策がスピーディーに進まない可能性がある。せっかくの構想が日の目を見ないともったいないので、まず大枠の網をかぶせるということを行政側で至急考えたほうが良いと思う。また、地域振興策は、健康診断の回数を増やしたり内容を充実させることも考えられると思う。

- 地域振興策の案で掲げているUターンやIターンへの助成を実現するには、やはり提供できる家が造れないといけないと思う。それを可能にする手法として地区計画制度があることを住民の方々に良く分かってもらうことが必要だと思う。現状のままでは住宅の建築規制が非常に厳しい。人口回復や、集落を持続的に活力ある人で応援していこうというのであれば、ぜひ印西市から地域へ講師を派遣するなどし、早い段階からお互いに合意形成ができるような形で進めていくほうが良いと思う。
- 総合パッケージの内容を見ると、恐らく法規制や事業費をどのようにクリアするのか、また、事業の担い手をどうするのかという総合的な検討を今後しなければならない。
- 吉田マリーナについてだが、レクリエーションや湖水への親水性の問題で大切なこととして、印旛沼の印西市側にサイクリングロードがないことが挙げられる。また、吉田地区に広域レクリエーション上の拠点や集客上の拠点などができると、印旛沼一帯の例えば印旛沼公園や印旛西部公園などの観光資源を繋ぐ新たなバイパス道の整備により、観光レクリエーションルートの一つの拠点になると思うが、景観対策をほとんどしていない状況である。よって、このままでは地域の魅力について、道路が整備されればされるほど、どんどん悪くなってくるのではないかと心配している。せっかくある資源がネットワークされていないことも含め、印西市ではサイクリングロードを整備しようとしていないなど、印西市が地域の計画主体として構想を持っていないことから、将来像が見えない。結局、水辺の利用や、水面の利用についての許認可は、印旛沼の水域の保全や利用計画の中で、水辺レクリエーションの拠点にしていこうというような県レベルでの大きな方向付けがないと、話がなかなか通らないと思う。よって、印西市で地域景観や、環境資源として一体どうしていくのかという大きな計画がないことが非常に課題だと思う。そうした計画作りを委員会として、できれば関係市である印西市や県のほうに要望していくなどしないことには、吉田マリーナの構想は計画的・合理的な判断できないと思う。
- 河川法や都市計画法を乗り越えて事業を進めることは大変なことだと思うが、今回、吉田区が清掃工場を受け入れてくれる方向であることによって、この地域と印西市に強いフォーカスが当たる。そのフォーカスは、必ず強い光となって県や国を動かしていくことになると思うので、非常に期待している。
- 今年の初め頃、印旛沼にオリンピックのボート競技の本会場若しくは練習キャンプ場を誘致しようという話があった。オリンピックのボート競技というのは、長さ2km前後、幅が120~130mという基準があり、首都圏にはその条件を満足できる水域がほとんどないと聞いているが、印旛沼水域の師戸地先と新川は、それを充たすと思う。このように、首都圏の中でも水面利用という意味では素晴らしい資源で、非常に可能性に富んでいるので、その資源を活かすような方向が重要だと思う。吉田マリーナは水面利用の拠点になるので、一市民としても検討を進めて欲しいと思う。
- 地域振興策として色々な良いアイデアがたくさん出てきた。印西市や千葉県とタッグ組まなければいけない面もあるが、やはり農業者の声がなかなか聞こえてこないのので、少し寂しい感じがしている。道の駅や宿泊施設の運営は、提供する食材が基本となるので、農業者の声がもう少し委員会に届くよう、何とか工夫してほしいと思う。

- 簡潔に申し上げると、恐らくこの先10年～20年位で農業者はほとんどいなくなると思う。半農の方は20～30%はいると思うが、自分が知る限り現状の専業農家は3軒だけで、跡継ぎもいない。農家の声を纏めると、半農半Xについては、おしなべて皆がXだけを望んでいる。
- 地域振興策の具体像が見えてくると、農作物を栽培するノウハウを活かして出荷してみようという動機が生まれるかもしれない。
- 農業に関しては、老後の楽しみなこととして十分関心があると思うが、残念ながら生業としては難しいと受け止めているので、スコーラなどにより何十年もかけて人々を啓蒙して、農業問題に目を向けなければならないと思う。恐らく農業問題は吉田区だけの問題ではない。
- 半農半Xの方向性が難しい場合、クライנגアルテンなど、外部の方に生産の場を提供するという割り切りを持たざるを得ないと思う。
- むしろ農業の実態をより住民に知ってもらうことが必要だと思う。
- 農業については、現状のような自家消費や一部販売程度にするのか、あるいは産業として捉えて6次産業化を目指すのかという方向性をきちんと定める必要がある。
- 農業の方向性を定めるには、現状を把握する必要がある。方向性は実態と表裏一体の関係がある。
- この総合パッケージは、よく見ると盛りだくさんの内容となっている。今後、委員会が答申した後、実現性や連携によるシナジー効果などを地域と組合で検討する機会があると思うが、その中で地域から積極的な意見が出され固まっていくと思う。
- 地域振興策は、できれば印西市のまちづくりのビジョンの中に組み入れて、地方創生の流れ、特区構想、訪日観光、観光地としての印旛沼など、色々な仕組み、予算、規制緩和を駆使し、農業問題も含めて正にパッケージ化されたモデル地区として問題提起すれば良いと思う。
- 恐らく地域振興策の実施段階では、皆が走り回って色々な知恵とお金を引き出してくると思う。
- 集客施設を整備するのであれば、複合的な整備を長期的に考えていくことになる。その際、印西市の都市マスタープランや総合計画の中にきちんと位置付けし、周辺整備に係る多方面の連携や調整を推進することが重要だと感じた。なお、現在、印西市では、計画期間が平成28年から32年の総合計画第2次基本計画を検討中である。
- 地域振興策の円滑な推進は、実現するかどうかは別として、3市町、県、国との連携が非常に重要であることをできれば答申書に明記したほうが良いと思う。農業問題も含めてこの地域振興策は印西地区における一つのモデルケース及び突破口になる。

今後の調査審議事項について

- 印西市長は、組合の管理者でもあるので柔軟に受けとめていただけたらと思うが、私の苦い経験で、とある市で景観法に基づく景観地区の指定を睨んだ基礎的な委員会が設定され、かなり集中した議論を行ったが、纏める段階になって現総合計画で触れていないので次期総合計画まで棚上げという非常に無駄な時間と労力を使った苦い経験があるので、決してそうした事態にならないよう、印西市に対し、多少総合計画とのずれがあっても柔軟に対応してほしい旨を早い段階で伝えるべきだと思う。ほかに何かございますか。
- 今後審議する総合パッケージの評価について、パッケージの内容は多種多様で個々に事業性や効果など色々触れると思うが、事業主体の制限など、地域振興策を実現する上での課題や法的な制約条件、あるいは時間的な制限などを整理すべきだと思う。
- 本日、吉田ゲストハウスと吉田マリーナの事業性は余り議論しなかったと思うが、今後、審議を進めるべきだと思う。

以上

委員意見の概要（第7回会議）

施設整備基本計画検討委員会第7回会議の報告について

●エネルギーバランスについて、基本的に常時14.7GJ/hは安定的に地域振興のために使えるということだが、このエネルギーの全てを地域につぎ込んで良いかどうかという議論は少しあると思う。売電と施設利用の適性なバランスという視点で検討したほうが良いと思う。

地域振興策の概略事業スキームについて

- 排熱利用事業の事業スキームだが、第三セクター方式もあり得る。
- 事業スキームの対象事業を4つに分けたことによる相互の関係が良く分からない。
- 事業スキームは、あらゆる可能性を考慮し、少し幅を持たせて設定したほうが良いと思う。例えば仮に複合施設を第三セクターで運営するとした場合、排熱利用事業を他の事業スキームにすると、地域で2つの会社を作ることになる。第三セクターの経営の安定性等からすれば、排熱利用事業も第三セクターで運営するという判断もあり得ると思う。後々発想の幅を制限しないほうが良いと思う。
- フィールドミュージアムも第三セクターで運営することが考えられる。
- 事業スキームを色々な角度から評価しているが、やはり複合施設がどのような性格の施設なのかという点と、マッチングも相当関係すると思う。非営利的な要素の強い公共的な取り組みと、将来的な増築や建て替えが必要となる営利的な取り組みがお互いにどのような関係性を持つのか、この事業スキームを見ても分からない。できれば、それぞれのパターンに合った成功事例を加えると具体的なイメージを持ちやすいと思う。
- 成功事例を挙げるのが困難であれば、事例を挙げることで良い。
- 失敗事例や苦労している事例も知りたい。
- 複合施設のリスクは、一般論としては資料のとおりだと思うが、川場村の道の駅などの成功事例や、地域活性化の専門家の見解からすると、身銭を切りリスクを負うことによって成功するということである。そうやって必死になって成功していることを頭の片隅に置いてほしいと思う。
- 実際のところ第三セクターは、公共の関わり方が非常に小さいものから非常に大きいものまで様々な形態がある。

- フィールドミュージアムに参画するNPOは、印西地区の活発な状況からすると、声を掛ければ芽はあると思う。
- フィールドミュージアムについては、田園の散策や自然学習における体験の場など、色々な取り組みがあるので、総合的な運営が求められる。よって、単にNPOだけではなく、例えば一般財団法人など、事業の目的に沿って永続的に活動できる組織のほうが、より安定的に運営できると思うので、NPOに限らず他の運営団体も想定して良いと思う。
- 事業スキームは悩むところである。若ければハイリスクハイリターンを選択するが、地域には幅広い年齢層の方がいるので、じっくり相談しないとなかなか結論は出ない。
- 地域の未来の話をしているので、将来的に地域にとって何が一番良いのかとなると、やはりハイリスクハイリターンが良いと思うが、実際問題、住民間で理解や意識に大きな乖離がある。
- フィールドミュージアムの取り組みは、2市1町の全域的な田園の保全活動に繋がる話である。よって、吉田区だけのためということではなく、2市1町の全域的な環境事業として捉えるという視点が問題提起されていると思うので、少し広がりをもって考えたほうが地域のためになると思う。
- フィールドミュージアムは、2市1町の財産を保全活用するという観点で、誰が取り組んでも良いと思う。結果として吉田区が栄えて人口維持に繋がれば良いと思う。
- 里山トイレの整備は、吉田区内に限る必要はなく、広がりがあるのが良い。
- フィールドミュージアムの取り組みを広げる先には松崎区がある。
- フィールドミュージアムの取り組みに広がりを持つことに賛成するが、環境NPOと法人化されていない環境団体は、自然環境に特化した一国一城の主が多過ぎるので、そこから一歩踏み出すために、廃棄物問題や気候変動問題まで含めた広い範囲で組織を束ねると多様な人材が集まるのではないかと推測する。
- 複合施設の事業スキームだが、「地域等と公共の第三セクター」総評の欄が△又は○というのは分かるが、「民間企業・NPO」の×又は○は、その後続く記述を読んでも意味が良く分からない。誤解を招くような気がする。
- 複合施設と排熱利用事業は、ある意味では密接に関係してくるが、フィールドミュージアムと、その間を繋ぐインフラは、少し次元が違うと思う。プロレスの土俵と相撲の土俵が一緒になってしまい、この4つの仕分けは無理があるような気がする。
- 地域振興策の各案を満遍なく誰が管理・運営するかという検討は、このような4つの仕分け以外にはできないという気がする。
- フィールドミュージアムという大きな考え方があって、その中に4つの仕分けがあるものと理解していた。

地域振興策総合パッケージの展開種別毎の評価（様式）について

- 展開種別の欄だが、今後、AかBかCを選ぶのではなく、AとBとCの全部を選ぶ可能性があるため、各欄の「中心に展開」は除いたほうが誤解を招かないと思う。
- 評価項目だが、地域振興策は吉田区の皆さんが主体的に取り組むこともコンセプトの一つにあったと思う。行政におんぶにだっこではなく、地域が主体性を持ち、また、身銭を切って進めるのだという部分は大事になると思うので、そうした点の評価項目が必要だと思う。また、展開種別の「排熱等の周辺利用及び外部供給」だが、収益を前提とした取り組みと、防災拠点など公共性の高い取り組みは、評価が異なってしまう。また、展開種別の「集客等を目的とした複合施設」だが、集客等の「等」について、きちんと表現したほうが、評価作業がしやすいと思う。
- 展開種別の「集客等を目的とした複合施設」における集客等の「等」は、地元の産物を売る場でもあるので、収益が該当すると思う。
- 主体性について、評価項目の「⑧中長期的な発展性」で網羅できるとの説明があったが、現状の意識も関係するので難しいと思う。いずれにしても主体性を評価してほしいと思う。
- 吉田区が、どういったレベルで地域振興策と関わるのかが決まっていないので、直接的に主体性を評価するのは難しいと思う。評価項目における「⑦経済性」、「⑧中長期的な発展性」、「⑨課題」などにおいて、吉田区を励ますような文言をちりばめることで良いという気がする。
- 主体性について、吉田区を励ますような文言をちりばめることで結構だが、主体性の評価は重要である。過大な負担を地域の人達に与えてしまってもいけないし、行政任せになってしまっても事業の継続難しい。バランスが求められる。
- 主体性を持って取り組むことに対するリスクは、人それぞれ捉え方が異なる。例えば1億円の投資をリスクと捉える方と、1万円の投資をリスクと捉える方がいる。今後、事業内容や事業規模が固まっていた段階で、全体のリスクを定数化することとなる。現段階でリスクを定数化することは難しいような気がする。
- 評価項目だが、「②地域に求められる将来像との合致」と「④地域の課題への波及効果」の内訳は、重要度の高い順に並べるべきだと思う。
- 評価項目だが、②（アの「対外的及び次世代に対し誇りを持つこと」）について、評価の仕方が難しい。例えば、誇りを持ってないインフラ整備、誇りを持ってない複合施設、誇りを持ってない排熱利用などは、書きようがない。
- 吉田区のブレインストーミングの結果を基礎として、委員会で抽出したたくさんの地域振興策を整理しようとしているので、このような整理になるのは仕方ないと思う。

- 評価項目だが、吉田区の人口減少や高齢化に対する懸念を勘案すると、「人口の維持増進に貢献」や「居住の場の確保」などの要素を評価項目として加えるべきだと感じる。市街化調整地における現状の法規制では基本的に新たな住宅地は増やせない。
- 人口の維持関係は、④ア)の「少子高齢化（地域社会の永続）」で触れることで結構だが、総合パッケージの各策の中で人口の維持関係に対応できている策はないと思うので、都市計画法における地区計画の手法を用いることを新たな地域振興策の一つとして追加したほうが良いと思う。地区計画を定めることで、宅地としての新たな土地利用の可能性が相当生まれてくると思う。
- 都市計画法の地区計画に触れるのであれば、評価項目の④カ)の「土地利用のコントロール」は、「土地利用の適正化」とし、活用を含めた表現が相応しいかもしれない。
- 地域振興策の検討は時間軸が凄く大事だと思う。直ぐにできるもの、法的な手続きが必要なもの、排熱供給が必要なものなど、漠然とした期間になるかもしれないが、短期・中期・長期的な策がある。そうした時間軸を評価したほうが良いと思う。

以上

委員意見の概要（第8回会議）

施設整備基本計画検討委員会第8回会議の報告について

- 次期中間処理施設はごみ処理のほか、非常時の防災センターやエネルギー供給センターとしても位置付けられる重要な施設なので、アクセス道路を一本とする前提であることに疑問を持つ。2方向からのアクセス道路を整備しなければ、いざというときに機能しなくなる。また、アクセス道路の評価に関し、土砂災害危険区域の捉え方を整理したほうが良いと思う。
- 地域振興策の内容によっては、一般車両と収集車の分離を考えなければならないし、計画市道松崎吉田線は相当交通量が多いことが想定されるので、地域振興のためのアクセスルートを検討する余地があるのかどうか確認しておきたい。経済的な観点からすると、新設するよりも泉カントリー倶楽部の進入道路の整備のほうが良いと思う。

地域振興策総合パッケージの展開種別毎の評価について

- Aのインフラ整備における3（1）及び9などの評価だが、特段の貢献要素はないと思うが、快適な日常生活の基盤となる部分なので、もう少しプラス評価しても良いと思う。
- Aのインフラ整備における11の評価は、快適な日常生活の基盤となる部分なので、もう少しプラス面の記述を加えたほうが良いと思う。
- この資料における評価は、個別に無理やり整理しようとする際に常につきまとう問題が生じている。シビルミニマムや、ナショナルミニマムという言い方があるが、そういう意味ではインフラ整備はそれ自体が直接的に収益に寄与しないが、間接的には寄与する。こうした整理の仕方そのものが問題なのかもしれない。インフラ整備はやらないという感じがしないでもない。
- Bの多機能な複合施設の評価だが、道の駅に農産品を出荷する際に、お年寄り同士のおしゃべりもあるし、お年寄りとお母さんの集いの場としてコミュニケーションを交わす場としての割と高い役割があるので、そうした集いの場としての効果を高く評価すべきだと思う。
- 昔は、集落の寄り合いなどで綿密なコミュニティの人間社会があったが、近年はそうした基盤がだんだん小さくなった。多機能な複合施設を展開する中で新しい現代的なコモンズが生まれるメリットがある。
- 参考資料-2の「焼却施設からのエネルギーの権益の譲渡」の前提が公設民営になっている理由を括弧書きで追記してほしい。

- S P Cという用語は、証券化の仕組みの中ではスペシフィック・パーパス・カンパニーとして用いるので、混乱する。
- 地域振興策総合パッケージの展開メニュー的な具体的な考え方は示されていると思うが、場所的な範囲もある程度示す必要があると思う。建設候補地周辺の台地の上だけでも20～30ヘクタールある。台地の下のほうにも市道沿いにかかなりのスペースがあり、道の駅の一つの候補地ではないかと思う。そこは計画市道松崎吉田線と県道八千代宗像線との交差点付近なので、交通の集まる場所として非常に重要であり、道の駅などが成功するか否かの生命線の一つだと思う。また、この周辺の環境及び景観の印象により地区のイメージが大体決まってしまうと思う。また、もう一つ大切だと思うのは、できれば道の駅とリンクさせたい吉田マリーナの展開にも関係するが、新道を含めた県道八千代宗像線が吉田干拓の水田を分断するので、水田の利用価値が低くなる。将来的にこのままで良いのかどうかという土地利用の将来像を考えなければいけないと思う。よって、阿宗橋から東側に大体延長1.5～2 km位の一帯と、計画市道松崎吉田線と県道八千代宗像線との交差点付近、また、そこから台地まで延長した一帯を舞台として考えないと良いプランにならないのではないかと感じる。
- 新川と平行する農業用水路の真横に新道ができるので、将来、その周辺が本当に荒れてしまうのではないかという気がしてならない。新川の水辺を活かすということであれば、事業展開するエリアを慎重に考えたほうが良いと思う。新川周辺の魅力がなくなると、地域として多分相当のダメージを受けると思う。
- 新川周辺に新道ができることは、相当大きなインパクトなので、中間処理施設と道の駅などを複合的に考えていく場合、ある程度広がりを持った土地利用構想みたいなものを持った上での地区計画が必要だと思う。周辺の道路計画と来訪者の目線を念頭に置いて検討を進めないと、禍根を残すような事態もあるのではないかなと感じる。
- Bの多機能な複合施設は、もしかすると景観に適した形で積極的に開発すれば、地域の景観保全に資するという事に繋がるかもしれない。
- D 3 (2) ①で記述している「里地里山は極めて貴重な学習、発見及び余暇などの場の「余暇」は、「ボランティア（間伐・下刈り）」という言葉に置きかえると、里地里山を保全する意味が出てきて、汗を流して風呂入るというところに繋がっていく。現状の余暇では漠然としてしまう。
- 里地里山における活動は、住民の健康増進と健康寿命の延長、ひいては医療費軽減に役立つという意見もあった。これまで語ってきた夢をもう少し表現したほうが良い。
- 3 (5)、B 3 (5) ①、D 3 (5) ①などで記述している「里山」は、表現を統一する観点から「里地里山」に合わせてほしい。

- 地域振興策を展開するにあたり、印西市や千葉県に協力してほしい部分があると思う。構想の段階で組合が全部担任するということを余り意識し過ぎてしまうと、中途半端な感じがする。当然、全部組合で進めるのではなく、関係団体との連携の中で進めることが基本になると思うので、その点のある程度明確化しておいたほうが良いと思う。そうしないと、議論がどんどん小さくなってしまう。組合でやれることだけしか答申しないのはおかしいと思う。
- Aのインフラ整備を吉田地区フィールドミュージアムの中に入れるのは無理があるような気がする。B、C、Dを展開するためにはベーシックな部分としてAが必要なので、地域振興策は大きく分けるとAのインフラ整備と、吉田地区フィールドミュージアムを構成するB、C、Dという二つになると思う。そうした説明のほうが地域の方々は理解しやすいと思う。
- 給水が井戸水では、多機能な複合施設の運営は無理だと思う。やはり基本的なインフラ整備があって初めて多機能な複合施設や自然公園的整備が展開できるのだと思う。インフラ整備とその他の地域振興策が横並びで良いのかどうか疑問である。
- 現状の4つの展開種別は、Aのインフラだけを求める意見に対して、実はB、C、Dが地域の活性化には重要であるということ及び各展開種別の関係性を説明したい背景があると思う。
- これまでの議論の経過を知っていれば全然問題ないが、この資料を見た人はAのインフラ整備は、きつい評価に感じると思う。
- Aのインフラ整備に対する「×」と「特段の貢献要素はない」という評価は、再考したほうが良い。
- 「×」は「—」に置き換えることも考えられる。
- A5（4）だが、防災については、インフラがベーシックな部分で重要だと思う。
- この資料は前提条件があって作成しているが、前提条件をイメージしながら見ないと理解することが難しい。
- 各ページの最上部に記述している内容を踏まえて評価欄を見れば、多分余り問題はない。
- 各ページの最上部に記述している内容を踏まえても、Aのインフラ整備に対する評価の表現はきついと感じる。
- 貢献要素が少ない位の表現にしておけば良いかもしれない。
- 基本的なレベルで貢献するという表現も考えられる。

- 一般論だが、地元対策で最も目ついて分かりやすいのは、やはりAのインフラである。特にお年寄りの方が色々苦勞しているところ、不便に感じているところが改善されるので良いと思う。B、C、Dは、全て時間を要する。資料では横一列に並べてインフラ整備を特段の貢献要素はないとしているが、やはり、目に見える形で短期的に取り組むインフラ整備は非常に分かりやすい。松崎区にもメリットが生まれる。
- 多分、事務局は、B、C、Dがフェーズアウトし、皆がAに集中するのをなるべく避けたいと考え工夫したのだと思う。
- D3(7)①だが、「持続可能性に貢献」と記述しているが、里地里山の保全活用はサステナビリティの象徴なので「持続可能性の象徴」である旨を記述してほしい。
- 吉田区から提案のあった吉田マリーナは、言葉の響きからすると大それた感じがする。吉田区がイメージしている内容がどういったものなのかを踏まえ、場合によってはマリーナではなく埠頭、船着き場、ボート管理場などと表現することも考えられる。なお、印旛沼の水深はとても浅く、大きな船を運航することは難しい。
- 吉田マリーナを改め、吉田船着き場も考えられる。
- 吉田船着き場は、イメージが分かりやすい
- 吉田マリーナはとする表現は、葉山のマリーナなどをイメージする方もいるかもしれないが、将来的にオリンピック競技の練習場など、様々な可能性もあるので、表現としては吉田マリーナで良いと思う。
- D5(4)だが、里地里山は緩衝機能を持つので、評価は「×」ではなく「△」程度にしてほしい。
- 地域振興策とは、最終的に各展開種別のベストミックスを作るという話である。

以上

委員意見の概要（第9回会議）

施設整備基本計画検討委員会第9回会議の報告について

- 造成計画は基盤の切り下げを想定しているようだが、相当量の残土が発生すると思う。残土処理は地域内処理を原則とし、地域振興策やアクセス道路整備で有効利用できると思うが、どのように考えているのか確認したい。
- 建設候補地西側の斜面林を大幅に伐採するようなプランとなっているが、環境保全的な配慮や防災的な配慮をした上での施設配置という基本的な考え方が見えてこない。里地里山や建設候補地内の豊かな自然環境を保全するという前提で、施設配置は当然計画すべきだと思う。資料のプランでは環境に対し非常に影響があると思うし、煙突だけではなく建屋そのものが外から丸見えになってしまうので、非常に大きな問題があると思う。第三者的な目線から見て、基本が外れているような危惧を抱いた。

地域振興策（案）について

- 基本的には、道路や水道などの生活インフラに着手する場合、計画的に面的な土地利用と一体に、集落を今後どうするのかという地区計画的な目線で検討を進めるべきだと思う。
- インフラ整備のマスタープランを策定することは大げさだが、プログラムみたいなものを一旦挟んだほうが良いと思う。
- プランナー側の委員は物足りないかもしれないが、現状は地域振興策のアイデアリストなので、実施の段階では何らかの計画は策定すると思う。
- 全体計画をしっかりと協議した上で整備に着手することが求められる。
- 資料の記述に英語を用いるのは避け、分かりやすい日本語にしたほうが良いと思う。例えば、13ページの「レジリエンス」は、「柔軟性」、「即応性」、「しなやかさ」などに変更することが考えられる。なお、「レジリエンス」という言葉は、一部の議員と大学教授が、東日本大震災の関係で災害に強い国土を創りたいという気持ちで用い始めたにも関わらず、新しい公共事業の予算を確保するための言葉ではないかという誤解を招きたいわくつきの言葉でもある。また、「地域コミュニティ」も「地域共同体」とすれば分かりやすい。資料は、適切な日本語を用いたほうが良いと思う。
- 「コミュニティ」は、一般に定着している。
- 非常に新しい概念だが、「ミュージアム」や「フィールド」も一般に定着している。

- 一般に用いられている場合や、英語でないとニュアンスが伝わらない場合は問題ない。また、委員長が新しい概念として打ち出した「ミュージアム」などの言葉は大切にしたいと思う。
- 13ページは最も注目されると思うが、これまでの調査審議を踏まえ、理念・目的の説明に「持続可能な」又は「持続できる」という言葉を加えることで、オペレーションシステムやスキームなどを理解していただけたと思う。なお、「持続できる」だと強すぎるかもしれないので、「持続可能な」を追加したらどうかと思う。
- 「持続可能な」は、使い古されてしまっている中、「持続できる」は、とても新鮮に聞こえた。
- 「持続できる」だと、少し責任が生じるかもしれない。
- 地域振興策の展開は、基本的には吉田区のためだけということではなく、吉田区を地域の活性化や持続可能な地域づくりの拠点ないしはポイントとなる重要な地区としながら、2市1町全体の活性化に資するという考え方があったと思う。本事業は広域行政組合の仕事なので、2市1町の活性化に寄与することが求められると思う。その点は9ページの「その他地域振興策において必要と認められる事項に関すること」で触れるべきだと思う。
- 地域振興策なので、清掃工場周辺の振興を図ることが中心になると思う。
- 組合の事業として展開するからには、局地的な事業として止めるのではなく、2市1町の地域活性化にも資すること及び2市1町との連携を図ることを絶えず考える必要があると思う。そうした広い考え方で検討を進めることを答申書のどこかに明示したほうが良いと思う。
- 地域振興策は、単に迷惑施設の地元対策ということではなく、印西地区全体の魅力向上に繋がるという視点があることをもう少し打ち出すと良いと思う。
- 地域振興策は、広域行政組合の事業として進めるので、印西市、白井市、栄町も受益者である。当然、地元のためということではあると思うが、バランスをとりながら考えていくことが、前提だと思う。
- 3ページに、記述している「本案は当該協議を適切かつ円滑に進めるための基礎資料として作成した」では、単なる羅列した基礎資料という位置付けになってしまうので、全体のビジョンとして、例えば、「本案は当該協議を適切かつ円滑に進めるための第三者委員会による基本的な考え方と、それに基づく提案書として作成した」ものだという形で、単なる当事者同士の協議の基礎資料ではないのだということを作成目的の中で大きく明確にする必要があると思う。また、地域振興策は、単に吉田区と松崎区の話ではなく、更に広い意味での提案となっていることと合わせ、2市1町の税金を使うことから、やはり波及の幅を広めにしておく必要があると思います。地域振興策が吉田区対策だけのものであると捉えられてしまうと、反対の意見が出され、事業の実実性が乏しくなると思う。

- 9ページの③を①に格上げして、タイトルを「地域振興策の目的と展開する場所」とし、「地域振興策は2市1町全体の活性化に資する旨」を追記することが考えられる。また、13ページの全体構想で記述している「地域」を「地域内外」に変更すると、受け取る印象が変わるかもしれない。
- 温浴施設や宿泊施設などは、白井市・栄町の住民も利用することになると思うので、「地域振興策は2市1町全体の活性化に資する旨」を追記してほしい。
- 13ページの全体構想で記述している「地域」は、吉田区とその周辺なのか、2市1町全体なのか、捉え方としては色々ある。
- 議論の出発点は、吉田区とその周辺の地域振興策であり、当然その点が基本となるが、議論を進めた結果、より広域的な波及効果に関する可能性が見えてきた。よって、単なる地域対策としないほうが、今後の議論の広がりを見ることができると思う。
- 基本的に本検討委員会で調査審議している地域振興策は、吉田区に関わるものだと思うので、吉田区における地域振興策を展開した結果、広く印西地区の方々も利用できるという論法で進めないと、本検討委員会のミッションから少し外れていくような気がする。
- 私は清掃工場を迷惑施設だとは思っていないが、迷惑施設と考えられがちな清掃工場の受け入れを同意してくれた吉田区に対する地域振興策の展開は必要だと思う。基本協定は締結したが、地元にもメリットがなければ事業に反対し、整備協定を締結しないという判断もあり得る旨の説明を以前受けた。しかし、そうした点だけではなく、地域振興策を広域的な2市1町、特に印西市のまちづくりの中にきちんと位置付けて展開しないと、一部の住民感情や政治的な意味も含めて反対され、事業が実現できなくなるかもしれない。松崎区から見たときに、吉田区ばかりが良くなっていると捉えられてはいけない。
- 吉田区が引き受けてくれなければ本当に困る事態となるので、皆さんの発言の趣旨は多分同じだと思う。
- 吉田区にもメリットが感じられないといけない。
- 清掃工場を受け入れていただく吉田区の夢を崩すようなことはまずいが、地域振興策の展開は、吉田区のためだけではなく、印西地区全体の新しいまちづくりの展開に繋がるということである。
- 現状の資料の纏め方は、印西地区全体に対する配慮が多少欠けているように思うので、8ページの評価に関することにおいて、より広い公共性のようなニュアンスを加えることも考えられる。
- 印西地区全体に対することは、本検討委員会の基本的な考え方として、新たにA4サイズ1枚程度で纏めると分かりやすいと思う。

- 印西地区全体に対することや、本検討委員会がどのような立場で議論を進めてきたかは、委員長挨拶の「はじめに」に記述することも考えられる。
- 吉田区とその周辺に対する振興、これが第一だと思う。ただし、世の中には色々な人達がいるので、それだけではないという含みを持たせないと、吉田区だけのために税金使うのかというような議論が始まってしまうかもしれない。地域振興策のアイデアは、吉田区をきっかけとして印西地区全体を考えて提案していることを明確にしておいたほうが良い。
- 地域振興策は、印西地区全体に対する波及効果があるという表現だけではなく、基本的には広域組合の仕事として、広域住民の福利や、広域的な地域の活性化にも資するように配慮して検討する姿勢を明確に表現したほうが良いと思う。
- 私は様々な地域へ仕事で赴くが、清掃工場の用地を公募で選定して、今、地域振興策検討の委員をしていると話すと、皆が奇跡だという反応を示す。吉田区と本事業の接点の数が少ないような気がするが、奇跡的な事業を何とか実現させるという方向で、答申書を纏めると良いと思う。
- 印西地区全体に対することは、委員長挨拶の「はじめに」に盛り込むことで良いと思う。
- 通常、「はじめに」などの挨拶文は読み飛ばしてしまうものだが、そうならないように、どのような視点に立ったのか、また、皆で真剣に議論したことをきちんと書いてほしい。
- 確かに委員長挨拶の「はじめに」に基本的な考え方を足すことはよくある。最初に基本的なスタンスを理解してもらわないと意味ない。
- 松崎区も視野に入れ、また、白井市と栄町に対しても応援し、福利という形で印西地区全体が利益を受けるということになる。
- 28ページのNo.36だが、「動植物生態系」、「生物多様性」という同じような概念の言葉が並んでいるので、ここは「生物多様性・生態系」という整理が良いと思う。また、「地球温暖化」は、国際的には気候変動という言葉で議論していることから、「地球温暖化（気候変動）」としたほうが無難だと思う。また、廃棄物と3Rを別々に記述しているが、3Rは廃棄物問題を解決する手段なので、廃棄物（特に3R）と整理したほうがスマートだと思う。なお、3Rは用語説明が必要だと思う。
- 15ページのNo.3の市道は、地元の吉田区の方々が毎年のように道路に積もった落葉、落枝、土砂を地域総出で大変な労力により管理していることから、廃道の上、新道を整備するというアイデアだったと思うが、当該市道は非常になだらかでレクリエーション的にも使えることから、廃道ではなく、地域振興策の一環として適切に隣接林等を管理しながら、逆に積極的に有効利用する考え方もあると思う。
- 15ページのNo.3の市道は、通行がほとんどないこともあり、ひどい状況である。

- 15ページのNo.3の市道は、ハイキングには素晴らしいルートである。
- 15ページのNo.3の市道は、勾配やルートなど地域散策に理想的な道なので、積極的に活用したほうが良いと思う。
- 15ページのNo.3の市道は、フィールドミュージアムとする取り組みの中でマネジメントできれば一番良い。
- 29ページのNo.38のサイクル駐輪場などは、サイクリングにおける一つの拠点となることが当初からの大きな柱であったと思うが、説明欄の記述が寂しい。サイクルカフェなども整備し自転車の愛好家が集まることで、休憩場所のほか様々な部品やシューズなどを販売する取り組みも考えられるので、少し表現を膨らませてほしい。
- 18ページのNo.13のマリーナ構想だが、現在、新川に沿って県道263号バイパスが建設中である。新川の堤防から40メートル位の幅で、並行して造成工事が行われている。新川の印西側堤防はサイクリングロードが未整備だが、当該県道には歩道が整備される。新川と当該県道の間には水路と二、三十メートル幅の平地があるが、県が河川公園などとして堤防と一体的に整備する考えがあるかもしれない。地域振興策は公共事業なので、そうした点を確認及び踏まえた上で説明欄を記述したほうが良いと感じた。
- 今後の検討体制だが、地域振興策の具体化に向け専門家を加えて持続的に検討する協議会を設置するのかどうか、また、当該協議会のあり方について触れておいたほうが良いと思う。
- 80ページの展開種別毎の評価における多機能な複合施設だが、③の表題を「高齢者の」と限定しているが、幅広い年齢層を対象としたほうが良い。要するに、道の駅的な施設は、子育て中のお母さんも出荷に来て、農業技術のほか、お年寄りから育児の知恵を授かったり、あるいは介護のアドバイスを受れたり、そうした色々な交流の場としての機能が期待できる。
- コミュニティの活性化は、地域振興策の基本である。
- 展開種別毎の評価について、資料の説得性と見やすさの関係から、81ページの総括は最初のページに記載し、79ページの課題を最後のページに記載したほうが良いと思う。
- 一般の方は細かく見ないので、結論は先に出したほうが良い。
- 80ページの展開種別毎の評価における里地里山の保全と活用だが、①の説明文について、「医療費の軽減」は「医療・医療費の軽減」とすべき。
- 73ページの展開種別毎の評価における里地里山の保全と活用だが、①の説明文について、「都市化が進む」は「都心に近く、都市化が進む」としたほうが説得力を持つ。

- 吉田区は田園自然が守られ、今日まで良く残されていると思うが、近い将来、県道バイパスと市道の完成により交通の便が大幅に改善される。よって今後は道路の完成を見込み沿道の谷戸や田畑などの土地が物色され、残土捨て場や廃資材置場などに転用され、環境や景観が急激に荒れ果てる危険性があるのではないかと心配している。建設候補地とその周囲についても同様な危険があり、油断せず慎重に対処する必要があると思う。こうした危険の防止には、吉田区の方々と行政が連携し、土地や景観の保全策を講じる必要があると考えている。その対策については別途意見書などで提案したいと思う。
- 77ページの展開種別毎の評価におけるインフラ整備等だが、下水道整備について、下水道と同じ水質まで浄化できる合併処理浄化槽の活用も視野に入れるべき。

以上

委員意見の概要（第10回会議）

答申書（案）について

- 委員長挨拶文の「はじめに」の記述について、これまでの検討経緯からすると、「暮らしやすく快適なまち」は「暮らしやすく持続できる快適なまち」としたほうが良いと思う。
- 1-(3)-16ページの環境図書室の概要欄について、「廃棄物（特に3R）」は「循環型社会・廃棄物（特に3R）」としたほうが、当検討委員会として相応しい表現になると思う。

その他

- 現状の相続制度や農業経営の実態からすると、今後、里地里山の地権者が拡散し、資材置き場等のバックヤード的な土地利用に移行するのが目に見えていることから、里地里山の良好な景観と機能を維持すべく、地権者組合などを設立し、権利を集約した上で里地里山を維持・管理・活用する仕組み作りが求められる。この点は、建設候補地の用地にも当てはまることなので、専門家のアイデアを活用するなどし、地権者をサポートしてあげることが必要だと思う。
- 思いもよらぬ所有権の移転や、相続による権利者の拡散は、他の公共事業でも問題となったケースがあることから、意見のあった地権者組合などの設立も含め、適切な対策をお願いしたい。
- 吉田の里地里山の自然学習のお手伝いをボランティアでできればという夢を抱いているので、何かお役に立てるようなことあれば、声を掛けていただけるとありがたい。
- 印西地区の全住民に、地域振興策の展開を含む次期中間処理施設整備事業は地域活性化の起爆剤であり波及効果が印西地区全域に広がることを理解していただく必要がある。せっかく素晴らしい答申書がまとまったのに、絵に描いた餅で終わってはいけない。印西市の市長、関係部署及び市議会の理解と手腕に期待している。また、できるだけ国県の財政的支援を受けられるような知恵出しも期待している。
- 吉田区は過疎化が進み若い人がどんどん外に出ていることから、地元の住民達はいかにこの吉田区を維持していくかについて、日頃から本当に危惧している。吉田区は旧印旛村時代から行政区域の端に位置していることから、「自分のことは自分でしないと何ともならない」という気持ちが歴史的に脈々と受け継がれている。よって、今回、地域として次期中間処理施設整備事業を逆にチャンスと捉えたのだと思う。委員の皆様が「検討委員会に参加して本当に良かった」と思っただけのような素晴らしい地域振興策を展開したいと心より考えている。

- 答申書にまとめた地域振興策のアイデアは断片的なものだが、うまく有機的な結合ができれば、事業そのものが意思決定力を持つものに育つのではないかと期待をしている。
- 意見があったように、地域振興策のアイデアはエレメントとして多く抽出されたが、今後、一つの有機体にきちんとつくり上げていく必要がある。また、土地の所有は大別すると個別所有と共有の2つだが、実はその中間が色々ある。代表的なものとして総有（コモン）が挙げられる。この考え方は人口が減る社会の中、都市も農村も関係なく必要になると思う。総有はコミュニティーによる地域の土地のマネジメントをいかに上手に進めるかが問われるが、昔の入会地のような総有は現代ではうまくいかないので、いかに上手に近代化するかが実は大きな課題となる。今後は、何をするのか検討することも重要だが、以前説明した3ポイントアプローチ（デザイン・スキーム・ビジネス）の内、スキームの部分も重要となる。つまり、どういう所有関係、どういう資金状態、どういうやり方で事業を進めるかという点である。吉田区では上手に事業を進めていただけだと思うので、今、我が国が地方創生など色々な形で直面している問題のパイオニアになるのではないかと期待している。

以上

(28) 意見書集

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」に提出のあった意見書を参考までに添付する。

資料	頁
次期中間処理施設整備事業の施設整備基本計画・地域振興策に関するご意見について	2- (28) -1
第2回会議 意見書	2- (28) -2
第3回会議 意見書	2- (28) -3
第4回会議 意見書	2- (28) -6
第5回会議 意見書	2- (28) -25
第6回会議 意見書	2- (28) -31
第7回会議 意見書	2- (28) -40
第8回会議 意見書	2- (28) -55

次期中間処理施設整備事業の**施設整備基本計画・地域振興策**に関するご意見について

1. 目的

印西市・白井市・栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、昭和61年に稼働開始した「ごみ焼却施設」である現印西クリーンセンターの老朽化に伴い、次期中間処理施設（ごみ焼却施設及びリサイクルセンター施設）の整備事業を進めております。

平成26年11月28日に、建設候補地として選定された印西市内の吉田地区の地元町内会である「吉田区」と事業を推進するにあたり、双方の役割や今後の協議の進め方など、基本的な事項について確認・合意に至り、「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」を平成27年3月3日に締結いたしました。

今後は、基本協定書に基づき、施設整備基本計画の調査・審議を担当する「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」と地域振興策について調査・審議を担当する「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」により、次期中間処理施設と周辺地域との共存共栄の基礎を構築するための具体的な協議を進め、事業の実現に向け取組んでいきます。

施設整備基本計画や地域振興策に関する皆さまからのご意見を幅広く受け付け（匿名可）、本事業を進めていくうえで参考といたします。

2. 関係資料等

印西地区環境整備事業組合のホームページに掲載している記事をご覧ください。

※ホームページアドレス <http://www.inkan-jk.or.jp/> → トップページ「次期中間処理施設整備事業について」をクリック

3. 意見の提出先

〒270-1352 印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進班 宛て

4. 意見の提出方法

- (1) 組合窓口への持参：平日9時から17時まで。（会議開催時も受付します。）
- (2) 郵便等による送付
- (3) ファクシミリによる送付：ファクシミリ番号 0476（47）1765
- (4) 電子メールによる送付：電子メールアドレス jikisisetu@inkan-jk.or.jp

5. 意見の提出期間

平成27年5月25日から平成28年3月31日まで

6. 意見を提出することができる方

どなたでも意見を提出することができます。

7. 不適切な意見の排除

不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれるご意見は、下記8で規定する取り扱いをしません。

8. 提出された意見の取り扱い

両検討委員会の参考資料として活用させていただきます。

また、印西地区環境整備事業組合のホームページにて公開します。

9. 所定様式

様式1（次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画に関する意見書）のとおり。

様式2（次期中間処理施設整備事業地域振興策に関する意見書）のとおり。

※上記2の組合ホームページから、ダウンロードできます。

10. 問合せ先

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進班

電話番号 0476（46）2734

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 様

意見

平成 27年 6月 27日提出

委員名 渡邊 忠明

1. 資料、情報の提供は1週間前、遅くとも4、5日前に
今回は、直前でほかの用件と重なり1時間も拝見できず意見を論理的に整理する時間がなく、表現も乱暴とならざるを得なかった。
見映えより中味の重視を。
2. 地域振興策検討材料としての地元の情報を
地域に根差した振興策は地域の構造の把握から生まれる。
地区の年齢構成、就業構造（地元で働く、地区外で働き地区では寝食のみ等々の構造）
営農実態（作目の種類とその面積、従事者数）、商業等他の産業の有無は？等々。
要するに「3. 地域の課題の分析」の裏付けは？⇒振興策のシーズ、種子の確認に役立つ。
3. 成功している地域活性化事例に共通することは
売り込み先、誘客先等、ニーズ、需要を明らかにした上で、小さく産んで大きく育てる「リーン・スタート アップ（lean ぜい肉がなく引き締まって痩せた）」である。
住んでいる人が投資しリスクを担うことで真剣になる。
大きな一つの施設であれもこれもではなく、小さな特化型の施設が集積して、結果的に多くの人ができる環境の実現、No 1でなく Only 1の追求が成功の基。
選択と集中。農で言えば六次産業化とともに半農半「X」。で身の丈に合ったキラリと光る吉田地区に相応しい「X」は何か。
売る量よりも利益率。等々、地域に根差し、地域特性を活かしながら地に足のついた検討をお願いしたい。
外見よりも中味の充実を。
4. 地域活性化、地元の実践者が知の先端
吉田地区には、独創的な人、活動的な人、最近、地域活性化の若手学識者の言うトンガッタ人が、頑張っていると感じてきたので、その知を尊重したい。

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 様

意見

平成 27 年 7 月 21 日提出

委員名 渡邊 忠明

第 3 回会議資料（案）に対する意見

I. 全体印象

1. 農業振興に力点は評価。但し、專業は諸状況から課題が大きく、半農半×とならざるを得ないが、私も含め×のアイデア出しが不足。

背景：吉田地区の基幹的産業であり、今後も継続、発展が吉田地区の活性化に必須。

そもそも農業は古来、治山治水とともに国を治める（政治）の基本。農業の多面的環境保全機能にも近年、人々の注目と期待が。

「2-7.8.9」は良い提案もっと練りたい。但し、7 は贈答に限らず、社員家族の消費も視野に。

社員の援農支援ボランティアは、企業の社会貢献の目に見え、分かりやすいジャンル（見える化に効果）。加えて、一次産業体験はデスクワークの多い近年、額に汗し、その効果が目に見え、社員教育としても重視されている。

埼玉県小川町でのさいたま市のリフォーム会社と農家の協働「むらの田んぼとまちの食卓を結ぶ関係（大江正章著、岩波新書「地域に希望あり）」、茨城県霞ヶ浦のアサザプロジェクト等成功事例多数。

II. 個別

1. 環境学習に食農教育・食育教育を加え、その振興策で「1. 里地里山の保全・活用」「2. 農業振興」、「3. 産業振興」、「4. 余暇・レジャー・健康増進」に寄与を。

（1）そもそも「考える」「学習」等、知的好奇心を満足させる行為は、人間にとって最高のレクリエーション（社会学・心理学等の識者の指摘。2005～2014 の「レジャー白書」でも 2013 年追加の「読書」が 4 位相当、「動物園・・・博物館」が 5～10 位、アンケート調査でも「知識や教養を高めること」「好奇心を満たすこと」「自然に触れる

こと」が上位にランク。電車内で読む新聞から二市一町市民の知的好奇心の高さ確信。

(2) 二市一町は、NPO法人、任意団体を問わず、環境学習のボランティアが多数活動し、何より、吉田地区は格好のフィールドを有し、元手をかけず着手できる。

(3) 環境学習は「歩く」ので、食事がしたくなる、汗を流したくなるので、食事提供施設、温浴施設と結びつく。参加した帰りに地元産品を買って行く。

(4) 食農・食育教育は学より、実際に「食する」ことが大事。食事提供施設は必須。

(5) 次期中間処理施設では、廃棄物3R・地球温暖化防止等の環境学習スペースも用意されるであろうが、公共団体の公共施設であることから、里山の環境学習、食農・食育教育にどこまで活用できるか課題となるが、可能な限りリンクできれば望ましい。

(6) 次期中間処理施設における環境学習も回数は少ないが、吉田地区に人が来て、消費活動も期待できるので、(案)のメニューに追加。「4. 余暇・レジャー・健康増進」の「余暇」を「余暇の活用」とすれば落ち着きが良いのでは。

(「地域振興策のイメージ図」も含めて。)

2. クラインガルテンを練る。

二市一町住民はマンション居住者が多く、土に飢えている。

2005～2014「レジャー白書」でも「園芸・庭いじり」は11位～13位で「安定して人気があり、2008の同書の「ニューレジャー市場」で貸し農園は20位。これも食と温浴に結びつく。

3. 「5. スポーツ振興」

5-7の屋外クライミングは興味を持ったが、基本的には、既存の西部地区公園と連携し、その利用者を食と温浴に結びつける策が現実的では。

4. 箱ものは一カ所に集約し、コンパクト化し、運営を効率的に。

3-1の道の駅、3-6の全国公募による外食店、4-1サンセットスパ&リゾート、3-8小規模多目的店舗、4-7④里山カフェ、7-7環境NPOの事務所等は、最適な一カ所に集約し、管理・運営を効率的に。

5. 7-8環境図書館は、環境学習スペースとともに次期中間処理施設に一体的に設置することが効果的。

6. 「1. 里地里山の保全・活用」に下刈りの間伐等の具体的保全活動を希望する（あるいは押し付けもありうる。）団体に場を提供する。

7. 「9-6地域振興策総合パッケージのキャッチコピー」の重要性。

地域振興特産品を販売する場合、おしゃれなパッケージとネーミング、ロゴマークがポイントとなる。提案に加えロゴマークも考えたい。

8. 泉CCクラブハウスの二市一町市民の集まりへの活用。

泉CCクラブハウスの空いている場合は、二市一町市民のパーティ等会合に開放し、料理は地元産品を積極的に使ったものを提供。

III その他

1. 粗大ゴミ持ち込みのさらなる優遇、再利用品の持ち込み及び販売促進による二市一町の方々の吉田地区来訪の促進。

粗大ゴミを次期中間処理施設に直接持ち込みをさらに促進する。

優遇策（料金割引を含め）を検討するとともに2R優先で再利用できるものの持ち込み、販売促進策を検討し、二市一町から来た人が吉田地区の特産品を買ったり、食事、温浴をついでに楽しむ策も、ささやかな効果かもしれないが検討したいものである。

IV 参考

1. 「1-11 鳥類の巣箱」

1990年代以降、巣箱はシジュウカラ、コゲラ等、樹洞に営巣する種のみ繁殖を助け、他の鳥との営巣競争のバランスを懸念する識者が多数となり、巣箱を掛ける活動は控えられている。この項、私の発言も含め削除が妥当。

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 様

意見（第3回会議の補足）

平成27年7月27日提出（8月13日修正）

委員名 渡邊忠明

里地里山の重要性と保全上の課題

第3回委員会において、大谷氏から「吉田地区の里地里山の評価」について問われ、全委員の認識に、美的評価については相違ないと感じ、また、同日は地域振興策のアイデア出しがメインテーマで時間も少なく、概略の意見に止めました。

いずれにせよ、標記については、吉田地区の中核であり、委員会として共通認識で今後に臨みたく整理させていただきます。

なお、「里地里山」を概略的に定義をすれば、「里地里山とは、原生的な自然と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林と人工林、農地（水田を含む。）、ため池等広く農林業的利用に供される土地で構成される地域で人間と自然の営みが調和した地域を言う」となります。

しかし、ここでは吉田地区の「里地里山」の主たる構成要素である「落葉広葉樹の二次林」とそれにより構成される里山の中に存在する「谷津田」を念頭に意見を集約させていただきます。

I 総論

1. 目に映ずる風景としては、二市一町の里地里山に比しても上位にランク（地域に精通した黒須氏の保証。私もランダムに見て来た経験で同感。）
2. 生態学的視点からは、モウソウチク、アズマネザサの繁茂や当地の潜在自然植生である常緑広葉樹の侵入も見られ荒廃、人為による保全管理が必要（同日、この点の論乃不十分。）
3. 持続的保全には、法的担保、住民が楽しむことにより地域のお宝化の方策が必要。
4. 「2」、「3」を地域振興策で解決。

II 各論

1. 目に映ずる棚田の谷津、里山の林と畑を含めた丘陵の織りなす風景の優位性は論を待たない。
2. コナラ、クヌギを主とした当該地域のそれを含めた落葉広葉樹の二次林の里山は、関東以南であれば、植生の水平分布区分では暖温帯に属し、自然の植生遷移（植生が時間

の経過とともに変化すること。)に委ねれば、冷温帯に属するコナラ等落葉広葉樹林は、シイ、カシ等の常緑広葉樹林に変わっていく。

しかし、コナラ等の落葉広葉樹の二次林は、縄文時代には薪用の伐採や焼畑(5~6年で新しい所へ移動)等、人為が加え続けられ、地球が温暖化しても寒冷期に繁茂したコナラ等の落葉広葉樹林が維持された。水田等本格的農耕時代に入っても、農用の堆肥用に進入した常緑広葉樹の稚樹も含め下草は刈り取られ、樹木も20~30年の間隔で薪炭用に伐採され、人為の干渉によりコナラ等落葉広葉樹は寒冷期からの遺存的に今日まで保たれてきた。

なお、コナラ等の落葉広葉樹林は、伐採後、萌芽(切り株の脇芽)更新により自然の力により再生される林である。

さらに重要なのは、落葉樹の林床を彩る春植物(カタクリ(二市一町では私は未確認なるも寒冷期の遺存種))やスマレ、コナラの菌根菌と共生するキンラン(レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類)は、落葉樹の葉が展開しない早春に開花・結実し生き延びる戦略を有し、パッチ状に伐採された所では旺盛に繁殖してきたために、里地里山は絶滅危惧種が豊富で(自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査等で科学的裏付け)、生物多様性保全上の重要性から、米国直輸入のウィルダネス(原生的自然)中心の自然保護論から脱却し、その保全の重要性が広く(昔から二次的自然の重要性を訴えた識者は存在。)認識されるようになった歴史がある。(ススキ草原に代表される里地の生物多様性保全のメカニズムは吉田地区に存しないので略。)

3. 1970年代以降、燃料が薪炭から化石燃料に、肥料が堆肥から化学肥料に変わり、コナラ等落葉広葉樹林には人為が加わらなくなり、その生態学的荒廃が始まり、春植物等も絶滅の危機にさらされる今日に至った。(人為の付加が存続しなければ、いずれは落葉広葉樹林は常緑広葉樹林に遷移。)

結果、早春期に陽光が得られず寒冷期の遺存種も含め春植物は生存不能に。

しかし、植物の種子は良好な環境が巡ってくるまで休眠する戦略(埋土種子)を有するものも多く、荒廃したコナラ等落葉広葉樹林であっても、ボランティア等で定期的伐採、下草刈り等の里地里山保全活動により、絶滅危惧種の復活も含め、健全化した事例が積み重なっている。

なお、野生ランの多くは種子が微細で、共生相手の菌根菌があつてそれにとって良好な環境が復活すれば、遠方であっても再生する事例も多数。

4. ほとんどが民有地である里山の持続的保全上、土地所有問題も課題。

失礼ながら、安くても吉田地区の土地を購入せんとする人は多くはないと思う。

しかし、林地は農地と違い、相続時も含め税制上優遇されていない。

里地里山の保全のため公有地化は、現在の市財政では無理、1975年代頃、税制上の優遇策を講じたナショナルトラストも日本では定着せず。

残るは、印西市は景観法に基づく景観管理団体であるから、早急に法に基づく条例を制定し、規制措置を講ずるか、千葉県の上里山保全条例の活用を考える必要がある。

合わせて「5」で述べる里地里山の活用により、地域のお宝として土地を売りにくい状況(半ば実質的共有地化)とすることも他の里地里山の保全事例から有効であろう。(夢物語でなく、当該地域には素地有り。)

5. 以上を踏まえ、第3回委員会に向け、意見書を提出した如く、吉田地区の里地里山を

活用して吉田地区の地域振興（里山保全による伐採木は需要があることは事務局の「地域振興策のアイデアに対する補足について」の「1-4」で確認（薪ストーブを使用している家庭の増加）を図るとともに、結果として里地里山の保全を図ることを期待したい。

具体は、私の意見書、Ⅱ-1、Ⅱ-6をご確認願いたい。（特に「考える」「学習」等、知的好奇心を充たす行為は最高のレクリエーション）。

加藤氏から現実に即し、「今、観光客が不在」は的確なご指摘。

しかし、里地里山の保全活動、環境学習の展開で地域のにぎわいを創出している事例もあることから、「今」は人が来ていなくとも合わせ技で二市一町の住民に足を運んでもらえるのではないかと期待する。

特に、環境学習やイベント等、ソフトの充実で観光価値のない所でもブランド化し、集客しうる。

我が国初、世界遺産（自然遺産）登録、同時登録の屋久島と白神山地を比べると、ソフトの力が明白。

屋久島も白神山地も、摩周湖や十和田湖のように万民が感動する風景ではなく、岳人や生態学的知識を有する者（屋久杉の圧倒さは別。）なら感動するが、一般の観光客にどれだけ訴えかけることができるかは疑問といった風景である。

屋久島は、石油国家備蓄基地のため志布志湾埋立で失墜した鹿児島県環境行政への信頼回復のため、土屋新知事の重点施策として私が発案した屋久島環境文化村構想をその後の課長が住民と国を代表する学識者を交え具体化を相談する過程で世界遺産登録（当時、国は費用負担で条約批准を渋っていた。）を目指すこととされた。

屋久島環境文化村構想は、①島外資本によらない島民の身の丈に合った島興し、②優れた自然をすり減らさないよう活用（サステナビリティ）、つまりは環境学習とエコツーリズムによる振興を基調に入念にソフト策を用意し、大谷氏の「吉田株式会社」的、中核的な担い手（但し、県・町・地元。）を作って、登録後、21年も世界遺産効果が続いている。

一方、白神山地は、地元ソフトを考える素地のない所に、そこを縦断する青（森）秋（田）林道中止の代償的に登録されたため、世界遺産効果はもはや薄れ、今になって地元はあわてている。

要するに、大衆的に美映えのしない風景が観光地として最高の看板をもらっても、対応するソフト策が如何に大切かを両者は物語っている。

吉田区も、ソフトの工夫次第で「0（ゼロ）」からの脱却を期待できると考える。

【蛇足】

農業振興は、「半農半X（エックス：バツではありません。）」のXを適切に見つけ出せるか否かにかかっています。

X（エックス）が知恵の出し所。事務局、委員共同でがんばりたい所。特に地元の発意に期待。

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 様

意見（第4回委員会に向けての意見と事務局への調査依頼）

平成27年8月3日提出（8月15日修正）

委員名 渡邊 忠明

I. 総論

1. 加藤氏の「エコノミー優先」が出発の原点。道の駅、食事提供施設等が完成、運営が始まっても「売るもの」が無ければ始まらない。農業振興はできるところから始める。エコロジーの里山保全活動、環境学習もウォーミングアップを。
2. 大谷氏の第3回委員会資料「農業振興」国の施策、八千代市の追随、印西市の立ち遅れ、吉田地区の現状、明解に整理され敬服。しかし、八千代市を羨み、悔む必要はない。吉田地区の地域特性に合った、身の丈に合った方策を「地産地消」で満足し足元を見て検討をしたい。
3. 「1.」「2.」のために「吉田株式会社」の設立前に「吉田地区、農を考える集い」を組織化。
4. 吉田地区の半農半XのXとして「指定管理者制度」の障壁はあるが、「吉田株式会社」のメンバーが農作業と調整をしながら交代で、次期中間処理施設の管理（清掃等）やリサイクルセンターの分別作業を行い、農以外の安定した収入を確保する。

II. 各論

1. 総論につきる。
2. ①国の施策は大胆に概説すれば、ある地域の先駆的事例に触発され、解決すべき課題の原理原則を整理し、国際的動向も視野に打ち出された基本的方向性ではあるが、地域としても学ぶべきものはある。

大谷氏の第3回委員会資料「農業振興」中、P1「農用地保全の必要性」は、当時は手放しでは誉められない背景はあったが、秀作。TPP等貿易自由化は今後さらに拡大し、安い農産物の輸入拡大は必至。しかし、農地の有する「多面的且つ公益的な機能（私の第3回委員会資料 - 1. 「I-1.」中、農業の「多面的環境保全機能」と同義。）は輸入できない。つまり、例え、国産農産物が輸入農産品に太刀打ちできなくなっても（実は、それは極く一部の農産品に限られるが。）、農地の有する上記の多面的公益機能を維持するため、農業者を支え続ける施策は国も自治体も放棄できない。

しかし、亜熱帯から亜寒帯に及ぶ多様な環境・気候・風土の日本では、国の施策をなぞっても、食い違いが出て来るか沈腐化するのが落。特に国の補助金、目的を持った交付金は、概ね3年で衣替えで、事務手続きの繁雑さで過大な負担。

【注：もとより、政府（国）とは、領土・領民・統治権の3つを要素とするものと言われ

るが、その役割を具体化すれば、普遍的・基本的ルールの整備・制定、基本的あるいは長期的な戦略または計画の構築、広域的国土保全、基幹的社会資本整備、自治体間の財政的格差是正、安全保障、外交（自治体間交流も重要。）等々を旨とするものである。

従って、国の政策は、地域地域のダイバーシティ（多様性）やアイデンティティ（独自性、特性）を網羅しきれものではないと言わざるを得ない。

そこで、国と地方自治体の役割分担を重視し、地域のことは地方自治体に委ね、国は必要に応じそれをサポートする体制が望ましいとする有識者の発言が出てくる所以と思料する。

なお、本年6月5日閣議決定の「平成27年版環境等白書（循環型社会白書／生物多様性白書を含む。）」中、「第1章 環境・経済・社会の現状と持続可能な地域づくりに向けて」、「第3節 環境、経済、社会が統合的に向上した持続可能な地域づくり」の序文中に、「社会経済システムに環境配慮を織り込むだけでなく、それぞれの地域における自然、経済、社会等の特性に合わせた多様で持続可能な地域づくりが不可欠」との表現を、8月20日に確認したが、これら表現は、昭和46年、環境庁発足時からの考え方の延長線上（進化は見られるが。）と言って差し支えない。

これを受けた「第2章 被災地の復興と持続可能な地域づくり」、「第3章 地域経済・社会的課題の解決に資する持続的な地域づくり」の模範的・先進的事例は、地域振興のヒントは与えてはくれるが。】

結局、地域特性に則した施策が持続力をもつ。私自身、国の役人でありながら北海道庁、鹿児島県庁では、国の施策、法律に逆らって地域特性優先で成功例多数（例：廃棄物処理法改正で環境影響皆無で肥料効果のある有機酸の焼酎廃液を塩酸・硫酸と横並びで土壤還元禁止。地場産業の危機。焼酎廃液は肥料法では特殊肥料とされるので、焼酎業者に肥料業の届出をさせ芋農家に提供させ廃棄物処理法脱却。）。

国の最重要施策のひとつ、観光立国の第一人者（小泉首相以降ずっと）、星野佳路氏は「マイケル・ポーターの「競争の戦略」を教科書に」と謙遜するが、氏の足跡を辿ると星野温泉（昔、探鳥家（バードウォッチャー）が愛用。）を継いだ時、金太郎飴と揶揄されたリゾート法（多数省方が共管し、国を挙げての地域特性を考慮しない施策の典型的失敗例。K庁の反対通らず、妥協策で国立・国定公園は対象外に。）の嵐の中で、地域特性に立脚し、他とは違う（差別化、オリジナリティ、オンリーワンの追求）経営とその経営のブランド化で今日の繁栄がある。（国の施策は星野氏の後追い。）

米沢藩（上杉景勝、家康により120万石、会津から同人数の藩士を連れ30万石の元家臣、直江兼続の米沢藩へ。元々貧乏の上、吉良の息子が養子で散財、疲弊。）上杉鷹山（日向、高鍋藩秋月家から養子、外の目で米沢を視る。）の改革（地域振興の最初かも。直江兼続の「四季農戒書」は参考とした。）。改革に当たり尖った家臣を重用。換金作物や生垣にウコギ等食用樹を奨励。副業として、庭に薬草（黄連等）を植えさせ、ヨモギ（灸治）を集めることを奨励。その上、本草学（植物学・薬物学）に基づき「かてもの（食事のかてになる植物の意。）」なる出版物により、食べ方、貯蔵法まで説く（内容は、今日でも食品学や栄養学上の参考となるもの。）。

荒地を開墾するほか、庭を活用させ、漆、桑（蚕→絹織物）、^{カラムシ}苧（縮織は越後松山（小千谷）から織工を。）、藍（縮織の染料）、コウゾ（和紙原料）等の植栽を奨励した上、原料のまま売るのではなく、付加価値を極限までつけた藩営マニュファクチャーとでも言うべき産品振興、つまり農の六次産業化。その現実のため、他国の技術指導者を招聘。経費を切り詰めるだけの改革ではなく、必要な経費は積極的に有効活用。

改革政策を浸透させるため、村々に伍什組合をコミュニティとして組織させ、民富を

次々と実現。「吉田株式会社」に通ずるものあり。堀に鯉、老人と子供に採らせ老人には小遣いを。

農民は道端に杭を打ち^{ザル}箆を吊るし、にぎり飯、干し柿、合羽、笠などの生活や旅の必需品を入れ販売（「棒杭の市（あきない）」）。今でいう無人販売。

儀礼の創設（「^{セキデン}籍田の礼（周・漢の耕作の儀）」）、振興。吉田地区の多彩な年間事業の継承、執行に通ず。

（以上、「上杉鷹山の改革」は、記憶の確認のため、「上杉鷹山（横山昭男（当時、山形大教授）著、吉川弘文館発行）」、「小説上杉鷹山（童門冬二著、学陽書房発行）」を斜め読みにて、確認・修正の他、吉田地区に通ずるものを追記。）

鷹山の施策は今日でも米沢の地場産業と観光を支えている。

昭和40年、大学1年で教養課程で学んだ農学概論（全学部生対象）、柏裕賢教授（優れた農林経済学者、正論で国には目の上の瘤。）の教え。

「日本の農家は実質豊か。現金収入は100万～200万でも自給自足で食費は零。サラリーマン家庭では、奨学金は貰えないが、農家の学生は対象。

現金収入が少ない分は社会的援助も」（裏付けデータは忘却、ノートは廃棄するも、「教えの要」は、この意見書作成で頭に甦る。「教えの要」は今も生きており、消費税アップは自給を優位に。）

② ①を踏まえ、国の施策の逆張りで振興策を考える。

田畑ともに国は優良農家に耕作地を集約し、大規模化・効率化により利益率を上げ、国際基準をクリアする良質な農産品で国際的競争力も強化したい。しかし、吉田地区においては、いまさら農家が高額な負担をして、構造改善をやってどれだけの競争力が得られるだろうか。まして、国際認証等は不要。

目的とする市場は地元^{セキデン}に絞る（地産地消）、細分化された農地を逆手に取り、自給自足を充たしつつ、多品種少量生産を基本とする。品種の選定に当たっては商品価値が高いものや、将来、加工、地元の食事提供施設で活用できるものを優先する。（柏市あけぼのの山地区では、ブルーベリーで地域特性を出している。二番煎じは不可だが。）温暖な気候で冬も生産が途切れないが、量的に生産は落ちるので、耕作放棄地にタラノキを植え、約5cmの冬芽をもつ節を切断し、フレームで水栽培でタラノ芽を、耕作放棄地の痩せ地でも生育するフキは早春には蔭の臺を、生産すれば高額で販売できる。

水田も畑も小間切れで、大型機械は不可で高額な機械は必要なく、小規模分散型であれば、作業期も分散され、耕作機械の共有（シェア）も吉田株式会社を介して可能に。

水田は里山のボランティアによる下刈りで堆肥を作り、事務局提案の「2-7」を拡大し、企業の援農ボランティアで、鋤き込み、除草等々、米作の手助けを受け有機栽培とし、ブランド化も目指す。

吉田地区の地域特性を活かせる品種を三ツ葉以外にも考えたい。出来た米は最低限、援農ボランティアに応じた企業には贈答用のみならず、社員の日常生活にも購入していただき、安定的な販売先は確保しておく。（「第3回委員会参考資料-1」中、「I-1.」の後半参照。）他の農産物の地産地消については、印西市においても既に直販所があり、いずれも小規模農家の持ち込みと聞いているが、事務局で確認いただければ、私の提案の適否がさらに明確になる。なお、西白井駅改札広場で平日の夕方直販している人は脱サラで1.5ha、50品目、自家用水田を友人と共同栽培により10aで生活は成り立つとのこと。有機栽培で固定客も多いとのこと。

吉田地区の里山保全活動では、クヌギ・コナラの伐採木が大量に発生し、これらはシイ

タケ栽培の楢木であって、シイタケを特産品として安定的に生産可。逆にシイタケ栽培のためにクヌギ等を定常的に伐採することは里山の保全につながり、好循環（クヌギ・コナラ等落葉広葉樹林は伐採後、萌芽更新（切り株の脇芽が伸びて林が再生。））が発生。

老人にお小遣いを。昭和50年代半ば、建設省外郭団体（奥地産業開発道路関係）から徳島県の山村の地域振興計画策定調査を依頼され、訪れた一つの村では、老人達がモミジ等料亭料理の飾りとなる葉物を集め、関西の料亭相手に年収500万円をあげている事例を自ら見聞した。（平成27年版環境等白書（前述）、「第3章 地域経済・社会的課題の解決に資する持続可能な地域づくり」、「第2節 それぞれの特性を生かした地域づくり」中で、先進事例として掲載されていることを、平成27年8月20日確認。「徳島県上勝町で今は億単位の売上げ」とのこと。）

二番煎じでは稼げない。吉田地区では、老人が山菜を集めテンプラ用セットを美しくパック詰め、販売で小遣い稼ぎが可能。ヨモギは5月まで、タラノキやウドも葉をテンプラで7月までは香しい味を楽しめる。その気で地区内を捜すことにより、他にも、そして秋にも販売できる材料が見つかると思料。

③参考

②の小面積農地における自給自足、地産地消を踏まえた多品種少量生産の適否に係る地元実態を事務局が調査できない場合、調査できても更に補強のために、予て私が注目していた地域振興の論客の一人、大江正章氏が本年5月20日に岩波新書から「地域に希望あり」を出版したので同書から②に関する事例を紹介する。但し私の主張を補強する部分を中心に情報を拾っていることは否めない。

ア. 島根県旧柿木村（現吉賀町） p 53～p 57

高度経済成長の1970年代に、当時の20代の若者達が、有機農業による自給優先で椎茸等特産を加味した農業に取り組む。ベースは繁殖牛や十数羽の鶏を飼い、多品目を作る有畜複合農業【注：吉田地区では吉野牧場との連携が考えられる。】。「NPO法人ゆうきびと」が中心となり、Iターンの受け入れも。自給の延長で加工品も含めた食べ物づくり。2014年「食と農・かきのきむら企業組合」設立。リーダーの福原庄史氏談要約。「自給+αの農家は米価の値下がりの影響受けず。小さい農業故安定。こうした山村では投資しない方が良い」。

イ. 岐阜県郡上市石徹白^{いとしろ}P87～P102

農協（この地域では、多くの住民が出資、参加できる組織であった。）による小規模水力発電と出荷できないハネ品（トウモロコシ、サツマイモ）材料でスナック菓子風商品の開発、カフェでは地元野菜のランチ（メンバーは交代で。）を提供。「NPO法人やすらぎの里いとしろ」と「石徹白地区地域づくり協議会」が核。

地域づくりの中心、平野彰秀氏の発言要約。「一部の人間だけではなく集落皆でやりたいという気持ちを大切に、身の丈に合ったものを手づくりで。

経済成長のみをめざす社会に未来はない。エネルギーと食べ物の地域自給から新時代が拓かれていく。そこに共感する若い世代は増加中」。

ウ. 福島県旧東和町（現二本松市） P 176～P 214

蚕がだめになり出稼ぎの生活に。NPO法人「ゆうきの里東和（任意団体の「ゆうきの里ふるさとづくり協議会」から発展。）」が中核。

桑関連商品の開発、いちじく、りんごの加工品等特産品の開発。地産地消からまちづくり、住民が故郷に誇りをもって生きるための新しい公共。会員の多くは兼業農家、自給農家。少量多品目生産。30aの畑で50～60種生産の人も。40aで30種の野菜と花。根菜類は土を被せ冬も出荷の75歳老女、年50万円。都会で70代女

性がこれだけ稼ぐのは無理。

武藤正敏事務局長談要約。「道の駅は老人の小遣い稼ぎ、それ以上に売る喜びを知り仲間とおしゃべりをする、生きがいを与える福祉の役割。賑わい、声、笑顔、里山全体の活力」。

農水省キャリア官僚、関正弘夫妻も移住、80aの畑で9品目、田は自給+親戚用に10a。関氏談要約。「とにかく風景良【注：吉田地区に通ず】、田と里山、それに癒される。人がつながり、都会人が忘れた素朴さ」。

東京からIターン夫婦。畑70a、田20a、周囲が作らない品種を意識して30品目。平飼いの鶏舎の卵も評判、カルシウム摂取のためのカキ殻以外95%は自家製と地元産農作物のクズ。

東和の新規就農者、農業収入200万円以下。冬アルバイト。

3. 「2. ③」で見たように、農による地域振興で成功している所は、「吉田株式会社」的中核組織を有し、概ねは任意団体から発展して法人化。

吉田地区でも、農業技術の指導継承・売れる作物が重複しないよう調整・農作物販売先の開拓・付加価値のある加工品の検討・食事提供施設用作物の検討等のため、緩やかな吉田地区住民を結ぶ組織、「農を考える集い」を早急に立ち上げる必要有りと思料。

4. 半農半XのXの追及。Xは総論のアイデアの他、事務局、吉田地区のアイデア集で実現可能性の高いものを「吉田株式会社」が経営することにより、農に携わる人も農作業との調整や同業者とのローテーションで担うことができると思料。

<蛇足>

私ども委員は、地域振興の過去や他地区の事例から学んだ教訓を基に、事務局、吉田地区のアイデアに対し「かくかくでその実現性、採算性は難しい」と否定する前に「かくかく難しいが、かくかくの点を検討、改善すれば良いのでは」とアイデアの実現に向けた智恵を絞りたいものと存じます。

(参考：上杉鷹山の訓。(平成17年9月1日、碑文を渡邊忠明筆記)

「成せばなる 成さねばならぬ

何事も

成さぬは人の なさぬなりけり」)

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 様

平成27年8月11日提出

委員名 大谷 芳末

別添のとおり『地域振興策評価シート』なるものを作成してみました。
弊員の判断で評価・採点が記入されています。
必要に応じて、委員各位の評価判断 Tool としてご活用下さい。

1. 評価項目

第三回検討委で改定承認された『地域に求められる将来像』の要件に照らし、振興策各項目がミートするかを評価しました。

採点はマクロを捕らえるのが目的で以下3段階評価、単純化しました。

<例> 農業振興に対し

効果あるもの・・・・・・・・・・2点

どちらとも言えない・・・・・・・・1点

効果ないもの・・・・・・・・・・0点

また、経済効果を評価する上で、
年間平均利用者(人)×平均消費額(¥)－年間運営経費(¥)＝粗利(¥)
以上の数値を仮定数値として入れてあります。

2. 論評

1) 里地里山

里地里山の保全・活用は全ての施策が『地域に求められる将来像』に照らし中位評価、川魚養殖のみ利益を上げられる可能性があり、他の項目は全てランニングコスト持ち出し構造である。しかし、本件は3市町の住民の関心度が高いこと、吉田区の誇りで後世に残したいお宝であることから、重要視すべきと思われる。また、基幹の産業振興策が見通しどおりうまくいくとすれば、本件の持ち出し（維持費）は十分カバー出来る。

2) 農業振興

農業振興は全ての施策が『地域に求められる将来像』に照らし上位評価、棚田・棚畑・棚花畑のみ持ち出し構造で、他の項目は全て中位の利益を上げられる可能性を持つ施策である。棚田・棚畑・棚花畑は里地里山の重要性と共通の意義があり、持ち出し構造ではあるが、基幹事業で十分カバーできる。

3) 産業振興

産業振興は全ての施策が『地域に求められる将来像』に照らし上位評価。収益構造もダントツを示す。

4) 余暇・レジャー・健康増進

余暇・レジャー・健康増進は『地域に求められる将来像』に照らし上位から低位まで混在評価。考え方は低位評価で持ち出し構造大の施策は実施するか否か慎重に検討要。例えば、印旛沼水族館、歴史浪漫の里構想、等。また、低位評価で持ち出し構造少の施策でも、集客効果見込まれるものは残しても良い。例えば、調整池（ビオトープ）、ふれあい動物園、ダチョウ園、花畑迷路、等。また、低位評価でもそれなりの収益が上がるもの、プラスマイナスゼロは残して良い。

5) スポーツ振興

スポーツ振興はいずれも『地域に求められる将来像』に照らし低位に評価。特に、体育館、サッカー場・フットサル場、野球場、スポーツ合宿所、シンクロプールは、低位評価の上、ランニングコスト持ち出し構造大の為、こういう物は造るべきでは無いとの意見もある。屋内カーリング場のみ、超ニッチではあるが大化けする可能性あり、残したい。技術的にカーリングと一般向けリンクが兼ねられれば、集客効果大、収益も期待出来る。年々猛暑となるので受けるかも？屋外クライミングは維持費がさほどかからず、若干の利用収入で賄えるし、それなりの若者集客効果が期待出来るので残して良い。

6) 地元還元

地元還元は『地域に求められる将来像』に照らし上位評価。トランスヒートコンテナと管理業務等の受託は還元効果大。インフラ関係と文化財保護は評価対象外とした。

7) 公共機能の拡充

公共機能の拡充は『地域に求められる将来像』に照らし中低位に評価。考え方は低位評価で持ち出し構造大の施策は、実施するか否か慎重な検討を要す。例えば、防災訓練所、コミュニティーセンター、環境図書室、等。また、上位評価で持ち出し構造少の施策でも、慈善事業であるものは残したい。基幹事業で十分カバー出来る。

8) インフラ整備

インフラ事業は基盤整備事業であり、それ自体が農業振興、集客、継続的な雇用、収益、等をもたらすものではない。吉田区検討委員会では、インフラと地域振興は分けて考える意見が多数派。インフラは世間並みに整った場合でゼロベース。加えて地域振興する為には、何の施策が有効かと考えるのが妥当だろうと思われる。よって、評価対象外とした。

以 上

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
第4回会議

項目	地域に求められる将来像(3段階評価, 0.1.2)										取組予想(仮定)					経費内容・備考	
	分類	#	振興策	次世代に誇りが持てる	持続可能性	農業振興	景観維持	賑わい	雇用	安定的な経済的恩恵	小計	年間平均利用者(人)	平均消費¥	年間売上げ¥	運営経費¥		粗利¥
里地山山の保全・活用	1-1	田んぼの自然公園	2	1	2	2	1	1	1	0	9	36500	¥200	¥7,300,000	¥13,500,000	(¥6,200,000)	維持費+人件費
	1-2	市民の森	2	1	0	2	1	1	1	0	7	10000	¥200	¥2,000,000	¥4,500,000	(¥2,500,000)	維持費+人件費
	1-3	森の産	2	1	0	2	1	1	1	0	8	5000	¥200	¥1,000,000	¥4,500,000	(¥3,500,000)	維持費+人件費
	1-4	森の産	2	1	0	2	1	1	1	0	8	3000	¥1,000	¥3,000,000	¥9,000,000	(¥3,600,000)	維持費+人件費
	1-5	イチョウのアゼ	1	1	1	2	1	1	1	0	7	36500	¥0	¥0	¥4,500,000	(¥4,500,000)	維持費+人件費
	1-6	川魚等の養殖	1	1	0	1	0	1	1	1	5	10000	¥500	¥5,000,000	¥4,500,000	¥500,000	維持費+人件費
	1-7	川魚の釣り堀	1	1	0	1	1	1	1	0	5	5000	¥300	¥1,500,000	¥4,500,000	(¥3,000,000)	維持費+人件費
	1-8	土水路沿道に木道	2	1	0	2	1	0	0	0	6	36500	¥0	¥0	¥1,000,000	(¥1,000,000)	維持費
	1-9	里山トイレ	2	2	0	2	1	0	0	0	7	36500	¥0	¥0	¥2,000,000	(¥2,000,000)	維持費
	1-10	猛禽類の営巣場	2	1	0	2	1	0	0	0	6	5000	¥0	¥0	¥1,000,000	(¥1,000,000)	維持費
	1-11	鳥類の巣箱	2	1	0	2	1	0	0	0	6	5000	¥0	¥0	¥500,000	(¥500,000)	維持費
農業振興	2-1	食品産地地域循環	2	1	1	0	0	1	1	1	6	10000	¥0	¥0	¥9,000,000	(¥9,000,000)	維持費+人件費
	2-2	商品開発(1)お土産・消費可能な食品商品開発(2)スナック系(ご当地メニュー)	1	2	1	0	1	2	2	2	9	200000	¥100	¥20,000,000	¥18,000,000	¥2,000,000	維持費+人件費+材料費
	2-3	商品開発(3)食事(ご当地メニュー)	1	2	1	0	1	2	2	2	9	200000	¥200	¥40,000,000	¥35,000,000	¥5,000,000	維持費+人件費+材料費
	2-4	商品開発(4)酒類	1	2	1	0	1	2	2	2	9	200000	¥100	¥20,000,000	¥13,500,000	¥6,500,000	維持費+人件費+材料費
	2-5	もぎとり農園直売所	2	2	2	1	1	1	1	1	11	20000	¥400	¥8,000,000	¥6,000,000	¥2,000,000	維持費+人件費+材料費
	2-7	贈答米	2	2	2	2	1	2	2	2	13	3000	¥2700	¥8,100,000	¥6,000,000	¥2,100,000	維持費+人件費+材料費
	2-8	100周年米	2	2	2	2	2	1	2	2	13	2000	¥10,000	¥20,000,000	¥18,000,000	¥2,000,000	維持費+人件費+材料費
	2-9	土壌改良田圃	2	2	2	2	1	2	2	2	13	1000	¥3,000	¥3,000,000	¥2,500,000	¥500,000	維持費+人件費+材料費
	2-10	クラインガルテン(日帰り)	2	2	0	2	1	1	1	1	9	50	¥30,000	¥1,500,000	¥1,000,000	¥500,000	維持費+人件費
	2-11	クラインガルテン(滞在型)	2	2	0	2	1	1	1	1	9	20	¥200,000	¥4,000,000	¥2,000,000	¥2,000,000	維持費+人件費
	2-12	棚田・棚田・棚田	2	1	1	2	1	1	1	1	9	36500	¥50	¥1,825,000	¥4,500,000	(¥2,675,000)	維持費+人件費+材料費
産業振興	3-1	道の駅(産直)	2	2	2	1	2	2	2	2	13	50000	¥2,000	¥1,000,000,000	¥900,000,000	¥100,000,000	維持費+人件費+材料費
	3-2	排熱利用事業者の誘致	2	2	1	1	2	2	2	11	5	¥5,000,000	¥25,000,000	¥25,000,000	¥0	プレミアム原資	
	3-3	排熱利用事業の繰	2	2	1	1	1	2	2	2	11	1	¥10,000,000	¥10,000,000	¥7,000,000	¥3,000,000	維持費+人件費+材料費
	3-4	温水洗浄	1	2	0	0	1	1	2	2	7	50000	¥900	¥45,000,000	¥30,000,000	¥15,000,000	維持費
	3-5	プレミアム通貨	1	2	0	0	2	2	2	2	9	0	0	0	0	0	0
	3-6	全国公募による外食店	2	1	1	0	2	0	1	1	7	5	¥1,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000	¥0	プレミアム原資
	3-7	ベンチャー企業の事務所	2	1	0	0	2	0	1	1	6	0	0	0	0	0	0
	3-8	小規模な多目的店	2	1	0	0	2	0	1	1	6	0	0	0	0	0	0
	3-9	小水力発電事業	2	2	0	2	2	2	2	2	12	0	0	0	0	0	0
余暇・レジャー・健康増進	4-1	サンセットスパリゾート	2	2	0	2	2	2	2	2	12	50000	¥900	¥45,000,000	¥36,000,000	¥9,000,000	維持費+人件費
	4-2	バドミントンコート	1	2	0	1	2	1	1	1	8	3650	¥3,000	¥10,950,000	¥4,500,000	¥6,450,000	維持費+人件費
	4-3	調整池の活用	2	1	0	2	1	0	0	0	6	5000	¥0	¥0	¥500,000	(¥500,000)	維持費+人件費
	4-4	印旛沼水施設	1	0	0	1	0	1	0	1	3	3000	¥800	¥2,400,000	¥16,000,000	(¥13,600,000)	維持費+人件費
	4-5	ドッグラン	1	2	0	1	2	1	1	1	8	10000	¥200	¥2,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	維持費+人件費
	4-6	ふれあい動物公園	2	2	0	1	2	1	1	1	9	36500	¥0	¥0	¥9,000,000	(¥9,000,000)	維持費+人件費
	4-7	ダチョウ園	1	1	0	0	1	1	1	0	4	5000	¥0	¥0	¥2,000,000	(¥2,000,000)	維持費+人件費
	4-8	サイクル駐輪場	1	2	0	0	2	1	1	1	7	1000	¥1,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥0	維持費+人件費
	4-9	サイクリング愛好者の駐輪場	1	2	0	0	2	1	1	1	7	1000	¥0	¥0	¥0	¥0	維持費+人件費
	4-10	レンタルサイクル、スケートボード、レジャーボート置場、カヌー置置場	1	2	0	0	2	1	2	1	8	300	¥30,000	¥9,000,000	¥4,500,000	¥4,500,000	維持費+人件費
	4-12	カルチャー教室	1	1	0	0	1	0	1	0	4	2000	¥1,000	¥2,000,000	¥500,000	¥1,500,000	維持費+人件費
	4-13	煙草器	1	2	0	1	2	0	0	0	6	3650	¥100	¥365,000	¥365,000	¥0	維持費+人件費
	4-14	石釜	1	2	0	1	2	0	0	0	6	3650	¥200	¥730,000	¥730,000	¥0	維持費+人件費
	4-15	釜炊場・もみから炊飯	1	2	0	1	2	0	0	0	6	3650	¥200	¥730,000	¥730,000	¥0	維持費+人件費
	4-16	焚火場	1	2	0	1	2	0	0	0	6	2000	¥0	¥0	¥0	¥0	維持費+人件費
	4-17	バーベキュー場	1	2	1	1	2	1	1	1	9	3650	¥200	¥730,000	¥730,000	¥0	維持費+人件費
	4-18	キャンプ場・オートキャンプ場	1	2	0	1	2	1	1	1	8	2000	¥1,000	¥2,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	維持費+人件費
	4-29	花火場	1	2	0	1	2	0	0	0	6	3650	¥0	¥0	¥0	¥0	維持費+人件費
	4-30	地域の魅力紹介映画	2	2	1	2	2	0	0	0	9	36500	¥0	¥0	¥0	¥0	維持費
	4-31	余暇・グルメ情報発信拠点構想	2	2	1	1	2	0	0	0	8	36500	¥0	¥0	¥0	¥0	維持費
	4-32	線画カフェ	1	1	1	2	2	1	1	1	9	7000	¥300	¥2,100,000	¥700,000	¥1,400,000	オーナー売上げ
	4-36	里山ジョギングロード	2	2	1	2	2	1	1	1	11	10000	¥100	¥1,000,000	¥1,000,000	¥0	維持費
	4-37	散策路コース・サイクリングコース	2	2	1	2	2	1	1	1	11	10000	¥100	¥1,000,000	¥1,000,000	¥0	維持費
	4-38	林間アスレチック	1	2	0	2	2	1	1	1	9	5000	¥100	¥500,000	¥500,000	¥0	維持費
	4-39	森への観光(各種行事)	2	2	2	2	2	1	1	1	12	10000	¥100	¥1,000,000	¥1,000,000	¥0	人件費
	4-40	イベント広場	1	2	1	1	2	1	1	1	9	10000	¥100	¥1,000,000	¥1,000,000	¥0	維持費
	4-41	ちびっこランド	1	2	0	2	2	1	1	1	9	5000	¥100	¥500,000	¥500,000	¥0	維持費
	4-42	水遊びの池	1	2	0	1	2	0	0	0	6	5000	¥0	¥0	¥0	¥0	維持費
	4-43	アウトドア用具の倉庫	1	2	0	0	2	1	1	1	7	1000	¥10,000	¥10,000,000	¥4,500,000	¥5,500,000	維持費+人件費
	4-44	煙突展望台	2	2	0	2	2	1	1	1	10	5000	¥100	¥500,000	¥500,000	¥0	維持費+人件費
	4-45	大規模な花畑迷路	1	2	0	2	2	1	1	1	9	5000	¥200	¥1,000,000	¥1,000,000	¥0	維持費+人件費
4-46	歴史遺産の集積場	2	2	0	1	1	1	1	1	8	5000	¥100	¥500,000	¥3,000,000	(¥2,500,000)	維持費+人件費	
4-47	キャラリースペース	1	2	0	0	2	0	0	0	5	24	¥3,000	¥72,000	¥72,000	¥0	維持費	
スポーツ振興	5-1	体育館	1	2	0	0	1	1	1	0	5	5000	¥200	¥1,000,000	¥2,500,000	(¥1,500,000)	維持費+人件費
	5-2	サッカー場・フットサル場	1	2	0	0	1	1	1	0	5	5000	¥200	¥1,000,000	¥2,500,000	(¥1,500,000)	維持費+人件費
	5-3	野球場	1	2	0	0	1	1	1	0	5	3000	¥100	¥300,000	¥300,000	(¥700,000)	維持費+人件費
	5-4	スポーツ合宿所	1	2	0	0	1	1	0	0	5	1000	¥4,000	¥4,000,000	¥4,500,000	(¥500,000)	維持費+人件費
	5-5	シニアクラブ	1	2	0	0	1	1	0	0	5	1000	¥1,000	¥1,000,000	¥4,500,000	(¥3,500,000)	維持費+人件費
	5-6	屋内カーリング場	1	2	0	0	1	1	0	0	5	1000	¥2,000	¥2,000,000	¥2,000,000	¥0	維持費+人件費
	5-7	屋外クライミング	1	2	0	1	1	1	0	0	6	1000	¥500	¥500,000	¥500,000	¥0	維持費+人件費
地元還元	6-1	地元振興施設の無償化	2	2	1	1	1	2	1	10	3000	¥100	¥300,000	¥300,000	¥0	人件費	
	6-2	町内会費の負担	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不可
	6-3	トラスヒートコンテ	2	2	0	0	0	0	2	2	8						

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 宛て

意見

平成 27年 8月 29日提出

委員名 大谷芳末

別添『よしだスコーラご提案』ご参照下さい。

『よしだスコーラ』ご提案



大谷芳末

平成27年8月30日

提案の目的



- 振興策中核の『道の駅』案にもうひとつの仕掛けを仕込む。
- 通常の『道の駅』を超える先進的進化機能を追加する。
- 追加機能は学校（スコーラ）の環境を創出する。
- 学習内容は環境学習に加え、農業振興内容を充実する。
- これにより話題性と差別化を強化する。

背景



- 里地里山保全と農業振興は密接な関係がある。
- 里地里山の集客効果は検討委員、吉田区住民とも懐疑的と考える人々が少なからず。
- 吉田区現在農業産品に特筆する物は見当たらず、3市町広域の産品を対象にブランド化・開発を考えた方が良い。
- 吉田区職業構造は9割が農業以外の職業で生計維持。農業振興の課題は吉田区に限らず、3市町共通の課題。
- 農業振興の課題は大変重く、長期に渡る合意形成、人材育成、技術革新が伴う。
- 里地里山の修景保存も同様に、長期に渡る啓蒙、合意形成、事業スキーム確立が伴う。
- とても1年で方向性を見いだすことは困難なテーマである。
- よって、これらの課題を次世代に向けて考える環境学習、農業振興学習の場とし、教育に投資することが現実的と考える。

よしだスコーラのソフト(案)



- モール内の植物工場化（水耕栽培）
- 現状農家の課題を知ってもらうコース。
- 援農希望者（農家・市民とも）の組織化の方法論。
- 援農者の農業技術研修。
- これからの農業の向かうべき方向の提案。
- 新しい発想と知識を持つ人材育成。
- 援農隊予備軍、新規就農予備軍のファンづくり。
- 植物工場ビジネスのコンサルティングサービス。
- 学校や公共施設内に植物工場・水耕栽培を設置・運営するとともに、農業だけでなく環境など複合的な体験学習が可能なプログラムを提供。
- 強い農業経営者（食、農業、経営、人材マネジメント、マーケティングなどのMBA）人材育成を計る。

モール内植物工場化（案）



年間を通じて様々な花が植えられます。天候に関係なく育ち、一年中、美しい花をお楽しみいただけます。



エントランスには約90㎡の広さの水田があり、メタルハイドランプと高圧ナトリウムランプで成長を促進し、年3回収穫可能です。

- 「パソナグループアーバンファーム」は、都心の真ん中で農業を体験できる施設です。パソナグループでは、自然共生オフィスの設置だけでなく、さまざまな農業研修を通して農業分野での雇用創出に取り組んでいます。

「のじまスコーラ」のご紹介



- ①「農産物生産」特産品のたまねぎ・キャベツをはじめとした、少量多品目含む年間20種以上の作物を栽培
- ②「加工品製造」バジルを軸としたドレッシング・ペースト・バーニャカウダ、その他新商品開発
- ③「販売」チャレンジファーム直送便等
- ④「農業体験・教育学習」
- ⑤「研修」農業人材育成研修
- ⑥「その他」収穫作業受託等、地域への農業人材不足問題を解決する取組み等

- 地域交流と地域振興を目指し、いつまでも地域住民の集う場所であり続けることを願って「のじまスコーラ」名付けられました。「農・食・学・芸」をテーマとした、6次産業化の拠点

援農隊育成カリキュラムモデル例 (初心者編)



No	分野	テーマ	内容	時間	ねらい
1	農業・援農について	日本の農業について	日本の農業をとりまく状況・課題等について	0.5	農業界全体について知り問題意識を高める
2		地域の農業について	地域の農業をとりまく状況・課題等について	0.5	地域農業について理解を深める
3		援農について	援農の必要性、援農という働き方について	0.5	援農の必要性・効果について理解をする
4	農家・道具について	農家・作物について	農家や作物について	0.5	援農に入る農家の特性や作物の特色について理解を深める
5		道具・機械について	援農に使う道具・機械について	0.5	道具・機械の基本的な知識をみにつける
6		資材・肥料・農業等について	援農に関わる資材・肥料・農業について	0.5	資材・肥料・農業について基本的な知識を身につける
7		農業の用語・単位について	農業で使われる用語・単位について	0.25	農家特有の用語・単位について知る
8	援農の働き方について	指示の受け方について	農家とのコミュニケーション、報告・連絡・相談について	0.25	農家とのコミュニケーションのポイント・注意点について知る
9		作業の仕方について	体の使い方、ペース配分について	0.25	仕事として継続するために安全な体の使い方・ペース配分のポイントを知る
10		安全管理について	援農における安全管理について	0.5	安全管理の重要性を理解する
11		労務管理について	援農における勤務管理・時間管理について	0.25	勤務管理・時間管理の方法について説明する
12	現場研修	現場研修	道具・機械の使い方、体の使い方、作物の扱い方、安全確保の仕方	2.5	上記、産学研修のポイントを現場(農場)で実践し体験して学ぶ
計				7	

先進集客施設視察先候補 1 アーバンファーム



アーバンファーム見学(30分程度)

農業関連研修(90分程度)

東京都千代田区大手町2-6-4



<講座テーマ>

案A：植物工場の今（入門編）レディーメイド
植物工場のタイプと養液栽培、その歴史など、この講座で植物工場の仕組みや最新の実例を学ぶ。最近話題の植物工場とは？どんなメリットがあるの？そう思われた方必見！

案B：吉田区スペシャル（研修は、要望に沿いオーダーメイドできる）
排熱最大限有効活用と吉田区の実情に合わせた地域振興、農業振興をセットに考えて見る。

視察先候補 2

農林水産省 植物工場 千葉大学拠点



講義付き見学コース

植物工場見学に講義が付いたコースです。見学は太陽光型、人工光型、選果・出荷施設等を一巡します。見学の前後に資料を配布し、講義を行います。

※所要時間：1時間30分～2時間程度

※受付人数：各回40名まで

※講師：千葉大学名誉教授、千葉大学教授

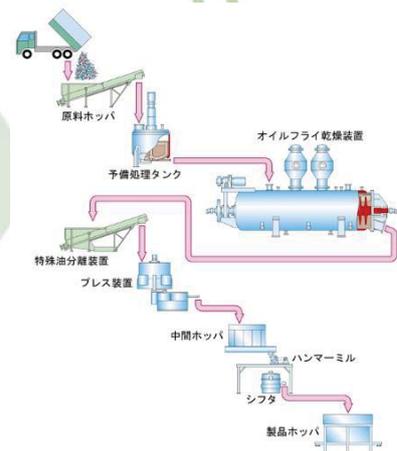


視察先候補 3

城南島飼料化センター



- 株式会社アルフォ
- 東京都大田区城南島3-3-2
- 資本金4.5億円
- 営業種目：配合飼料原料の製造
- 受け入れ企業：金融機関、商業施設、各学校給食等、約1,000ヶ所
- 納入先：日本配合飼料
- 処理能力：168t/日
- 飼肥料製造量：30t/日



㈱アルフォ城南島飼料化センターは「東京スーパーエコタウン事業」の選定を受けた施設です



視察先候補 4 齊藤農園（船橋市）



- 高度自動化ミツバ栽培
- 光や温度を完全制御する、独自に開発した自動化ラインなどによって「ミツバの18期作」を実現
- 2000坪の温室でミツバを水耕栽培している。1日当たりの出荷量は700～800ケース。

視察先推薦理由



- 先進的な集客施設（農業振興・教育機関を兼ねるスコラ）とし、六次産業化を考える。
- 三市町に先進モデルケース（ショールーム、体験講習、各種講座、コンサル）を提供できる。
- 長い目で農業振興・環境保全の人材育成を計れる。
- 排熱を最大限利用する。
- 高い収益性に結びつけることが期待できる。

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 宛て

意見

平成 27年 9月 15日提出

委員名 大谷芳末

地域振興策 視察候補先の要望

先の周辺住民意見交換会の中間報告を受けまして、吉田区検討委員会で審議した結果、関心度の高い視察候補先を選びました。貴検討委員会の審議方向性にマッチング適いましたら、吉田区として本案希望致しますので、上申致します。宜しくご検討お願いします。

<添付『地域振興策 視察候補のご提案』ご参照下さい>

1. 今回上申視察候補先
視察先候補 1 笠間クライガルテン
視察先候補 2 農林水産省 植物工場 千葉大学拠点
2. 他の候補先（視察候補先 3～7）
検討をすすめるにあたり、必要と認められそうな第二弾視察候補として案を上げています。まだ優先度は考慮しておりません。
3. その他
集客施設としての先進性、排熱最大限利用、農業振興先進性、緑地空間の保全などなど検討するに際し、私達自身が情報 Update、学習すべき事項が多く、これらの観点で2候補地を選びました。

地域振興策 視察候補のご提案



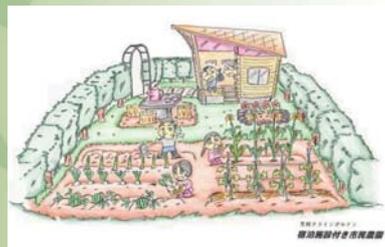
吉田区クリーンセンター検討委員会
平成27年9月15日

1

視察先候補1 笠間クライガルテン



バス・トイレ・キッチン付



単なる菜園にとどまらず、コミュニティ形成の場として、また重要な緑地空間として都市計画の中に位置づけられており、市民生活の向上や健康増進に大きな役割を担ってきました。



<滞在型市民農園>

- 全50区画
(身体障害者対応型：1区画)
- 1区画300㎡
- 約30㎡のラウベ(簡易宿泊施設)1棟、約100㎡の菜園、芝生、花壇
- 年間利用料：40万円/1区画

<日帰り市民農園>

- 全50区画
- 約30㎡の菜園
- 年間利用料：1万円/1区画
- 契約：滞在型・日帰りとも1年単位で最長5年間利用可

<直売所>

- さまざまな農業体験指導
- さまざまな講習会
漬物、味噌、こんにゃく、ジャムづくり
- ほたるの里南指原新米試食販売
- バーベキュータイム
- 野菜自慢コンテスト
- 菜園コンテスト
- 笠間市内の陶芸教室
- 夕涼み会(8月)とクリスマス会(12月)。

茨城県笠間市本戸4258

視察先候補 2 農林水産省 植物工場 千葉大学拠点



講義付き見学コース

植物工場見学に講義が付いたコースです。見学は太陽光型、人工光型、選果・出荷施設等を一巡します。見学の前後に資料を配布し、講義を行います。

※所要時間：1時間30分～2時間程度

※受付人数：各回40名まで

※講師：千葉大学名誉教授、千葉大学教授



3

視察先候補 3 アーバンファーム



東京都千代田区大手町2-6-4



地域交流と地域振興を目指し、いつまでも地域住民の集う場所であり続けることを願って「のじまスコーラ」名付けられました。「農・食・学・芸」をテーマとした、6次産業化の拠点



アーバンファーム見学(30分程度)

農業関連研修(90分程度)

＜研修テーマ＞

排熱最大限有効活用と吉田区の実情に合わせた地域振興、農業振興をセットに考えて見る。

- 「のじまスコーラ」タイプの振興策を考えてみる。
- 「よしだスコーラ」が実現出来ないか？（道の駅を超える進化形）
- 強い農業経営者（食、農業、経営、人材マネジメント、マーケティングなどのMBA）人材育成を計る。

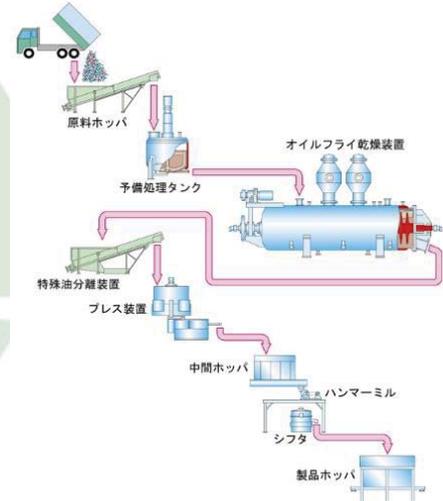
4

視察先候補4 城南島飼料化センター



- 株式会社アルフォ
- 東京都大田区城南島3-3-2
- 資本金4.5億円
- 営業種目：配合飼料原料の製造
- 受け入れ企業：金融機関、商業施設、各学校給食等、約1,000ヶ所
- 納入先：日本配合飼料
- 処理能力：168t/日
- 飼肥料製造量：30t/日

(株)アルフォ城南島飼料化センターは
「東京スーパーエコタウン事業」
の選定を受けた施設です



5

視察先候補5 齊藤農園（船橋市）



- 高度自動化ミツバ栽培
- 光や温度を完全制御する、独自に開発した自動化ラインなどによって「ミツバの18期作」を実現
- 2000坪の温室でミツバを水耕栽培している。1日当たりの出荷量は700～800ケース。

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 様

意見

平成27年9月25日提出

委員名 渡邊 忠明

I 全体

今回の「地域振興策」では、農業振興も重要なポイント。しかしまだ、吉田区、松崎区の農業の実態把握とそれに基づく提案が全くない。さらなる真剣な取り組みが必要。

II 個別案件

P3「1」②中、リサイクルプラザは、世の中に定着した言葉故やむを得ないが、環境保全の理念としては、リサイクルよりリユース優先。当組合の新基本計画でもそうなっている。よって、細かいが「リサイクル（リユース）品」は、「リユース・リサイクル品」に修正。前回も指摘済。

P9「11」酒造は、米だけでなく良質な水・匠の技術が必要で、当地区では困難。

P33「79」②中「各種キノコ」は、「各種キノコ（特にシイタケ等里山保全のための間伐材の活用）」に修文。前回意見書の通り、里山保全に必須の間伐で発生する木材を有効活用するシイタケ等キノコ栽培は、当地の振興策で象徴的なものである。

P35「83」ホテルについて、当委員会で疑問が呈されていたが、次の通り問題なし。

①ホテルの観賞は、懐中電灯を足下に照らし直接ホテルに光源を向けなければホテルの交尾活動に支障なし。私の経験を踏まえ、ホテルの日本一の権威、矢島稔氏にも確認済。

②幼虫の餌となるカワニナ、モノアラガイ（ヘイケボタルのみ）の増殖は、タナゴの産卵床なるドブガイが生息することから問題なし。（以上）

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 宛て

意見

平成 27年 10月 15日提出

委員名 大谷芳末

地域振興策 追加提案の検討願い

吉田区検討委員会にてパッケージに含まれる個別地域振興策の具体化を審議した結果、派生的に新アイデアが出ましたので、パッケージに追加頂きたく上申いたします。貴検討委員会の審議方向性にマッチング適いしましたら、吉田区として本案追加希望致します。宜しくご検討お願い致します。

<添付『追加地域振興策』ご参照下さい>

1. 吉田ゲストハウス
既に追加された「宿泊機能」に対し、24時間営業の困難さの懸念が指摘されました。これに対し、旅館業法に縛られず、三市町市民の公益性 Up を計った修正案です。
2. 吉田マリーナ
台地展開の「カヌー類置き場」案だと、利用者は台地から水辺に運ぶ不便性を解消できないかの派生案です。また、組合検討委でも印旛沼、新川の水辺環境を生かせないかのお話しがたびたびありました。同時に市民の夢の創出に繋がります。
3. オンデマンド交通システム
吉田区独自運行の買い物バス利用住民の声を反映させました。現状は高齢でも健常者が主に利用しています。近い将来、ふれあいバス延伸が実現すると、独自運行「買い物バス」の中継ぎは役目を終えますが、今後ますます高齢化が進むと近隣バス停までも歩行困難者が増加すると思われます。外出先ニーズは買い物から医療機関などへ変化すると思われ、ドアトゥドアで希望予約時間の外出ニーズが増すと思われます。

地域振興策 追加アイデア

ご提案



吉田区クリーンセンター検討委員会
平成27年10月10日

吉田ゲストハウス（ご提案）

宿泊施設のアイデアからの派生アイデア



<目的>

- ・ スポーツ・文化交流、留学ホームステイ施設とする。
- ・ 災害緊急避難場所が必要な時は、被災者を優先で泊める。
- ・ 地域住民がゲストお迎えした場合の宿泊利用が可。

<施設概要（構想）>

- ・ 部屋：20室（6帖）
- ・ タイプ：ツインベッドルーム
- ・ バス・トイレ：なし
- ・ 地域住民サロン隣接
- ・ 集合キッチン・イング
（住民が食事おもてなしをする場合、ゲストが自炊する場合使用）
- ・ 宿泊料：無料
- ・ 利用代金例：¥300-リネンサービス



<ホストの心得>

- ・ 施設のこと、集落のこと近隣市街地を一番よく知っているのは区民あなたです。お気に入りの場所をシェアして、親しい友人にゲストを紹介しましょう。
- ・ ゲストは型にはまらない事を好むことが多いもの。何か地元の、忘れられないスペシャルなことを教えましょう。
- ・ ゲストを招き入れた時は…今度は外に誘い出す番！ 大好きなカフェ、美術館、近場のラウンジ、縁側カフェに行くときに「一緒にどう？」と声をかけてみましょう。

吉田ゲストハウスの効果



- 1) 吉田区にも、国際親善、ホストファミリーに関心を抱く人々が多少なりともいらっしゃいます。(オーストラリアバトミントンチーム招聘など)
- 2) ゲストを迎える期間にもよりますが、四六時中自宅に滞在させるには、それなりの負担となり、逡巡するケースもあると思われます。
- 3) 三市町を対象にすると、同様なお考えの市民のニーズがあると思われます。
- 4) この施設の利点は、例えば吉田ゲストハウスに3週間滞在させ、その内、自宅に数日宿泊滞在でお迎えするという使い方が出来ます。
- 5) 地域住民の冠婚葬祭時、遠方親戚等の宿泊先としてご利用頂けます。
- 7) 留学生など、ホストとして受け入れる皆様にとっても異文化交流体験ができる貴重な経験になります。
- 8) 災害時、避難所宿泊機能を果たします。(例えば重篤者介護室)
- 9) 有料合宿所(学校、スポーツ関係)としての可能性を残します。

吉田マリーナ 構想



- 印旛沼／新川水辺の魅力

吉田マリーナ構想

カヌー置き場から派生した追加アイデアです



浚渫要



- この場所が唯一印旛沼堤防開口部です。
- 他の場所は八千代エリアだったり、バイパス盛り土領域。
- ハザードマップで利根川決壊想定時、浸水域なので、バイパス路面まで盛り土要。
- 印旛沼海拔は1.2mしかありません。
- カヌーまたはボートが印旛沼水面流域に繫留出来れば顧客利便性格段Up。即出港可。

吉田マリーナ 夢の構想



吉田丸



利根川

長門川

<欲しい機能>

- 係留施設
- ビジター棧橋
- 給油所
- フィッシャーマンズワーク
- カヌー等置き場

もし利根川に入
れると太平洋に
もできます

吉田マリーナの効果



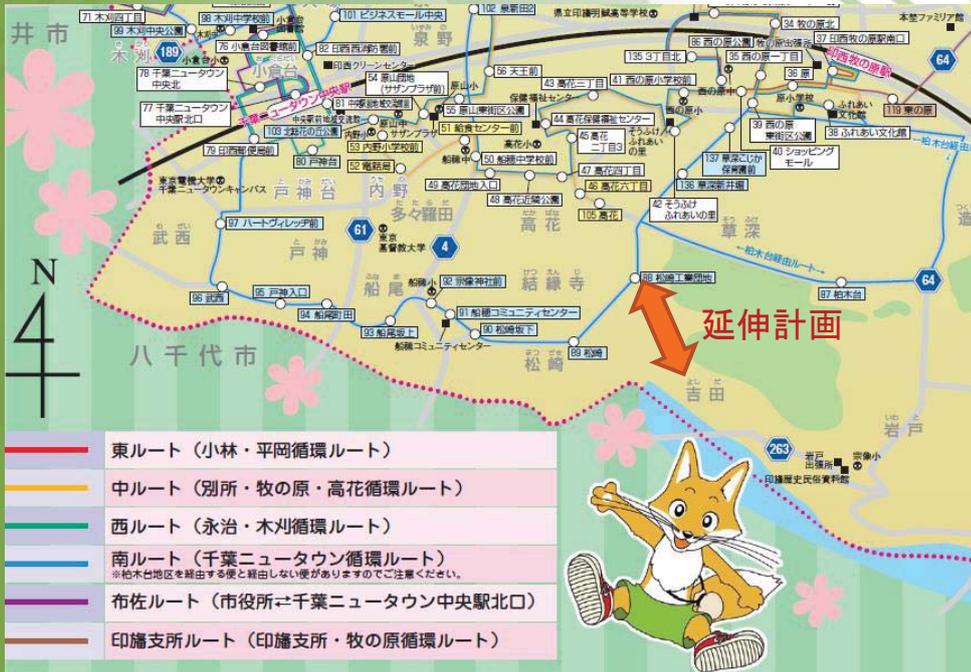
- 三市町マリンスポーツ愛好家の基地提供。
- 印旛沼水域のマリンスポーツ愛好家のビジター基地提供。
- 係留料金収入が期待出来る。
参考：16ft ¥28万/年、25ft ¥53万/年（浦安）
- ビジター利用料金収入がある。（参考～25ftで¥2,000-）
- フィッシャーマンワーフの売上げ期待。
- 吉田ミュージアムへ誘導でお客様の施設内消費を即す。マリーナ顧客はシャワー、入浴サービスのニーズが高い。
- 夢の実現『吉田丸』将来性が期待出来る。

吉田区 買い物バス 現状



- 吉田区では買い物バスを独自運行しています。
- 実績：2012年より現在まで
- 運行日：週1便（木曜）
- 年間運行回数：16回／2014年
スクールバス空き月日のみ運行利用
- 年間利用者数：297人／2014年実績
- 運行経路：吉田区～ジャパンミート 往復
- 年間収支：▲¥37,800-／2014年実績

ふれあいバス南ルート延伸計画



<現状>
松崎工業団地時刻表

印西牧の原行	中央駅行
8:36	9:13
11:30	12:07
14:24	15:01
17:18	17:58

14分 17分

出典：印西市HP



オンデマンド交通システム



- 買い物バスはふれあいバス延伸により役割は終える。

<買い物バス利用区民の声>

- まanus高齡化でニーズが増してくるのは、医療機関へのアクセス、交通手段。
- 近隣のバス停までも歩行困難者が増加すると思われる。
- オンデマンド交通システムの実現が望まれる。

オンデマンド交通



- オンデマンド交通とは“ドア・トゥー・ドア”サービスを実現する新しい乗り合いタクシーのサービスです。
- 利用者は予約をしてから行きます。似たような予約があれば一緒に運びます。これを、乗り合いといいます。利用者は自宅や職場から好きな場所まで好きな時間に移動できます。システムに集まる予約を処理し、効率的な運行計画を即座に作り出します。



出典：東京大学オンデマンド交通プロジェクト

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 宛て

意見

平成 27年 10月 22日提出

委員名 大谷芳末

エネルギーバランスについての質問と考察

先の施設検討委の『エネルギーバランス』審議抜粋参考資料－1につきまして、事前にわからないことの問い合わせと、一部考察を上申致します。できれば次回振興策にて追加説明ご準備頂ければ幸いです。まにあわない場合は追ってのご開示でも結構です。宜しくお願ひします。

1. 参考資料－1、2項の(3)

『自立運転の為2炉運転時にも買電をおこなわずに・・・』とありますが、1炉運転時の方が買電可能性高いのに、わざわざ謳った主旨は何でしょうか？別の意図がありますか？

2. 発電電力は？(参考資料－1、3項)

1炉運転時39.4%(7.88GJ/h)が発電の場合、何kwh発電が見込まれますか？
同様に2炉運転時18.7%(9.75GJ/h)が発電の場合、何kwh発電が見込まれますか？
また、1炉時39.4%(7.88GJ/h)、2炉18.7%(9.75GJ/h)の熱量配分はどの様に決められたのでしょうか？2炉ならば、単純計算で7.88GJ/h×2とはならないのでしょうか？

3. 初歩的な質問です。

2炉運転時、焼却炉総熱エネルギー52.15GJ/hと解釈出来ますが、全量発電に回すべく発電機ハードウェアを設け、災害時はフル発電、平常時は18.7%のみに絞って発電するような使い方が出来ますか？

4. 補助ボイラーの考え方(参考資料－1、3項、表－1)

『余熱利用施設側で補助ボイラー等の熱源確保が必要』とありますが、仮に台地の振興策で複合施設が実現することを想定した場合、複合施設個々がバックアップ設備を整えるのは、非効率、不経済が想定され、施設整備の大元でバックアップ施設を持ち、複合個別施設にバックアップ熱供給する方が、合理的とおもわれます。ただし、この

部分のランニングコスト事業スキームは別途考慮すべきでしょう。

5. 年間稼働日数

稼働日数の年間推移を時系列に典型例が想定できるなら、トレンドでお示し下さい。熱利用者側がその特性を理解しておく必要があります。特に排熱利用事業者誘致の場合は供給条件を示す必要があります。

注：排熱利用事業者想定の場合、バックアップは利用者側負担のコンセプトが良いと思われま

6. 熱媒体4種の典型的温度？

低温水、温水、高温水、蒸気、四種の典型的な温度範囲を教えてください。

熱利用者側がその特性を理解しておく必要があります。

以上、ご質問・考察を述べましたが、小規模施設の為、排熱総量、発電規模がそれ相応のエネルギー量であることを理解しながら、地域振興策施設への寄与を含めて考えたいと思います。

<参考>

1. 1炉運転の場合の場外熱利用 14.7GJ/h は、現在地排熱利用の（株）千葉ニュータウンが地域冷暖房で年間平均供給熱量 18GJ/h より下回る量です。
2. 日医大病院の年間平均使用電力は 2,300kwh（推定値）の規模です。

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 殿

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の地域振興策検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただくほか、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開させていただきますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、提出年月日及び下記欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成27年11月5日提出
竹下建一 岡野三之 津島孝彦

背景：次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会10月委員会において、プラントメーカーへのアンケート結果に基づいてエネルギー回収率等が提示されている。また余熱利用形態と必要熱量が提示されている。ここではエネルギー回収率を基に、余熱利用と発電の関係について試算してみた。余熱利用は種々考えられ、地域振興策検討委員会でも議論されているところである。ここに示す試算を基に定量的な議論を進めて頂きたい。試算したケースは以下の3ケースである。

- 1) 回収エネルギーを全量発電した場合
- 2) 回収エネルギーのうち、一部を温水プールに利用した場合
- 3) 回収エネルギーのうち、14.86 GJ/h を外部に熱供給した場合

試算において、エネルギーバランスのベースになっている主要パラメータは以下の通りである。

- 施設規模：156 t/d (78 t/d x 2)
- 年間稼働日数（委員会資料表-1）
1 炉運転 192 日/年、2 炉運転 166 日/年、全停 7 日/年
- 基準ゴミ低位発熱量：11,540 kJ/kg

また、エネルギー回収率、その他の条件は委員会資料等を基に以下のように仮定した。

- 1 炉運転時エネルギー回収率：28.0%
- 2 炉運転時エネルギー回収率：32.3%
- 発電/熱の等価係数：0.46
- 所内電力消費量は1 炉運転時 1,018 kW、2 炉運転時 1,259 kW とした。（10 月委員会資料より推定）
- 売電単価は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の廃棄物発電で規定されている調達価格 18.36 円/kWh（消費税込み）とした。
- またこのエネルギー回収率は以下のスタディーでは、発電と熱エネルギーとしての回収の比に拘らず一定と仮定する。

これをベースに発電と熱エネルギー回収のケーススタディーを試みる。

[1] 回収エネルギーを全量発電した場合

1) 1 炉運転時の発電量

ごみの入熱は、 $11,540 \text{ (kJ/kg)} \times 78 \text{ t/d} \times 1,000 \text{ (kg/t)} / 24 \text{ (h/d)} = 37,505,000 \text{ kJ/h}$

回収熱量は回収率 28.0%とすると、

$37,505,000 \text{ kJ/h} \times 0.28 = 1,0501,400 \text{ kJ/h}$

これに相当する発電量は、 $1,0501,400 \text{ kJ/h} / 3,600 \text{ kJ/kwH} = 2,917 \text{ kW}$

2) 2 炉運転時の発電量

ごみの入熱は、 $11,540 \text{ (kJ/kg)} \times 156 \text{ t/d} \times 1,000 \text{ (kg/t)} / 24 \text{ (h/d)} = 75,010,000 \text{ kJ/h}$

回収熱量は回収率 32.3%とすると、

$75,010,000 \text{ kJ/h} \times 0.323 = 24,228,230 \text{ kJ/h}$

これに相当する発電量は、 $24,228,230 \text{ kJ/h} / 3,600 \text{ kJ/kwH} = 6,730 \text{ kW}$

3) 所内必要電力

一方所内の必要電力量は委員会資料によれば、

1 炉運転時は回収熱量の 34.9%、2 炉運転時は回収熱量の 18.7%となっている。従い、

1 炉運転時の所内電力は、 $37,505,000 \text{ (kJ/h)} \times 0.28 \times 0.349 / 3,600 \text{ (kJ/kwH)} = 1,018 \text{ kW}$

2 炉運転時の所内電力は、 $75,010,000 \text{ (kJ/h)} \times 0.323 \times 0.187 / 3,600 \text{ (kJ/kwH)} = 1,259 \text{ kW}$

4) 年間売電量および売電価格

年間売電量 = $((2,917 - 1,018) \text{ kw} \times 24 \text{ h/d} \times 192 \text{ d/y}) + ((6,730 - 1,259) \times 24 \times 166 \text{ d/y}) = 30,547,056 \text{ kWh/y}$

売電単価を 18.36 円/kWH とすると、年間売電価格は 560.8 百万円/Year となる。

[2] 回収エネルギーのうち、一部を温水プールに利用した場合

温水プール運営に必要な熱量は委員会資料表-2 より、温水プール用、シャワー用、温水プール管理等暖房を合わせて 3.19 GJ/h である。これを外部に供給した場合の発電量を求める。

1) 1 炉運転時の発電量

X kW とすると、

$(3600X + 3.19 \times 1,000,000 \text{ (kJ/GJ)} \times 0.46) / 37,505,000 = 0.28$

これより X = 2,509 kW

2) 2 炉運転時の発電量

$(3600X + 3.19 \times 1,000,000 \text{ (kJ/GJ)} \times 0.46) / 75,010,000 = 0.323$

これより X = 6,322 kW

3) 所内必要電力

全量発電時と同じく、1 炉運転時の所内電力は 1,018 kW、2 炉運転時の所内電力は 1,259 kW とする。

4) 年間売電量および売電価格

年間売電量 = $((2,509 - 1,018) \text{ kw} \times 24 \text{ h/d} \times 192 \text{ d/y}) + ((6,322 - 1,259) \times 24 \times 166 \text{ d/y}) = 27,041,520 \text{ kWh/y}$

売電単価を 18.36 円/kWH とすると、年間売電価格は 496.5 百万円/Year となる。

[3] 外部に 14.86 GJ/h の熱を供給した場合

1) 1 炉運転時の発電量

X kW とすると、

$$(3600X + 14.86 \times 1,000,000 \text{ (kJ/GJ)} \times 0.46) / 37,505,000 = 0.28$$

これより $X = 1,018 \text{ kW}$

2) 2 炉運転時の発電量

$$(3600X + 14.86 \times 1,000,000 \text{ (kJ/GJ)} \times 0.46) / 75,010,000 = 0.323$$

これより $X = 4,831 \text{ kW}$

3) 所内必要電力

全量発電時と同じく、1 炉運転時の所内電力は 1,011 kW、2 炉運転時の所内電力は 1,259 kW とする。

4) 年間売電量および売電価格

$$\text{年間売電量} = ((1,018 - 1,018) \text{ kW} \times 24 \text{ h/d} \times 192 \text{ d/y}) + ((4,831 - 1,259) \times 24 \times 166 \text{ d/y}) = 14,230,848 \text{ kWh/y}$$

売電単価を 18.36 円/kWh とすると、年間売電価格は 261.3 百万円/Year となる。

以上をまとめると、

	ケース[1]	ケース[2]	ケース[3]
	全量発電	温水プールに熱供給	14.86GJ/h 熱供給
有効熱供給量	0	3.19GJ/h	14.86GJ/h
1 炉運転時発電量	2,917 kW	2,509 kW	1,018 kW
2 炉運転時発電量	6,730 kW	6,322 kW	4,831 kW
年間売電量	30,547,056 kWh/Y	27,041,520 kWh/Y	14,230,848 kWh/Y
年間売電価格	560.8 百万円/Y	496.5 百万円/Y	261.3 百万円/Y

以上、外部への熱供給と売電収入の関係を試算した。詳細にみれば仮定が大胆な所があるが、大まかな指標にはなると思う。この試算結果を踏まえてどういう地域振興策が考えられるかの一助として欲しい。

(参考)：発電と熱回収の制御方法

次図はボイラでゴミ焼却排熱を回収してスチームを発生し、抽気復水タービンを設置した場合の熱回収システムである。発電はこの抽気復水タービンによりなされる。一方、熱供給は抽気復水タービンの抽気 (⑪) 部分のスチームを利用して、場内および場外 (⑬) へ熱が供給される。この抽気スチームは抽気されるまではタービンを通して発電も行うため、効率のよい、いわばコージェネレーション (熱電併給) である。熱供給量は、その施設が決まればほぼ一定と思われ、1 炉運転、2 炉運転時も変わらないようにする制御になる。2 炉運転で余計に回収されたスチームはタービンの復水部分を通り (⑩)、発電量が多くなる。また余熱利用施設が稼働していない時は、抽気量をゼロにし全スチーム量をタービンの復水側に持って行くか、蒸気復水器 (⑭) で有効利用せずに復水に戻せばよい。以上柔軟な対応が可能である。

(添付)：施設整備検討委員会 10 月委員会資料 表-2 熱回収形態と必要熱量

エネルギーバランスについて

図-1 に抽気復水タービンによる熱供給システムの蒸気の流れを示します。

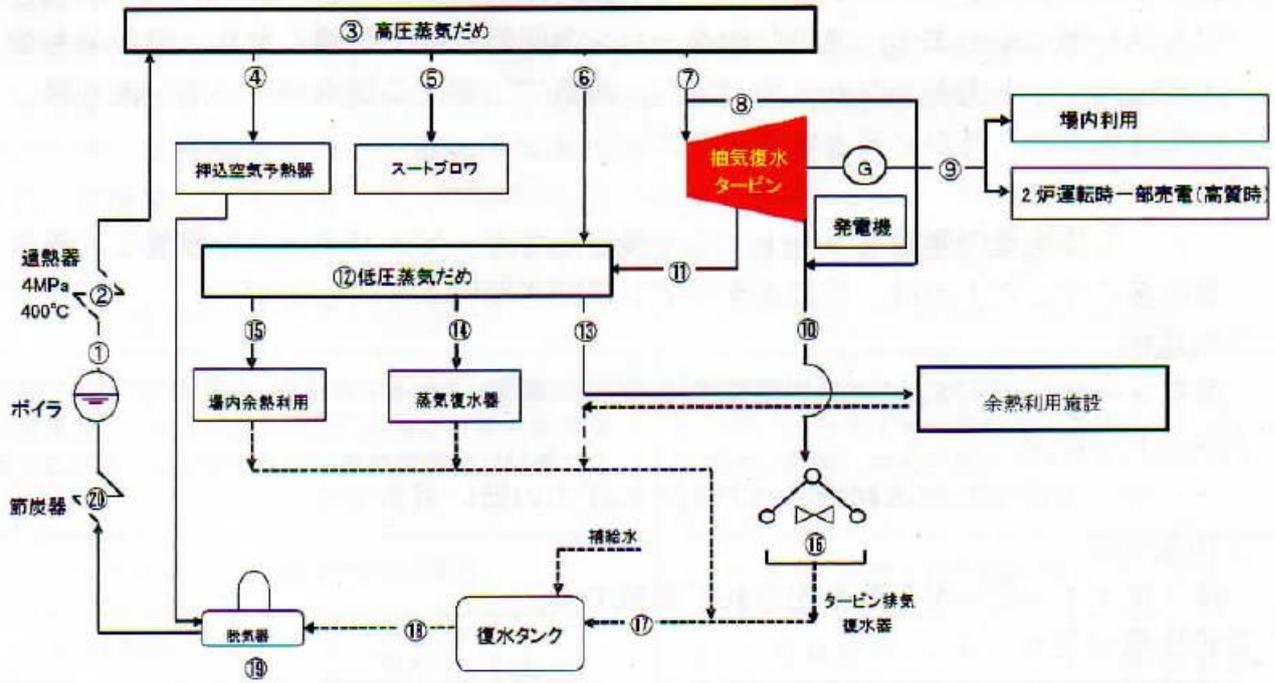


図-1 抽気復水タービンによる熱回収システム

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 宛て

意見

平成 27年 11月 19日提出

委員名 大谷芳末

エネルギーバランスの提案

先に行われた施設整備検討委で、『ごみの持つエネルギーを最大限活用し地域へのエネルギー供給』を目的とした、エネルギーバランスについての審議がありました。

本書は、排熱エネルギーを有効利用する利用者側の立場から考えたエネルギーバランスを提案するものです。

施設整備側のハードウェアプランと密接な関係にありますので、施設整備検討委に対して提言・活用されることを望みます。

<提案の要旨>

1. バックアップによる熱補給

先の施設整備検討委で、27.7GJ/h のバックアッププランが示されました。2炉運転時の最大排出エネルギーをバックアップするプランで、過大な設備投資、追加燃料消費でランニングコスト増となると思われます。

本書は、その必要はなく、1炉運転時の 14.7GJ/h を通年利用可エネルギーとし、27.7GJ/h は不定期排出エネルギーととらえ、個別に利用価値を高める提案です。

よって、バックアップは全炉停止時、及び不測の故障時の備えた通年利用分 14.7GJ/h で良く、初期設備費はかかるものの、平常時は稼働の必要がなく、ランニングコストはほとんどかからないプランです。

また、防災拠点化構想に対して、この 14.7GJ/h のバックアップは燃料ゴミが枯渇した場合でも、発電や冷暖房の有効利用が可能です。

2. 発電機の規模に対する提言

本書は、発電機規模を2炉運転時排出エネルギー52GJ/h の全量発電出来る規模の設備を推奨しています。その理由は、

- 1) 通年利用地域振興施設の夜間エネルギー需要は減じると考えられる。
- 2) 不定期排出エネルギーの用途は、誘致排熱利用事業者との合意依存や、蓄熱技術の実用化待ち、オフライン輸送の採算性、不定期でも受け入れる需要顧客の開拓などに中期的時間を要すると思われる。
- 3) 今後 EV カーの加速的実用化と共に、蓄電、蓄熱の実用化も進むと考えられるが、まだ中期的時間を要すると思われる。

- 4) 防災拠点化構想で、電気にすることが一番利用価値と供給の容易さが計れると思われる。インフラ被害なければ外部供給できるし、そこそこ普及したEV避難車両での供給、蓄電池など被災地へのオフライン供給が可能。
- 5) 平時でも余剰エネルギーが昼夜、季節・気候変動で発生すると思われ、発電余剰電力は、組合の売電収入となる。

以上

エネルギーバランス ご提案



吉田区クリーンセンター検討委員会
平成27年11月29日

エネルギーバランス (年間排出パターン)

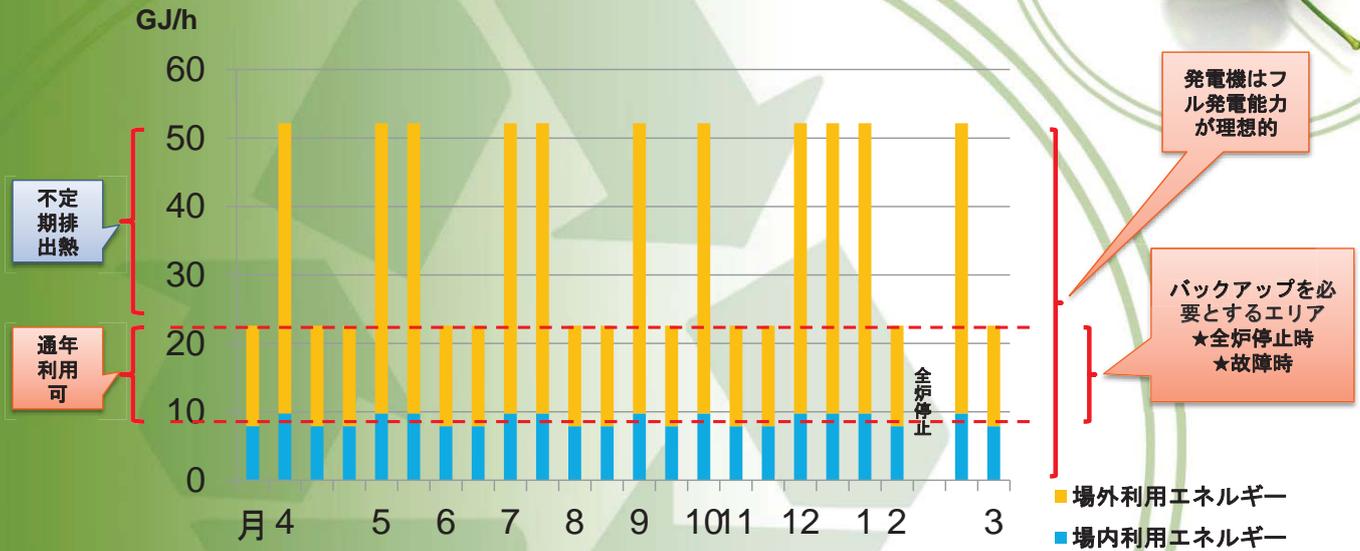


年間操炉計画イメージ(第6回会議参考資料-1 表-1の補足資料)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号炉													
運転	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
点検整備		■			■			■					
2号炉													
運転	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
点検整備	■		■		■		■		■		■	■	
共通系点検整備 (全炉停止)											■		7日 (場外熱利用は出来ない)
1炉運転日数	22日	15日	16日	21日	18日	20日	31日	17日	17日	0日	2日	13日	182日 (場外熱利用は14.7GJ/h)
2炉運転日数	8日	16日	14日	10日	13日	10日	0日	13日	14日	31日	19日	18日	166日 (場外熱利用は42.4GJ/h)

- 2炉運転時のみ、最大52GJ/hの排熱（場外利用分は42.4GJ/h）、フル発電した場合の4,300kwh ⇨
- 1炉運転時は14.7GJ/h場外排熱利用可。

エネルギーの有効利用



- 通年利用可排熱は通年営業排熱利用事業者が利用。
- 不定期排出排熱は不定期でも受け入れ可能事業者が活用。

地域冷暖房 参考資料



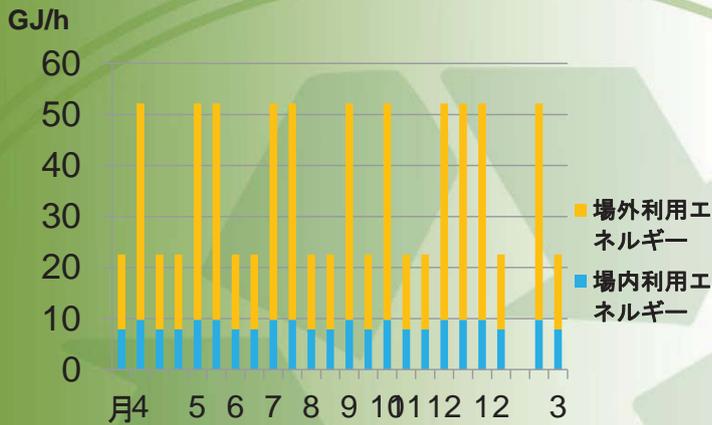
- 株式会社
千葉ニュータウン
- 供給販売熱量
約157千GJ/年
= 18GJ/h

第6回会議資料 参考資料-1
表-2 熱回収形態と必要熱量より
福祉センター冷暖房（延床面積
2,400㎡）で1.6GJ/hを適応する。

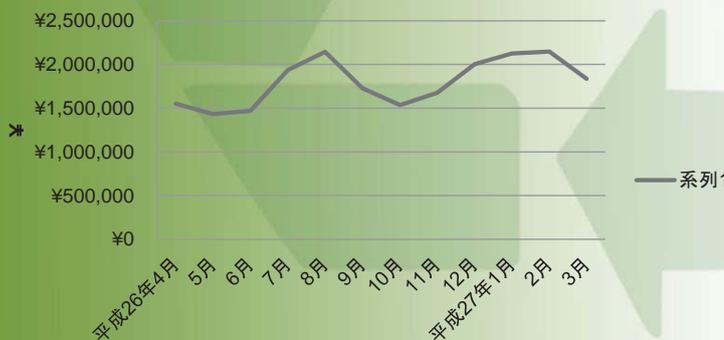
18GJ/hの熱量は27,000㎡相当

イオンモール千葉NT延床面積：180,000㎡
敷地面積：112,000㎡

排出熱と利用ユーザーの事情の違い



平成26年度 市庁舎電気代推移



- 冷暖房を前提とした場合
- 次期施設の排熱排出都合とユーザーの利用形態は全く別物
- 夏期・冬期が需要増となる
- 需要期はバックアップをもてば安全側になると考えられる
- 温水施設は年間フラットに近いと予想される

バックアップの考察



- 現状地域振興策案の排熱需要は14.7GJ/hでおおよそ賄えると予想。
- 従ってバックアップを施設側で考える場合は14.7GJ/hの規模で良いと思われる。
- 当然全炉停止時、不測の故障時は賄える。
- 季節変動需要超過時、追い炊きができる。
- 防災拠点化構想で燃料ゴミが枯渇してもバックアップが可能になる。
- 平時はバックアップを稼働させることは無いと思われ、燃費、アイトリング、維持管理コストはさほど発生しないと思われる。

発電設備の考察



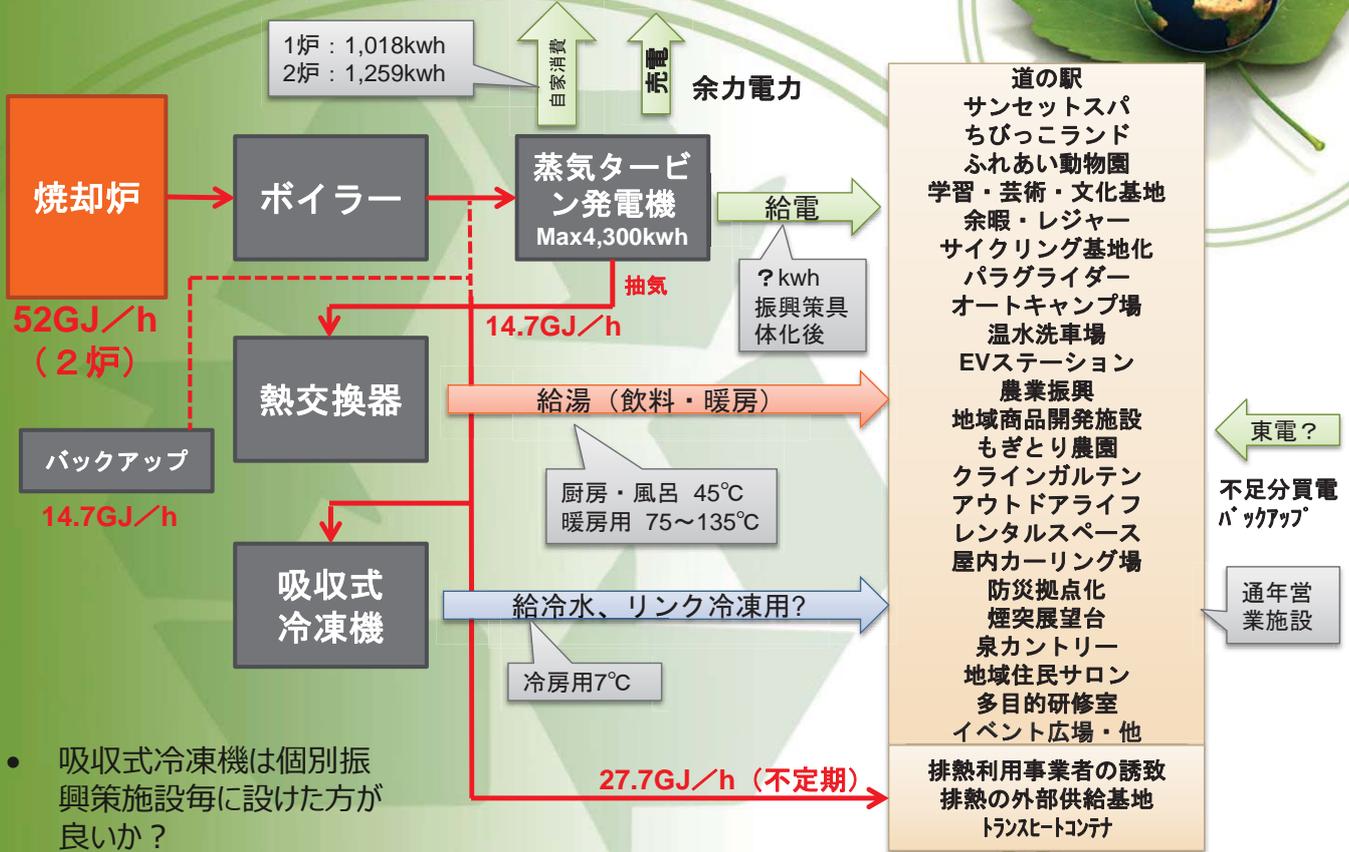
- 2炉運転時の排熱を有効活用する為に Max.52GJ/hをフル発電できる規模が望ましい。
- 抽気スチームにより、14.7GJ/hを地域振興施設に回し運用する。
- 夜間は地域振興施設需要減と予想され、排熱はフル発電すれば、組合の売電収入となる。
- 防災拠点化構想で台地内消費で余った電力は外部供給出来る。(EV、蓄電池など)

2炉運転時排熱利用の課題



- 不定期排出(2炉運転時42.4GJ/h) 排熱は年間総量の46%にもなる。
- 不定期でも使い切る工夫が課題となる。
- 考えられる利用方法
 - ★ 不定期供給を条件とした排熱利用事業者の誘致。
(例: 給食センター、食品加工、クリーニング工場、など蒸気エネルギー消費事業者は年間46%不定期排熱でもメリットは大きいと思われる。)
 - ★ 蓄熱技術実用化でバッファーとし、地域振興増設などに有効利用する。
 - ★ トランスヒートコンテナで不定期受け入れ顧客に販売。
(大電力消費者、コージェネユーザー)

現実的な排熱有効利用



- 吸収式冷凍機は個別振興策施設毎に設けた方が
良いか？

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見等

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 様

意見

平成27年11月26日提出

委員名 渡邊 忠明

松崎地区から「次期中間処理施設整備事業」両委員会への速やかな参加のお願い

1. 本論に先立ち事務局への注意喚起

9月5日開催の建設候補地周辺住民意見交換会全文会議録は、11月11日付け発出で、早くに頂いておれば、標記の提案を9月の委員会に行うことができました。事務局が多忙なことは十分理解しておりますが、重要な情報の速やかな提供に努めて下さい。

2. 松崎地区の皆様には、速やかに「次期中間処理施設整備事業」両委員会に委員を派遣頂き、委員会において反対意見、疑問、地元の要望を率直にご発言頂き、その上で改めて松崎地区の当該事業に係るご意見をまとめられることが、地区にとっても稔り多く、私達委員もより適切な発言が可能となると拝察致します。その結果、両委員会の答申もよりの確に關係住民の意見が反映された適切なものとなると確信します。

そもそも、次期中間処理施設の用地選定過程は、中間処理施設のみならず、民間も含め、あらゆる施設選定において、次に述べるようにこれほど丁寧に住民意見を尊重したものはないと言って良いのではないのでしょうか。

なお、用地選定に係る委員会は、多様な価値感、立場の委員の間で多面的、多角的な意見が交わされ、想定より時間を要し、「結論が遅い」との外部のご意見もありました。

- (1) 委員は学識経験者のみならず、関係二市一町の多様な価値感を持ち、多様な社会経験を有する住民が公募で多数参加したこと。
- (2) 委員会の審議過程は、事務局提出資料も含め、すべての情報が公開され、委員以外の住民も、疑問の提示、意見の開陳は何時でも何の障害もなくされ、その内容は、委員全員が共有したこと。
- (3) 応募のあった候補地の比較評価は、募集条件を満たしているか確認した1次審査の後、2段階（2次審査・3次審査）に区分され、環境影響、日常生活・社会活動への影響、建設コスト・維持管理コストによる住民負担、何より候補地周辺住民の理解度及び協力の見込みなど考えるすべての観点を網羅し、全員参加で評価したこと。特に、住民の理解度及び協力の見込みは、学識経験者と公募住民のバランスをとりつつ委員が手分けをし、周辺住民の皆様の率直な意見をお聞きし、住民の皆様が意見を述べやすいよう委員の人数は絞ったため、不参加の委員は、意見をお聞きする様子はDVD等のリアル感のある記録を見て評価するという画期的手法も活用されました。

吉田地区の評価に当たっては、松崎地区の反対の強い意見は、各委員が的確に評価に反映したと存じます。少なくとも私は厳密に取り入れました。

なお、両委員会の参加を固辞されるほどの強い拒否のご意向であれば、用地選定の委員会にご意見をお寄せ頂ければ、順位が賛わったかどうかは断言はできませんが、各委員は、その重みは斟酌されたはずです。

なお、私は、環境庁発足前の昭和44年から環境行政に国、道県、本州四国連絡橋公団なる事業者と、いろいろな立場で携って参りました。行政が民意を問うこと等、考えられない時代から、関係住民、公害被害者との対話を尊重して参りました。また、全環境庁労働組合執行委員長として、公害被害者との対話を回避する国務大臣環境庁長官に自分の栄達は求めず抗議声明を数回公表（当然、マスメディアは報道）して参りました。かかる経験から今回の用地選定において住民意見の反映は、私は上記の通り評価致します。

- (4) (1)～(3)を踏まえ、各市・町議員からなる組合議会の議決を得て設置された用地選定に係る委員会の答申がなされ、各市・町の首長からなる管理者により候補地は決定されました。このように、通常の民主主義のルール以上に丁寧な手続きにより選定された候補地、吉田地区に係る両委員会への参加をいただけない、つまり第三者に分かりやすい理由がない状況、状態で参加を固辞されることは、単に私のみではなく、二市一町住民に広く理解されるものではないのではと危惧申し上げますことも合わせ

て、松崎地区の皆様にはご賢察頂きたいとお願い申し上げます。

なお、用地選定に係る委員会では公募住民の委員も含め、審議開始の早い段階から、「廃棄物中間処理施設は、クリーンな（無公害の）エネルギー源ともなる安全安心な都市施設」であるとの認識が共有され、議論が進められたこともご勘案頂きたく存じます。

是非、松崎地区からの速やかな委員の選出を願うものです。

3. 学識委員への要望

学識委員におかれましては、2.（1）～（3）の経過を再度ご確認の上、中立公平な立場から松崎地区住民と事務局による意見交換の間に入って頂き、大所高所からの仲介役をお願い致したく存じます。

次期中間処理施設整備事業「地域振興策」に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

地域振興策検討委員会 委員長 福川 裕一 殿

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の地域振興策検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただくほか、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開させていただきますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能です。意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、提出年月日及び下記欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成27年11月27日提出
竹下建一 岡野三之 津島孝彦

11月5日付けの前回意見書では、発電または熱エネルギーとしての回収の比に拘らずエネルギー回収率を一定としていたが、11月15日の委員会においてエネルギーの回収形態によるエネルギー効率が提示されたので、それに基づき意見書を修正した。修正箇所は斜体になっている。

背景：次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会10月委員会において、プラントメーカーへのアンケート結果に基づいてエネルギー回収率等が提示されている。また余熱利用形態と必要熱量が提示されている。ここではエネルギー回収率を基に、余熱利用と発電の関係について試算してみた。余熱利用は種々考えられ、地域振興策検討委員会でも議論されているところである。ここに示す試算を基に定量的な議論を進めて頂きたい。試算したケースは以下の3ケースである。

- 1) 回収エネルギーを全量発電した場合
- 2) 回収エネルギーのうち、一部を温水プールに利用した場合
- 3) 回収エネルギーのうち、14.86 GJ/h を外部に熱供給した場合

試算において、エネルギーバランスのベースになっている主要パラメータは以下の通りである。

- 施設規模：156 t/d (78 t/d x 2)
- 年間稼働日数（委員会資料表-1）
1 炉運転 192 日/年、2 炉運転 166 日/年、全停 7 日/年
- 基準ゴミ低位発熱量：11,540 kJ/kg
- エネルギー回収率および回収量は11月委員会の資料を基に以下のように仮定した。
1 炉運転時、2 炉運転時とも発電または外部へのエネルギー供給の比に拘らずスチーム回収量はそれぞれ同じであるが、スチームタービン発電機で発電が増えると抽気量が減り復水量が増えるため、発電が増えると全体のエネルギー効率は悪くなる。即ち、復水量が増えるということは大気中への放散熱量が増えるからである。

	入熱量	エネルギー回収量 (エネルギー回収率)			
		外部熱供給0 (発電最大)	外部熱供給 3.19GJ/h	外部熱供給 14.86GJ/h	外部熱供給 42.4GJ/h
1 炉運転	37.5GJ/h	6.7GJ/h (*) (17.9%)	7.5GJ/h (20.1%)	10.5GJ/h (*) (28.0%)	NA
2 炉運転	75.0GJ/h	15.5GJ/h(*) (20.7%)	16.2GJ/h (21.6%)	18.6GJ/h (24.8%)	24.2GJ/h (*) (32.3%)

(注) 発電最大と外部熱供給最大のエネルギー回収量 (回収率) は委員会資料より。(* 印箇所)
中間の数字は比例として内挿した。(計算上、若干の違いはあり)

- 発電/熱の等価係数 : 0.46
- 所内電力消費量は以下とした。(10月委員会資料より推定)
1 炉運転時は外部熱供給 14,86GJ/h 時の回収エネルギー量の 34.9%、2 炉運転時は外部熱供給 42.4GJ/h 時回収エネルギー量の 18.7%となっている。従い、
1 炉運転時の所内電力は、 $37,505,000 \text{ (kJ/h)} \times 0.28 \times 0.349 / 3,600 \text{ (kJ/kWh)} = 1,018 \text{ kW}$
2 炉運転時の所内電力は、 $75,010,000 \text{ (kJ/h)} \times 0.323 \times 0.187 / 3,600 \text{ (kJ/kWh)} = 1,259 \text{ kW}$
- 売電単価は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT) の廃棄物発電で規定されている調達価格 18.36 円/kWh (消費税込み) とした。

これをベースに発電と熱エネルギー回収のケーススタディーをしてみる。

[1] 回収エネルギーを全量発電した場合

1) 1 炉運転時の発電量

ごみの入熱は、 $11,540 \text{ (kJ/kg)} \times 78 \text{ t/d} \times 1,000 \text{ (kg/t)} / 24 \text{ (h/d)} = 37,505,000 \text{ kJ/h}$
回収熱量は回収率 17.9%とすると、
 $37,505,000 \text{ kJ/h} \times 0.179 = 6,713,000 \text{ kJ/h}$
これに相当する発電量は、 $6,713,000 \text{ kJ/h} / 3,600 \text{ kJ/kWh} = 1,865 \text{ kW}$

2) 2 炉運転時の発電量

ごみの入熱は、 $11,540 \text{ (kJ/kg)} \times 156 \text{ t/d} \times 1,000 \text{ (kg/t)} / 24 \text{ (h/d)} = 75,010,000 \text{ kJ/h}$
回収熱量は回収率 20.7%とすると、
 $75,010,000 \text{ kJ/h} \times 0.207 = 15,527,000 \text{ kJ/h}$
これに相当する発電量は、 $15,527,000 \text{ kJ/h} / 3,600 \text{ kJ/kWh} = 4,313 \text{ kW}$

3) 所内必要電力

1 炉運転時 : 1,018 kW
2 炉運転時 : 1,259 kW

4) 年間売電量および売電価格

年間売電量 = $((1,865 - 1,018) \text{ kW} \times 24 \text{ h/d} \times 192 \text{ d/y}) + ((4,313 - 1,259) \times 24 \times 166 \text{ d/y}) = 16,070,000 \text{ kWh/y}$
売電単価を 18.36 円/kWh とすると、年間売電価格は 295.0 百万円/Year となる。

[2] 回収エネルギーのうち、一部を温水プールに利用した場合

温水プール運営に必要な熱量は委員会資料表-2より、温水プール用、シャワー用、温水プール管理等暖房を合わせて 3.19 GJ/h である。これを外部に供給した場合の発電量を求める。

- 1) 1 炉運転時の発電量
X kW とすると、
 $(3600X + 3.19 \times 1,000,000 \text{ (kJ/GJ)} \times 0.46) / 37,505,000 = 0.201$
これより X = 1,686 kW
- 2) 2 炉運転時の発電量
 $(3600X + 3.19 \times 1,000,000 \text{ (kJ/GJ)} \times 0.46) / 75,010,000 = 0.216$
これより X = 4,093 kW
- 3) 所内必要電力
全量発電時と同じく、1 炉運転時の所内電力は 1,018 kW、2 炉運転時の所内電力は 1,259 kW とする。
- 4) 年間売電量および売電価格
年間売電量 = $((1,686 - 1,018) \text{ kw} \times 24 \text{ h/d} \times 192 \text{ d/y}) + ((4,093 - 1,259) \times 24 \times 166 \text{ d/y}) = 14,369,000 \text{ kWh/y}$
売電単価を 18.36 円/kWH とすると、年間売電価格は 263.8 百万円/Year となる。

[3] 外部に 14.86 GJ/h の熱を供給した場合

- 1) 1 炉運転時の発電量
X kW とすると、
 $(3600X + 14.86 \times 1,000,000 \text{ (kJ/GJ)} \times 0.46) / 37,505,000 = 0.28$
これより X = 1,018 kW
- 2) 2 炉運転時の発電量
 $(3600X + 14.86 \times 1,000,000 \text{ (kJ/GJ)} \times 0.46) / 75,010,000 = 0.248$
これより X = 3,269 kW
- 3) 所内必要電力
全量発電時と同じく、1 炉運転時の所内電力は 1,018 kW、2 炉運転時の所内電力は 1,259 kW とする。
- 4) 年間売電量および売電価格
年間売電量 = $((1,018 - 1,018) \text{ kw} \times 24 \text{ h/d} \times 192 \text{ d/y}) + ((3,269 - 1,259) \times 24 \times 166 \text{ d/y}) = 8,008,000 \text{ kWh/y}$
売電単価を 18.36 円/kWH とすると、年間売電価格は 147.0 百万円/Year となる。

以上をまとめると、

	ケース[1]	ケース[2]	ケース[3]
	全量発電	温水プールに熱供給	14.86GJ/h 熱供給
有効熱供給量	0	3.19GJ/h	14.86GJ/h
1 炉運転時発電量	1,865 kW	1,686 kW	1,018 kW
2 炉運転時発電量	4,313 kW	4,093 kW	3,069 kW
年間売電量	16,070,000 kWh/Y	14,369,000 kWh/Y	8,008,000 kWh/Y
年間売電価格	295.0 百万円/Y	263.8 百万円/Y	147.0 百万円/Y

以上、外部への熱供給と売電収入の関係を試算した。詳細にみれば仮定が大胆な所があるが、大まかな指標にはなると思う。この試算結果を踏まえてどういう地域振興策が考えられるかの一助として欲しい。

(参考)：発電と熱回収の制御方法

次図はボイラでゴミ焼却排熱を回収してスチームを発生し、抽気復水タービンを設置した場合の熱回収システムである。発電はこの抽気復水タービンによりなされる。一方、熱供給は抽気復水タービンの抽気(⑩)部分のスチームを利用して、場内および場外(⑬)へ熱が供給される。この抽気スチームは抽気されるまではタービンを通して発電も行うため、効率のよい、いわばコージェネレーション(熱電併給)である。熱供給量は、その施設が決まればほぼ一定と思われ、1炉運転、2炉運転時も変わらないようにする制御になる。2炉運転で余計に回収されたスチームはタービンの復水部分を通り(⑩)、発電量が多くなる。また余熱利用施設が稼働していない時は、抽気量をゼロにし全スチーム量をタービンの復水側に持って行くか、蒸気復水器(⑭)で有効利用せずに復水に戻せばよい。以上柔軟な対応が可能である。

(添付)：施設整備検討委員会 10月委員会資料 表-2 熱回収形態と必要熱量

エネルギーバランスについて

図-1 に抽気復水タービンによる熱供給システムの蒸気の流れを示します。

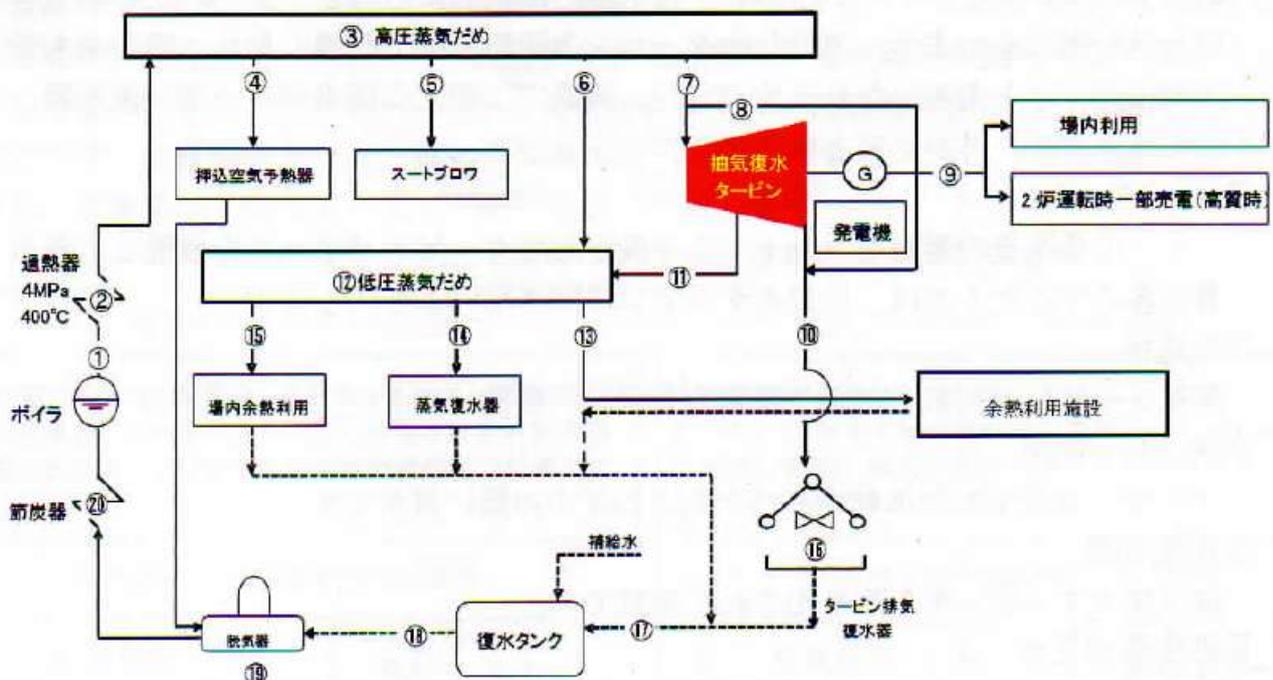


図-1 抽気復水タービンによる熱回収システム

(29) 地域振興策検討委員会関係条例等

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」の関係条例等を参考までに添付する。

資料	頁
印西地区環境整備事業組合附属機関条例	2- (29) -1
印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則	2- (29) -5
地域振興策検討委員会 組織細則	2- (29) -7
地域振興策検討委員会 運営細則	2- (29) -9
地域振興策検討委員会 専門部会要綱	2- (29) -11
地域振興策検討委員会 会議傍聴遵守事項	2- (29) -14

印西地区環境整備事業組合附属機関条例

(平成25年2月7日)
(条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 管理者に、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、管理者が委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部改正)

- 2 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年3月12日条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年2月5日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）
- 2 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年3月12日条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

次期中間処理施設整備事業 用地検討委員会 学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設整備事業 用地検討委員会 委員	日額 7,500 円

」を

「

次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会委員	日額 7,500 円
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会委員	日額 7,500 円

」に改める。

別表（第2条）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
管理者	印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき策定する一般廃棄物処理計画（し尿を除く。）について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	17人 以内	担任する事務が終了するまで
	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会	次期中間処理施設整備事業の施設整備基本計画について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	9人 以内	担任する事務が終了するまで
	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会	次期中間処理施設整備事業の地域振興策について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	9人 以内	担任する事務が終了するまで

備考 1 関係市町の住民とは、関係市町内に住所を有し、又は関係市町内に勤務先の有る者

若しくは通学先の有る者をいう。

2 関係市町とは、印西市、白井市及び栄町をいう。

印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則

(平成25年2月7日)
(規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第1号。）第5条の規定により、管理者の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議及び議事)

第2条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第3条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 附属機関の庶務を処理する機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、当該附属機関の委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月25日規則第1号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条）

附 属 機 関	庶 務 担 当 機 関
印西地区環境整備事業組合 印西地区ごみ処理基本計画 検討委員会	印西クリーンセンター
印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画検討委員会	印西クリーンセンター
印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 地域振興策検討委員会	印西クリーンセンター

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

組織細則

第1項 目的

この組織細則は、検討委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 関係市町 印西市、白井市及び栄町
- (2) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (3) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
- (4) 地域振興策 次期中間処理施設の建設候補地周辺における地域特性及び潜在的な需要等に応じた排熱利用策、生活利便性向上策、雇用創出策及び集客策等の地域活性化へ寄与する策の各案

第3項 担任する事務の主要項目

附属機関条例第2条別表で規定する「担任する事務」の主要項目は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 地域振興策の抽出
- (2) 抽出された地域振興策の基本構想を検討及び評価

第4項 委員構成の詳細

附属機関条例第2条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。

なお、次表中「公募による関係市町の住民」の定数は、関係市町毎における応募者の多少に関わらず、これを変更しない。

委員構成	委員構成の詳細		定数
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に係る学識経験を有する者		3人以内
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	1人
		白井市	1人
		栄町	1人
管理者が必要と認める者	建設候補地の周辺住民		3人以内
合計			9人以内

第5項 任期

附属機関条例第2条別表で規定する任期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1カ年を予定する。

第6項 委任

この組織細則に定めるもののほか、検討委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この組織細則は、平成27年2月12日から適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

運営細則

第1項 目的

この運営細則は、検討委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
- (3) 会議 検討委員会の会議
- (4) 委員長 検討委員会の委員長
- (5) 委員 検討委員会の委員

第3項 会議等開催予定回数

附属機関条例第2条別表及び検討委員会組織細則第5項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議 10回
- (2) 先進地の視察 1回
- (3) 建設候補地の周辺住民意見交換会 2回（出席委員は委員長と副委員長のみ）
- (4) 検討結果説明会 1回（出席委員は委員長と副委員長のみ）
- (5) 答申書授受式 1回（出席委員は委員長のみ）

第4項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催日は、第4日曜日を予定する。
- (3) 会議の開催時間は、13時から16時の3時間程度を予定する。
ただし、建設候補地の現地調査を実施する予定の第2回会議の開催時間は、9時から16時の6時間程度を予定する。（昼休憩1時間）
- (4) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室とする。

第5項 会議の非公開

個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れが認められる場合は、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を非公開とする。

第6項 会議録の公表

会議の概要を記載した会議録を作成し、検討委員会において確認した後、これを公表する。

ただし、第5項で規定する非公開会議の会議録は、これを公表しない。

第7項 氏名の公表

会議録及び委員名簿等に委員の氏名を記載し、これを公表する。

第8項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるものを他人に漏らしてはならない。

第9項 専門部会

検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

なお、当該専門部会の目的、組織、運営及び選任委員は、会議で決するところにより定める。

第10項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、検討委員会会議傍聴遵守事項として別に定める。

第11項 委任

この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会議で決するところにより定める。

附 則

この運営細則は、平成27年5月24日から適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

専門部会要綱

第1項 趣旨

この要綱は、検討委員会運営細則第9項の規定に基づき設置する専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 |
| (2) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (3) 会議 | 専門部会の会議 |
| (4) 委員 | 専門部会の委員 |

第3項 設置

検討委員会に、別表に掲げる専門部会を置き、当該専門部会において担任する事務、委員の構成及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

第4項 会長及び副会長

会長及び副会長の選任等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、専門部会の事務を総理し、専門部会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5項 会議の開催及び議事

会議の開催及び議事は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、委員長が招集し、会長が会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6項 参考意見等の聴取

専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第7項 庶務

専門部会の庶務を処理する機関は、印西クリーンセンターとする。

第8項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室とする。

第9項 会議の非公開

個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れが認められる場合は、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を非公開とする。

第10項 会議録の公表

会議の概要を記載した会議録を作成し、専門部会において確認した後、これを公表する。ただし、第9項で規定する非公開会議の会議録は、これを公表しない。

第11項 氏名の公表

会議録に委員の氏名を記載し、これを公表する。

第12項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるものを他人に漏らしてはならない。

第13項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、検討委員会会議傍聴遵守事項を準用する。

なお、当該遵守事項の適用においては、「検討委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「会長」とする。

第14項 委任

この要綱に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、「検討委員会の会議」で決するところにより定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月24日から適用する。

別表（第3項）

専門部会	担任する事務	委員の構成	任期
専門部会を設置する都度、本欄を記入する。	同左	同左	同左

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

会議傍聴遵守事項

第1項 目的

この遵守事項は、会議の傍聴に関し、運営細則第10項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とします。

第2項 用語の定義

この遵守事項における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会
- (2) 会議 検討委員会の会議
- (3) 委員長 検討委員会の委員長
- (4) 運営細則 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会運営細則

第3項 会議の非公開

運営細則第5項の規定に基づき、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を公開しない場合があるものとします。

第4項 傍聴人名簿及び傍聴券の交付

会議を傍聴しようとする人は、受付で傍聴人名簿に住所及び氏名を記載し、傍聴券の交付を受けて、指定の席に着かなければならないものとします。

第5項 傍聴人の受付

傍聴人の受付は、会議の開会時刻の30分前から先着順に行うものとします。

第6項 傍聴人の交代

傍聴人の交代は、認めないものとします。

第7項 傍聴券の返還

傍聴券の交付を受けた人が傍聴を終え退場しようとするときは、これを印西地区環境整備事業組合の職員に返還しなければならないものとします。

第8項 傍聴人の制限

傍聴人の数は、傍聴席の都合により制限することができるものとします。

第9項 議場への入場禁止

傍聴人は、議場に入ることができないものとします。

第10項 傍聴席に入ることのできない人

次に掲げる事項のいずれかに該当する人は、傍聴席に入ることができないものとします。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) その他議場の秩序を乱すおそれのある人

第11項 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならないものとします。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、又はえり巻の類を着用しないこと。
ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 飲食、私語又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしないこと。
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第12項 注意又は退場

傍聴人がこの遵守事項に違反し、委員長が口答により注意又は退場命令した場合、当該違反者は、これに従わなければならないものとします。

第13項 委任

この遵守事項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定めます。

附 則

この遵守事項は、平成27年5月24日から適用する。

(30) 地域振興策検討委員会委員名簿等

地域振興策を調査審議した「地域振興策検討委員会」の委員名簿等を参考までに添付する。

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
委員名簿

(平成27年5月24日現在)

附属機関条例及び組織細則に基づく規定		委員情報 (敬称略・委員構成の詳細毎50音順)						
委員構成	委員構成の詳細	定数	氏名	ふりがな	居住地	性別	生年	備考
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に係る学識経験を有する者	3人以内	福川 裕一	ふくかわ ゆういち	東京都文京区小日向	男	昭和24年	国立大学法人 千葉大学名誉教授
			加藤 文男	かとう ふみお	千葉県南房総市青木	男	昭和25年	株式会社らば南房総 取締役
			政所 利子	まんどころ としこ	東京都台東区谷中	女	昭和24年	株式会社 代表取締役
公募による関係市町の住民	応募者から選出のあった小論文等により選考した住民	1人	黒須 良次	くろす りょうじ	印西市小倉台	男	昭和27年	
			渡邊 忠明	わたなべ ただあき	白井市大山口	男	昭和21年	
			小野 明	おの あきら	印旛郡栄町安食台	男	昭和29年	
管理者が必要と認める者	建設候補地の周辺住民	3人以内	大谷 芳末	おおたに よしまつ	印西市吉田	男	昭和27年	印西市吉田区
			齋藤 敏美	さいとう としみ	印西市吉田	男	昭和43年	印西市吉田区
合計		9人以内						

福川裕一（ふくかわ ゆういち）
千葉大学名誉教授

経 歴

- 1972年 東京大学工学部都市工学科卒業
1978年 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻修了 工学博士
明治大学工学部建築学科助手
1982年 千葉大学工学部講師
1985年 千葉大学工学部助教授
1992年 ベトナムの町並み保存プロジェクト参加 ホイアンは世界遺産に。
1994年 建築作品・都市開発プロジェクトとして「木曾暮らしの工芸館」（新建築 8月号）
1996年 千葉大学大学院教授（自然科学研究科・多様性科学）
1997年 著書『ゾーニングとマスタープラン』（学芸出版）
1998年 「都市住宅に対する都市計画的アプローチとは何か」（都市住宅学 9）
都市住宅学会賞 受賞
1999年 著書『ぼくたちのまちづくり 全4冊』（岩波書店）
都市計画学会石川賞 受賞
2000年 ホイアン町並み保存プロジェクト 建築学会賞 受賞
2005年 『持続可能な都市』（岡部明子先生と共著・岩波書店）
『中心市街地活性化とまちづくり会社』（建築学会 丸善）
2008年 建築作品・都市開発プロジェクトとして「高松市丸亀町商店街A街区市街地再開発」（新建築 1月号）、都市計画学会石川賞 受賞
2012年 著書『都市空間のデザイン』（大谷幸夫著、福川裕一編、岩波書店）

- 専門は都市計画・アーバンデザイン 歴史的環境の保全、既成市街地（中心市街地）再生をテーマに、川越一番街、佐原、長浜、小諸、高松市丸亀町、石巻中心市街地などの調査研究やまちづくりにかかわる。
- 中心市街地活性化には「合意形成システム」と「市民による開発システム（まちづくり会社）」の二本柱の必要が持論だったが、現在はそれを「デザイン」「スキーム」「ビジネス（ライフスタイルのブランド化）」の「3ポイント・アプローチ」へ拡張・展開中
- 川越一番街町並み委員会・副委員長
- NPO全国町並み保存連盟・代表
- 一般社団法人讃岐ライフスタイル研究所共同代表
- I COMOSの下部組織C I V V I Hメンバー
- 高松丸亀町商店街でライフスタイルショップ「まちのシューレ・963」運営

加藤 文 男 (かとう ふみお)
株式会社ちば南房総 取締役

経 歴

- 千葉県立安房高等学校普通科卒業
- 1991年 富浦町役場 観光・企画課長
- 1992年 枇杷倶楽部所長・(株)とみうら取締役
- 1998年 駒澤大学経済学部 講義担当者
千葉県魅力ある房総観光地づくり推進委員 (千葉県)
千葉県グリーン・ツーリズム調査検討委員 (千葉県)
- 1999年 千葉県立館山高等技術専門校 観光概論非常勤講師
千葉県総合5か年計画懇談会委員 (千葉県)
- 2002年 リゾート・アドバイザー (国土交通省)
- 2003年 沖縄県美ら島ブランド創出推進検討委員 (沖縄県)
富浦町役場 総務課長
タイ王国産業村ワークショップ講師 (国際協力銀行)
- 2004年 観光カリスマ認定 (内閣府・国土交通省・農林水産省)
- 2006年 南房総市 商工観光部長
南房総市 生活環境部長
緊急地震速報の本運用開始に係る検討会委員 (気象庁)
千葉県立博物館外部評価委員会委員 (千葉県教育委員会)
千葉県の景観に関する条例検討委員会委員 (千葉県)
眺望100景選定委員会委員 (千葉県観光協会)
千葉運輸支局交通アドバイザー (関東運輸局千葉運輸支局)
集客拡大要因分析研究会委員 (経済産業省)
- 2007年 ベトナム平和発展財団招聘による訪越 (1月・12月)
地域中小企業サポーター (経済産業省・国土交通省)
地域活性化伝道師 (内閣官房)
南房総市 企画部 戦略プロジェクト推進部長
体験交流観光・集客サービスビジネス研究会委員 (経済産業省)
- 2008年 ベトナム平和発展財団招聘による訪越
地域力創造アドバイザー (総務省)
- 2009年 ベトナム平和発展財団招聘による訪越
南房総市 企画部長
食農コーディネーター (社団法人食品需給研究センター)

- 2011年 南房総市定年退職
JICA南房総市 プロジェクトリーダー（対ベトナム）
枇杷倶楽部（株とみうら）取締役
- 2012年 「かながわ農林水産ブランド戦略課長」選考委員
株式会社ちば南房総 取締役
- 2013年 観光立県ちば推進基本計画策定懇談会委員（千葉県）

政 所 利 子 (まんどころ としこ)
株式会社 玄 代表取締役

経 歴

跡見学園短期大学国文科卒業

PR誌「メイト」編集長

1975年 出向先(株)電通にてイベントプランニングアシスタント

1979年 鐘紡(株)ファッション事業部クリスチャン・ディオール オートクチュールデザイナー、コスチュームデザイナー、プロダクトデザイナー、都市空間計画及び環境計画プランナー

1988年 株式会社 玄 設立

国土庁地方振興アドバイザー

1994年 地方産業ビジョン研究会、地域産業関連審議委員歴任、通商産業省環境型都市形成審議会委員、離島振興法改正検討会、水源地対策検討委員会委員、新農基法検討作業部会委員、国土交通省中心市街地活性化アドバイザー、国土交通省社会実験支援フォーラムアドバイザー歴任、NTTオープンラボ「企業経営組織モデル」探求研究会メンバー、経済産業省産業構造審議会委員、経済産業省・繊維産業振興研究会メンバー

1996年 (財)北区勤労者サービスセンター理事に就任(2012年3月迄)

1998年 優秀観光地選考委員、花の観光地づくり賞選考委員

経済産業省産業構造審議会委員/国土庁地方振興アドバイザー他

東京都台東区に産業博物館 開館

千年芸工館と称した日本伝統工芸復興の運動を展開している

1999年 ふるさとづくり賞(総理大臣賞他)中央審査委員他

2000年 21世紀の「人と建設技術賞」審査委員、行政参加型まちづくり選考委員(国土交通省)、東京都21世紀商店街づくり戦略委員会委員(東京都労働経済局)

2001年 伝統工芸品産地プロデューサー(財)伝統的工芸品産業振興協会)

2002年 国土交通省離島振興法改正検討委員会委員

立教大学大学院観光学部非常勤講師

千葉県農業会議アドバイザー

2003年 中野区産業まちづくり調査会委員

若手商人研究会講師((公財)東京都中小企業振興公社)

学生起業家選手権審査員((公財)東京都中小企業振興公社)

2004年 過疎地域自立活性化優良事例表彰委員会委員(総務省)

地域づくり懇談会委員(総務省)

「創業塾」女性企業家向けセミナー主宰(東京都商工会連合会)

- 2005年 東北文化学園大学客員教授
産業観光推進会議委員（社）日本観光協会）、関東運輸局モデル施策検討委員、
関東観光まちづくりアドバイザー会議委員（関東運輸局）、文化観光懇談会委員、
国土交通省社会実験アドバイザー会議委員
- 2006年 I L T M（インターナショナルラグジュアリーマート）調査委員会委員
- 2007年 地方制度調査会委員、江戸東京観光推進コンソーシアム準備委員会委員長、地域
産業資源活用事業評価委員会委員（関東経済産業局）、「全国地域リーダー養成塾」
講師（（一財）地域活性化センター）、内閣府地域活性化伝道師
- 2008年 V I S I T J A P A N大使（2010・10YOKOSO JAPAN大使より改名）
- 2009年 NPO法人さど理事就任
光ブローバンドの活用方策検討チーム構成員（総務省）、農商工等連携事業・農商
工等連携支援事業評価委員会委員（関東経済産業局）
- 2010年 関東観光推進会議委員（関東運輸局）、信州経済戦略会議委員（長野県）
- 2011年 とやまふるさと使節就任、北区おでんプロジェクト総合プロデューサー、かねが
さき女性元気塾ビジネスセミナー主宰（岩手県金ヶ崎町）
- 2012年 一般財団法人 東京城北勤労者サービス評議員
農林水産省（伊）スローフード展展出展総合プロデューサー、観光を手法とした地
域経済活性化に関する調査事業委員会（経済産業省）
- 2013年 一般財団法人 ロングステイ財団理事、ウェルカムTOKIO代表
新潟県観光立県推進行動計画検討委員会委員（新潟県）、北陸農政局農村振興課関
係補助金等交付先選定審査委員会委員（北陸農政局）、食のモデル地域構築計画選
定委員会委員（農林水産省）、「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」
目利きアドバイザー（観光庁）、商品販売営業力強化セミナー・国際色を活かした
商店街づくり創出塾（青森県三沢市）、コミュニティービジネス実践講座（富山県
高岡市）等講師歴任、ミラノ国際博覧会日本館サポーター就任
- 2014年 世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマークを使用した新たな認定制度検討委員
会委員（石川県）世界農業遺産 未来につなげる「能登」の一品認定審査会委員（石
川県）他
- 2015年 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部観光デザイン学科、コミュニティ学科兼
任教員、ミラノ国際博覧会日本館サポーター等就任

○プロフェッショナル＝玄人の集団を目指して活躍。東京、浅草「六区街の再生」等、首都
圏内をはじめとして、まちづくり・総合計画・環境設計・計画及び設計業務並びに全国市町
村における各種地域産業振興、商工業活性化策、事業経営戦略、地域ブランド等の研究・調
査を主要業務とする

○フランスネージュインターナショナルC・E・F・I・T・E・N技術顧問他、海外の研
究所との連携による環境計画にも取り組む。

○農業会議・地域興しセミナー講師、観光地づくりアドバイザー（社）日本観光協会）中心市街地活性化セミナー講師（中小企業総合事業団）、農業改良普及センター・セミナー講師、市町村アカデミー講師、地域産業振興分野担当講師（電源地域振興センター）「TOKYO 起業塾」講師・マーケティング塾セミナー師範（（公財）東京都中小企業振興公社）

印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会 委員写真



前列左から、大谷委員・政所学識経験委員（副委員長）・福川学識経験委員（委員長）・加藤学識経験委員（副委員長）
後列左から、小野委員・齋藤委員・渡邊委員・黒須委員